

令和4年版

水道・公共下水道・工業用水道事業年報

令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
(2021. 4. 1 ～ 2022. 3. 31)



鹿児島市水道局

目 次

第1編 総説			
第1章 組織・人事			
1. 機構図	1		
2. 事務分掌	2		
3. 年度別職員定数	10		
4. 年齢別・職種別職員構成表	10		
5. 勤続年数別・職種別職員構成表	10		
6. 職種別給与内訳表	11		
7. 勘定別職員数	11		
第2章 広報広聴活動			
1. 広報活動	12		
2. 広聴活動	15		
3. インターネットの活用	15		
第3章 経営審議会	16		
第2編 水道事業			
第1章 総説			
1. 沿革	17		
2. 基本計画	20		
3. 令和3年度事業概要	21		
第2章 給水			
1. 事業の推移	22		
2. 給水人口・給水量	24		
3. 水源別給水量	26		
4. 給水量分析比較表	36		
5. 口径別件数及び有収水量	36		
6. 用途別件数及び有収水量	38		
7. 水量区画別件数及び有収水量	40		
第3章 業務			
1. 検針業務状況	42		
2. 水道料金調定状況	42		
3. 水道料金収納状況	42		
4. 給水負担金調定状況	43		
5. 水道メーター	43		
6. 給水装置	44		
7. 漏水防止	44		
8. 電力使用状況	46		
9. 薬品使用状況	47		
10. 水質検査結果表	48		
第4章 施設の概要			
1. 主要施設一覧表	53		
2. 浄水場施設概要	61		
3. 導・送・配水管布設状況	68		
第5章 工事			
1. 建設改良工事	74		
第6章 財務			
1. 損益計算比較	76		
2. 資本的収支比較	78		
3. 貸借対照比較	80		
4. 費用構成比較	84		
5. 給水原価構成比較	86		
6. 経営分析	88		
7. 経営指標	88		
8. 財務分析	88		
9. 企業債に関する調べ	90		
第7章 料金制度等			
1. 水道料金の変遷	92		
2. 平成16年11月1日に合併した5地域に係る水道料金の段階的調整	98		
3. 給水負担金の変遷	100		
第3編 公共下水道事業			
第1章 総説			
1. 沿革	103		
2. 事業計画	106		
3. 令和3年度事業概要	107		
第2章 排水			
1. 事業の推移	108		
2. 処理人口・処理水量	110		
3. 処理場別処理水量	112		
4. 水質濃度別有収水量	112		
5. 用途別件数及び有収水量	114		
6. 水量区画別件数及び有収水量	116		
第3章 業務			
1. 下水道使用料調定状況	117		
2. 下水道使用料収納状況	117		
3. 受益者負担金収入状況	117		
4. 排水設備	117		
5. 水洗便所改造資金 融資あっ旋・助成金制度	118		
6. 低宅地汚水ポンプ施設設置 補助金制度	118		
7. 個人住宅雨水貯留施設等設置 助成金制度	119		
8. 電力使用状況	119		
9. 薬品使用状況	120		
10. 下水汚泥処分状況	121		
11. 水質試験成績表	122		
第4章 施設の概要			
1. 終末処理場・汚泥堆肥化場・ 汚水ポンプ場施設概要	123		
2. 汚水管布設状況	130		
3. 雨水ポンプ場施設概要	133		
4. 雨水管きょ施設布設状況	138		
第5章 工事			
1. 建設改良工事	140		
2. 汚水管路施設補修工事	141		
第6章 財務			
1. 損益計算比較	142		
2. 資本的収支比較	144		
3. 貸借対照比較	146		
4. 費用構成比較	150		
5. 汚水処理原価構成比較	152		
6. 経営分析	154		
7. 経営指標	154		
8. 財務分析	154		
9. 企業債に関する調べ	156		
第7章 料金制度等			
1. 下水道使用料の変遷	157		
2. 受益者負担金	161		
3. 区域外流入分担金	161		

目 次

第4編 工業用水道事業

第1章 総説

1. 沿革 163
2. 令和3年度事業概要 163

第2章 給水

1. 事業の推移 164
2. 給水件数・給水量 164

第3章 業務

1. 工業用水道料金調定状況 166
2. 電力使用状況 166
3. 水質検査結果表 166

第4章 施設の概要

1. 施設概要 168
2. 送・配水管布設状況 168

第5章 財務

1. 損益計算比較 170
2. 資本的収支比較 170
3. 貸借対照比較 172
4. 費用構成比較 174
5. 給水原価構成比較 176
6. 経営分析 178
7. 経営指標 178
8. 財務分析 178

第6章 料金制度

1. 工業用水道料金 180

第5編 参考資料

1. 年度別降水量 182
2. 年度別降灰量 182
3. 年度別気温 184
4. 年度別日照時間 184
5. 指定給水装置工事事業者・
指定排水設備工事事業者数 186
6. 事業年表 187
7. 関係法令
(1) 鹿児島市水道事業、工業用水道
事業及び公共下水道事業の設置
等に関する条例 195
(2) 鹿児島市給水条例 198
(3) 鹿児島市下水道条例 207
(4) 鹿児島市工業用水道事業給水条例 216
8. 中核市・九州県都一覽表 220
9. 関係団体一覽表 228

(注1) 本書では、表中における元号の表記（※30年度以前は「平成」、元年度以降は「令和」）を、全般的に省略してあります。

(注2) 本書の年度別推移表における数値は、令和3年度までは実績値、令和4年度は当初予算の数値を示しています。

第1編 総説

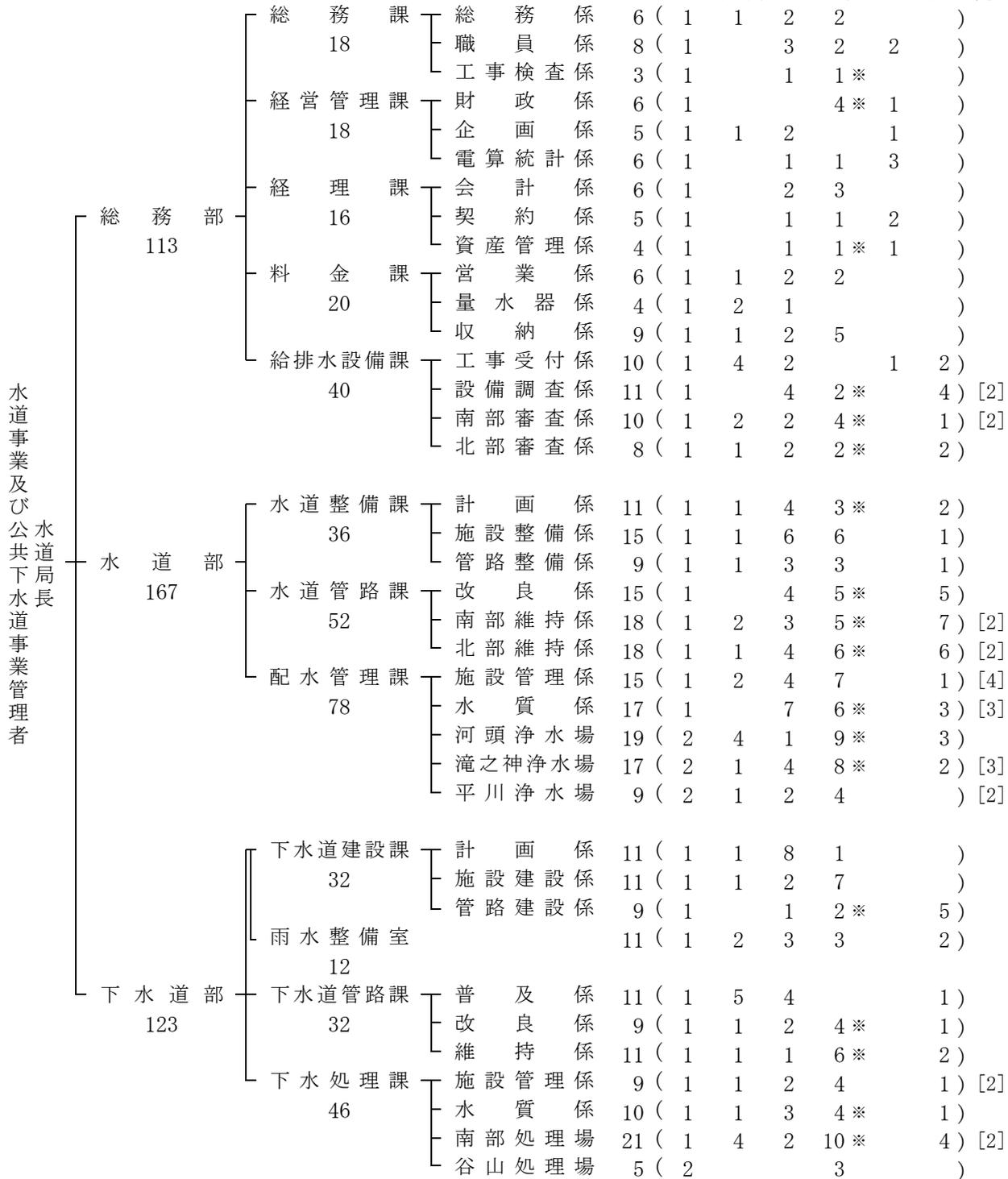
第1章 組織・人事

1. 機構図

(令和4年3月31日現在)

(単位：人)

(うち 長、専門員、主査、主任、主事、技師), [短時間再任用]



※フルタイム再任用職員を含む。

403 (管理者及び休職 (5人) は除く)

(注) 浄水場・処理場の長には副場長を含む。
南部処理場長は下水処理課長が兼ねる。

2. 事務分掌

令和4年3月31日現在

部・課・係名		事務分掌
総務部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ① 文書の收受、発送、整理及び保存に関する事。 ② 公印の保管に関する事。 ③ 儀式及び交際に関する事。 ④ 日本水道協会及び日本下水道協会の事務に関する事。 ⑤ 災害対策の総括に関する事。 ⑥ 局議・部課長会議の招集に関する事。 ⑦ 水道史の編さんに関する事。 ⑧ 万之瀬川水源基金との連絡調整に関する事。 ⑨ 車両管理の総括に関する事。 ⑩ 自動車の損害保険に関する事。 ⑪ 庁舎及び公舎の維持管理に関する事。 ⑫ 電話管理の総括に関する事。 ⑬ 防火管理の総括に関する事。 ⑭ 庁内の警備及び取締りに関する事。 ⑮ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑯ 局・部内の連絡調整に関する事。 ⑰ 課の予算及び経理に関する事。 ⑱ 課の文書に関する事。 ⑲ 局、部及び課の庶務に関する事。
	職員係	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の配置に関する事。 ② 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関する事。 ③ 職員の給与及び児童手当に関する事。 ④ 職員の諸税の源泉徴収及び納付に関する事。 ⑤ 退職者に対する給付に関する事。 ⑥ 職員及び職員以外の者の旅費計算に関する事。 ⑦ 職員の研修に関する事。 ⑧ 職員の労務管理並びに労働協約及び団体交渉に関する事。 ⑨ 職員の損害賠償に関する事。 ⑩ 職員の交通事故による損害賠償の総括に関する事。 ⑪ 職員の安全衛生及び公務災害補償に関する事。 ⑫ 鹿児島県市町村職員共済組合及び職員厚生会に関する事。 ⑬ 職員の被服の貸与に関する事。
	工事検査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 請負工事等の検査に関する事。 ② 開発行為等に係る水道施設及び排水施設の工事検査に関する事。 ③ 請負工事に係る資機材等の検査に関する事。
	経営管理課	<ul style="list-style-type: none"> ① 財政計画の策定に関する事。 ② 予算の編成、配当及び統制に関する事。 ③ 企業債の借入れ及び償還並びに一時借入金に関する事。 ④ 補助金の受入れに関する事。 ⑤ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑥ 公印の保管に関する事。 ⑦ 課の予算及び経理に関する事。 ⑧ 課の文書及び庶務に関する事。
	企画係	<ul style="list-style-type: none"> ① 経営に係る重要事項の企画、調整、調査及び研究に関する事。 ② 料金制度の企画及び研究に関する事。 ③ 事務・事業の考査に関する事。 ④ 事務改善の計画及び調整に関する事。 ⑤ 職員定数、組織及び事務分掌に関する事。

部・課・係名		事務分掌	
総務部	経営管理課	企画係	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 市議会に係る事項の総括に関する事。 ⑦ 経営審議会に関する事。 ⑧ 重要文書の審査に関する事。 ⑨ 条例、規則、規程及びその他法務に関する事。 ⑩ 管理規程の公布に関する事。 ⑪ 告示に関する事。 ⑫ 広報及び広聴に関する事。 ⑬ 情報公開制度の総括に関する事。 ⑭ 水道局が保有する個人情報の保護制度の総括に関する事。 ⑮ 報道機関との連絡に関する事。 ⑯ 特命事項に関する事。
		電算統計係	<ul style="list-style-type: none"> ① OA機器の利用に関する事。 ② 電算利用の企画及び調整に関する事。 ③ 電算の管理及び運営（上・下水道施設の制御等に係るものを除く。）に関する事。 ④ 電算利用業務の開発及び保存に関する事。 ⑤ データベースの管理に関する事。 ⑥ 統計の総括及び事業年報の作成に関する事。
	経理課	会計係	<ul style="list-style-type: none"> ① 決算及び財務諸表に関する事。 ② 業務状況の報告に関する事。 ③ 消費税及び地方消費税に関する事。 ④ 会計伝票等の審査及び執行に関する事。 ⑤ 現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。 ⑥ 会計伝票及び証拠書類の保管及び整理に関する事。 ⑦ 預り金及び預り有価証券の保管に関する事。 ⑧ 資金計画及び資金の運用に関する事。 ⑨ 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。 ⑩ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑪ 公印の保管に関する事。 ⑫ 課の予算及び経理に関する事。 ⑬ 課の文書及び庶務に関する事。
		契約係	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種工事の請負及び資機材の購入の契約に関する事。 ② 物品の購入及び修繕の契約に関する事。 ③ 印刷及び製本の発注契約に関する事。 ④ 委託業務の契約（別に定めがある場合を除く。）に関する事。 ⑤ 入札保証金、契約保証金及び違約金の徴収及び還付に関する事。 ⑥ 物品等の検収に関する事。 ⑦ 不用品の売却に関する事。
		資産管理係	<ul style="list-style-type: none"> ① 資産管理の総括並びに固定資産台帳の保管及び整理に関する事。 ② 不動産の取得に係る登記及び不動産の借用に関する事。 ③ 行政財産の使用許可に関する事。 ④ 普通財産の管理、貸付け及び処分に関する事。 ⑤ 資産の評価及び減価償却に関する事。 ⑥ 庁用備品管理の総括に関する事。 ⑦ 建物の損害保険に関する事。 ⑧ 水道、工業用水道及び下水道施設の事故による損害賠償の総括に関する事。 ⑨ 水道、工業用水道及び下水道施設等の賠償責任保険に関する事。

部・課・係名		事務分掌	
総務部	料金課	営業係	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用水量及び排除汚水量（以下「使用水量等」という。）の計量及び精査並びに認定に関すること。 ② 水道料金、工業用水道の料金及び下水道使用料（鹿児島市地域下水道条例第11条に規定する使用料を含む。）（以下「水道料金等」という。）に係る各種届出の受付及び処理に関すること。 ③ 水道料金等の調定及び納入通知に関すること。 ④ 水道料金等の減免及び調定更正に関すること。 ⑤ 共同住宅（店舗又は事務所が併設されている共同住宅を含む。）又は所有者の負担となる遠隔測定式水道メーター及び集中検針盤が取り付けられている建物（以下「共同住宅等」という。）の各戸検針及び各戸の水道料金等（工業用水道の料金を除く。）の収納の契約に関すること。 ⑥ 私設消火栓の使用に関すること。 ⑦ 船舶給水に関すること。 ⑧ 検針業務等の委託契約に関すること。 ⑨ 給水装置の漏水等の調査の委託及び処理に関すること。 ⑩ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑪ 公印の保管に関すること。 ⑫ 課の予算及び経理に関すること。 ⑬ 課の文書及び庶務に関すること。
		量水器係	<ul style="list-style-type: none"> ① 量水器の入庫、出庫及び保管並びに貯蔵計画に関すること。 ② 量水器の整備、試験及び検査に関すること。 ③ 量水器の取替えに関すること。 ④ 量水器の設置を伴う給水及び排水の開始並びに量水器の撤去を伴う給水及び排水の休止の実施に関すること。 ⑤ 量水器に係る調査及び研究に関すること。 ⑥ 量水器の亡失及び損傷に伴う損害賠償に関すること。
	収納係	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道料金等の収納に関すること。 ② 転居精算等の受付及び処理に関すること。 ③ 水道料金等の過誤納金の還付に関すること。 ④ 滞納に係る水道料金等の収納及び納付督促に関すること。 ⑤ 給水の停止処分及び給水の再開に関すること。 ⑥ 滞納に係る水道料金等債権の差押処分等に関すること。 ⑦ 水道料金等の不納欠損処分に関すること。 	
	給排水設備課	工事受付係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備に係る工事の受付及び諸届出の受付並びに連絡に関すること。 ② 指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者の指定、指導及び講習に関すること。 ③ 給水装置、給水施設及び排水設備の構造及び材質等の基準に関すること。 ④ 給水装置、給水施設及び排水設備の修繕に関すること。 ⑤ 給水負担金並びに指定、設計審査及び工事検査に係る手数料（地域下水道条例第13条に規定するものを含む。）に関すること。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑦ 公印の保管に関すること。 ⑧ 課の予算及び経理に関すること。 ⑨ 課の文書及び庶務に関すること。

部・課・係名		事務分掌	
総務部	給排水設備課	設備調査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備に係る相談、問い合わせ等の受付、検査及び処理並びに連絡に関すること。 ② 井戸等水道以外の水の排除汚水量の認定の定期調査及び処理並びに連絡に関すること。 ③ 給水装置、給水施設及び排水設備の適正使用等の調査及び処理並びに連絡に関すること。 ④ 給水装置、給水施設及び排水設備の改善指導に関すること。 ⑤ 給水装置、給水施設及び排水設備工事に伴う鹿児島市道の占用許可等の申請に関すること。
		南部審査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備工事の設計審査及び工事検査（地域下水道条例第7条第2項に規定するものを含む。）に関すること。 ② 給水装置、給水施設及び排水設備工事の監督及び取締りに関すること。 ③ 井戸等水道以外の水の排除に係る汚水量の当初認定に関すること。 ④ 給水装置台帳及び排水設備台帳のファイリングに関すること。
		北部審査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備工事の設計審査及び工事検査（地域下水道条例第7条第2項に規定するものを含む。）に関すること。 ② 給水装置、給水施設及び排水設備工事の監督及び取締りに関すること。 ③ 井戸等水道以外の水の排除に係る汚水量の当初認定に関すること。
水道部	水道整備課	計画係	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設及び工業用水道施設建設に係る各種許認可の申請に関すること。 ② 水道事業及び工業用水道事業の基本計画の策定及び総合調整に関すること。 ③ 水道施設及び工業用水道施設建設改良計画の基本調査及び設計に関すること。 ④ 小規模水道との調整に関すること。 ⑤ 開発行為等に伴う水道施設の建設の協議及び工事負担金に関すること。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑦ 部内の連絡調整に関すること。 ⑧ 公印の保管に関すること。 ⑨ 課の予算及び経理に関すること。 ⑩ 課の文書に関すること。 ⑪ 部及び課の庶務に関すること。
		施設整備係	<ul style="list-style-type: none"> ① 浄水場施設及びその他関連施設（以下「浄水施設等」という。）に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ② 水源地、配水池及びその他関連施設（以下「水源地等」という。）に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ③ 導水管（ずい道を含む。以下同じ。）、送水管、配水本管、配水支管等（以下「管路施設等」という。）のうち、土地区画整理事業区域内を除く導水管、送水管及び配水本管に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ④ 開発行為等に係る水道施設工事のうち浄水施設等及び水源地等の設計審査に関すること。 ⑤ 小規模水道の浄水施設等及び水源地等に係る技術指導に関すること。

部・課・係名		事務分掌	
水道部	水道整備課	管路整備係	<ul style="list-style-type: none"> ① 管路施設等のうち、配水支管の建設改良工事（水道管路課の所掌に係るものを除く。）及び土地区画整理事業区域内で行う導水管、送水管、配水本管に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ② 開発行為等に係る水道施設工事のうち管路施設等の設計審査に関すること。 ③ 小規模水道の管路施設等に係る技術指導に関すること。
	水道管路課	改良係	<ul style="list-style-type: none"> ① 管路施設等の移設依頼工事の受付に関すること。 ② 管路施設等の移設依頼工事及び配水支管の改良工事に係る設計及び施行に関すること。（土地区画整理事業区域内及び配水管理課が所管する用地内を除く。） ③ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ④ 公印の保管に関すること。 ⑤ 課の予算及び経理に関すること。 ⑥ 課の文書及び庶務に関すること。
		南部維持係	<ul style="list-style-type: none"> ① 配水管（送水管で配水管を兼ねるものを含む。以下同じ。）及びその他付属施設（以下「配水管等」という。）の維持管理及び操作に関すること。 ② 他工事現場における事故等の防止対策に係る立会い、協議、巡視及び点検に関すること。 ③ 道路内漏水修繕の施行並びに管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ④ 応急給水に関すること。 ⑤ 断水広報に関すること。 ⑥ 公設消火栓の使用に関すること。 ⑦ 道路等の占用許可の申請及び更新に関すること。 ⑧ 漏水調査の計画策定、実施及び漏水の修繕に関すること。 ⑨ 管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る水道配管情報の更新及び管理に関すること。
		北部維持係	<ul style="list-style-type: none"> ① 配水管等の維持管理及び操作に関すること。 ② 他工事現場における事故等の防止対策に係る立会い、協議、巡視及び点検に関すること。 ③ 道路内漏水修繕の施行並びに管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ④ 応急給水に関すること。 ⑤ 断水広報に関すること。 ⑥ 公設消火栓の使用に関すること。 ⑦ 道路内の老朽給水管の取替えに関すること。 ⑧ 道路等の占用許可の申請及び更新に関すること。 ⑨ 漏水調査の計画策定、実施及び漏水の修繕に関すること。 ⑩ 管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る水道配管情報の更新及び管理に関すること。
		配水管理課	施設管理係

部・課・係名		事務分掌	
水道部	配水管理課	施設管理係	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 配水管理の総括に関する事。 ⑥ 配水区域の調整に関する事。 ⑦ 無線電話の管理の総括に関する事。 ⑧ 受水及び分水に関する事。 ⑨ 水源地等の運転操作及び維持管理に関する事。 ⑩ 導水管、送水管の維持管理及び操作に関する事。 ⑪ 水源のかん養に関する事。 ⑫ 取水に伴う関係機関との連絡調整に関する事。 ⑬ 庁舎及び公舎の改良工事及び50万円以上の修繕工事の設計及び施行に関する事。 ⑭ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑮ 公印の保管に関する事。 ⑯ 課の予算及び経理に関する事。 ⑰ 課の文書及び庶務に関する事。
		水質係	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道及び工業用水道の水質管理に関する事。 ② 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び試験分析に関する事。 ③ 水道及び工業用水道に係る水質の試験の委託に関する事。
		河頭浄水場 滝之神浄水場 平川浄水場	<ul style="list-style-type: none"> ① 浄水施設等の運転操作及び維持管理に関する事。 ② 水源地等の運転操作及び維持管理に関する事。 ③ 浄水施設等及び水源地等並びに当該施設内の管路施設等の維持補修工事の設計及び施行に関する事。 ④ 導水管、送水管の維持管理及び操作に関する事。 ⑤ 取水に伴う申請及び報告に関する事。
下水道部	下水道建設課	計画係	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道施設（雨水管きよを含む。）の建設に係る各種許認可の申請に関する事。 ② 下水道事業の基本計画の策定及び総合調整に関する事。 ③ 下水道の実施の調整に関する事。 ④ 建設改良事業の基本計画に関する事。 ⑤ 開発行為等に伴う排水施設の設置の協議に関する事。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑦ 部内の連絡調整に関する事。 ⑧ 公印の保管に関する事。 ⑨ 課の予算及び経理（雨水整備室に係るものを含む。）に関する事。 ⑩ 課の文書に関する事。 ⑪ 部及び課の庶務（雨水整備室に係るものを含む。）に関する事。
		施設建設係	<ul style="list-style-type: none"> ① 処理場施設、ポンプ場施設、汚水管幹線（管路建設係の所掌に係るものを除く。）その他付属施設の建設改良工事の設計及び施行に関する事。 ② 開発行為等に係る排水施設工事のうちポンプ場施設、汚水管幹線その他付属施設の設計審査に関する事。
		管路建設係	<ul style="list-style-type: none"> ① 面整備に係る汚水管幹線及び汚水管枝線その他付属施設の建設改良工事の設計及び施行に関する事。 ② 開発行為等に係る排水施設工事のうち汚水管枝線その他付属施設の設計審査に関する事。

部・課・係名		事務分掌	
下水道部	雨水整備室	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道施設（雨水管きよ、雨水ポンプ場施設その他付属施設に限る。）（以下「下水道施設（雨水）」という。）の建設に係る各種許認可書類の作成に関する事。 ② 下水道施設（雨水）の各種計画の策定に関する事。 ③ 下水道施設（雨水）の建設改良工事、移設依頼工事及び維持補修工事の設計及び施行に関する事。 ④ 開発行為等に係る排水施設工事のうち下水道施設（雨水）の設計審査に関する事。 ⑤ 下水道施設（雨水）の工事の実施に伴う用地の取得及び補償に関する事。 ⑥ 下水道施設（雨水）の維持管理に関する事。 ⑦ 下水道施設（雨水）の無断工作物の撤去取締り及び行為の許可に関する事。 ⑧ 公共下水道台帳の調製及び保管に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。 ⑨ 室に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑩ 公印の保管に関する事。 ⑪ 室の文書に関する事。 	
	下水道管路課	普及係	<ul style="list-style-type: none"> ① 排水設備の設置及び水洗化の普及促進に関する事。 ② 水洗便所改造資金の融資あっ旋及び助成に関する事。 ③ 既設の污水管に設置する取付管の設計及び施行に関する事。 ④ 既設の污水管に接続する私道の污水管その他付属施設の設計及び施行に関する事。 ⑤ 受益者負担金及び区域外流入分担金の賦課及び徴収に関する事。 ⑥ 受益者負担金及び区域外流入分担金の徴収猶予及び減免に関する事。 ⑦ 滞納に係る受益者負担金及び区域外流入分担金の収納に関する事。 ⑧ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑨ 公印の保管に関する事。 ⑩ 課の予算及び経理に関する事。 ⑪ 課の文書及び庶務に関する事。
		改良係	<ul style="list-style-type: none"> ① 污水管その他付属施設（以下「污水管等」という。）の移設依頼工事の受付に関する事。 ② 污水管等の移設依頼工事及び改良工事等の設計及び施行に関する事。 ③ 老朽管路の改良計画の策定に関する事。
		維持係	<ul style="list-style-type: none"> ① 污水管等の維持管理に関する事。 ② 污水管等に係る維持補修工事の設計及び施行に関する事。 ③ 他工事現場における事故等の防止対策に係る巡視、点検に関する事。 ④ 公共下水道台帳の調製及び保管に関する事（雨水に係るものを除く。）。 ⑤ 道路等の占用許可申請及び更新に関する事。 ⑥ 取付管の廃止に関する事。

部 ・ 課 ・ 係 名		事 務 分 掌
下水道部	下水処理課	施設管理係
		水 質 係
		南部処理場 谷山処理場

① 処理場の総括管理及び連絡調整に関すること。
② 下水汚泥堆肥化場の運転操作、維持管理並びに維持補修工事及び改良工事の設計及び施行に関すること。
③ 錦江処理場等の運転操作、維持管理並びに維持補修工事の設計及び施行に関すること。
④ 処理場施設及びポンプ場施設の改良工事の設計及び施行に関すること。
⑤ 下水汚泥の堆肥化その他処分に関すること。
⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。
⑦ 公印の保管に関すること。
⑧ 課の予算及び経理に関すること。
⑨ 課の文書及び庶務に関すること。

① 下水道の水質管理に関すること。
② 下水道に係る水質の調査及び試験分析に関すること。
③ 排除汚水の水質に係る検査及び改善指導に関すること。
④ 除害施設の設置の指導及び検査に関すること。
⑤ 特定施設の届出の受付及び処理に関すること。
⑥ 水質料金の適用に係る排除汚水の水質の認定に関すること。
⑦ 下水道に係る水質の試験の委託に関すること。

① 処理施設等の運転操作及び維持管理に関すること。
② 処理施設等の維持補修工事の設計及び施行に関すること。

3. 年度別職員定数

年度	区分	職員定数 (人)	職員数 (人)
平成29		424	412
30		414	403
令和元		407	401
2		419	415
3		418	408

注 各年度末の数。管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

4. 年齢別・職種別職員構成表

令和4年3月31日現在

年齢	職種	事務職員		技術職員		計	
		職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)
21歳未満		1	1.1	5	1.6	6	1.5
21歳以上	26歳未満	5	5.6	22	6.9	27	6.6
26歳以上	31歳未満	4	4.4	30	9.4	34	8.3
31歳以上	36歳未満	7	7.8	52	16.4	59	14.5
36歳以上	41歳未満	6	6.7	35	11.0	41	10.0
41歳以上	46歳未満	18	20.0	33	10.4	51	12.5
46歳以上	51歳未満	17	18.9	41	12.9	58	14.2
51歳以上	56歳未満	16	17.8	25	7.9	41	10.0
56歳以上		16	17.8	75	23.6	91	22.3
計		90	100.0	318	100.0	408	100.0
総年齢		4,087		13,594		17,681	
職員1人当たりの平均年齢		45歳5月		42歳9月		43歳4月	

注1 管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

注2 比率は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

5. 勤続年数別・職種別職員構成表

令和4年3月31日現在

年数	職種	事務職員		技術職員		計	
		職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)
1年未満		4	4.4	16	5.0	20	4.9
1年以上	5年未満	10	11.1	43	13.5	53	13.0
5年以上	10年未満	7	7.8	52	16.4	59	14.5
10年以上	15年未満	5	5.6	41	12.9	46	11.3
15年以上	20年未満	6	6.7	27	8.5	33	8.1
20年以上	25年未満	18	20.0	32	10.1	50	12.3
25年以上	30年未満	18	20.0	42	13.2	60	14.7
30年以上	35年未満	11	12.2	22	6.9	33	8.1
35年以上		11	12.2	43	13.5	54	13.2
計		90	100.0	318	100.0	408	100.0
総勤続年数		1,880		5,563		7,443	
職員1人当たりの勤続年数		20年11月		17年6月		18年3月	

注1 管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

注2 比率は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

6. 職種別給与内訳表

令和4年3月31日現在

職 種		事務職員	技術職員	計
区 分				
年間延職員数	(A)	1,080 人	3,811 人	4,891 人
給 料	(B)	349,069 千円	1,154,710 千円	1,503,779 千円
平均給料額	(B)/(A)	323 千円	303 千円	307 千円
基 本 給	(C)	357,019 千円	1,200,016 千円	1,557,035 千円
平均基本給額	(C)/(A)	331 千円	315 千円	318 千円
時間外勤務手当		20,053 千円	76,787 千円	96,840 千円
特殊勤務手当		55 千円	6,882 千円	6,937 千円
期末勤勉手当		136,274 千円	452,916 千円	589,190 千円
その他手当		22,833 千円	81,431 千円	104,264 千円
手 当 小 計	(D)	179,215 千円	618,016 千円	797,231 千円
年間支給額	(E)=(C)+(D)	536,234 千円	1,818,032 千円	2,354,266 千円
平均月収額	(E)/(A)	497 千円	477 千円	481 千円

注1 管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

注2 基本給=給料+扶養手当

注3 手当小計は扶養手当を含まない。

7. 勘定別職員数

(1) 水道事業

令和4年3月31日現在

職 名	特 別 職	一 般 職	計
勘 定	(人)	(人)	(人)
損益勘定所属職員数	1	214(18)	215(18)
資本勘定所属職員数	0	32	32
計	1	246(18)	247(18)

注 ()内は、再任用短時間勤務職員について外書き

(2) 公共下水道事業

令和4年3月31日現在

職 名	特 別 職	一 般 職	計
勘 定	(人)	(人)	(人)
損益勘定所属職員数	0	122(6)	122(6)
資本勘定所属職員数	0	40	40
計	0	162(6)	162(6)

注 ()内は、再任用短時間勤務職員について外書き

第2章 広報広聴活動

1. 広報活動

市民に水道・公共下水道事業への理解と協力を得て、円滑な事業運営を図るため、令和3年度は次のような取組みを行った。

(1) 市民のひろばへの掲載

- (4月号) ・水道のメーターボックスの取り換え、給水装置の修繕
- (5月号) ・公共下水道事業受益者負担金
・高齢者宅給水装置の無料点検
- (6月号) ・飲用井戸・貯水槽水道の衛生管理
・水道料金・下水道使用料の支払いは口座振替で
・水道管と井戸などの管との接続は法律で禁止されています
・水洗化工事はお早めに
- (7月号) ・排水設備の維持管理を
・水道料金の各戸検針・各戸徴収
・今年度の公共下水道（汚水）の整備
- (8月号) ・水道メーターの取り換えにご協力を
・グリーストラップは定期的に清掃を
・「鹿児島市上下水道ビジョン」及び「第2期鹿児島市上下水道事業経営計画」素案
についての意見募集
- (9月号) ・下水道の普及促進
・排水管清掃の訪問営業に注意
・鹿児島市水道事業及び公共下水道事業経営審議会委員の募集
- (10月号) ・水道料金のお支払いは期限内に
・洗濯排水などの汚水は汚水用の排水管へ
- (11月号) ・入札参加資格審査申請の受け付け（水道局の業務委託等）
・排水口から臭いがしませんか
・所有者設置のメーターの取り換え
- (12月号) ・入札参加資格審査申請の受け付け（水道局の業務委託等）
・大切な水～水漏れの確認を～
・水道管を寒さから守りましょう
・暮らしのカレンダー
(年末年始の市営施設などの休業・休館日/お客様料金センター)
- (1月号) ・入札参加資格の追加登録受け付け（水道局の業務委託等）
・汚水ますは定期的に掃除を
・水道料金・下水道使用料のアパート料金制度
- (2月号) ・水道管を寒さから守りましょう
・家屋解体・改造に伴う工事申請
・水道モニター募集
- (3月号) ・引っ越しに伴う手続き（水道の手続き）
・水道メーターの検針にご協力を
・生ごみを粉砕する単体型ディスポーザは使用できません

(2) パンフレット類の作成（経営管理課作成分）

①「こんにちは！水道局です」

市の水道・公共下水道を使用している全世帯・事務所等へ配布

(前期号) 公共下水道の役割、水道事業・公共下水道事業の予算(令和3年度)の概要、水道事業・公共下水道事業(令和3年度)の主な取組み、水道局Q&A、水道局からのお知らせ ほか

(後期号) 水道水ができるまで(浄水場のしくみ)、使用水量等のお知らせ(検針票)の表示が変わります!、水道事業・公共下水道事業の決算(令和2年度)の概要、水道局からのお知らせ・お願い ほか

(3) 市政広報番組での放送

なし

(4) 各種行事

①「水道週間」行事の実施 令和3年6月1日(火)～7日(月)

スローガン : 生活も ウィルス予防も 蛇口から

・高齢者宅訪問点検サービス(新型コロナウイルス感染症対策のため中止)

給水区域内の70歳以上の人のみの世帯を対象とした給水装置の無料点検サービス

②「水の再生工場探検」の実施(新型コロナウイルス感染症対策のため中止)

目的: 処理場の施設見学や微生物と処理水の観察等を通して、下水道の役割やしくみに対する理解を深めてもらう。

・下水道のしくみや役割の説明

・南部処理場の施設見学

・微生物・処理水の観察

・水質実験

③「夏休み親子水教室」の実施(新型コロナウイルス感染症対策のため中止)

目的: 親子での浄水場見学や水に関する各種実験等を通して、水道に対する理解と関心を深めてもらう。

・水道のしくみについての説明

・平川浄水場の施設見学

・水の飲みくらべ

・かんたん工作

・水質実験

④「水のトラブル発生!!～ミッションを突破せよ!!～」の実施

(新型コロナウイルス感染症対策のため中止)

目的: 水道管の修理や漏水調査の体験等を通して、水道管の維持管理に対する理解と関心を深めてもらう。

・水道管のかんたん修理

・水漏れ調査

・水圧体験

・仕切弁操作ゲーム

⑤「下水道展かごしま」の実施 令和3年8月4日(水)～6日(金)

目的：公共下水道について、仕組みや維持管理状況等を紹介することで、市民に理解を深めてもらう。

場所：市立科学館2階 エントランスホール

- ・パネル、デザインマンホールの展示
- ・下水道クイズラリー
- ・ペットボトル観察
- ・マンホールカードのPR
- ・微生物の動画再生 など

⑥「下水道の日」行事の実施

標語：下水道 雨水も汚水も すーいすい

- ・未水洗家屋等の戸別訪問 (新型コロナウイルス感染症対策のため中止)

(5) 施設見学の受入れ状況

(単位：人、団体)

施設 見学者	河頭 浄水場	滝之神 浄水場	平川 浄水場	水道応急・ 維持管理 センター	南部 処理場	谷山 処理場	下水汚泥 堆肥化場	合計
子供	0	0	0	0	0	0	0	0
大人	2	0	2	22	0	0	19	45
合計 (団体数)	2 (1)	0 (0)	2 (1)	22 (1)	0 (0)	0 (0)	19 (4)	45 (7)

※ 子供は中学生以下

2. 広聴活動

(1) 水道モニター活動（平成7年度事業開始）

① 目的

水道・公共下水道に対する利用者のニーズや意見を継続的に把握し、それらを事業運営に反映させサービスの向上を図る。

② 第27期水道モニター活動実施状況（令和3年4月委嘱）

- ・第1回モニター会議(災害について他) 令和3年6月29日(火) 水道応急・維持管理センター研修室
 - ・第2回モニター会議(水道関係研修会) 令和3年10月5日(火) 水道局大会議室
 - ・第3回モニター会議(下水道関係研修会) 令和3年11月10日(水) 水道応急・維持管理センター研修室
- ※第4回モニター会議は新型コロナウイルス感染症拡大のため開催中止

(2) 市政出前トークの実施

月	テーマ	内容	対象	参加者数
6月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	12人
7月	わが家の水道と下水道	水まわりの簡易な修繕方法など	高齢者サークル	13人

3. インターネットの活用

水道・公共下水道及び工業用水道事業について、あらましや主要施設の概要、経営状況、統計等の情報（12項目）を鹿児島市水道局のホームページで公表している。

（開設：平成10年9月1日、リニューアル：平成27年3月20日）

アドレス <https://www.city.kagoshima.lg.jp/suidou/index.html>

第3章 経営審議会

1. 名称 鹿児島市水道事業及び公共下水道事業経営審議会
2. 設置根拠 鹿児島市水道事業及び公共下水道事業経営審議会規程
3. 設置年月日 昭和43年4月15日
4. 目的 本市の水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の適正かつ合理的な運営と健全な経営を図る。
5. 所掌事務
 - (1) 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の運営に関すること。
 - (2) 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の経営に関すること。
 - (3) 水道事業及び公共下水道事業管理者からの諮問に関すること。
 - (4) その他特に管理者が必要と認める事項
6. 委員
 - (1) 委員の数 10人以内（現在10人）
 - (2) 現委員の構成

経済界	労働界	報道機関	学識経験者	利用者代表 (公募1人を含む)
2人	1人	1人	2人	4人

- (3) 現委員の任期 2年（令和4年1月1日～令和5年12月31日）
7. 謝金 1回の会議出席あたり 会長 11,200円
委員 10,000円

※鹿児島市報酬及び費用弁償条例第2条別表第2に規定する額に準じて支払っている。（平成20年6月1日改定）

8. 開催状況

年度	回次	議 題
令和元	第1回	平成31年度上・下水道事業及び工業用水道事業の予算の概要について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の平成31年度実施計画について
	第2回	平成30年度上・下水道事業及び工業用水道事業の決算について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の平成30年度実施状況について
令和2	第1回	令和2年度上・下水道事業及び工業用水道事業の予算の概要について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の令和2年度実施計画について
	第2回	令和元年度上・下水道事業及び工業用水道事業の決算について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の令和元年度実施状況について 次期経営計画等について
令和3	第1回	令和3年度上・下水道事業及び工業用水道事業の予算の概要について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の令和3年度実施計画について 鹿児島市上下水道ビジョンの素案について 第2期上下水道事業経営計画の素案について
	第2回	令和2年度上・下水道事業及び工業用水道事業の決算について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の令和2年度実施状況について 鹿児島市上下水道ビジョン、第2期上下水道事業経営計画のパブリックコメント 手続実施結果及び経営審議会でも出された意見への対応について

第2編 水道事業

第1章 総説

1. 沿革

本市水道の歴史は、享保8年（1723年）に第22代当主島津継豊が現在の冷水町の湧水を水源とし、延長1,345mの耐圧石管の水路により、鹿児島（鶴丸）城内及び城下の一部に給水したものが始まりである。この水道は、天保10年（1839年）に大改修され、その後も再三改修が行われた。廃藩置県後は鹿児島県が管理し、明治22年鹿児島市制施行に伴い翌23年2月本市に移管された。

明治37年8月には水源の改修及び水路工事を行うとともに、城山配水池の築造を開始し、明治39年に完成したが、施設が小規模であるうえに給水区域も市街地のごく一部に限定されていたため、市勢の発展と人口の増加による水需要の増大に応じ得るものではなかった。用水の需要増大と相まって、たまたま市内に伝染病が大流行し、火災も頻発したため、防疫、防火上大規模水道建設の必要性が叫ばれ、当時の有川市長は、明治45年度予算編成に当たり2か年の継続事業費をもって水道建設を試み、市議会もこれを可決したものの、計画水源が水量水質面で適当でなかったため、この計画は一時中止となった。しかしその後、七窪水源の買収交渉が円満に解決し、明治45年3月これを買収し、大正2年2月市議会において臨時水道調査費の支出が可決され、いよいよ本市の近代水道創設の道が開かれた。

創設工事は、中島鋭治工学博士を顧問として計画設計を行い、工事長に堀江勝巳技師を招いて大正4年9月上之原配水池予定地で起工した。第1次世界大戦勃発により物価が高騰し、資材入手が困難であったほか、施工においては隧道工事が難関であったが、大正8年11月には一部通水を開始し、同年11月26日上之原配水池において通水式が挙行された。

その後、隣村合併に伴い給水人口が増加し、昭和5年夏には水量不足の現象が現れたので、昭和7年に滝之神水源の築造工事に着手し、昭和14年には鳥越配水池も完成し、七窪、滝之神二大水源をもって本市の給水体制を整えた。

第2次世界大戦下の空襲により一時壊滅状態に陥った本市の都市機能は、戦後の復興事業の推進に伴い徐々に回復するとともに、水道施設の復旧も着実に進んだ。戦後は人口も増加し、特に郡元・鴨池地区において住宅、工場等が急増し、配水量の不足と水圧低下が見られたので、昭和23年旧海軍施設の郡元水源地を買収し、改良を加え、同じく旧海軍の配水施設を利用してこの方面への給水を開始した。また、標高200mの高台である吉野地区における水道施設を整備するため、昭和24年吉野水道組合の水源施設を買収し、改良を加え、同地区における給水の万全を期した。

昭和25年編入した東桜島町では、飲料水を天水にたよるなど水の便が悪く、産業振興、観光行政面からも水道施設の整備が急務となったため、牛根村（現在垂水市）散花平に水源地を新設し、昭和27年7月通水を開始した。旧市内においては、市勢の発展に伴い住宅、工場等の建設が進み、既設の水源施設ではこれらの水需要に対応できなくなり、水道の拡張が必要となってきたため、昭和24年以来数回の拡張を行い、市民の生活用水の確保に努めてきた。中でも昭和37年に着手した第7回水道拡張事業計画においては、従来地下水だけ取水していた本市の水道に初めて甲突川の表流水を水源とする河頭浄水場が建設され、昭和40年4月3日から給水を開始した。

昭和42年4月29日谷山市との合併に伴い、昭和26年度創設の「谷山市水道事業」を廃止し、本市水道事業に統合した。また、市域の拡大と人口の増加、生活様式の近代化、産業の興隆発展等により、水需要は更に増大が予想され、その対策の必要に迫られたので、昭和43年度より第9回水道拡張事業に着手し、昭和47年度までに第一期工事として河頭浄水場その他の施設の整備拡充を行うとともに、市内各所に配水池を築造した。さらに、昭和47年度を初年度とする第二期工事においては、地下水水源開発による水源築造を行うとともに、昭和47年度に滝之神発電施設を買収し、昭和49年2月8日に滝之神浄水場建設工事に着手し、昭和50年3月29日には一部通水を開始し、昭和52年度に完成した。

一方、昭和51年5月には、総工事費10億4,800万円を投じた新庁舎が鴨池新町に完成し、同年6月松原町の旧庁舎から移転し、執務を開始した。

また、昭和48年6月には、将来の工業用水及び生活用水の確保を図るため、計画取水量を日量162,000

m³とする万之瀬川からの市域外導水事業計画を発表し、関係市町に協力を求めた。しかし、同計画は取水量が膨大であったため、関係市町は、万之瀬川流域水利用対策協議会を結成し、導水事業反対の表明を行った。その後昭和49年9月同対策協議会の意向をうけ、計画取水量が日量95,000 m³に削減されたものの、同計画は暗礁に乗り上げた格好となった。

一方、オイルショック後、高度経済成長は終焉を迎えたものの、依然として鹿児島市への人口集中や臨海部の発展が続き、昭和53年、54年には渇水となったことから、同計画の早期実現の必要性が高まった。当面の水需要増に対処するため、昭和54年3月5日万之瀬川から甲突川への取水地点変更の許可を得て、甲突川から日量40,000 m³を追加取水することとなり、このための施設として昭和55年5月24日石井手取水場、昭和58年1月31日小野取水場がそれぞれ日量20,000 m³の取水能力をもって完成した。また、昭和56年6月には河頭浄水場管理本館などの大幅な改良工事を行った。第9回水道拡張事業計画は、昭和58年度見寄水源地等の工事完成をもって終了した。これにより、施設能力240,000 m³/日の給水体制が確保されるとともに、浄水施設、送水施設及び配水施設の改良並びに配水管網の整備により給水の円滑化が図られた。また、この間、昭和52年1月には金峰町を除く1市4町については条件つきながら万之瀬川取水に対し賛意を表明していたが、同意が得られていない金峰町については、昭和56年9月1日金峰町議会全員協議会において鹿児島県知事及び鹿児島市長から取水要請を行った結果、取水同意の表明が金峰町長からなされた。この取水同意をもって、計画一日最大取水量を95,000 m³から75,000 m³（上水道55,000 m³、工業用水道20,000 m³）へ削減したうえで、万之瀬川流域水利用対策協議会に協力要請することとなった。

その後昭和56年9月14日、鹿児島県、鹿児島市及び同対策協議会の三者により「万之瀬川取水に関する協定」が調印、交換され、地元関係者からの同意も得られた。昭和56年12月には費用負担、施行者等について、県及び市が協議を開始し、昭和57年2月には「万之瀬川導水事業に関する基本協定書」を締結し、ここに万之瀬川からの市域外導水を基軸とする第10回水道拡張事業計画の実施に踏み出すこととなった。昭和57年9月に「万之瀬川導水事業に係る共同施設の建設に関する協定書」が、鹿児島県、鹿児島市及び鹿児島開発事業団の三者で締結され、鹿児島開発事業団が導水部門を担当することとなり、本市では、この導水事業とあわせて平川浄水場を建設することとなった。また、昭和61年度には、万之瀬川からの取水・導水をさらに安定させるため、鹿児島県が調査を進めていた川辺ダムに参画した。

万之瀬川からの市域外導水事業は、約6年の歳月を経て、平成元年6月に万之瀬川導水工事と平川浄水場の一期工事が完成し、同年7月1日から1日30,000 m³の能力を有する平川浄水場の運転を開始した。

平成5年8月6日の集中豪雨によって、河頭浄水場が冠水し、また、滝之神浄水場では稲荷川からの導水管等が破損したため、全給水戸数の約40%にあたる76,000戸が断水するという未曾有の災害となり、さらに、同年9月3日の台風13号により散花平水源地等に被害を受けた。これらの災害復旧のために、平成5年度から平成7年度において災害復旧事業が行われ、滝之神水源地等の被災箇所の復旧をもって終了した。

さらには、平成5年8月の豪雨災害及び平成7年1月の阪神・淡路大震災を教訓として、災害時の応急復旧、応急給水や水道管の日常の維持管理等の拠点となる水道応急・維持管理センターを平成12年6月に開所した。

平成15年3月には鹿児島市の都市用水の安定供給のほか、万之瀬川の洪水調節、流域の正常な機能の維持を目的とする、堤高53.5m、堤長147.0m、有効貯水容量2,460,000 m³の川辺ダム（重力式コンクリートダム）が17年の歳月を経て完成し、同年4月から供用を開始した。

平成16年11月1日に、隣接する吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の5町と合併したことに伴い、平成17年4月1日に、5町が運営していた26箇所の簡易水道事業を統合し、第11回水道拡張事業を開始した。

なお、本市の令和3年度末の施設能力は、表流水3か所178,800 m³/日、湧水30か所77,990 m³/日、地下水72か所51,510 m³/日、伏流水2か所150 m³/日、合計308,450 m³/日である。

拡張計画推移

区分 期別	着工年月日	完成(予定) 年 月 日	工 事 費 (千円)	計 画 給 水 量		計 画 給水人口 (人)	主 要 施 設
				1人1日最大 (ℓ/人・日)	1日最大 (m ³ /日)		
創 設	大正 5年1月9日	大正 11年3月31日	1,283	97.4	9,740	100,000	七窪水源地 上之原配水池
第1回拡張	昭和 7年9月14日	昭和 14年5月30日	375	126	17,000	135,000	滝之神水源地 鳥越配水池
第2回拡張	昭和 23年10月9日	昭和 24年3月31日	4,355	130	19,240	148,000	郡元水源地
第3回拡張	昭和 25年2月13日	昭和 25年3月31日	1,662	150	22,950	153,000	寺山水源地
第4回拡張	昭和 25年2月13日	昭和 27年3月31日	19,561	150	23,700	158,000	福昌寺水源地
第5回拡張	昭和 26年9月25日	昭和 28年3月31日	25,656	170	28,320	167,000	散花平水源地
第6回拡張	昭和 30年11月10日	昭和 35年3月31日	210,000	180	52,560	292,000	新郡元水源地
第7回拡張	昭和 37年7月21日	昭和 43年3月31日	1,000,000	340	102,000	300,000	河頭浄水場 (40,000m ³ /日)
第8回拡張	昭和42年12月19日(認可)		—	335	114,000	340,000	慈眼寺水源地 (合併により谷山市 水道編入)
第9回拡張	昭和 43年9月17日	昭和 59年3月31日	28,380,000	500	240,000	480,000	河頭浄水場 (110,000m ³ /日) 滝之神浄水場 (40,000m ³ /日)
第10回拡張	昭和 57年12月8日	平成 24年3月31日	86,080,869	430	238,000	553,000	平川浄水場 (30,000m ³ /日)
第11回拡張	平成 17年4月1日	令和 4年3月31日	40,043,599	377	220,800	586,200	(合併により5町の 簡易水道編入)

2. 基本計画

〈第11回水道拡張事業計画〉概要

- (1) 計画給水区域 鹿児島市の区域内並びに姶良市及び日置市の各一部。ただし、鹿児島市の次の区域を除く。

西陵一丁目、西陵二丁目、西陵三丁目、西陵四丁目、西陵五丁目、西陵六丁目、西陵七丁目、西陵八丁目及び平田町の全部

吉野町、小山田町、皆与志町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、五ヶ別府町、中山町、上福元町、下福元町、平川町、東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、桜島赤水町、桜島横山町、桜島小池町、桜島赤生原町、桜島武町、桜島藤野町、桜島西道町、桜島松浦町、桜島二俣町、桜島白浜町、新島町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町、上谷口町、福山町、直木町、入佐町、春山町、石谷町、四元町、郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町及び川田町の各一部

- (2) 計画給水人口 586,200人
- (3) 計画給水量 計画1人1日最大給水量 377ℓ/人・日
計画1日最大給水量 220,800m³/日
- (4) 目標年次 令和3年度
- (5) 工事期間 平成17年度～令和3年度
- (6) 工事費の予定総額及び予定財源
- | | |
|---------|---------------------|
| 工事総額 | 40,043,599千円 |
| 予定財源 | |
| 国庫補助 | 428,398千円(1.0%) |
| 企業債 | 24,337,700千円(60.8%) |
| 一般会計繰入金 | 4,393,554千円(11.0%) |
| その他 | 10,883,947千円(27.2%) |
- (7) 認可年月日 平成17年4月1日(平成25年3月11日 変更)
- (8) 施設能力 目標年次(令和3年度)の施設能力

(単位：m³/日)

種 別	施設能力
表流水水源	178,800
湧水水源	77,660
地下水水源	51,210
伏流水水源	50
合 計	307,720

3. 令和3年度事業概要

(総括)

水道事業においては、市民に安全で良質な水を安定的に供給するため、適正かつ合理的な運営と健全な経営を図るとともに、地域の水需要に応じた水道施設の建設改良に努めた。

(業務量)

本年度末の給水件数は 31 万 4,231 件で、前年度末に比べて 2,121 件 (0.68%) の増、給水人口は 57 万 1,700 人で 2,200 人 (0.38%) の減、年間総有収水量は 5,886 万 529 m³ で、前年度に比べて 64 万 5,647 m³ (1.09%) の減となった。

なお、有収率は 94.22%となった。

(建設改良事業)

第 1 1 回水道拡張事業においては 14 億 4,156 万 800 円を投じて、河頭浄水場の機械設備の更新、田上ポンプ所の電気設備の更新、上之原配水池の機械電気室の新築などを行うとともに、導水管、送水管及び配水管を延長 2,989m 布設した。

配水管整備事業においては 8 億 123 万 5,838 円を投じて、市内一円に配水管を延長 1 万 899m 布設した。

水道建設改良事業においては 14 億 6,213 万 3,733 円を投じて、宮坂第三水源地の計測機器の改良などを行うとともに、導水管、送水管及び配水管を延長 1 万 8,886m 布設した。

(経営状況)

決算の結果、総収益は 111 億 6,061 万 8,132 円、総費用は 94 億 6,076 万 8,805 円となり、16 億 9,984 万 9,327 円の純利益が生じた。この純利益に建設改良積立金の取り崩しによって生じたその他未処分利益剰余金変動額 10 億円を加えた額 26 億 9,984 万 9,327 円が当年度未処分利益剰余金となった。

総収益は、前年度に比べて 8 億 7,586 万 9,854 円 (8.52%) の増となったが、これは、前年度、新型コロナウイルス感染症に係る対策として、水道料金の基本料金を 9 億 7,663 万 8,289 円免除したことなどによるものです。

総費用は、資産減耗費や支払利息及び手数料が減少したものの、総係費や配水費が増加したことなどから、前年度に比べて 337 万 9,580 円 (0.04%) の増となった。

第2章 給水

1. 事業の推移

項目		年度		平成24	25	26	27
		単位					
行政区域内	世帯数	世帯		269,029	271,017	272,681	274,655
	人口(A)	人		605,883	605,695	604,697	603,779
給水区域内	世帯数	世帯		263,300	265,400	267,000	269,000
	人口(B)	人		591,400	591,700	590,800	590,000
給水	世帯数	世帯		260,100	262,200	263,900	265,900
	人口(C)	人		583,700	584,200	583,300	582,500
普及率	(C)÷(A)	%		96.3	96.5	96.5	96.5
	(C)÷(B)	%		98.7	98.7	98.7	98.7
給水件数		件		294,031	296,375	298,263	299,994
年間総給水量		m ³		67,692,766	67,169,608	65,833,881	65,539,116
1日最大給水量	月日	—		7月25日	8月19日	7月29日	1月26日
	水量	m ³		209,327	203,691	196,100	219,984
1日最小給水量	月日	—		1月1日	1月1日	1月2日	1月1日
	水量	m ³		165,014	163,039	159,079	158,643
1日平均給水量		m ³		185,460	184,026	180,367	179,069
1人1日最大給水量		ℓ		358	348	335	376
1人1日最小給水量		ℓ		282	279	272	271
1人1日平均給水量		ℓ		317	314	308	307
年間総有収水量		m ³		61,734,592	61,622,249	60,082,080	60,006,569
有収率		%		91.2	91.7	91.3	91.6
年間総有効水量		m ³		62,388,150	62,279,693	60,713,722	60,748,561
有効率		%		92.2	92.7	92.2	92.7
施設能力		m ³ /日		310,680	310,420	309,190	309,040
配水池容量		m ³		295,690	295,690	295,690	295,560
配水管延長		m		2,977,023	3,005,275	3,023,429	3,037,027

注1 給水件数は、給水条例第21条を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯ごとに

注2 1日平均給水量＝年間総給水量÷年間総日数

注3 1人1日最大給水量＝1日最大給水量÷1日最大給水量の属する月の給水人口

注4 1人1日最小給水量＝1日最小給水量÷1日最小給水量の属する月の給水人口

注5 1人1日平均給水量＝1日平均給水量÷(年間延べ給水人口÷12月)

※注3～注5の数値については、「2. 給水人口・給水量」を参照

28	29	30	令和元	2	3	4 (当初予算)
272,002	273,542	275,287	276,840	279,079	281,718	—
597,375	596,319	594,943	593,474	592,995	589,963	589,400
266,700	268,100	269,900	271,400	273,600	276,200	—
584,100	583,100	581,800	580,400	579,900	577,300	—
264,000	265,500	267,200	268,800	271,000	273,800	—
578,000	576,900	575,600	574,400	573,900	571,700	570,400
96.8	96.7	96.7	96.8	96.8	96.9	96.8
99.0	98.9	98.9	99.0	99.0	99.0	—
302,796	305,364	307,515	309,689	312,110	314,231	316,300
64,645,105	65,023,211	64,506,338	63,932,314	64,078,320	62,470,415	63,371,000
7月6日	7月13日	7月18日	7月31日	8月18日	7月27日	—
195,355	194,718	195,339	186,794	190,590	183,655	189,400
1月1日	8月6日	9月30日	1月1日	1月1日	1月2日	—
158,053	158,600	158,307	158,744	157,244	153,371	—
177,110	178,146	176,730	174,678	175,557	171,152	173,600
335	337	338	324	331	320	—
273	274	274	276	274	267	—
305	308	306	303	305	298	—
59,880,136	59,766,609	59,533,620	58,955,411	59,506,176	58,860,529	58,542,000
92.6	91.9	92.3	92.2	92.9	94.2	92.4
60,561,324	60,410,989	60,173,153	59,589,163	60,126,338	59,482,658	—
93.7	92.9	93.3	93.2	93.8	95.2	—
308,910	308,910	308,910	308,910	308,450	308,450	308,450
296,160	296,160	296,660	296,660	296,660	296,660	—
3,082,522	3,092,247	3,106,524	3,120,798	3,130,139	3,140,352	—

給水装置が設置されているとみなして換算した数値である。

2. 給水人口・給水量

項目		月 単位	4	5	6	7	8
行政区域内	世帯数	世帯	280,213	280,310	280,328	280,391	280,313
	人口	人	593,428	593,328	593,195	593,239	593,152
給水区域内	世帯数	世帯	274,800	274,900	274,900	275,000	274,900
	人口	人	580,400	580,400	580,300	580,300	580,200
給水	世帯数	世帯	272,200	272,300	272,300	272,400	272,300
	人口	人	574,500	574,400	574,300	574,400	574,300
給水件数		件	312,497	313,277	314,028	314,167	314,173
給水量		m ³	5,186,003	5,302,020	5,220,326	5,467,474	5,312,776
1日最大給水	月日	—	4月5日	5月23日	6月14日	7月27日	8月3日
	水量	m ³	179,332	182,218	182,335	183,655	183,220
1日最小給水	月日	—	4月28日	5月5日	6月12日	7月3日	8月14日
	水量	m ³	162,213	160,416	162,157	166,801	159,609
1日平均給水量		m ³	172,867	171,033	174,011	176,370	171,380
1人1日最大給水量		ℓ	312	317	317	320	319
1人1日最小給水量		ℓ	282	279	282	290	278
1人1日平均給水量		ℓ	301	298	303	307	298
有収水量		m ³	4,782,305	4,862,925	4,931,991	4,927,875	4,963,173

9	10	11	12	1	2	3	計
280,232	280,342	280,243	280,193	279,969	281,093	281,718	—
592,986	593,075	592,963	592,902	592,484	591,017	589,963	—
274,800	274,900	274,800	274,800	274,500	275,600	276,200	—
580,100	580,200	580,100	580,000	579,600	578,300	577,300	—
272,200	272,300	272,200	272,200	272,000	273,000	273,800	—
574,100	574,200	574,100	574,100	573,700	572,300	571,700	—
314,424	314,567	314,418	314,399	314,205	314,162	314,231	—
5,145,595	5,398,827	5,130,430	5,329,804	5,190,134	4,658,461	5,128,565	62,470,415
9月16日	10月20日	11月15日	12月31日	1月14日	2月24日	3月8日	7月27日
179,971	180,162	175,909	182,107	174,298	171,061	172,926	183,655
9月12日	10月31日	11月22日	12月17日	1月2日	2月13日	3月26日	1月2日
160,770	167,740	161,522	166,142	153,371	160,119	154,457	153,371
171,520	174,156	171,014	171,929	167,424	166,374	165,438	171,152
313	314	306	317	304	299	302	320
280	292	281	289	267	280	270	267
299	303	298	299	292	291	289	298
4,967,210	4,901,620	4,915,666	4,990,520	4,949,998	5,047,625	4,619,621	58,860,529

3. 水源別給水量

所在地 区	水源施設名			月					
				4	5	6	7	8	
			水源種別						
吉 野	花 棚 水源地	湧 水	4,926	10,570	27,049	18,112	26,970		
	川 上 水源地	湧 水	45,025	9,632	26,367	87,946	102,194		
	七 窪 水源地	湧 水	300,783	326,779	348,928	354,880	346,129		
	滝 之 神 水源地	湧 水	289,585	314,001	390,403	418,299	400,648		
	花 棚 第 二 水源地	地下水	79,553	56,620	34,506	51,106	81,917		
	下 花 棚 水源地	地下水	0	0	0	0	0		
	下 田 第 二 水源地	地下水	0	0	0	0	0		
	金 水 水源地	地下水	9,360	9,009	9,356	9,672	7,984		
	明ヶ窪第二 水源地	地下水	26,018	22,248	24,488	25,296	23,297		
	小 計			755,250	748,859	861,097	965,311	989,139	
中 央	河 頭 浄水場	表流水	2,128,709	2,125,574	1,880,978	2,014,099	1,944,686		
	滝 之 神 浄水場	表流水	900,386	933,607	861,813	882,750	809,003		
	日 当 平 水源地	湧 水	15,764	15,791	16,322	16,218	15,547		
	冷 水 水源地	湧 水	41,566	42,549	41,257	44,418	45,686		
	福 昌 寺 水源地	湧 水	38,736	34,955	42,306	48,604	26,736		
	仁 王 堂 水源地	湧 水	50,362	52,051	50,661	52,133	52,508		
	玉 里 水源地	地下水	44,193	44,813	41,944	43,761	43,840		
	田 上 水源地	地下水	22,320	23,047	22,312	22,830	22,688		
	郡 元 水源地	地下水	0	0	0	0	0		
	新 郡 元 水源地	地下水	36,301	37,354	38,638	42,139	42,751		
	脇 田 水源地	地下水	0	0	0	0	0		
	宇 宿 水源地	地下水	43,477	45,368	44,122	45,806	45,295		
	小 計			3,321,814	3,355,109	3,040,353	3,212,758	3,048,740	
谷 山	平 川 浄水場	表流水	169,337	147,714	165,175	164,430	164,114		
	谷 合 水源地	湧 水	84,830	71,670	67,031	82,433	63,484		
	慈 眼 寺 水源地	湧 水	51,911	102,036	130,083	140,532	111,783		
	和 田 水源地	湧 水	50,694	52,118	52,110	55,080	55,931		
	清 泉 寺 水源地	湧 水	79,448	81,611	76,753	84,720	70,745		
	影 原 水源地	湧 水	97,412	135,175	215,340	122,127	190,778		
	五ヶ別府 水源地	湧 水	43,334	53,857	64,122	65,785	57,283		

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合 計	構成比 (%)
49,667	42,348	30,584	23,227	16,764	10,754	10,386	271,357	0.4
116,290	109,154	84,877	72,322	60,254	46,064	45,090	805,215	1.3
348,465	370,006	343,200	342,314	331,466	280,668	286,925	3,980,543	6.4
389,298	394,693	401,295	399,919	356,607	293,283	299,518	4,347,549	7.0
80,483	81,250	79,195	81,334	80,706	72,483	79,690	858,843	1.4
0	0	0	0	0	0	0	0	-
0	0	0	0	0	0	0	0	-
9,360	9,672	9,360	9,672	9,672	8,736	9,672	111,525	0.2
22,856	23,042	21,804	22,322	22,320	10,381	0	244,072	0.4
1,016,419	1,030,165	970,315	951,110	877,789	722,369	731,281	10,619,104	17.1
1,781,790	2,008,539	2,011,446	2,110,047	2,101,869	1,965,941	2,164,095	24,237,773	38.8
742,217	818,409	720,563	823,314	822,005	763,282	847,380	9,924,729	15.9
12,991	13,569	13,045	13,372	13,270	12,073	13,633	171,595	0.3
43,575	40,000	43,588	44,928	45,608	41,931	46,981	522,087	0.8
14,596	35,606	44,895	44,079	39,953	38,297	38,898	447,661	0.7
50,588	52,264	50,414	51,868	51,973	46,831	51,752	613,405	1.0
42,409	43,339	42,847	44,090	43,521	38,852	42,521	516,130	0.8
21,922	22,516	21,990	23,022	22,789	20,294	22,685	268,415	0.4
0	0	0	0	0	0	0	0	-
41,359	41,513	40,771	41,793	42,813	38,807	43,189	487,428	0.8
0	0	0	0	0	0	0	0	-
44,101	45,505	43,416	44,760	44,906	40,598	44,729	532,083	0.9
2,795,548	3,121,260	3,032,975	3,241,273	3,228,707	3,006,906	3,315,863	37,721,306	60.4
155,323	176,863	157,941	176,344	175,613	143,414	215,499	2,011,767	3.2
79,931	81,676	79,394	81,204	82,127	76,347	89,911	940,038	1.5
138,847	111,749	76,098	56,707	38,357	23,878	29,642	1,011,623	1.6
55,531	53,294	51,666	49,088	50,812	46,727	52,061	625,112	1.0
82,324	83,872	80,682	83,140	76,461	63,723	61,596	925,075	1.5
214,235	118,530	101,378	90,715	73,903	60,520	66,516	1,486,629	2.4
69,055	62,152	52,181	46,043	40,410	34,336	34,896	623,454	1.0

所在地 区	水源施設名		水源種別	月				
				4	5	6	7	8
谷 山	皇徳寺第一	水源地	地下水	15,019	15,051	17,263	19,688	18,221
	皇徳寺第二	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	皇徳寺第三	水源地	地下水	18,058	21,939	21,048	21,510	21,392
	皇徳寺第四	水源地	地下水	8,080	9,592	9,524	9,830	9,896
	皇徳寺第五	水源地	地下水	8,110	10,365	9,835	11,964	12,787
	皇徳寺第六	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	本 城	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	谷 合 第 二	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	影 原 第 二	水源地	地下水	64,584	67,739	66,832	67,442	67,703
	錫 山	水源地	地下水	2,021	2,255	1,956	1,934	2,381
	小 計			692,838	771,122	897,072	847,475	846,498
東 桜 島	散 花 平	水源地	湧 水	6,466	6,411	6,593	5,998	5,320
	桜 島 口	水源地	湧 水	1,017	1,206	1,012	1,179	1,223
	小 浜	水源地	湧 水	1,322	1,600	1,361	1,465	1,831
	古 河 良	水源地	湧 水	1,377	1,431	1,678	1,654	1,967
	白 浜	水源地	地下水	1,483	1,593	1,825	1,720	2,097
	小 計			11,665	12,241	12,469	12,016	12,438
旧 鹿 児 島 市 計				4,781,567	4,887,331	4,810,991	5,037,560	4,896,815

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合 計	構成比 (%)
17,755	17,064	2,870	13,220	12,496	17	10,101	158,765	0.3
0	0	0	0	0	0	0	0	-
19,787	20,817	20,688	21,508	21,923	19,778	21,105	249,553	0.4
9,458	9,499	9,276	9,520	9,887	9,070	9,754	113,386	0.2
10,759	11,249	11,411	11,655	11,929	10,698	11,376	132,138	0.2
0	0	0	0	0	0	0	0	-
0	0	0	0	0	0	0	0	-
0	0	0	0	0	0	0	0	-
67,469	66,009	66,714	67,533	66,423	59,549	65,522	793,519	1.3
1,876	1,949	1,909	2,117	2,153	1,788	1,960	24,299	0.0
922,350	814,723	712,208	708,794	662,494	549,845	669,939	9,095,358	14.6
5,245	6,395	6,397	6,906	7,585	6,772	7,068	77,156	0.1
896	944	1,001	1,012	322	259	77	10,148	0.0
2,199	1,654	1,027	1,107	889	785	1,702	16,942	0.0
2,281	2,025	1,905	1,326	1,034	761	1,094	18,533	0.0
2,314	2,089	1,987	2,196	2,157	1,977	2,236	23,674	0.1
12,935	13,107	12,317	12,547	11,987	10,554	12,177	146,453	0.2
4,747,252	4,979,255	4,727,815	4,913,724	4,780,977	4,289,674	4,729,260	57,582,221	92.3

所在地 区	水源施設名		水源種別	月				
				4	5	6	7	8
吉 田	福ヶ野	水源地	湧水	688	655	612	649	595
	山神山	水源地	湧水	1,087	808	1,077	1,009	1,190
	芝原	水源地	湧水	13,608	13,752	13,556	13,969	13,578
	早田尻	水源地	地下水	6,178	6,405	6,336	6,462	6,248
	牟礼岡第一	水源地	地下水	8,645	9,075	8,731	8,900	8,953
	牟礼岡第二	水源地	地下水	7,500	7,884	7,625	7,790	7,852
	牟礼岡第三	水源地	地下水	10,396	11,122	10,781	10,989	11,061
	白坂下	水源地	地下水	4,467	4,629	4,611	4,897	4,775
	狐迫	水源地	地下水	8,894	9,243	8,858	9,187	9,161
	倉谷	水源地	地下水	11,086	10,874	11,018	11,796	12,067
	南ヶ丸	水源地	地下水	12,956	13,066	14,271	14,091	13,473
	小計			85,505	87,513	87,476	89,739	88,953
桜 島	藤野第一	水源地	地下水	3,509	3,880	3,682	4,997	4,019
	藤野第二	水源地	地下水	5,287	5,254	5,555	7,493	6,037
	藤野第三	水源地	地下水	11,821	11,845	11,924	12,311	12,230
	武第一	水源地	地下水	5,723	6,164	5,899	6,158	5,877
	二俣第一	水源地	地下水	7,386	6,467	6,178	6,469	6,261
	二俣第二	水源地	地下水	7,694	6,711	6,441	6,738	6,564
	小計			41,420	40,321	39,679	44,166	40,988
喜 入	澗田第一	水源地	伏流水	0	0	0	0	0
	宮坂第二	水源地	伏流水	2,971	3,064	2,926	3,077	3,058
	澗田第二	水源地	湧水	0	0	0	0	0
	生見	水源地	湧水	10,251	11,245	10,388	11,414	10,916
	前之浜第一	水源地	湧水	6,892	5,490	4,553	5,279	4,995
	帖地第一	水源地	湧水	0	0	0	0	0
	宮坂第三	水源地	地下水	18,012	19,399	21,883	18,662	16,616
	宮坂第四	水源地	地下水	26,744	27,576	26,337	27,697	27,525
	一倉第二	水源地	地下水	3,562	3,650	2,624	2,426	2,148
	中名第一	水源地	地下水	11,289	10,753	10,834	14,913	13,847

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合 計	構成比 (%)
563	592	561	610	641	592	675	7,433	0.0
1,018	1,345	1,054	1,352	1,300	1,170	1,020	13,430	0.0
12,999	14,017	13,652	13,752	13,556	12,189	13,398	162,026	0.3
6,234	6,768	6,412	6,664	6,514	5,956	6,673	76,850	0.1
8,438	9,074	8,798	9,216	9,012	8,094	8,832	105,768	0.2
7,504	7,688	7,336	7,529	7,540	6,747	7,365	90,360	0.1
10,443	11,145	10,928	11,376	11,111	10,041	11,006	130,399	0.2
4,688	5,273	5,053	5,424	5,260	4,686	5,386	59,149	0.1
8,882	9,156	8,871	9,244	9,168	8,295	9,239	108,198	0.2
11,309	12,646	11,730	11,801	11,613	10,219	11,188	137,347	0.2
13,129	14,895	15,680	15,292	12,281	11,073	12,511	162,718	0.3
85,207	92,599	90,075	92,260	87,996	79,062	87,293	1,053,678	1.7
3,134	4,054	4,456	4,402	7,741	8,391	7,386	59,651	0.1
4,665	6,046	6,726	6,658	4,166	0	2,513	60,400	0.1
11,869	12,335	11,923	12,338	12,346	11,014	12,259	144,215	0.2
5,600	5,937	5,770	5,926	6,029	6,188	6,838	72,109	0.1
5,922	6,050	5,523	6,198	6,760	7,256	7,809	78,279	0.1
6,146	6,316	5,804	6,528	7,096	7,617	8,110	81,765	0.1
37,336	40,738	40,202	42,050	44,138	40,466	44,915	496,419	0.7
0	0	0	0	0	0	0	0	-
2,958	3,070	2,960	3,053	3,037	2,772	3,019	35,965	0.1
0	0	0	0	0	0	0	0	-
10,342	10,746	10,436	10,731	10,315	9,385	10,120	126,289	0.2
6,668	9,444	8,879	9,234	8,737	6,702	5,489	82,362	0.1
0	0	0	0	0	0	0	0	-
16,490	19,356	20,162	17,786	15,987	9,586	8,883	202,822	0.3
26,626	27,635	26,642	27,480	27,338	24,950	27,168	323,718	0.5
2,795	3,209	3,030	2,132	2,163	1,795	3,016	32,550	0.1
15,111	15,779	14,203	16,183	19,106	19,540	21,264	182,822	0.3

所在地 区	水源施設名		水源種別	月				
				4	5	6	7	8
喜 入	中名第二	水源地	地下水	11,433	12,070	11,551	12,518	11,313
	前之浜第二	水源地	地下水	3,580	4,553	6,264	5,464	5,676
	帖地第二	水源地	地下水	693	724	692	703	731
	瀬々串第二	水源地	地下水	9,247	11,727	9,837	10,542	10,715
	瀬々串第四	水源地	地下水	7,268	7,443	7,303	7,609	7,938
	星和台	水源地	地下水	5,939	6,074	5,821	6,050	6,262
	小田代第二	水源地	地下水	4,468	4,574	4,438	4,537	3,595
	小計			122,349	128,342	125,451	130,891	125,335
松 元	松元春山第一	水源地	地下水	7,860	7,638	8,484	8,578	8,368
	松元春山第三第1	水源地	地下水	1,259	1,223	1,404	1,511	1,538
	松元春山第三第2	水源地	地下水	1,258	1,222	1,403	1,510	1,538
	松元春山第四	水源地	地下水	20,785	21,580	20,932	21,622	21,630
	折尾第一	水源地	地下水	2,403	2,448	2,281	2,385	2,059
	折尾第二	水源地	地下水	8,077	8,448	8,328	8,591	8,600
	折尾第三第1	水源地	地下水	5,197	5,897	4,986	5,590	5,825
	折尾第三第2	水源地	地下水	3,647	3,675	3,518	3,666	2,895
	上谷口第一第1	水源地	地下水	4,034	4,049	3,925	3,335	3,414
	上谷口第一第2	水源地	地下水	3,656	3,808	3,892	3,460	3,298
	上谷口第二第1	水源地	地下水	4,644	4,191	3,659	5,162	4,987
	上谷口第二第2	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	石谷第一	水源地	地下水	2,165	2,173	2,302	2,355	2,211
	石谷第二	水源地	地下水	3,865	3,870	4,043	4,083	3,707
	石谷第三	水源地	地下水	4,544	4,565	4,821	5,252	4,708
	四元	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	東昌第一	水源地	地下水	2,330	2,310	2,330	2,414	2,273
	東昌第二	水源地	地下水	4,125	4,169	4,213	4,386	4,243
	東昌第三	水源地	地下水	2,064	2,094	2,132	2,229	2,144
	東昌第四	水源地	地下水	4,539	4,416	4,564	4,762	3,868
小計			86,452	87,776	87,217	90,891	87,306	

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合計	構成比 (%)
9,188	8,805	8,885	9,036	9,093	8,748	9,377	122,017	0.2
3,505	1,052	1,078	1,281	1,619	2,486	4,772	41,330	0.1
754	768	333	468	430	367	480	7,143	0.0
9,803	11,147	11,068	11,330	11,371	13,874	9,218	129,879	0.2
7,699	8,118	7,606	7,729	8,069	6,071	6,811	89,664	0.1
6,053	6,337	6,046	6,379	6,311	5,673	6,261	73,206	0.1
3,372	3,264	3,248	4,263	3,502	3,167	2,651	45,079	0.1
121,364	128,730	124,576	127,085	127,078	115,116	118,529	1,494,846	2.4
7,447	7,045	6,176	8,535	5,511	5,109	5,315	86,066	0.1
1,413	1,337	1,195	1,059	2,468	2,609	2,833	19,849	0.0
1,412	1,337	1,194	1,055	2,466	2,606	2,831	19,832	0.0
20,940	21,635	20,916	21,267	20,740	18,736	20,050	250,833	0.4
2,170	2,165	2,091	2,021	1,808	1,359	1,535	24,725	0.0
8,260	8,621	8,250	8,546	8,564	7,784	6,858	98,927	0.1
5,707	4,716	4,711	5,120	3,876	1,682	2,839	56,146	0.1
2,752	4,385	4,410	4,930	3,941	1,925	2,870	42,614	0.1
3,508	3,803	3,614	3,384	3,499	3,484	3,585	43,634	0.1
3,695	3,950	3,670	3,481	3,419	3,276	3,437	43,042	0.1
5,343	5,875	4,797	3,958	4,317	4,755	4,910	56,598	0.1
0	0	0	0	0	0	0	0	-
2,178	2,378	2,164	2,292	2,306	1,996	2,222	26,742	0.0
3,810	4,206	3,846	4,096	4,097	3,505	3,935	47,063	0.1
4,418	5,240	4,675	4,888	4,827	4,357	4,692	56,987	0.1
0	0	0	0	0	0	0	0	-
1,960	2,378	2,617	3,088	3,399	3,208	3,523	31,830	0.1
3,846	4,499	2,751	3,271	3,399	3,128	3,449	45,479	0.1
1,905	2,321	2,066	2,166	2,356	2,198	2,323	25,998	0.0
3,708	4,400	4,349	4,681	4,003	3,514	3,725	50,529	0.1
84,472	90,291	83,492	87,838	84,996	75,231	80,932	1,026,894	1.6

所在地 区	水源施設名		水源種別	月				
				4	5	6	7	8
郡 山	油 須 木	水源地	湧 水	21,123	20,944	21,203	22,834	22,585
	郡 山 第 一	水源地	湧 水	0	0	0	0	0
	郡 山 第 三	水源地	湧 水	11,874	10,702	9,343	8,198	8,535
	常 盤 第 一	水源地	湧 水	5,971	8,898	7,128	11,543	11,307
	常 盤 第 二	水源地	湧 水	2,911	2,496	2,352	2,700	2,748
	東 俣 第 一	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	東 俣 第 二	水源地	地下水	903	2,743	3,340	3,226	3,153
	郡 山 第 二	水源地	地下水	16,542	14,416	16,497	14,495	12,592
	西 有 里 第 一	水源地	地下水	4,193	4,706	4,085	5,446	6,641
	西 有 里 第 二	水源地	地下水	5,193	5,832	5,564	5,785	5,818
	小 計			68,710	70,737	69,512	74,227	73,379
5 地 域 計			404,436	414,689	409,335	429,914	415,961	
合 計			5,186,003	5,302,020	5,220,326	5,467,474	5,312,776	
水 源 種 別 水 量		表流水	3か所	3,198,432	3,206,895	2,907,966	3,061,279	2,917,803
		伏流水	2か所	2,971	3,064	2,926	3,077	3,058
		湧 水	30か所	1,278,963	1,388,433	1,629,588	1,679,178	1,653,212
		地下水	72か所	705,637	703,628	679,846	723,940	738,703
合 計		107か所	5,186,003	5,302,020	5,220,326	5,467,474	5,312,776	

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合計	構成比 (%)
22,444	15,282	14,370	15,181	14,335	13,406	14,413	218,120	0.3
0	0	0	0	0	0	0	0	-
7,585	8,178	8,077	8,602	8,726	7,598	8,821	106,239	0.2
11,288	11,118	11,101	11,612	11,870	10,753	12,422	125,011	0.2
2,736	3,231	2,824	2,862	2,648	2,533	2,763	32,804	0.1
0	0	0	0	0	0	0	0	-
3,260	3,527	3,189	3,313	3,135	2,669	3,081	35,539	0.1
11,661	14,380	13,756	13,307	12,404	10,856	12,741	163,647	0.2
5,316	6,131	6,261	6,818	6,829	6,683	8,427	71,536	0.1
5,674	5,367	4,692	5,152	5,002	4,414	4,968	63,461	0.1
69,964	67,214	64,270	66,847	64,949	58,912	67,636	816,357	1.3
398,343	419,572	402,615	416,080	409,157	368,787	399,305	4,888,194	7.7
5,145,595	5,398,827	5,130,430	5,329,804	5,190,134	4,658,461	5,128,565	62,470,415	100.0
2,679,330	3,003,811	2,889,950	3,109,705	3,099,487	2,872,637	3,226,974	36,174,269	57.9
2,958	3,070	2,960	3,053	3,037	2,772	3,019	35,965	0.1
1,751,657	1,653,884	1,534,581	1,483,213	1,359,923	1,148,337	1,206,867	17,767,836	28.4
711,650	738,062	702,939	733,833	727,687	634,715	691,705	8,492,345	13.6
5,145,595	5,398,827	5,130,430	5,329,804	5,190,134	4,658,461	5,128,565	62,470,415	100.0

4. 給水量分析比較表

項目		年度	平成29		30	
			水量	構成比	水量	構成比
給水量			65,023,211	100.00	64,506,338	100.00
有効水量	有収水量	料金水量	59,766,609	91.92	59,533,620	92.29
	無収水量	洗浄用水量	110,658	0.17	125,507	0.19
		消火用水量	786	0.00	602	0.00
		メーター不感水量	445,298	0.68	431,184	0.67
		水道施設関係水量	87,232	0.13	82,147	0.13
		料金免除（震災）	406	0.00	93	0.00
	有効水量合計			60,410,989	92.91	60,173,153
無効（無収）水量	調定減額水量		119,997	0.18	98,929	0.15
	漏水量その他		4,492,225	6.91	4,234,256	6.56
	無効水量合計		4,612,222	7.09	4,333,185	6.72

注 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

5. 口径別件数及び有収水量

口径	年度	平成29			30		
		件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位
13 mm		1,716,152	46,032,709	13.41	1,729,050	45,872,127	13.27
20 mm		81,542	3,145,652	19.29	82,161	3,138,102	19.10
25 mm		13,742	1,315,923	47.88	13,726	1,286,081	46.85
30 mm		5,617	1,103,860	98.26	5,754	1,106,169	96.12
40 mm		7,686	2,771,588	180.30	7,776	2,764,004	177.73
50 mm		3,500	2,725,585	389.37	3,538	2,730,015	385.81
75 mm		967	1,532,331	792.31	989	1,538,020	777.56
100 mm		210	704,957	1,678.47	207	717,030	1,731.96
150 mm以上		36	401,768	5,580.11	36	340,669	4,731.51
私設消火栓・臨時用		370	32,236	43.56	364	41,403	56.87
計		1,829,822	59,766,609	16.33	1,843,601	59,533,620	16.15

注1 件数は、給水条例第21条を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯ごとに

注2 原単位欄の数値は、有収水量を件数の2倍で除している。

(単位：m³，%)

令和元		2		3	
水 量	構成比	水 量	構成比	水 量	構成比
63,932,314	100.00	64,078,320	100.00	62,470,415	100.00
58,955,411	92.22	59,506,176	92.86	58,860,529	94.22
114,205	0.18	89,444	0.14	107,176	0.17
779	0.00	913	0.00	681	0.00
431,095	0.67	437,334	0.68	429,452	0.69
87,616	0.14	92,390	0.14	84,682	0.14
57	0.00	81	0.00	138	0.00
59,589,163	93.21	60,126,338	93.83	59,482,658	95.22
95,442	0.15	111,665	0.17	102,468	0.16
4,247,709	6.64	3,840,317	5.99	2,885,289	4.62
4,343,151	6.79	3,951,982	6.17	2,987,757	4.78

(単位：件，m³)

令和元			2			3		
件 数	有収水量	原単位	件 数	有収水量	原単位	件 数	有収水量	原単位
1,740,652	45,687,176	13.12	1,754,218	47,325,787	13.49	1,769,814	46,766,370	13.21
82,205	3,102,218	18.87	81,996	3,018,053	18.40	82,219	2,942,466	17.89
13,776	1,256,417	45.60	13,737	1,151,027	41.90	13,744	1,127,374	41.01
5,890	1,090,730	92.59	5,963	1,024,869	85.94	5,987	1,025,270	85.62
7,831	2,674,447	170.76	7,890	2,456,108	155.65	7,960	2,452,514	154.05
3,536	2,738,495	387.23	3,546	2,413,170	340.27	3,520	2,393,081	339.93
972	1,365,424	702.38	955	1,189,258	622.65	942	1,215,092	644.95
214	713,919	1,668.04	221	619,651	1,401.93	227	619,559	1,364.67
36	292,120	4,057.22	38	277,187	3,647.20	42	274,025	3,262.20
331	34,465	52.06	289	31,066	53.75	267	44,778	83.85
1,855,443	58,955,411	15.89	1,868,853	59,506,176	15.92	1,884,722	58,860,529	15.62

口径13mmのメーターを使用しているものとみなして換算した数値を示す。

6. 用途別件数及び有収水量

用途			平成29			30		
大分類	中分類	小分類	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位
生活用水	一般家庭用	家事用	1,314,489	38,366,101	14.59	1,325,975	38,308,698	14.45
		共用	97	1,600	8.25	95	1,652	8.69
		共同住宅用	329,809	7,303,492	11.07	331,119	7,224,993	10.91
		小計	1,644,395	45,671,193	13.89	1,657,189	45,535,343	13.74
	家事兼営業用	家事兼営業用	19,171	714,530	18.64	19,046	698,551	18.34
	複合ビル用	複合ビル用	9,378	317,250	16.91	9,366	313,866	16.76
	公衆浴場用	公衆浴場用	194	224,689	579.10	184	187,066	508.33
		計	1,673,138	46,927,662	14.02	1,685,785	46,734,826	13.86
都市生活動用水	官公署・学校用	官公署用	3,283	631,271	96.14	3,310	633,391	95.68
		学校用	2,344	890,123	189.87	2,384	878,564	184.26
		プール用	249	129,632	260.31	253	147,748	291.99
		公共用	6,472	314,230	24.28	6,473	337,092	26.04
		下水道施設用	102	33,575	164.58	102	33,168	162.59
		小計	12,450	1,998,831	80.27	12,522	2,029,963	81.06
	事務所用	事務所用	27,221	903,086	16.59	27,341	887,036	16.22
	病院用	病院用	5,287	1,578,263	149.26	5,289	1,492,924	141.13
	営業用	船舶給水用	99	90,354	456.33	102	76,482	374.91
		娯楽用	687	207,046	150.69	664	198,090	149.16
		旅館用	978	928,505	474.70	970	924,803	476.70
		飲食店用	14,759	1,365,889	46.27	14,560	1,339,515	46.00
		私設消火栓	30	0	0.00	30	0	0.00
		臨時用	340	32,236	47.41	334	41,403	61.98
その他		91,014	5,040,455	27.69	92,265	5,107,556	27.68	
	小計	107,907	7,664,485	35.51	108,925	7,687,849	35.29	
工場用	工場用	3,819	694,282	90.90	3,739	701,022	93.74	
	計	156,684	12,838,947	40.97	157,816	12,798,794	40.55	
	合計	1,829,822	59,766,609	16.33	1,843,601	59,533,620	16.15	

注1 件数は、給水条例第21条を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯ごとに

注2 原単位欄の数値は、有収水量を件数の2倍で除している。

注3 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

(単位：件， m³)

令和元			2			3			構成比(%) (3年度)	
件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量
1,335,042	38,160,494	14.29	1,344,243	39,653,035	14.75	1,358,003	39,303,780	14.47	72.05	66.77
96	1,703	8.87	92	1,674	9.10	75	1,373	9.15	0.00	0.00
332,767	7,245,729	10.89	336,197	7,530,314	11.20	337,236	7,341,856	10.89	17.89	12.47
1,667,905	45,407,926	13.61	1,680,532	47,185,023	14.04	1,695,314	46,647,009	13.76	89.95	79.25
18,810	682,387	18.14	18,649	669,713	17.96	18,519	640,942	17.30	0.98	1.09
9,378	311,636	16.62	9,567	282,969	14.79	9,421	271,862	14.43	0.50	0.46
171	110,864	324.16	174	89,868	258.24	168	88,536	263.50	0.01	0.15
1,696,264	46,512,813	13.71	1,708,922	48,227,573	14.11	1,723,422	47,648,349	13.82	91.44	80.95
3,237	625,003	96.54	3,060	550,091	89.88	2,969	554,387	93.36	0.16	0.94
2,767	858,455	155.12	2,803	817,014	145.74	2,554	830,458	162.58	0.14	1.41
247	115,814	234.44	243	124,940	257.08	243	118,029	242.86	0.01	0.20
6,449	290,258	22.50	6,424	266,013	20.70	6,426	262,600	20.43	0.34	0.45
108	32,627	151.05	108	31,171	144.31	101	29,165	144.38	0.01	0.05
12,808	1,922,157	75.04	12,638	1,789,229	70.79	12,293	1,794,639	72.99	0.65	3.05
27,576	873,053	15.83	27,781	826,445	14.87	27,851	798,985	14.34	1.48	1.36
5,350	1,452,189	135.72	5,342	1,414,083	132.36	5,336	1,364,337	127.84	0.28	2.32
102	79,203	388.25	106	63,809	300.99	108	72,090	333.75	0.01	0.12
647	190,149	146.95	626	148,466	118.58	620	132,955	107.22	0.03	0.23
962	922,032	479.23	961	610,048	317.40	961	684,761	356.28	0.05	1.16
14,339	1,299,874	45.33	14,107	1,026,637	36.39	13,968	978,863	35.04	0.74	1.66
30	0	0.00	23	0	0.00	23	0	0.00	0.00	0.00
301	34,465	57.25	266	31,066	58.39	244	44,778	91.76	0.01	0.08
93,368	4,994,973	26.75	94,373	4,715,810	24.98	96,198	4,701,793	24.44	5.10	7.99
109,749	7,520,696	34.26	110,462	6,595,836	29.86	112,122	6,615,240	29.50	5.95	11.24
3,696	674,503	91.25	3,708	653,010	88.05	3,698	638,979	86.40	0.20	1.09
159,179	12,442,598	39.08	159,931	11,278,603	35.26	161,300	11,212,180	34.76	8.56	19.05
1,855,443	58,955,411	15.89	1,868,853	59,506,176	15.92	1,884,722	58,860,529	15.62	100.00	100.00

給水装置が設置されているものとみなして換算した数値を示す。

7. 水量区画別件数及び有収水量

水量区画			平成29			30			
用途	口 径	水量区画 (㎡)	基本料金 件 数	有収水量	水道料金(税込)	基本料金 件 数	有収水量	水道料金(税込)	
一 般 用	13mm	0～10	1,494,207	7,793,970	1,492,825,323	1,530,991	7,951,177	1,528,134,869	
		11～20	1,250,648	18,709,313	2,354,924,365	1,248,987	18,689,959	2,352,594,602	
		21～30	535,968	13,019,173	1,881,477,185	534,026	12,958,482	1,871,578,698	
		31以上	171,802	6,506,243	1,227,188,005	165,631	6,267,930	1,181,746,073	
		小 計	3,452,625	46,028,699	6,956,414,878	3,479,635	45,867,548	6,934,054,242	
	20mm	0～10	62,756	299,549	95,885,478	63,955	306,420	97,752,307	
		11～20	49,430	745,327	121,458,017	49,642	748,802	121,970,611	
		21～30	28,081	687,646	115,572,554	28,197	689,189	115,748,794	
		31以上	24,084	1,410,321	333,543,260	23,674	1,391,194	329,261,453	
		小 計	164,351	3,142,843	666,459,309	165,468	3,135,605	664,733,165	
	25mm	0～50	20,157	337,312	116,473,452	20,294	342,202	117,887,095	
		51～100	3,739	267,052	72,385,115	3,705	263,554	71,437,786	
		101以上	3,612	706,796	209,210,019	3,509	675,610	199,659,221	
小 計		27,508	1,311,160	398,068,586	27,508	1,281,366	388,984,102		
30mm	0～50	5,653	110,779	41,350,373	5,774	109,354	41,369,495		
	51～100	1,860	135,839	38,440,870	2,044	150,055	42,445,765		
	101以上	3,732	852,478	259,069,007	3,704	841,660	255,692,046		
	小 計	11,245	1,099,096	338,860,250	11,522	1,101,069	339,507,306		
40mm	0～50	5,228	112,737	51,696,216	5,385	116,430	53,272,638		
	51～100	2,614	195,257	60,678,140	2,591	193,254	60,083,099		
	101以上	7,578	2,456,841	777,218,718	7,622	2,446,702	773,840,602		
	小 計	15,420	2,764,835	889,593,074	15,598	2,756,386	887,196,339		
50mm	全	6,985	2,670,485	930,871,178	7,060	2,683,307	935,712,561		
75mm	全	1,862	1,384,241	488,483,349	1,913	1,420,519	501,356,796		
100mm	全	422	704,957	246,100,890	416	717,030	249,793,702		
150mm以上	全	72	401,768	138,133,080	72	340,669	118,337,004		
計			3,680,490	59,508,084	11,052,984,594	3,709,192	59,303,499	11,019,675,217	
一 般 用 以 外	共 用	0～10	127	397	114,749	126	419	115,590	
		11～20	38	452	56,506	40	536	67,286	
		21～30	18	437	63,138	12	292	42,246	
		31以上	10	314	52,216	12	405	71,032	
		小 計	193	1,600	286,609	190	1,652	296,154	
	公 衆 浴場用	13mm	全	96	2,410	254,223	96	2,927	293,820
		20mm	全	96	2,809	338,812	90	2,497	306,391
		25mm	全	72	4,763	490,692	72	4,715	487,066
		30mm	全	48	4,764	489,738	45	5,100	506,871
		40mm	全	29	6,753	647,148	24	7,618	691,516
		50mm	全	12	55,100	4,279,474	12	46,708	3,645,040
		75mm	全	36	148,090	11,991,072	33	117,501	9,593,010
		小 計		389	224,689	18,491,159	372	187,066	15,523,714
私設消火栓	全	60	0	97,200	60	0	97,200		
臨時用	全	0	32,236	15,144,026	0	41,403	19,450,706		
計			642	258,525	34,018,994	622	230,121	35,367,774	
合 計			3,681,132	59,766,609	11,087,003,588	3,709,814	59,533,620	11,055,042,991	

(単位：件、㎡、円)

令和元			2			3		
基本料金 件数	有収水量	水道料金(税込)	基本料金 件数	有収水量	水道料金(税込)	基本料金 件数	有収水量	水道料金(税込)
1,555,716	8,016,516	1,558,377,297	1,278,907	7,927,329	1,173,100,610	1,586,839	8,147,866	1,607,996,223
1,261,637	18,872,467	2,390,262,243	1,031,693	18,719,911	2,076,627,515	1,253,587	18,820,914	2,413,765,036
523,899	12,703,529	1,845,733,841	469,270	13,663,041	1,868,359,667	544,232	13,215,875	1,945,026,412
161,216	6,090,194	1,154,532,061	156,023	7,011,334	1,292,191,735	175,776	6,577,746	1,254,957,457
3,502,468	45,682,706	6,948,905,442	2,935,893	47,321,615	6,410,279,527	3,560,434	46,762,401	7,221,745,128
64,439	307,207	98,987,833	54,004	304,703	72,455,565	67,461	315,057	104,794,034
49,822	750,508	123,100,126	39,650	721,519	98,099,670	47,756	720,437	119,589,845
27,805	681,013	115,192,288	24,046	710,667	108,908,879	27,807	683,824	117,231,903
23,332	1,361,124	323,536,960	19,562	1,279,271	291,859,006	22,386	1,221,027	288,547,199
165,398	3,099,852	660,817,207	137,262	3,016,160	571,323,120	165,410	2,940,345	630,162,981
20,470	338,600	118,080,754	17,523	340,449	108,143,028	21,247	336,554	120,477,479
3,778	270,009	73,618,504	2,922	247,054	66,050,714	3,383	239,702	66,182,765
3,336	643,592	191,409,545	2,470	561,234	166,697,899	2,893	549,943	165,332,562
27,584	1,252,201	383,108,803	22,915	1,148,737	340,891,641	27,523	1,126,199	351,992,806
6,099	116,307	44,103,639	5,429	124,010	41,811,977	6,562	123,744	47,830,952
2,038	149,494	42,558,577	1,713	153,075	42,176,657	2,071	153,317	44,158,849
3,681	821,269	250,728,768	2,825	744,232	226,609,357	3,350	744,558	230,033,105
11,818	1,087,070	337,390,984	9,967	1,021,317	310,597,991	11,983	1,021,619	322,022,906
5,480	118,915	54,662,567	4,909	122,356	48,790,244	5,985	123,923	59,035,960
2,637	195,792	61,333,127	2,292	207,819	61,175,776	2,866	213,862	67,722,128
7,595	2,351,772	747,662,981	5,972	2,117,363	668,723,748	7,106	2,105,663	676,941,561
15,712	2,666,479	863,658,675	13,173	2,447,538	778,689,768	15,957	2,443,448	803,699,649
7,062	2,679,546	940,134,284	5,813	2,368,823	826,109,927	7,019	2,348,248	842,217,633
1,895	1,334,486	475,859,061	1,487	1,162,540	409,461,812	1,834	1,189,998	433,105,982
428	713,919	250,659,931	369	619,651	217,114,089	456	619,559	223,883,221
72	292,120	103,190,616	66	277,187	97,423,649	83	274,025	99,732,403
3,732,437	58,808,379	10,963,725,003	3,126,945	59,383,568	9,961,891,524	3,790,699	58,725,842	10,928,562,709
126	419	116,346	114	519	95,745	104	329	95,695
42	549	69,208	24	410	46,436	22	345	44,330
12	317	48,070	6	219	32,668	20	493	73,176
12	418	75,550	14	526	87,712	6	206	37,232
192	1,703	309,174	158	1,674	262,561	152	1,373	250,433
96	2,767	283,498	80	2,498	241,625	96	2,596	273,790
84	2,366	291,184	70	1,893	220,911	84	2,121	276,026
68	4,216	444,047	50	2,290	250,276	48	1,175	179,168
36	3,660	376,212	30	3,552	339,376	36	3,651	380,118
24	7,968	722,336	29	8,570	771,836	36	9,066	874,686
12	58,949	4,597,920	10	44,347	3,492,086	12	44,833	3,568,166
24	30,938	2,882,732	20	26,718	2,417,859	24	25,094	2,472,376
344	110,864	9,597,929	289	89,868	7,733,969	336	88,536	8,024,330
60	0	97,800	40	0	51,232	46	0	75,900
0	34,465	16,358,905	0	31,066	14,864,834	0	44,778	21,426,055
596	147,032	26,363,808	487	122,608	22,912,596	534	134,687	29,776,718
3,733,033	58,955,411	10,990,088,811	3,127,432	59,506,176	9,984,804,120	3,791,233	58,860,529	10,958,339,427

第3章 業 務

1. 検針業務状況

(単位：人、件)

項目 年度	委託検針	
	検針人員	検針件数
平成29	1,323	1,730,787
30	1,249	1,758,015
令和元	1,310	1,771,062
2	1,332	1,780,281
3	1,313	1,791,500

注 検針件数は、休止中のメーター一点検件数を含む。人員・件数は年度の延べ数。

2. 水道料金調定状況

(単位：件、円)

項目 年度	納 付 制		口座振替制		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)		
平成29	278,033 18.0	2,394,829,054 21.6	1,269,695 82.0	8,692,174,534 78.4	1,547,728	11,087,003,588 (10,265,744,063)
30	284,484 18.2	2,392,408,215 21.6	1,276,980 81.8	8,662,634,776 78.4	1,561,464	11,055,042,991 (10,236,150,918)
令和元	290,256 18.5	2,323,277,772 21.1	1,281,104 81.5	8,666,811,039 78.9	1,571,360	10,990,088,811 (10,113,626,171)
2	290,111 18.5	2,058,426,604 20.6	1,275,080 81.5	7,926,377,516 79.4	1,565,191	9,984,804,120 (9,077,094,655)
3	300,093 18.8	2,250,927,623 20.5	1,294,325 81.2	8,707,411,804 79.5	1,594,418	10,958,339,427 (9,962,126,752)

注 ()内は、消費税抜額である。

3. 水道料金収納状況

(単位：件、円)

項目 年度	前年度末 未 収		当 年 度 調 定		当 年 度 収 納		不 納 欠 損		当年度末 未 収	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成29	191,407	1,309,384,879	1,547,728	11,087,003,588	1,541,600	11,074,099,471	4,258	22,733,941	193,277 (136,668)	1,299,555,055 (965,723,772)
30	193,277	1,299,555,055	1,561,464	11,055,042,991	1,558,680	11,043,814,148	4,463	18,059,271	191,598 (137,526)	1,292,724,627 (969,150,892)
令和元	191,598	1,292,724,627	1,571,360	10,990,088,811	1,572,975	10,985,481,295	3,097	11,046,090	186,886 (138,623)	1,286,286,053 (990,954,189)
2	186,886	1,286,286,053	1,565,191	9,984,804,120	1,569,148	10,046,259,786	2,411	7,889,825	180,518 (139,216)	1,216,940,562 (967,628,790)
3	180,518	1,216,940,562	1,594,418	10,958,339,427	1,594,789	10,990,437,026	2,384	14,721,465	177,763 (140,055)	1,170,121,498 (947,476,846)

注1 当年度収納は、過年度分の収納を含む。

注2 ()は、翌年度4月納入期限の3月調定分(納期未到来) ※2月調定のうち毎月口座振替分(4月振替分)を含む。

【収納方法別内訳】

(単位：件、円)

項目 年度	金融機関窓口		口座振替		水道局窓口		コンビニ等		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)		
平成29	53,511 3.5	1,449,718,577 13.1	1,219,346 79.1	8,455,799,129 76.4	30,311 2.0	153,037,207 1.4	238,432 15.5	1,015,544,558 9.2	1,541,600	11,074,099,471
30	51,532 3.3	1,410,066,585 12.8	1,228,293 78.8	8,430,861,702 76.3	32,114 2.1	159,433,538 1.4	246,741 15.8	1,043,452,323 9.4	1,558,680	11,043,814,148
令和元	50,532 3.2	1,336,153,476 12.2	1,232,918 78.4	8,415,640,621 76.6	37,147 2.4	185,903,924 1.7	252,378 16.0	1,047,783,274 9.5	1,572,975	10,985,481,295
2	47,123 3.0	1,151,713,466 11.5	1,236,029 78.8	7,779,418,126 77.4	32,027 2.0	156,592,615 1.6	253,969 16.2	958,535,579 9.5	1,569,148	10,046,259,786
3	47,376 3.0	1,190,059,687 10.8	1,256,821 78.8	8,558,395,351 77.9	29,119 1.8	148,730,866 1.4	261,473 16.4	1,093,251,122 9.9	1,594,789	10,990,437,026

注 構成比は、端数の四捨五入のため個々の和が100と異なることがある。

4. 給水負担金調定状況

(単位：件、円)

年度	新 設		改 造		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成29	1,921	204,103,800	244	102,357,000	2,165	306,460,800 (283,760,000)
30	1,780	172,859,400	235	110,570,400	2,015	283,429,800 (262,435,000)
令和元	1,589	175,472,800	190	89,918,100	1,779	265,390,900 (244,390,000)
2	1,395	122,413,500	183	79,029,500	1,578	201,443,000 (183,130,000)
3	1,529	157,201,000	172	95,986,000	1,701	253,187,000 (230,170,000)

注 ()内は、消費税抜額である。

5. 水道メーター

(1) メーター設置状況

(単位：個)

年度	項目	新 設	受 贈	撤 去	取 替
		(新設+口変等)		(撤去+口変等)	
平成29		4,245	984	2,228	37,411
30		3,842	663	1,931	34,530
令和元		3,446	982	2,151	33,012
2		3,335	767	1,953	34,645
3		3,180	863	1,696	37,753

(2) 口径別設置状況

(単位：個)

年度	口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200	合 計
		平成29		227,984	11,998	3,464	1,856	2,459	1,050	286	45	7
30		230,262	12,214	3,445	1,917	2,493	1,050	289	46	7	1	251,724
令和元		232,150	12,478	3,446	1,989	2,538	1,057	288	47	7	1	254,001
2		234,193	12,524	3,414	2,024	2,591	1,063	284	48	8	1	256,150
3		236,287	12,683	3,420	2,062	2,637	1,066	281	51	9	1	258,497

(3) メーター取替状況

(単位：個)

原因	口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200	合 計
		検 定 有 効 期 間 満 了		33,210	2,059	582	332	408	106	51	12	1
不 動		14	1	0	1	0	1	0	0	0	0	17
感 度 不 良		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
そ の 他 (ネジ変更等)		914	31	10	3	10	4	0	1	0	0	973
合 計		34,139	2,092	592	336	418	111	51	13	1	0	37,753

(4) メーター修理状況

(単位:個)

年度	口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200	合計
平成29		33,003	1,850	520	304	320	170	40	0	0	0	36,207
30		32,350	1,360	416	254	270	158	31	16	1	0	34,856
令和元		32,100	1,650	464	256	342	142	52	8	1	1	35,016
2		29,161	1,454	400	208	261	100	49	1	2	0	31,636
3		32,400	1,800	656	224	431	135	52	15	2	0	35,715

6. 給水装置

(単位:件)

年度	項目	工 事 件 数 (完 成)			
		新 設	改 造	撤 去	合 計
平成29		2,542	3,431	366	6,339
30		2,311	3,539	499	6,349
令和元		1,990	3,652	385	6,027
2		1,677	3,514	388	5,579
3		1,606	3,296	370	5,272

7. 漏水防止

(1) 老朽配水管布設替延長・老朽給水管取替件数

区分	年度	単位	平成29	30	令和元	2	3
			老朽配水管布設替延長	m	17,480	25,820	20,948
老朽給水管取替	鉛管	箇所	843	332	412	398	333
		その他	297	303	253	287	205
	計	箇所	1,140	635	665	685	538

(2) 地下漏水調査・修繕件数

区分	年度	単位	平成29	30	令和元	2	3
			調査対象管延長	km	849.0	1,472.0	1,530.7
修 繕	配水管	箇所	17	37	19	20	18
		箇所/km	0.02	0.03	0.01	0.01	0.01
	給水管	箇所	147	188	262	227	202
	計	箇所	164	225	281	247	220
防止水量 換算値	配水管	m ³ /日	447	788	324	524	486
		m ³ /日/km	0.53	0.54	0.21	0.33	0.30
	給水管	m ³ /日	518	856	990	1,210	1,395
	計	m ³ /日	965	1,644	1,314	1,734	1,881

(3) 公道漏水修繕件数

種 別	漏水形態	箇所 口径(mm)	管 類							
			鑄 鉄 管		銅 管		硬質塩化ビニル管		鉛 管	
			管	継 手	管	継 手	管	継 手	管	継 手
送水管	地上	—	1		1	1	7	2		
	地下						1			
配水本管	地上	300超								
	地下									
配水支管	地上	300以下	3		3	2	29	38		
	地下						4	11		
給水管	地上	—			8	3	21	28	21	2
	地下				1	2	5	11	6	3
合 計			4	0	13	8	66	91	27	5

(単位:箇所)

管 類				弁栓類	その他	合 計
ポリエチレン管		銅 管				
管	継 手	管	継 手			
						12
						1
						0
						0
				2	2	79
				2		17
148	16	6	2		7	262
33	11					72
181	27	6	2	4	9	443

(4) 原因状況別漏水件数

(単位:箇所)

種 別	原因 状況	腐食老化	荷重振動	水 撃 圧	施工不良	材質欠陥	他工事 損 傷	地盤沈下	凍 結	埋戻不良	そ の 他	合 計
		送水管	折 損	1					1			
穴 アキ				3								3
亀 裂				5								5
抜け・ゆるみ	1			2								3
そ の 他												0
配水本管	折 損											0
	穴 アキ											0
	亀 裂											0
	抜け・ゆるみ											0
	そ の 他											0
配水支管	折 損	2		1			3					6
	穴 アキ	9		5								14
	亀 裂	36	3	18	4	2						63
	抜け・ゆるみ	5			2						1	8
	そ の 他	3		1			1					5
給水管	折 損	5	1	3	1		12					22
	穴 アキ	88	2	15	2						1	108
	亀 裂	109	3	22	7	3						144
	抜け・ゆるみ	18	1	3	5		1				1	29
	そ の 他	20		3	1		5				2	31
合 計		297	10	81	22	5	23	0	0	0	5	443

8. 電力使用状況

(1) 電力使用量

(単位：kWh)

施設名 \ 年度	平成29	30	令和元	2	3
河頭浄水場 (石井手・小野取水場含む)	10,600,206	10,060,962	10,800,555	9,886,885	9,866,478
滝之神浄水場	794,381	774,016	758,550	798,075	758,044
平川浄水場 (万之瀬取水場含む)	1,362,066	1,596,744	1,183,426	1,163,363	1,253,421
ポンプ所その他	25,948,768	26,365,142	27,219,846	27,412,282	27,339,655
合計	38,705,421	38,796,864	39,962,377	39,260,605	39,217,598

(2) 電力料金

(単位：円)

施設名 \ 年度	平成29	30	令和元	2	3
河頭浄水場 (石井手・小野取水場含む)	169,252,221	173,715,769	187,453,289	143,829,409	140,046,205
滝之神浄水場	15,070,331	15,361,852	15,405,021	13,495,178	12,614,899
平川浄水場 (万之瀬取水場含む)	29,534,031	36,073,124	23,523,486	18,864,075	19,720,914
ポンプ所その他	482,365,460	519,812,838	542,416,712	473,103,370	470,201,541
合計	696,222,043	744,963,583	768,798,508	649,292,032	642,583,559

9. 薬品使用状況

(1) 薬品購入量

(単位：kg)

薬品名	施設名	年度				
		平成29	30	令和元	2	3
ポリ塩化アルミニウム	河頭浄水場	1,002,090	632,050	762,060	682,470	662,200
	滝之神浄水場	592,250	511,780	340,770	336,140	321,010
	平川浄水場	150,700	84,870	60,150	45,130	65,120
	計	1,745,040	1,228,700	1,162,980	1,063,740	1,048,330
液体苛性ソーダ	河頭浄水場	139,860	20,000	60,220	60,000	30,080
	滝之神浄水場	235,980	196,100	86,200	97,900	84,560
	平川浄水場	45,080	29,840	20,080	13,060	12,920
	計	420,920	245,940	166,500	170,960	127,560
粉末活性炭(50%WET換算)	河頭浄水場	120,640	109,040	119,420	111,040	135,580
	滝之神浄水場	162,240	75,600	96,480	110,160	90,720
	平川浄水場	10,080	1,800	0	5,400	3,600
	計	292,960	186,440	215,900	226,600	229,900
次亜塩素酸ナトリウム		656,390	644,690	674,850	643,150	620,900

(2) 薬品費

(単位：円)

薬品名	施設名	年度				
		平成29	30	令和元	2	3
ポリ塩化アルミニウム	河頭浄水場	27,363,202	25,939,328	35,268,499	32,055,613	31,103,533
	滝之神浄水場	13,085,287	17,106,613	15,794,707	15,788,492	15,077,837
	平川浄水場	3,433,169	2,582,692	2,373,661	2,119,757	3,058,686
	計	43,881,658	45,628,633	53,436,867	49,963,862	49,240,056
液体苛性ソーダ	河頭浄水場	3,323,073	691,199	2,198,952	2,211,000	1,108,448
	滝之神浄水場	6,031,278	6,777,214	3,153,663	3,607,615	3,116,036
	平川浄水場	1,157,932	1,031,269	733,247	481,261	476,102
	計	10,512,283	8,499,682	6,085,862	6,299,876	4,700,586
粉末活性炭(50%WET換算)	河頭浄水場	14,903,244	14,353,111	16,579,570	14,241,040	15,899,675
	滝之神浄水場	24,424,156	12,219,205	16,157,618	16,929,000	13,044,240
	平川浄水場	1,459,555	289,656	0	801,900	510,840
	計	40,786,955	26,861,972	32,737,188	31,971,940	29,454,755
次亜塩素酸ナトリウム		42,819,995	42,414,814	44,230,343	42,557,746	41,508,588
水質試験用試薬・その他		19,268,598	17,184,643	16,947,859	18,784,443	18,870,220
合計		157,269,489	140,589,744	153,438,119	149,577,867	143,774,205

10. 水質検査結果表(給水栓水)

項目	系統	単位	河頭浄水場	滝之神浄水場	平川浄水場	大明ヶ丘配水池
			表流水 (甲突川)	表流水 (稲荷川)	表流水 (万之瀬川)	表流水・湧水 (稲荷川)
水	温	℃	21.7	19.0	19.8	19.2
一般細菌	菌	個/ml	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
大腸菌	菌		不検出	不検出	不検出	不検出
カドミウム及びその化合物		mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
水銀及びその化合物		mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
セレン及びその化合物		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
鉛及びその化合物		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ヒ素及びその化合物		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
六価クロム化合物		mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
亜硝酸態窒素		mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
シアン化物イオン及び塩化シアン		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		mg/L	1.0	2.3	1.5	3.2
フッ素及びその化合物		mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
ホウ素及びその化合物		mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
四塩化炭素		mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
1,4-ジオキサン		mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
ジクロロメタン		mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
テトラクロロエチレン		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
トリクロロエチレン		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ベンゼン		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩素酸		mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
クロロ酢酸		mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
クロロホルム		mg/L	0.0082	0.0027	0.0047	0.0005 未満
ジクロロ酢酸		mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
ジブromクロロメタン		mg/L	0.0040	0.0063	0.0085	0.0013
臭素酸		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
総トリハロメタン		mg/L	0.019	0.016	0.022	0.0028
トリクロロ酢酸		mg/L	0.005	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
ブromジクロロメタン		mg/L	0.0067	0.0048	0.0071	0.0006
ブromホルム		mg/L	0.0005 未満	0.0020	0.0020	0.0010
ホルムアルデヒド		mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
亜鉛及びその化合物		mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
アルミニウム及びその化合物		mg/L	0.04	0.03	0.02 未満	0.02 未満
鉄及びその化合物		mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
銅及びその化合物		mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
ナトリウム及びその化合物		mg/L	11	17	15	14
マンガン及びその化合物		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩化物イオン		mg/L	10	17	13	13
カルシウム、マグネシウム等(硬度)		mg/L	36	57	70	60
蒸発残留物		mg/L	144	178	174	194
陰イオン界面活性剤		mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
ジェオスミン		mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001	0.000001 未満
2-メチルイソボルネオール		mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
非イオン界面活性剤		mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
フェノール類		mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
有機物(全有機炭素(TOC)の量)		mg/L	0.5	0.6	0.3	0.2 未満
pH	値		7.5	7.4	7.5	6.7
味			異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気			異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	度		0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
濁度	度		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
遊離残留塩素	mg/L		0.28	0.46	0.34	0.38

注 上記水質検査結果は、給水栓水の定期採水点70か所のうち代表的なものの年間平均値である。

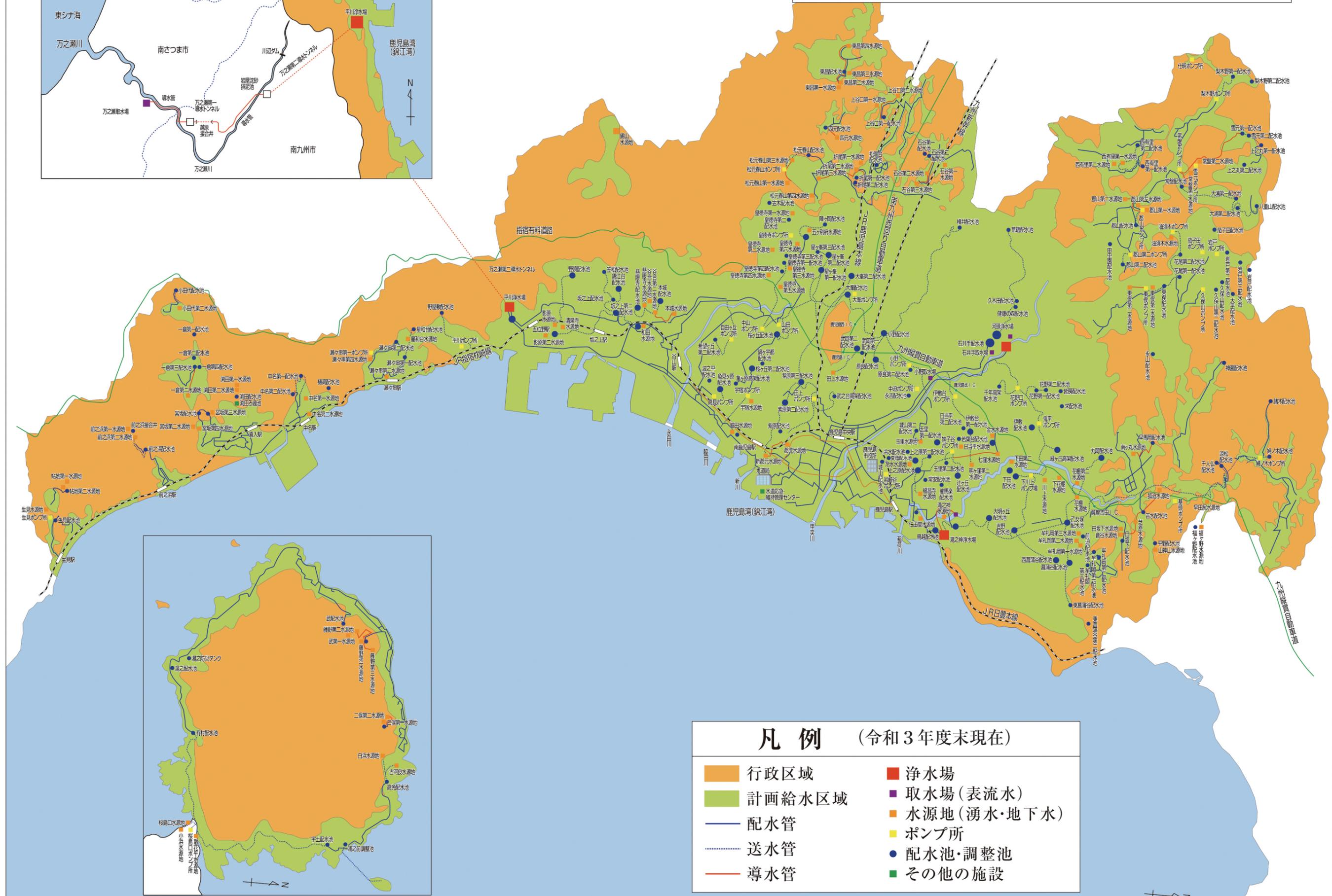
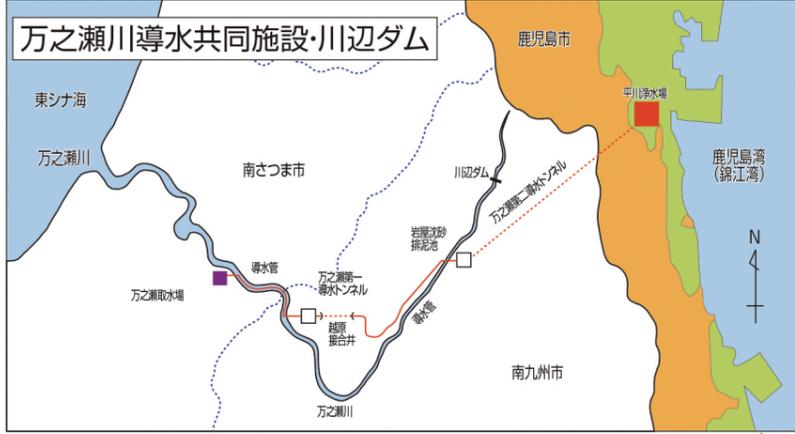
辻ヶ丘配水池	上之原第二配水池	紫原第二配水池	桜ヶ丘配水池	水 質 基 準
湧 水	湧 水	表流水・地下水 (甲突川)	表流水・地下水 (甲突川)	
19.3	19.4	20.4	19.9	—
1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	100 以下
不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
3.1	3.2	2.7	1.6	10 以下
0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下
0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下
0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下
0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
0.0005 未満	0.0005 未満	0.0050	0.0045	0.06 以下
0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下
0.0006	0.0009	0.0044	0.0054	0.1 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.0015	0.0019	0.015	0.017	0.1 以下
0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下
0.0005 未満	0.0005 未満	0.0048	0.0052	0.03 以下
0.0006	0.0010	0.0013	0.0016	0.09 以下
0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下
0.02 未満	0.02 未満	0.03	0.03	0.2 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.3 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下
13	14	13	13	200 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下
12	12	15	13	200 以下
58	61	51	47	300 以下
177	189	172	166	500 以下
0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下
0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下
0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下
0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下
0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下
0.2 未満	0.2 未満	0.4	0.5	3 以下
6.7	6.8	7.0	7.2	5.8 以上 8.6 以下
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5 以下
0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	2 以下
0.33	0.47	0.32	0.37	(0.1 以上)

項目	系統	単位	笠木配水池	野頭配水池	坂之上第二配水池	藤野配水池
			湧水	湧水・地下水	湧水・地下水	地下水
水	温	℃	19.2	20.3	20.3	18.7
一般細菌	菌	個/ml	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
大腸菌	菌		不検出	不検出	不検出	不検出
カドミウム及びその化合物		mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
水銀及びその化合物		mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
セレン及びその化合物		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
鉛及びその化合物		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ヒ素及びその化合物		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.002
六価クロム化合物		mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
亜硝酸態窒素		mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
シアン化物イオン及び塩化シアン		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		mg/L	1.5	2.1	3.2	0.7
フッ素及びその化合物		mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.31
ホウ素及びその化合物		mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
四塩化炭素		mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
1,4-ジオキサン		mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
ジクロロメタン		mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
テトラクロロエチレン		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
トリクロロエチレン		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ベンゼン		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩素酸		mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
クロロ酢酸		mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
クロロホルム		mg/L	0.0005 未満	0.0020	0.0005 未満	0.0005 未満
ジクロロ酢酸		mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
ジブロモクロロメタン		mg/L	0.0012	0.0042	0.0013	0.0005 未満
臭素酸		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
総トリハロメタン		mg/L	0.0027	0.011	0.0026	0.0005 未満
トリクロロ酢酸		mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
プロモジクロロメタン		mg/L	0.0007	0.0033	0.0005 未満	0.0005 未満
プロモホルム		mg/L	0.0005 未満	0.0014	0.0012	0.0005 未満
ホルムアルデヒド		mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
亜鉛及びその化合物		mg/L	0.02	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
アルミニウム及びその化合物		mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
鉄及びその化合物		mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
銅及びその化合物		mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
ナトリウム及びその化合物		mg/L	10	13	14	20
マンガン及びその化合物		mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩化物イオン		mg/L	8	11	11	24
カルシウム、マグネシウム等(硬度)		mg/L	36	52	50	116
蒸発残留物		mg/L	127	150	154	284
陰イオン界面活性剤		mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
ジェオスミン		mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
2-メチルイソボルネオール		mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
非イオン界面活性剤		mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
フェノール類		mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
有機物(全有機炭素(TOC)の量)		mg/L	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満
pH	値		6.7	6.9	6.8	6.4
味			異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気			異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	度		0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
濁度	度		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
遊離残留塩素	mg/L		0.30	0.37	0.36	0.36

注 上記水質検査結果は、給水栓水の定期採水点70か所のうち代表的なものの年間平均値である。

吉水配水池	郡山配水池	上谷口第一配水池	宮坂配水池	水質基準
湧水・地下水	湧水・地下水	地下水	伏流水・地下水	
18.5	20.6	21.2	20.5	—
1未満	1未満	1未満	1未満	100以下
不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
0.003	0.001	0.002	0.001未満	0.01以下
0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
0.8	0.7	0.4	0.5	10以下
0.08未満	0.12	0.13	0.08未満	0.8以下
0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下
0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下
0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下
0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.06以下
0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
0.0005未満	0.0006	0.0011	0.0005未満	0.1以下
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
0.0005未満	0.0011	0.0024	0.0005未満	0.1以下
0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
0.0005未満	0.0005未満	0.0007	0.0005未満	0.03以下
0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.09以下
0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下
0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下
0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.3以下
0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下
9	13	22	13	200以下
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下
7	7	8	10	200以下
43	29	52	30	300以下
125	154	146	98	500以下
0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下
0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下
0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下
0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下
0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	3以下
7.0	7.1	8.1	7.0	5.8以上 8.6以下
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5以下
0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2以下
0.40	0.35	0.45	0.38	(0.1以上)

計画給水区域と主要施設位置図



凡例 (令和3年度末現在)	
	行政区域
	計画給水区域
	配水管
	送水管
	導水管
	浄水場
	取水場(表流水)
	水源地(湧水・地下水)
	ポンプ所
	配水池・調整池
	その他の施設

※この図面は概略図です。

第4章 施設の概要

1. 主要施設一覧表

(1) 庁舎

ア. 本部

所在地	鹿児島市鴨池新町1番10号
敷地面積	5,367 m ²
構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造（地上5階，地下1階，塔屋2階） 鉄骨造（別棟2階）
延床面積	5,605 m ²
完成年月日	昭和51年5月29日

イ. 水道応急・維持管理センター

所在地	鹿児島市鴨池新町7番3号
敷地面積	3,292 m ²
構造	鉄骨造（地上2階）
延床面積	1,173 m ²
完成年月日	平成12年3月10日

(2) 浄水場・水源地

所在地区	名称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	所在地
吉野	七窪水源地	湧水	13,000	下田町207
	滝之神水源地	湧水	17,400	坂元町1377-2
	川上水源地	湧水	4,100	川上町329
	花棚水源地	湧水	1,800	川上町1437-1
	花棚第二水源地	地下水	2,700	川上町1412-1
	明ヶ窪第二水源地	地下水	1,200	伊敷台七丁目1638-2
	金水水源地	地下水	700	下田町238-2
	下花棚水源地	地下水	500	川上町1361-1
	下田第二水源地	地下水	500	下田町1336
中央	河頭浄水場 (石井手取水場) (小野取水場)	表流水	109,100	犬迫町1272-1 (伊敷町4839-3) (小野二丁目369-2)
	滝之神浄水場	表流水	39,700	吉野町1125-1
	仁王堂水源地	湧水	1,900	清水町7-8
	冷水水源地	湧水	1,800	冷水町23

所在地区	名称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	所在地
中央	福昌寺水源地	湧水	1,800	池之上町 19
	日当平水源地	湧水	700	若葉町 1923-7
	郡元水源地	地下水	3,500	郡元一丁目 757-2
	新郡元水源地	地下水	2,700	南郡元町 7-1
	宇宿水源地	地下水	1,900	宇宿町 2431-3
	玉里水源地	地下水	1,600	玉里町 21
	脇田水源地	地下水	1,600	宇宿一丁目 46-2
	田上水源地	地下水	1,200	田上五丁目 23
谷山	平川浄水場 (万之瀬取水場)	表流水	30,000	平川町 5702-1 (南さつま市加世田川畑 12635-1)
	影原水源地	湧水	9,900	下福元町 7906
	五ヶ別府水源地	湧水	3,800	五ヶ別府町 132-2
	和田水源地	湧水	2,200	和田二丁目 35
	慈眼寺水源地	湧水	6,200	下福元町 2543-1
	谷合水源地	湧水	4,500	下福元町 1179
	清泉寺水源地	湧水	3,400	下福元町 6899
	影原第二水源地	地下水	3,000	下福元町 7906
	谷合第二水源地	地下水	1,400	下福元町 1200-3
	本城水源地	地下水	500	上福元町 6495
	皇徳寺第一水源地	地下水	1,000	五ヶ別府町 1489-2
	皇徳寺第二水源地	地下水	500	五ヶ別府町 401-2
	皇徳寺第三水源地	地下水	1,000	山田町 3520-2
	皇徳寺第四水源地	地下水	800	山田町 1081-3
	皇徳寺第五水源地	地下水	700	山田町 2729-3
	皇徳寺第六水源地	地下水	1,000	五ヶ別府町 181-3
	錫山水源地	地下水	250	下福元町 11866-2
東桜島	古河良水源地	湧水	210	桜島白浜町 559-3
	散花平水源地	湧水	500	垂水市牛根麓 4381-1
	桜島口水源地	湧水	160	垂水市海潟 2579-1
	小浜水源地	湧水	280	垂水市海潟 2550-5
	白浜水源地	地下水	600	桜島白浜町 1729-1
桜島	藤野第一水源地	地下水	400	桜島藤野町 316-1
	藤野第二水源地	地下水	460	桜島武町 824-6
	藤野第三水源地	地下水	400	桜島藤野町 1114-2
	武第一水源地	地下水	390	桜島武町 979-3
	二俣第一水源地	地下水	320	桜島二俣町 682
	二俣第二水源地	地下水	320	桜島二俣町 133-4
吉田	福ヶ野水源地	湧水	30	始良市平松 1725
	早田尻水源地	地下水	500	本城町 1600-1
	牟礼岡第一水源地	地下水	750	宮之浦町 3430-3
	牟礼岡第二水源地	地下水	950	宮之浦町 3418-2

所在地区	名称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	所在地
吉 田	牟礼岡第三水源地	地下水	1,100	宮之浦町 3407-4
	白坂下水源地	地下水	420	宮之浦町 2253-2
	山神山水源地	湧水	210	宮之浦町 4271-2
	狐迫水源地	地下水	300	宮之浦町 36-5
	倉谷水源地	地下水	420	宮之浦町 2669-3
	芝原水源地	湧水	600	宮之浦町 1595
	南ヶ丸水源地	地下水	650	本名町 1787-3
喜 入	湍田第一水源地	伏流水	50	喜入町 10597-10
	湍田第二水源地	湧水	30	喜入町 10597-7
	宮坂第二水源地	伏流水	100	喜入町 9142-2
	宮坂第三水源地	地下水	1,110	喜入町 9098-4
	宮坂第四水源地	地下水	900	喜入町 7895-5
	一倉第二水源地	地下水	120	喜入一倉町 5121-2
	生見水源地	湧水	750	喜入生見町 4548
	中名第一水源地	地下水	1,100	喜入中名町 2392-3
	中名第二水源地	地下水	1,300	喜入中名町 845-2
	前之浜第一水源地	湧水	520	喜入前之浜町 10914-13
	前之浜第二水源地	地下水	700	喜入前之浜町 10843-2
	帖地第一水源地	湧水	10	喜入生見町 7295-2
	帖地第二水源地	地下水	40	喜入生見町 7337-3
	瀬々串第二水源地	地下水	500	喜入瀬々串町 3196-4
	瀬々串第四水源地	地下水	500	喜入瀬々串町 4628-1
	星和台水源地	地下水	440	喜入瀬々串町 1786-1
	小田代第二水源地	地下水	150	喜入一倉町 5861-18
松 元	松元春山第一水源地	地下水	350	春山町 2744-2
	松元春山第三水源地第1地下水	地下水	450	春山町 2593-4
	松元春山第三水源地第2地下水	地下水	420	春山町 2593-4
	松元春山第四水源地	地下水	700	春山町 47-3
	折尾第一水源地	地下水	200	春山町 1699-3
	折尾第二水源地	地下水	280	春山町 1721-7
	折尾第三水源地第1地下水	地下水	380	春山町 291-2
	折尾第三水源地第2地下水	地下水	380	春山町 291-2
	上谷口第一水源地第1地下水	地下水	470	上谷口町 4273
	上谷口第一水源地第2地下水	地下水	450	上谷口町 4273
	上谷口第二水源地第1地下水	地下水	300	上谷口町 2926-11
	上谷口第二水源地第2地下水	地下水	300	上谷口町 2926-11
	石谷第一水源地	地下水	200	石谷町 3476
	石谷第二水源地	地下水	210	石谷町 1475-4
	石谷第三水源地	地下水	200	石谷町 1429-1
	四元水源地	地下水	200	四元町 3954-8
	東昌第一水源地	地下水	180	直木町 2353-3

所在地区	名 称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	所 在 地
松 元	東昌第二水源地	地下水	260	直木町 2360-18
	東昌第三水源地	地下水	200	直木町 3018-2
	東昌第四水源地	地下水	400	直木町 4337-2
郡 山	油須木水源地	湧 水	750	油須木町 1008-1 先
	東俣第一水源地	地下水	240	東俣町 661-4
	東俣第二水源地	地下水	210	東俣町 879-2
	郡山第一水源地	湧 水	430	郡山町 3976-2
	郡山第二水源地	地下水	890	郡山町 2301-4
	郡山第三水源地	湧 水	410	郡山町 3921-2
	常盤第一水源地	湧 水	480	郡山町 3465-32
	常盤第二水源地	湧 水	120	郡山町 3406 の一部
	西有里第一水源地	地下水	360	西俣町 2891
西有里第二水源地	地下水	190	西俣町 2934-2	
合 計	表流水 3 か所	178,800	308,450	
	湧 水 30 か所	77,990		
	地下水 72 か所	51,510		
	伏流水 2 か所	150		

(3) 配水池

所在地区	名称	設備名	容量 (m ³)	最高水位 (m)	所在地
吉野	滝之神水源地	配水池	9,000	66.5	坂元町 1377-2
	大明ヶ丘配水池	1号配水池	500	185.1	吉野町 1779-2
		2号配水池	3,000	189.6	
	吉野配水池	1号配水池	1,000	221.1	吉野町 3224
		2号配水池	2,000	224.2	
	乙女塚配水池	1号配水池	500	254.2	川上町 2629
		2号配水池	1,000	254.2	
		3号配水池	3,000	254.2	
	菖蒲谷配水池	配水池	1,000	305.6	吉野町 4585-3
	東菖蒲谷配水池	2号配水池	400	374.6	吉野町 10775-73
	西菖蒲谷配水池	配水池	3,000	287.0	吉野町 4261-5
	丸岡配水池	配水池	200	247.1	岡之原町 1036-3
	下川上ポンプ所	調整池	800	141.8	川上町 48-1
	下田配水池	配水池	1,000	191.8	下田町 772-4
	下田第二水源地	配水池	1,000	121.4	下田町 1336
	金水水源地	配水池	1,500	61.9	下田町 238-2
	緑ヶ丘高架配水池	高架配水池	500	223.9	緑ヶ丘町 241-120
	伊敷配水池	1号配水池	1,600	168.1	西伊敷七丁目 34
		2号配水池	2,000	168.1	
	栄配水池	配水池	300	206.0	皆与志町 2294-2
花野第一配水池	配水池	550	148.8	花野光ヶ丘一丁目 4300-588	
花野第二配水池	配水池	900	185.5	皆与志町 322-1	
花野口ポンプ所	調整池	3,900	51.3	伊敷町 4479-1	
千年高架配水池	高架配水池	700	143.8	千年二丁目 3965-569	
催馬楽配水池	配水池	120	128.1	東坂元一丁目 557-93	
辻ヶ丘配水池	配水池	1,500	177.7	東坂元二丁目 2932-2	
中央	鳥越配水池	1号配水池	4,130	50.1	稻荷町 198-1
		2号配水池	7,000	56.9	
	仁王堂水源地	配水池	250	5.7	清水町 7-8
	岩崎谷ポンプ所	調整池	800	18.2	城山町 10-22
	城山配水池	配水池	300	97.9	城山町 22
	城山第二配水池	配水池	1,000	90.2	草牟田二丁目 3694-10
	上之原配水池	配水池	5,410	61.6	西坂元町 2
	上之原第二配水池	配水池	500	157.2	西坂元町 2148-19
	冷水水源地	調整池	1,000	37.7	冷水町 23
	冷水配水池	配水池	800	63.8	城山二丁目 84-1
	玉里第一配水池	配水池	1,000	143.3	玉里団地二丁目 2277-128
	玉里第二配水池	配水池	600	91.5	玉里団地三丁目 2762-78
	若葉台配水池	配水池	450	44.1	若葉町 39
日当平第二配水池	配水池	120	115.4	下伊敷町 1126-2	
伊敷台第一配水池	配水池	2,870	137.5	伊敷台六丁目 7602-1	

所在地区	名 称	設 備 名	容 量 (m ³)	最高水位 (m)	所 在 地
中 央	河 頭 浄 水 場	1号配水池	10,000	75.6	犬迫町 1272-1
		2号配水池	13,000	75.6	
		3号配水池	16,000	75.6	
	健康の森配水池	配水池	200	162.0	犬迫町 803
	久木田配水池	配水池	500	169.3	犬迫町 762
	荒磯配水池	配水池	700	199.0	小山田町 4971-2
	石井手配水池	1号配水池	35,000	59.0	伊敷町 4822
		2号配水池	35,000	59.0	
	永吉配水池	配水池	100	86.0	明和五丁目 765-94
	小野配水池	配水池	1,300	154.7	小野町 5644-22
		調整池	400	145.0	
	原良配水池	配水池	5,000	136.2	明和二丁目 10
	武岡第一配水池	配水池	100	107.8	武岡三丁目 33-1
	武岡第二配水池	配水池	2,000	68.4	武岡三丁目 27-8
	武之台高架配水池	高架配水池	340	108.7	武三丁目 1073-80
	紫原配水池	配水池	500	82.4	紫原一丁目 10-14
	紫原第二配水池	配水池	2,000	104.0	紫原六丁目 23-4
	紫原第三配水池	配水池	3,000	120.2	紫原七丁目 19-8
	大峯配水池	配水池	3,400	137.2	西別府町 3260-2
	大峯第二配水池	配水池	2,500	152.0	五ヶ別府町 3591-23
	脇田水源地	配水池	450	3.9	宇宿一丁目 46-2
	亀ヶ原高架配水池	高架配水池	250	84.8	桜ヶ丘八丁目 2000-70
	桜ヶ丘配水池	高架配水池	170	144.0	桜ヶ丘一丁目 1-2
		配水池	4,400	127.5	
	桜ヶ丘第二配水池	配水池	1,600	76.5	桜ヶ丘四丁目 19
	鍋ヶ宇都配水池	配水池	420	76.6	宇宿町 1726-373
星ヶ峯第一配水池	配水池	1,600	126.0	星ヶ峯四丁目 31	
星ヶ峯第二配水池	配水池	2,260	157.0	星ヶ峯四丁目 1669-4	
星ヶ峯第三配水池	配水池	330	189.0	五ヶ別府町 116-1	
横井配水池	配水池	600	204.0	犬迫町 10471-1	
谷 山	魚見ヶ原配水池	配水池	1,000	66.6	小原町 2313-1
	波之平配水池	配水池	340	47.9	魚見町 1622-6
	希望ヶ丘第二配水池	配水池	850	81.7	希望ヶ丘町 2815-2
	皇徳寺第一配水池	配水池	2,500	115.2	皇徳寺台五丁目 2
	皇徳寺第二配水池	配水池	1,700	155.5	皇徳寺台五丁目 363-46
	五ヶ別府水源地	1号配水池	1,000	80.3	五ヶ別府町 132-2
		2号配水池	1,000	80.3	
		3号配水池	2,000	80.3	
	陣ヶ岡配水池	1号配水池	100	223.9	五ヶ別府町 1553-3
		2号配水池	400	223.9	
	和田水源地	調整池	500	6.9	和田二丁目 35
	本城配水池	配水池	5,000	53.7	下福元町 1574-1
慈眼寺水源地	調整池	1,500	22.4	下福元町 2543-1	

所在地区	名称	設備名	容量 (m ³)	最高水位 (m)	所在地
谷山	慈眼寺配水池	配水池	1,000	48.0	下福元町 3787
	坂之上配水池	配水池	750	96.5	錦江台二丁目 9400-4
	坂之上第二配水池	1号配水池	3,000	65.9	坂之上三丁目 5030-1
		2号配水池	3,000	65.9	
	錦江台配水池	1号配水池	300	147.0	錦江台一丁目 9524-31
		2号配水池	1,500	147.0	
	笠松配水池	1号配水池	500	163.8	下福元町 9076-2
		2号配水池	500	163.8	
	影原水源地	調整池	9,000	6.3	下福元町 7906
	野頭配水池	1号配水池	1,000	97.9	下福元町 8435-2
		2号配水池	2,000	97.9	
	平川浄水場	1号配水池	12,200	68.5	平川町 5702-1
2号配水池		12,200	68.5		
3号配水池		3,000	97.8		
野屋敷配水池	1号配水池	300	131.5	平川町 4771-2	
	2号配水池	140	132.8		
東桜島	有村配水池	1号配水池	140	88.1	有村町 12-4
		2号配水池	460	88.1	
		3号配水池	400	88.1	
	湯之配水池	配水池	550	73.4	東桜島町 1158-2
	湯之防災タンク	配水池	100	49.7	東桜島町 863-1
	高免配水池	1号配水池	100	125.9	高免町 535-103
2号配水池		100	125.9		
宇土配水池	1号配水池	100	86.7	黒神町 2654-76	
桜島	藤野第一水源地	配水池	441	74.5	桜島藤野町 316-1
	武配水池	1号配水池	295	83.6	桜島武町 1539-1
		2号配水池	475	83.6	
二俣第一水源地	配水池	370	76.5	桜島二俣町 682	
吉田	諸木配水池	配水池	151	103.9	西佐多町 3630-2
	千人仏配水池	配水池	121	202.0	本城町 319-2
	神園配水池	配水池	210	232.0	本名町 6203-2
	婦ノ木配水池	配水池	220	82.1	西佐多町 3459-2
	牟礼岡第一配水池	配水池	280	331.8	牟礼岡一丁目 3966-1098
	牟礼岡第二配水池	配水池	860	384.3	牟礼岡一丁目 3966-1101
	白坂下配水池	配水池	250	255.5	宮之浦町 2440-2
	吉水配水池	2号配水池	105	273.8	宮之浦町 295-8
		3号配水池	225	268.0	
		4号配水池	100	268.0	
5号配水池		192	268.0		
早馬岡配水池	配水池	544	259.0	本名町 2389-3	
涼松配水池	配水池	500	185.2	本城町 161-5	

所在地区	名 称	設 備 名	容 量 (m ³)	最高水位 (m)	所 在 地
喜 入	宮坂配水池	配水池	162	70.3	喜入町7903-4
	宮坂第三水源地	配水池	426	74.5	喜入町9098-4
		調整池	304	81.7	
	生見配水池	1号配水池	158	80.0	喜入生見町6678
		2号配水池	140	80.0	
	中名第一配水池	配水池	450	107.4	喜入中名町2095-1
	中名第二配水池	配水池	144	62.2	喜入中名町2233
	前之浜第二水源地	調整池	102	111.0	喜入前之浜町10843-2
	前之浜配水池	配水池	168	66.8	喜入前之浜町9524-2
	瀬々串第一配水池	1号配水池	150	58.4	喜入瀬々串町1282-2
2号配水池		150	58.4		
瀬々串第二配水池	配水池	510	109.1	喜入瀬々串町2562-6	
星和台配水池	配水池	310	144.9	喜入瀬々串町1660-20	
松 元	松元春山配水池	1号配水池	200	260.2	春山町2324-4
		2号配水池	275	260.2	
		3号配水池	300	260.2	
		4号配水池	1,000	264.0	
	折尾第一配水池	配水池	235	228.3	春山町1509-54
	折尾第二配水池	配水池	1,000	230.1	春山町1509-56
	松陽台配水池	配水池	600	196.5	松陽台町1509-64
	上谷口第一配水池	1号配水池	374	176.0	上谷口町4891-1
		2号配水池	700	179.2	
	石谷第二配水池	配水池	158	193.5	石谷町2995-1
四元配水池	配水池	205	191.6	四元町793-3	
東昌配水池	1号配水池	100	194.7	直木町2963-2	
	3号配水池	254	194.7		
郡 山	花尾第一配水池	配水池	220	211.5	花尾町242-4
	花尾第二配水池	配水池	192	233.7	花尾町355-3
	東俣配水池	配水池	268	184.1	東俣町2866-2
	郡山配水池	配水池	405	185.0	油須木町542-2
	郡山第二配水池	配水池	462	204.0	東俣町1726
	常盤配水池	配水池	173	209.5	郡山町3530-2
	雪元第一配水池	配水池	129	294.1	郡山町5211-2の一部
	西有里第一配水池	配水池	231	214.5	西俣町1554-2
西有里第二配水池	配水池	116	260.5	郡山岳町604-1の一部	
合 計	160池 容量：296,660 m ³	内 容	配水池 150池 278,354 m ³ 調整池 10池 18,306 m ³		(注)容量100 m ³ 未満は除く。

2. 浄水場施設概要

(1) 河頭浄水場

所在地 鹿児島市犬迫町1272番1
敷地面積 39,547 m²
通水開始 昭和40年4月3日
能力 109,100 m³/日

主要施設	数量	概 要
取水施設	1門	河頭取水口 鉄筋コンクリート造
石井手取水場	1門	石井手取水口 鉄筋コンクリート造 (W)2.9~1.1m (L) 6.4m (H)1.0m
伊敷町4839番3 (2,316m ²)	2池	沈砂池 鉄筋コンクリート造 (W)4.0m (L)11.0m (H)3.0m
	1池	ポンプ井 鉄筋コンクリート造 (W)8.7m (L) 4.5m (H)3.0m
	3台	導水ポンプ (Q)6.95 m ³ /分 (H)29m (P)55KW 1号~3号
小野取水場 小野二丁目369番2 (2,870m ²)	2棟	電気室 132.40m ² 導水ポンプ室 67.27m ² 鉄筋コンクリート造
	1門	小野取水口 鉄筋コンクリート造 (W)1.2m (L) 6.1m (H)1.8m
	2池	一次沈砂池 鉄筋コンクリート造 (W)1.8m (L)10.9m (H)9.4m(有効高1.8m)
	2池	沈砂池 鉄筋コンクリート造 (W)4.4m (L)15.0m (H)3.5m
	1池	ポンプ井 鉄筋コンクリート造 (W)9.4m (L) 6.3m (H)5.0m
	3台	導水ポンプ (Q)6.95 m ³ /分 (H)30m (P)55KW 1号~3号
導水施設	1池	原水調整槽 鉄筋コンクリート造
		導水管 DIP φ700mm 2,950m SP φ600mm 55m
		DIP φ500mm 648m SP φ500mm 21m
沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)3.9m (L)11.7m (H)3.1m 3,4号
	2池	鉄筋コンクリート造 (W)5.5m (L)16.0m (H)3.1m 1,2号
取水ポンプ	1台	(Q)23.0 m ³ /分 (H)10m (P) 55KW 甲系 1号
	2台	(Q)15.5 m ³ /分 (H)10m (P) 45KW 甲系 2,3号
	1台	(Q)31.0 m ³ /分 (H)10m (P) 70KW 甲系 4号
	1台	(Q)23.0 m ³ /分 (H)32m (P)170KW 乙系 1号
	1台	(Q)28.0 m ³ /分 (H)31m (P)200KW 乙系 2号
着水井	2池	鉄筋コンクリート造 (W) 4.0m (L) 6.8m (H)3.5m 甲系 1,2号
	1池	鉄筋コンクリート造 (W) 3.5m (L) 7.5m (H)3.5m 乙系
薬品混和池	2池	鉄筋コンクリート造 (W) 4.0m (L) 4.0m (H)4.0m 甲系 1,2号
	1池	鉄筋コンクリート造 (W) 3.5m (L) 3.5m (H)3.7m 乙系
フロック形成池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)18.2m (L)10.5m (H)3.0m 甲系 1,2号
	2池	鉄筋コンクリート造 (W)13.4m (L)11.7m (H)3.0m 乙系 1,2系
薬品沈殿池	4池	鉄筋コンクリート造 (W) 8.7m (L)47.0m (H)4.2m 甲系 1・2号, 3・4号
	2池	鉄筋コンクリート造 (W)13.0m (L)19.4m (H)3.3m 乙系 1,2系
急速ろ過池	4池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 60m ² 甲系 1号~4号
	8池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 50m ² 甲系 5号~12号
	4池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 84.6m ² 乙系 1号~4号
浄水池	1池	鉄筋コンクリート造 (W)24.0m (L)24.0m (H)2.95m 甲系 容量 1,700 m ³
	1池	鉄筋コンクリート造 (W)18.0m (L)18.0m (H)3.00m 乙系 容量 955 m ³
配水池	3池	プレストレストコンクリート造 (φ)36.0m (H)10m 容量 10,000 m ³ 1号
		プレストレストコンクリート造 (φ)40.8m (H)10m 容量 13,000 m ³ 2号
		プレストレストコンクリート造 (φ)32.0m (H)20m 容量 16,000 m ³ 3号

主要施設	数量	概 要	
洗浄用タンク	1池	鉄筋コンクリート造 (φ)11.0m (H)3.0m 容量 285 m ³	
送水ポンプ	3台	(Q)14.0 m ³ /分 (H)66m (P)210KW 甲系 1,3,5号 (陸上型)	
	2台	(Q)14.0 m ³ /分 (H)66m (P)210KW 甲系 2,4号 (水中型)	
	2台	(Q)21.0 m ³ /分 (H)45m (P)210KW 乙系 1,4号 (陸上型)	
	2台	(Q)7.0 m ³ /分 (H)45m (P)75KW 乙系 2,3号 (陸上型)	
薬品タンク	4基	ポリ塩化アルミニウム FRP製 容量 25 m ³ 1~4号	
	2基	苛性ソーダ 鋼製(内面ゴムライニング) 容量 25 m ³ 1,2号	
	2基	次亜塩素酸ナトリウム FRP製(内面硬質塩ビライニング) 容量 10 m ³ 1,2号	
	1基	粉末活性炭 ステンレス鋼製 容量 63 m ³	
	1基	液化炭酸ガス 鋼製(内筒:ステンレス鋼製) 容量 15 m ³	
	管 理 棟	1棟	管理本館 地上4階 鉄筋鉄骨コンクリート造 床面積 1階 524.86m ² 薬品注入機室, 玄関ホール, 会議室, 着水井等 2階 536.92m ² 水質試験室 3階 536.92m ² 事務室, 資料室, 分析計室, 水質試験室 4階 566.92m ² 中央管理室, 作業員控室, 計算機室 R階 67.20m ²
1棟		機械本館 地下1階 地上2階 鉄筋コンクリート造 床面積 1階 346m ² ポンプ室, 次亜塩素酸ナトリウム注入機室 2階 458m ² 電気室(第1, 第3)	
1棟		電気室 地上2階 鉄筋コンクリート造 床面積 1階 126m ² 車庫, 油倉庫, 工作室 2階 156m ² 電気室(第2)	
1棟		薬品注入棟(乙系) 地上2階 鉄筋コンクリート造 床面積 1階 49.5m ² 薬品注入機室 2階 39.8m ² 貯蔵タンク室	
1棟		発電機棟 地上2階 鉄筋コンクリート造 床面積 1階 390.65m ² 発電機室, ポンベ室等 2階 363.00m ² 電気室(第4)	
1棟		送水ポンプ室(甲系) 平屋建 鉄筋コンクリート造 床面積 288m ²	
1棟		活性炭注入機室 平屋建 鉄骨造 床面積 90.2m ²	
排水処理施設 犬迫町1266番 (7,030m ²)		2棟	脱水機室 地上2階 鉄骨造 床面積 1階 512.58m ² 機械室 2階 384.73m ² 管理室, 電気室 第二脱水機室 地上3階 鉄筋コンクリート造 床面積 1階 320.14m ² 補機室 2階 337.60m ² 電気室, 機械室 3階 355.18m ² 管理室, 機械室
		3台	脱水機 加圧圧搾脱水方式 ろ過面積 1号機 77m ² , 2号機 168m ² , 3号機 247m ²
		1池	調整槽 鉄筋コンクリート造 (W)11.0m (L)7.0m (H)3.0m
		4池	濃縮槽 鉄筋コンクリート造 (W)11.5m (L)11.5m (H)4.3m 1,2号
	鉄筋コンクリート造 (W)11.5m (L)11.5m (H)4.5m 3号		
	鉄筋コンクリート造 (W)11.5m (L)11.5m (H)4.85m 4号		
	2床	天日乾燥床 鉄筋コンクリート造 (W)14.5m (L)38.0m 1号	
		天日乾燥床 鉄筋コンクリート造 (W)14.5m (L)18.0m 2号	
	1棟	ケーキヤード 平屋建 鉄骨造 床面積 262.6m ²	

(2) 滝之神浄水場

所在地 鹿児島市吉野町1125番1

敷地面積 6,375 m²

通水開始 昭和50年3月29日

能力 39,700 m³/日

主要施設	数量	概	要
取水施設 坂元町1499番1 (滝之神水源内)	1池	取水堰 重力式無筋コンクリート造 1号隧道 鉄筋コンクリート造 (W)1.2m (L)12.8m (H)1.7m 1号開きよ 石積みコンクリート造 (W)1.2m (L)5.6m (H)1.2m 沈砂池 鉄筋コンクリート造 (W)1.2~8.7m (L)30.2m (H)1.1~3.8m	容量 30,000 m ³
導水施設 坂元町1499番1 (滝之神水源内)	1池	2号隧道 鉄筋コンクリート造 (W)1.2m (L)130.6m (H)1.1m 2号開きよ 石積みコンクリート造 (W)1.8m (L)298.5m (H)0.6m 調整池 (W)2.4~6.8m (L)24.7m (H)0.6~3.8m 水圧鉄管 SP φ800mm 167m 導水管 SP φ800mm 799m	
着水井	1池	鉄筋コンクリート造 (W)4.0m (L)5.0m (H)3.5m	
薬品混和池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)4.0m (L)4.0m (H)2.7m	1,2系
フロック形成池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)14.3m (L)9.75m (H)3.25m	1,2系
薬品沈殿池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)14.0m (L)19.6m (H)3.35m	1,2系
急速ろ過池	4池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 84.8m ² 1号~4号	
浄水池	1池	鉄筋コンクリート造 (W)25.0m (L)45.0m (H)3.5m	容量 3,937 m ³
洗浄用タンク	1池	高架水槽 プレストレストコンクリート造 (φ)10.0m (H)8.0m	容量 600 m ³
薬品タンク	3基 2基 2基	ポリ塩化アルミニウム ポリエチレン製 苛性ソーダ ポリエチレン製 次亜塩素酸ナトリウム FRP製(内面硬質塩ビライニング)	容量 20 m ³ No.1~3 容量 15 m ³ No.1,2 容量 8 m ³ No.1,2
活性炭注入棟	1棟	活性炭注入棟 地上2階 鉄筋コンクリート造 床面積 1階 85.25m ² 注入機室, 混和槽室 2階 67.18m ² 注入室, 活性炭置場	
管理棟	1棟	管理本館 地上3階 鉄筋コンクリート造 床面積 1階 616m ² 次亜塩素タンク室, 配電盤室, 次亜塩素注入機室 2階 622m ² 事務室, 分析計室, 会議室, 水質試験室 3階 355m ² 中央管理室 1棟 発電機室 平屋建 鉄筋コンクリート造 床面積 112m ²	
配水池 稲荷町198番1 (8,418m ²)	2池	鳥越配水池 1号池 鉄筋コンクリート造 2号池 プレストレストコンクリート造	容量 4,130 m ³ 容量 7,000 m ³

主要施設	数量	概	要
排水処理施設 稲荷町251番2 (23,211m ²)	2棟	排水処理管理棟	地上3階 鉄骨造
		床面積	1階 158.33m ² 機械室
			2階 244.97m ² 機械室, 電気室
			中3階 38.46m ² 機械室
			3階 233.20m ² 管理室
		2号排水処理管理棟	地上3階 鉄筋コンクリート造
		床面積	1階 259.43m ² 機械室
			2階 262.49m ² 機械室, 電気室
		3階 259.56m ² 機械室, 管理室	
	2台	脱水機	加圧脱水方式 ろ過面積 112m ² ×1台 131m ² ×1台
	2池	濃縮槽	鉄筋コンクリート造 (W)11.5m (L)11.5m (H)4.5m
1池	濃縮槽	鉄筋コンクリート造 (W)10.0m (L)20.0m (H)3.0m	
1池	調整槽	鉄筋コンクリート造 (W)5.0m (L)12.0m (H)3.0m	
1池	分配槽	鉄筋コンクリート造 (W)4.6m (L)2.6m (H)0.8m	

(3) 平川浄水場

所在地 鹿児島市平川町5702番1

敷地面積 121,741 m²

通水開始 平成元年7月1日

能力 30,000 m³/日

主要施設	数量	概	要
取水施設 南さつま市 加世田川畑 12635番1 (13,634m ²)	1門 2連 2池 1棟 1池 4台	取水口 取水管渠 沈砂池 管理棟 床面積 1階 843.98m ² 2階 115.01m ² 導水ポンプ井 導水ポンプ	鉄筋コンクリート造 7.5m~2.0m (取り入れ幅) 鉄筋コンクリート造 (W)1.0m (L)48.0m (H)2.0m 鉄筋コンクリート造 (W)6.0m (L)24.0m (H)1.8m (有効水深) 鉄筋コンクリート造一部2階建 事務室, 監視室, 自家用発電機室, 電気室 排気ダクト室 鉄筋コンクリート造 (W)6.75m (L)14.2m (H)10.2m (Q)17.36 m ³ /分 (H)102m (P)420KW No.1~4
導水施設 南九州市 川辺町清水 1142番2ほか	1池 2池 1池	接合井(越原) 沈砂排泥池 分水井(平川) 導水トンネル 導水管 水管橋及び伏越	鉄筋コンクリート造 容量 516 m ³ (流入側) (W)11.1m (L)7.95m (H)4.7m (流出側) (W)11.1m (L)4.05m (H)2.3m 鉄筋コンクリート造(野間) 容量 450 m ³ 鉄筋コンクリート造(岩屋) 容量 1,660 m ³ 鉄筋コンクリート造 (W)8.0m (L)8.4m (H)7.55m 全断面覆工ホロ型コンクリート造 9,522.2m 第一導水トンネル (W)1.8m (H)1.95m (L)1,324.5m 第二導水トンネル (W)2.0m (H)2.3m (L)8,197.7m φ1,000mm 鋼管及びダクタイル鋳鉄管 10,834.5m φ1,000mm 424m 万之瀬川水管橋4か所, 支流宮田川水管橋1か所, 支流神殿川伏越1か所
着水井	1池	鉄筋コンクリート造	(φ)8.2m (H)3.0m
活性炭接触池	1池	鉄筋コンクリート造	(W)22.0m (L)18.0m (H)3.0m
薬品混和池	2池	鉄筋コンクリート造	(W)4.5m (L)4.5m (H)4.5m
フロック形成池	2池	鉄筋コンクリート造	(W)11.0m (L)9.5m (H)3.0m
薬品沈殿池	2池	鉄筋コンクリート造	(W)11.0m (L)25.3m (H)2.5m
急速ろ過池	4池	鉄筋コンクリート造	ろ過面積 70m ² 1~4号
1号配水池	1池	鉄筋コンクリート造	(W)38.8m (L)53.8m (H)6.0m 容量 12,200 m ³
2号配水池	1池	鉄筋コンクリート造	(W)38.8m (L)53.8m (H)6.0m 容量 12,200 m ³
3号配水池	1池	プレストレストコンクリート造	(φ)27.4m (H)5.1m 容量 3,000 m ³
薬品タンク	2基 2基 2基 2基	ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ 次亜塩素酸ナトリウム 活性炭スラリー	ポリエチレン製 容量 20 m ³ No.1,2 ポリエチレン製 容量 10 m ³ No.1,2 ポリエチレン製 容量 6 m ³ No.1,2 鋼製(内面ゴムライニング) 容量 8 m ³ No.1,2

主要施設	数量	概 要
送水ポンプ	3台	(Q)3.5 m ³ /分 (H)40m (P)37KW 1~3号
管 理 棟	1棟	管理本館 地下1階, 地上2階塔屋付 鉄筋コンクリート造 床面積 地下 190.77m ² 共同溝 1階 1,130.62m ² 事務室, 自家用発電機室, 電気室, 会議室, 工作室, 見学者説明室 2階 1,014.00m ² 管理室, 計算機室, 分析計室, 水質試験室 R階 47.88m ²
	1棟	薬注棟 地下1階, 地上2階塔屋付 鉄筋コンクリート造 床面積 地下 482.97m ² 薬品タンク室, 薬品注入室 1階 480.29m ² 薬品注入室, ブロアー室 2階 480.29m ² 電気室, 活性炭貯蔵室
排水処理施設	2池	濃縮槽 鉄筋コンクリート造 (W)10.5m (L)10.5m (H)5.1m 1,2号
	2床	天日乾燥床 コンクリート造 (W)12.1m (L)30.8m 1,2号
	1床	天日乾燥床 コンクリート造 (W)11.0m (L)32.4m 3号
	1棟	ケーキヤード 鉄骨造平屋建 床面積 100m ²

3. 導・送・配水管布設状況

(1) 導水管・渠

管種 口径	鑄 鉄 管					ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管				
	2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長	2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
開きよ										
隧道										
40mm										
50mm										
75mm						2,459.0				2,459.0
100mm						1,840.0				1,840.0
150mm	88.0				88.0	11,456.0	526.0		19.0	11,963.0
200mm						5,761.0				5,761.0
250mm						4,059.0				4,059.0
300mm						846.0				846.0
350mm	402.0				402.0					
400mm	190.0				190.0					
500mm						414.0				414.0
600mm						137.0				137.0
700mm						346.0				346.0
800mm										
900mm										
1000mm						8,050.3				8,050.3
計	680.0				680.0	35,368.3	526.0		19.0	35,875.3

管種 口径	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管					ポ リ エ チ レ ン 管				
	2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長	2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
開きよ										
隧道										
40mm	217.0				217.0					
50mm	4,182.0				4,182.0					
75mm	5,819.0			6.0	5,813.0					
100mm	12,157.0				12,157.0					
150mm	9,401.0			580.0	8,821.0	1,358.0				1,358.0
200mm										
250mm										
300mm										
350mm										
400mm										
500mm										
600mm										
700mm										
800mm										
900mm										
1000mm										
計	31,776.0			586.0	31,190.0	1,358.0				1,358.0

(単位：m)

鋼 管				遠 心 力 コ ン ク リ ー ト 管					
2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長	2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長
	布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
28.0				28.0					
94.0				94.0					
536.0				536.0					
520.0				520.0					
47.0				47.0					
882.0				882.0					
215.0				215.0	219.0				219.0
2,529.0				2,529.0					
235.0				235.0					
2,839.3				2,839.3					
7,925.3				7,925.3	219.0				219.0

(単位：m)

合 計				
2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長
	布設	受贈	撤去	
304.1				304.1
11,931.2				11,931.2
245.0				245.0
4,276.0				4,276.0
8,814.0			6.0	8,808.0
14,517.0				14,517.0
22,350.0	526.0		599.0	22,277.0
5,761.0				5,761.0
4,941.0				4,941.0
1,280.0				1,280.0
402.0				402.0
190.0				190.0
414.0				414.0
137.0				137.0
2,875.0				2,875.0
235.0				235.0
10,889.6				10,889.6
77,326.6	526.0		605.0	77,247.6

(2) 送水管

管種 口径	鑄 鉄 管					ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管				
	2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長	2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
25mm										
30mm										
40mm										
50mm										
75mm						11,208.6	407.0			11,615.6
100mm						13,366.0				13,366.0
125mm										
150mm						32,620.4	1,217.0		1,217.0	32,620.4
200mm	71.0				71.0	48,804.0	841.0		862.0	48,783.0
250mm	15.0				15.0	12,029.0				12,029.0
300mm						19,945.0	416.0			20,361.0
400mm	205.0				205.0	20,906.0			330.0	20,576.0
500mm						17,241.0				17,241.0
600mm						3,758.0				3,758.0
700mm						832.0				832.0
1000mm						290.0				290.0
計	291.0				291.0	181,000.0	2,881.0		2,409.0	181,472.0

管種 口径	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管					ポ リ エ チ レ ン 管				
	2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長	2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
25mm						80.0				80.0
30mm										
40mm	2,469.0				2,469.0					
50mm	8,606.0				8,606.0	2,052.0				2,052.0
75mm	8,778.0			403.0	8,375.0	290.0				290.0
100mm	3,225.0				3,225.0	30.0				30.0
125mm										
150mm	5,699.0				5,699.0					
200mm						383.0				383.0
250mm										
300mm										
400mm										
500mm										
600mm										
700mm										
1000mm										
計	28,777.0			403.0	28,374.0	2,835.0				2,835.0

(単位：m)

鋼 管				遠 心 力 コ ン ク リ ー ト 管					
2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長	2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
137.0				137.0					
1,575.0				1,575.0					
2,780.0				2,780.0					
321.0				321.0					
1,033.0				1,033.0	293.0				293.0
					319.0				319.0
578.0				578.0					
1,478.0				1,478.0					
1,997.8				1,997.8					
9,899.8				9,899.8	612.0				612.0

(単位：m)

合 計				
2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去	
80.0				80.0
2,469.0				2,469.0
10,795.0				10,795.0
21,851.6	407.0		403.0	21,855.6
19,401.0				19,401.0
38,640.4	1,217.0		1,217.0	38,640.4
50,584.0	841.0		862.0	50,563.0
12,363.0				12,363.0
19,945.0	416.0			20,361.0
21,689.0			330.0	21,359.0
18,719.0				18,719.0
5,755.8				5,755.8
832.0				832.0
290.0				290.0
223,414.8	2,881.0		2,812.0	223,483.8

(3) 配水管

管種 口径	鑄 鉄 管					ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管				
	2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長	2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
13mm										
16mm										
20mm										
25mm										
30mm										
40mm										
50mm						8,463.0			31.0	8,432.0
75mm	1,652.0			503.0	1,149.0	252,635.0	4,322.0	715.0	41.4	257,630.6
100mm	5,320.0			2,539.0	2,781.0	777,993.0	9,286.0	541.0	644.0	787,176.0
125mm										
150mm	2,020.0			1,023.0	997.0	394,742.0	2,344.0		402.0	396,684.0
200mm	1,725.0				1,725.0	178,627.0	201.0			178,828.0
250mm	291.0				291.0	33,498.0				33,498.0
300mm	478.0				478.0	50,001.0	46.0		43.0	50,004.0
400mm						27,712.0				27,712.0
450mm						264.0				264.0
500mm						20,358.0				20,358.0
600mm						24,472.0				24,472.0
700mm						4,399.0				4,399.0
800mm						21,848.0	113.0			21,961.0
900mm						1,882.0				1,882.0
1000mm						7,264.0				7,264.0
計	11,486.0			4,065.0	7,421.0	1,804,158.0	16,312.0	1,256.0	1,161.4	1,820,564.6

管種 口径	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管					ポ リ エ チ レ ン 管				
	2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長	2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
13mm	4,092.0				4,092.0	173.0				173.0
16mm	908.0				908.0					
20mm	14,645.0			607.0	14,038.0	231.0				231.0
25mm	22,271.0			259.0	22,012.0	4,868.0		125.0	30.0	4,963.0
30mm	38,028.0			706.0	37,322.0					
40mm	46,938.0		20.0	432.0	46,526.0	7,380.0		909.0		8,289.0
50mm	524,388.0		8.0	8,841.0	515,555.0	154,875.0	12,789.0	538.0		168,202.0
75mm	154,192.0			2,758.0	151,434.0	1,040.0	107.0			1,147.0
100mm	91,483.0			1,669.0	89,814.0	1,622.0	127.0			1,749.0
125mm	87.0			7.0	80.0					
150mm	49,780.0			165.0	49,615.0	1,330.0	32.0			1,362.0
200mm	5,827.0			200.0	5,627.0	517.0				517.0
250mm						83.0				83.0
300mm						47.0				47.0
400mm										
450mm										
500mm										
600mm										
700mm										
800mm										
900mm										
1000mm										
計	952,639.0		28.0	15,644.0	937,023.0	172,166.0	13,055.0	1,572.0	30.0	186,763.0

(4) 配水管付属施設

(単位：基)

年度	項目	公 設 消 火 栓		
		事業費設置分	維持管理費設置分	合 計
令和2年度末現在設置数		6,730	26	6,756
令和3年度設置数	新設	53	0	53
	受贈	0	0	0
	撤去	40	8	48
令和3年度末現在設置数		6,743	18	6,761

(単位：m)

鋼 管				
2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去	
30.0				30.0
633.0				633.0
961.0				961.0
502.0				502.0
3,335.0		1.0		3,336.0
166,493.0		4.0	844.0	165,653.0
6,920.0			206.0	6,714.0
2,844.0			64.0	2,780.0
77.0				77.0
1,250.0				1,250.0
651.0				651.0
304.0				304.0
172.0				172.0
25.0				25.0
1,246.0				1,246.0
413.0				413.0
327.0				327.0
3,270.0				3,270.0
237.0				237.0
189,690.0		5.0	1,114.0	188,581.0

(単位：m)

合 計				
2年度末 総延長	3 年 度			3年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去	
4,265.0				4,265.0
938.0				938.0
15,509.0			607.0	14,902.0
28,100.0		125.0	289.0	27,936.0
38,530.0			706.0	37,824.0
57,653.0		930.0	432.0	58,151.0
854,219.0	12,789.0	550.0	9,716.0	857,842.0
416,439.0	4,429.0	715.0	3,508.4	418,074.6
879,262.0	9,413.0	541.0	4,916.0	884,300.0
164.0			7.0	157.0
449,122.0	2,376.0		1,590.0	449,908.0
187,347.0	201.0		200.0	187,348.0
34,176.0				34,176.0
50,698.0	46.0		43.0	50,701.0
27,737.0				27,737.0
264.0				264.0
21,604.0				21,604.0
24,885.0				24,885.0
4,726.0				4,726.0
25,118.0	113.0			25,231.0
1,882.0				1,882.0
7,501.0				7,501.0
3,130,139.0	29,367.0	2,861.0	22,014.4	3,140,352.6

第5章 工 事

1. 建設改良工事

(1) 第11回水道拡張事業

()は完成予定年月日

区 分	令和3年度施行内容	令和3年度事業費	着工年月日	完成年月日	備 考
河 頭 浄 水 場 ほか2場	機械設備更新、電気設備更新 ほか	489,621,787 円	R2. 7. 22	(R6. 3. 13)	
狐 迫 水 源 地 ほか2施設	監視制御設備改造 ほか	4,149,813 円	R3. 11. 9	R4. 3. 18	
田 上 ポ ン プ 所 ほか3施設	電気設備更新、機械電気室新築 ほか	167,766,066 円	R2. 10. 27	R4. 3. 18	
上 之 原 配 水 池 ほか2施設	電気設備改造、機械電気室新築 ほか	68,144,210 円	R3. 8. 4	R4. 3. 18	
導 水 管	口径： 150mm 延長： 506m	42,560,721 円	R3. 8. 6	R4. 1. 21	
送 水 管	口径：150～300mm 延長： 2,364m	275,666,529 円	R2. 7. 22	R4. 3. 28	
配 水 管	口径：100～800mm 延長： 119m	277,690,134 円	R2. 7. 15	R3. 11. 15	
調 査 設 計 等	実施設計等	115,961,540 円	R3. 3. 15	R4. 3. 18	
合 計		1,441,560,800 円			

(2) 配水管整備事業

区 分	令和3年度施行内容	令和3年度事業費	着工年月日	完成年月日	備 考
配 水 管	口径： 50mm～150mm 延長： 10,899m	783,963,044 円	R2. 9. 25	R4. 3. 22	
調 査 設 計	実施設計	17,272,794 円	R3. 3. 15	R4. 3. 22	
合 計		801,235,838 円			

(3) 水道建設改良事業

区 分	令和3年度施行内容	令和3年度事業費	着工年月日	完成年月日	備 考
河 頭 浄 水 場 ほか1場	サンプリングポンプ設備改良ほか	20,808,220 円	R3. 12. 7	R4. 3. 18	
宮 坂 第 三 水 源 地 ほか6施設	計測機器改良ほか	26,626,101 円	R3. 12. 3	R4. 3. 18	
花 野 口 ポ ン プ 所 ほか4施設	高圧受電設備改良ほか	11,926,819 円	R4. 2. 1	R4. 3. 18	
中 名 第 二 配 水 池 ほか4施設	計測機器改良ほか	21,532,528 円	R3. 12. 3	R4. 3. 18	
導 水 管	口径： 150mm 延長： 20m	1,949,184 円	R3. 12. 3	R4. 3. 22	
送 水 管	口径： 75mm 延長： 517m	25,291,513 円	R3. 9. 17	R4. 1. 17	
配 水 管	口径： 50mm～150mm 延長： 18,349m	1,327,000,826 円	R2. 11. 6	R4. 3. 28	
調 査 設 計	実施設計	26,918,792 円	R3. 9. 6	R4. 2. 28	
そ の 他	土木積算システム導入業務委託	79,750 円	R3. 4. 1	R3. 4. 27	
合 計		1,462,133,733 円			

(4) 営業設備費

種 別	品 名	数 量	金 額	備 考
機 械 及 び 装 置	量 水 器	2,838 個	4,729,942 円	13mm
	〃	139 個	337,545 円	20mm
	〃	82 個	229,333 円	25mm
	〃	48 個	395,797 円	30mm
	〃	55 個	563,650 円	40mm
	〃	15 個	691,930 円	50mm
	〃	2 個	187,665 円	100mm
	〃	1 個	228,000 円	150mm
	量 水 器 計	3,180 個	7,363,862 円	
	深 井 戸 水 中 ポ ン プ	5 台	3,558,500 円	
	そ の 他 計	—	3,558,500 円	
小 計	—	10,922,362 円		
車 両 運 搬 具	小型貨物自動車（キャブバン）	1 台	3,646,500 円	
	軽 貨 物 自 動 車 （キャブバン・4WD）	3 台	3,483,516 円	
	小 計	4 台	7,130,016 円	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	ハ ン ド リ フ ト	1 台	138,600 円	
	タ ブ レ ッ ト	11 セット	1,948,100 円	
	漏 水 探 知 機	2 台	907,500 円	
	ボ ッ ク ス ロ ケ ー タ ー （ 金 属 探 知 機 ）	2 台	317,900 円	
	窓 口 支 援 シ ス テ ム	2 セット	1,834,800 円	
	高 圧 洗 浄 機	1 台	369,600 円	
	自 動 体 外 式 除 細 動 器 （ A E D ）	2 台	528,000 円	
	ポ ー タ ブ ル 濁 度 色 度 計	1 台	391,600 円	
	ヘ ッ ド ス ペ ー ス ガ ス ク ロ マ ト グ ラ フ 質 量 分 析 装 置	1 台	7,425,000 円	
	低 温 恒 温 器	1 台	524,700 円	
	P H メ ー タ ー	1 台	192,500 円	
	高 温 蒸 気 滅 菌 器	2 台	992,200 円	
	固 相 抽 出 装 置	2 台	1,809,500 円	
	振 と う 器	1 台	330,000 円	
	顕 微 鏡 （ 実 体 顕 微 鏡 ）	1 台	1,349,700 円	
	ダ ク ト レ ス ヒ ュ ー ム フ ー ド	1 台	968,000 円	
	ネ ッ ト ワ ー ク デ ィ ス ク	1 式	121,000 円	
	水 道 局 W A N 用 ク ラ イ ア ン ト 機 器	58 台	4,633,276 円	
	電 磁 的 記 録 媒 体 物 理 破 壊 装 置	1 台	316,800 円	
	水 道 局 W A N 用 フ ァ イ ル サ ー バ 機 器	1 台	2,915,000 円	
	冷 水 機	1 式	734,800 円	
小 計	—	28,748,576 円		
合 計			46,800,954 円	

(5) ソフトウェア

種 別	品 名	数 量	金 額	備 考
土 木 積 算 シ ス テ ム （ ソ フ ト ウ ェ ア ）		1 台	23,100 円	

総 合 計			3,751,754,425 円	
-------	--	--	-----------------	--

第6章 財務

1. 損益計算比較

科目	年度					
	平成29	30	令和元	2	3	4(当初予算)
収入	11,549,836,200	11,507,066,888	11,392,358,553	10,284,748,278	11,160,618,132	11,040,092,000
営業収益	(12,393,560,063)	(12,349,391,329)	(12,293,844,161)	(11,215,239,304)	(12,183,885,474)	(12,054,195,000)
給水収益	(11,456,701,284)	(11,438,063,137)	(11,383,009,254)	(10,313,371,347)	(11,329,755,492)	(11,225,991,000)
給水負担金	10,265,744,063	10,236,150,918	10,113,626,198	9,077,094,655	9,962,126,752	9,887,687,000
その他営業収益	(11,087,003,588)	(11,055,042,991)	(10,990,088,811)	(9,984,804,120)	(10,958,339,427)	(10,876,456,000)
営業外収益	283,760,000	262,435,000	244,390,000	183,130,000	230,170,000	199,820,000
受取利息	(306,460,800)	(283,429,800)	(265,390,900)	(201,443,000)	(253,187,000)	(219,802,000)
補償金	62,768,907	96,775,864	123,146,247	122,487,949	113,506,988	123,497,000
他会計負担金	(63,236,896)	(99,590,346)	(127,529,543)	(127,124,227)	(118,229,065)	(129,733,000)
他会計補助金	931,563,862	909,275,151	901,717,193	900,322,054	853,488,176	828,505,000
長期前受金戻入	(930,707,795)	(908,710,030)	(901,257,406)	(900,037,719)	(852,706,364)	(827,621,000)
雑収益	7,380,236	5,127,633	6,486,552	2,825,739	874,618	672,000
特別利益	(7,380,236)	(5,127,633)	(6,486,552)	(2,825,739)	(874,618)	(672,000)
固定資産売却益	1,157,657	2,048,487	2,460,856	2,152,188	850,760	2,197,000
過年度損益修正益	(1,157,657)	(2,048,487)	(2,460,856)	(2,152,188)	(850,760)	(2,197,000)
その他特別利益	15,064,000	15,134,000	15,752,000	14,844,000	15,412,000	13,932,000
特別損失	(15,064,000)	(15,134,000)	(15,752,000)	(14,844,000)	(15,412,000)	(13,932,000)
過年度損益修正損	24,037,000	21,362,000	18,903,000	20,032,000	14,233,000	11,778,000
その他特別損失	(24,037,000)	(21,362,000)	(18,903,000)	(20,032,000)	(14,233,000)	(11,778,000)
雑収益	851,982,819	825,016,703	822,726,581	820,097,682	778,075,932	755,234,000
特別損失	(851,982,819)	(825,016,703)	(822,726,581)	(820,097,682)	(778,075,932)	(755,234,000)
雑収益	31,942,150	40,586,328	35,388,204	40,370,445	44,041,866	44,692,000
特別損失	(31,942,150)	(40,586,328)	(35,388,204)	(40,370,445)	(44,041,866)	(44,692,000)
特別利益	5,999,368	2,429,955	9,478,915	1,713,620	1,326,216	583,000
特別損失	(6,150,984)	(2,618,162)	(9,577,501)	(1,830,238)	(1,423,618)	(583,000)
固定資産売却益	0	0	2,138,803	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	(2,138,803)	0	0	0
その他特別利益	1,904,900	2,312,868	5,895,156	1,296,011	993,550	0
特別損失	(2,035,845)	(2,492,654)	(5,991,429)	(1,412,629)	(1,090,909)	0
その他特別利益	4,094,468	117,087	1,444,956	417,609	332,666	583,000
特別損失	(4,115,139)	(125,508)	(1,447,269)	(417,609)	(332,709)	(583,000)
支出	10,076,133,142	9,904,684,170	9,870,226,821	9,457,389,225	9,460,768,805	9,592,067,000
営業費用	(10,654,282,393)	(10,481,176,457)	(10,432,965,500)	(9,998,059,868)	(10,161,633,392)	(10,098,000,000)
原水及び浄水費	9,267,055,757	9,163,690,827	9,182,083,850	8,824,945,453	8,883,252,106	9,051,623,000
配水費	(9,454,235,753)	(9,368,819,312)	(9,432,531,478)	(9,083,889,882)	(9,145,263,165)	(9,348,464,000)
漏水防止費	1,670,768,863	1,750,144,632	1,785,443,321	1,690,155,649	1,723,019,060	2,012,193,000
給水費	(1,764,511,581)	(1,850,912,533)	(1,903,419,229)	(1,811,174,372)	(1,847,782,500)	(2,164,361,000)
業務費	966,364,889	810,252,943	822,850,528	821,204,894	863,533,196	1,045,097,000
総係費	(1,012,881,293)	(858,007,496)	(881,793,889)	(885,597,175)	(925,035,862)	(1,112,680,000)
減価償却費	156,579,357	204,888,311	217,430,501	222,102,543	212,728,810	236,091,000
資産減耗費	(163,202,626)	(215,427,959)	(231,484,876)	(237,109,841)	(227,468,405)	(252,778,000)
雑支出	380,463,013	362,646,567	374,278,956	383,986,253	406,186,643	404,985,000
特別損失	(389,011,562)	(370,825,050)	(384,142,646)	(396,202,341)	(419,493,597)	(416,452,000)
特別損失	488,300,843	514,154,948	490,722,132	472,017,761	474,411,946	482,011,000
特別損失	(509,201,040)	(542,484,871)	(521,942,350)	(506,876,104)	(509,200,349)	(517,360,000)
特別損失	1,041,606,399	1,038,319,965	1,053,459,743	734,662,387	800,576,878	639,288,000
特別損失	(1,052,244,878)	(1,047,745,942)	(1,071,766,939)	(746,114,083)	(813,132,061)	(652,228,000)
特別損失	4,405,731,381	4,370,974,406	4,329,119,538	4,350,897,697	4,333,896,092	4,182,203,000
特別損失	(4,405,731,381)	(4,370,974,406)	(4,329,119,538)	(4,350,897,697)	(4,333,896,092)	(4,182,203,000)
特別損失	157,241,012	112,309,055	108,779,131	149,918,269	68,899,481	49,755,000
特別損失	(157,451,392)	(112,441,055)	(108,862,011)	(149,918,269)	(69,254,299)	(50,402,000)
特別損失	803,955,972	739,520,729	681,135,876	627,418,128	574,624,487	526,863,000
特別損失	(1,194,825,763)	(1,110,771,014)	(993,202,368)	(908,792,709)	(1,013,256,523)	(734,602,000)
特別損失	801,804,324	735,446,019	678,412,384	624,625,180	572,388,676	523,848,000
特別損失	(801,804,324)	(735,446,019)	(678,412,384)	(624,625,180)	(572,388,676)	(523,848,000)
特別損失	0	0	0	0	0	0
特別損失	(391,701,500)	(371,942,600)	(313,173,600)	(282,445,400)	(439,620,400)	(208,840,000)
特別損失	2,151,648	4,074,710	2,723,492	2,792,948	2,235,811	3,015,000
特別損失	(1,319,939)	(3,382,395)	(1,616,384)	(1,722,129)	(1,247,447)	(1,914,000)
特別損失	5,121,413	1,472,614	7,007,095	5,025,644	2,892,212	2,672,000
特別損失	(5,220,877)	(1,586,131)	(7,231,654)	(5,377,277)	(3,113,704)	(2,934,000)
特別損失	0	0	0	0	0	0
特別損失	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
特別損失	1,312,442	1,464,614	5,658,235	4,667,564	2,610,536	2,672,000
特別損失	(1,411,906)	(1,577,491)	(5,882,794)	(5,019,197)	(2,832,028)	(2,934,000)
特別損失	3,808,971	8,000	1,348,860	358,080	281,676	0
特別損失	(3,808,971)	(8,640)	(1,348,860)	(358,080)	(281,676)	(0)
予備費	—	—	—	—	—	10,909,000
予備費	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(12,000,000)
当年度純利益	1,473,703,058	1,602,382,718	1,522,131,732	827,359,053	1,699,849,327	1,448,025,000
▲当年度純損失	—	—	—	—	—	—
その他未処分利益	598,425,340	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	500,000,000
剰余金変動額	—	—	—	—	—	—
当年度未処分利益剰余金	2,072,128,398	2,602,382,718	2,522,131,732	1,827,359,053	2,699,849,327	1,948,025,000
▲当年度未処理欠損金	—	—	—	—	—	—
当年度経常利益	1,472,825,103	1,601,425,377	1,519,659,912	830,671,077	1,701,415,323	1,461,023,000
▲当年度経常損失	—	—	—	—	—	—

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 営業外収益雑収益税抜欄には、消費税及び地方消費税の納税計算上生じた差額が含まれる。

注3 営業外費用雑支出欄には、消費税及び地方消費税の納税計算上生じた非課税売上見合い消費税及び地方消費税が含まれる。

注4 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
平成29	30	令和元	2	3	4(予算)	平成29	30	令和元	2	3	4(予算)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.2	99.6	99.0	90.3	108.5	98.9
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.2)	(99.6)	(99.6)	(91.2)	(108.6)	(98.9)
91.9	92.1	92.0	91.2	92.3	92.5	99.3	99.8	99.8	89.5	109.8	99.1
(92.4)	(92.6)	(92.6)	(92.0)	(93.0)	(93.1)	(99.3)	(99.8)	(99.5)	(90.6)	(109.9)	(99.1)
88.9	89.0	88.8	88.3	89.3	89.6	99.7	99.7	98.8	89.8	109.8	99.3
(89.5)	(89.5)	(89.4)	(89.0)	(89.9)	(90.2)	(99.7)	(99.7)	(99.4)	(90.9)	(109.8)	(99.3)
2.5	2.3	2.1	1.8	2.1	1.8	87.6	92.5	93.1	74.9	125.7	86.8
(2.5)	(2.3)	(2.2)	(1.8)	(2.1)	(1.8)	(87.6)	(92.5)	(93.6)	(75.9)	(125.7)	(86.8)
0.5	0.8	1.1	1.2	1.0	1.1	88.7	154.2	127.2	99.5	92.7	108.8
(0.5)	(0.8)	(1.0)	(1.1)	(1.0)	(1.1)	(88.3)	(157.5)	(128.1)	(99.7)	(93.0)	(109.7)
8.1	7.9	7.9	8.8	7.6	7.5	98.4	97.6	99.2	99.8	94.8	97.1
(7.5)	(7.4)	(7.3)	(8.0)	(7.0)	(6.9)	(98.2)	(97.6)	(99.2)	(99.9)	(94.7)	(97.1)
0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	68.3	69.5	126.5	43.6	31.0	76.8
(0.1)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(68.3)	(69.5)	(126.5)	(43.6)	(31.0)	(76.8)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	57.3	177.0	120.1	87.5	39.5	258.2
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(57.3)	(177.0)	(120.1)	(87.5)	(39.5)	(258.2)
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	95.6	100.5	104.1	94.2	103.8	90.4
(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(95.6)	(100.5)	(104.1)	(94.2)	(103.8)	(90.4)
0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	76.6	88.9	88.5	106.0	71.1	82.8
(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(76.6)	(88.9)	(88.5)	(106.0)	(71.1)	(82.8)
7.4	7.2	7.2	8.0	7.0	6.8	102.7	96.8	99.7	99.7	94.9	97.1
(6.9)	(6.7)	(6.7)	(7.3)	(6.4)	(6.3)	(102.7)	(96.8)	(99.7)	(99.7)	(94.9)	(97.1)
0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	55.4	127.1	87.2	114.1	109.1	101.5
(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(53.4)	(128.7)	(87.3)	(114.8)	(107.9)	(101.3)
0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	55.5	40.5	390.1	18.1	77.4	44.0
(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(54.9)	(42.6)	(365.8)	(19.1)	(77.8)	(41.0)
-	-	0.0	-	-	-	-	-	皆増	皆減	-	-
(-)	(-)	(0.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	皆増	皆減	(-)	(-)
0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	-	17.6	121.4	254.9	22.0	76.7	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(-)	(18.2)	(122.4)	(240.4)	(23.6)	(77.2)	皆減
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17,244.2	2.9	1,234.1	28.9	79.7	175.3
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(16,602.0)	(3.0)	(1,153.1)	(28.9)	(79.7)	(175.2)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	101.0	98.3	99.7	95.8	100.0	101.4
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.7)	(98.4)	(99.5)	(95.8)	(101.6)	(99.4)
92.0	92.5	93.0	93.3	93.9	94.4	102.1	98.9	100.2	96.1	100.7	101.9
(88.7)	(89.4)	(90.4)	(90.9)	(90.0)	(92.6)	(102.1)	(99.1)	(100.7)	(96.3)	(100.7)	(102.2)
16.6	17.7	18.1	17.9	18.2	21.0	103.8	104.8	102.0	94.7	101.9	116.8
(16.6)	(17.7)	(18.2)	(18.1)	(18.2)	(21.4)	(103.8)	(104.9)	(102.8)	(95.2)	(102.0)	(117.1)
9.6	8.2	8.3	8.7	9.1	10.9	102.7	83.8	101.6	99.8	105.2	121.0
(9.5)	(8.2)	(8.5)	(8.9)	(9.1)	(11.0)	(102.7)	(84.7)	(102.8)	(100.4)	(104.5)	(120.3)
1.6	2.1	2.2	2.3	2.2	2.5	92.9	130.9	106.1	102.1	95.8	111.0
(1.5)	(2.1)	(2.2)	(2.4)	(2.2)	(2.5)	(92.5)	(132.0)	(107.5)	(102.4)	(95.9)	(111.1)
3.8	3.7	3.8	4.1	4.3	4.2	111.7	95.3	103.2	102.6	105.8	99.7
(3.7)	(3.5)	(3.7)	(4.0)	(4.1)	(4.1)	(111.8)	(95.3)	(103.6)	(103.1)	(105.9)	(99.3)
4.8	5.2	5.0	5.0	5.0	5.0	102.2	105.3	95.4	96.2	100.5	101.6
(4.8)	(5.2)	(5.0)	(5.1)	(5.0)	(5.1)	(102.0)	(106.5)	(96.2)	(97.1)	(100.5)	(101.6)
10.3	10.5	10.7	7.8	8.5	6.7	100.4	99.7	101.5	69.7	109.0	79.9
(9.9)	(10.0)	(10.3)	(7.5)	(8.0)	(6.5)	(100.4)	(99.6)	(102.3)	(69.6)	(109.0)	(80.2)
43.7	44.1	43.9	46.0	45.8	43.6	100.9	99.2	99.0	100.5	99.6	96.5
(41.4)	(41.7)	(41.5)	(43.5)	(42.6)	(41.4)	(100.9)	(99.2)	(99.0)	(100.5)	(99.6)	(96.5)
1.6	1.1	1.1	1.6	0.7	0.5	119.4	71.4	96.9	137.8	46.0	72.2
(1.5)	(1.1)	(1.0)	(1.5)	(0.7)	(0.5)	(119.2)	(71.4)	(96.8)	(137.7)	(46.2)	(72.8)
8.0	7.5	6.9	6.6	6.1	5.5	89.9	92.0	92.1	92.1	91.6	91.7
(11.2)	(10.6)	(9.5)	(9.1)	(10.0)	(7.3)	(91.2)	(93.0)	(89.4)	(91.5)	(111.5)	(72.5)
8.0	7.4	6.9	6.6	6.1	5.5	91.8	91.7	92.2	92.1	91.6	91.5
(7.5)	(7.0)	(6.5)	(6.2)	(5.6)	(5.2)	(91.8)	(91.7)	(92.2)	(92.1)	(91.6)	(91.5)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3.7)	(3.5)	(3.0)	(2.8)	(4.3)	(2.1)	(94.2)	(95.0)	(84.2)	(90.2)	(155.6)	(47.5)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.4	189.4	66.8	102.6	80.1	134.9
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(6.2)	(256.3)	(47.8)	(106.5)	(72.4)	(153.4)
0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	46.6	28.8	475.8	71.7	57.5	92.4
(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(44.8)	(30.4)	(455.9)	(74.4)	(57.9)	(94.2)
-	-	-	-	-	-	皆減	-	-	-	-	-
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	皆減	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	12.1	111.6	386.3	82.5	55.9	102.4
(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(12.2)	(111.7)	(372.9)	(85.3)	(56.4)	(103.6)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	皆増	0.2	16,860.8	26.5	78.7	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(-)	皆増	(0.2)	(15,611.8)	(26.5)	(78.7)	皆減
-	-	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	皆増
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	皆増
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2. 資本的収支比較

科目	年度					
	平成29	30	令和元	2	3	4(当初予算)
収入	1,132,352,448 (1,135,063,772)	759,886,477 (770,030,378)	1,053,723,856 (1,054,787,203)	1,744,663,121 (1,752,126,424)	1,281,111,042 (1,281,528,033)	3,742,762,000 (3,744,039,000)
国庫補助金	43,412,000 (43,412,000)	0 (0)	0 (0)	42,084,000 (42,084,000)	81,385,000 (81,385,000)	95,006,000 (95,006,000)
他会計補助金	115,612,000 (115,612,000)	88,955,000 (88,955,000)	84,858,000 (84,858,000)	87,156,000 (87,156,000)	89,528,000 (89,528,000)	91,941,000 (91,941,000)
企業債	706,200,000 (706,200,000)	304,000,000 (304,000,000)	762,300,000 (762,300,000)	1,204,600,000 (1,204,600,000)	939,800,000 (939,800,000)	3,287,400,000 (3,287,400,000)
他会計出資金	13,562,000 (13,562,000)	91,540,000 (91,540,000)	0 (0)	63,127,000 (63,127,000)	42,928,000 (42,928,000)	23,170,000 (23,170,000)
工事負担金	215,662,448 (218,361,452)	240,204,743 (249,841,066)	176,158,289 (177,151,980)	250,219,091 (250,219,091)	93,424,708 (93,743,766)	200,155,000 (200,601,000)
消火せん設置負担金	37,750,000 (37,750,000)	28,842,000 (28,842,000)	29,274,000 (29,274,000)	22,844,000 (22,844,000)	33,066,000 (33,066,000)	36,783,000 (36,783,000)
庁舎改良負担金	154,000 (166,320)	6,310,734 (6,815,592)	796,570 (866,226)	74,633,030 (82,096,333)	979,334 (1,077,267)	0 (0)
固定資産売却代金	0 (0)	34,000 (36,720)	336,997 (336,997)	0 (0)	0 (0)	8,307,000 (9,138,000)
支出	6,692,725,218 (6,956,815,146)	6,062,894,157 (6,335,248,760)	6,262,502,358 (6,598,491,299)	6,747,050,038 (7,140,889,079)	6,064,255,636 (6,382,742,315)	8,213,788,000 (8,713,500,000)
建設改良費	3,538,190,316 (3,802,280,244)	3,641,297,874 (3,913,652,477)	3,851,314,030 (4,187,302,971)	4,188,403,281 (4,582,242,322)	3,433,267,746 (3,751,754,425)	5,498,255,000 (5,996,148,000)
水道整備事業費	— (—)	3,359,148,000 (3,649,376,000)				
第11回水道拡張事業費	1,897,519,549 (2,040,102,921)	1,420,975,419 (1,524,746,509)	1,811,633,044 (1,967,289,738)	1,606,718,922 (1,754,593,044)	1,322,149,488 (1,441,560,800)	— (—)
配水管整備事業費	624,432,012 (669,036,550)	604,599,210 (648,118,043)	659,242,297 (713,384,745)	924,777,731 (1,010,796,736)	734,330,231 (801,235,838)	— (—)
水道改良事業費	967,558,328 (1,041,369,329)	1,480,538,891 (1,595,426,522)	1,326,790,252 (1,449,173,050)	1,620,902,137 (1,778,040,901)	1,333,551,263 (1,462,133,733)	2,040,808,000 (2,239,872,000)
営業設備費	48,680,427 (51,771,444)	135,184,354 (145,361,403)	53,648,437 (57,455,438)	36,004,491 (38,811,641)	43,236,764 (46,824,054)	98,299,000 (106,900,000)
企業債償還金	3,150,714,658 (3,150,714,658)	2,418,327,616 (2,418,327,616)	2,411,188,328 (2,411,188,328)	2,558,646,757 (2,558,646,757)	2,627,177,900 (2,627,177,900)	2,695,926,000 (2,695,926,000)
その他資本的支出	3,820,244 (3,820,244)	3,268,667 (3,268,667)	0 (0)	0 (0)	3,809,990 (3,809,990)	1,426,000 (1,426,000)
予備費	— (—)	18,181,000 (20,000,000)				
収支差引	▲5,560,372,770 (▲5,821,751,374)	▲5,303,007,680 (▲5,565,218,382)	▲5,208,778,502 (▲5,543,704,096)	▲5,002,386,917 (▲5,388,762,655)	▲4,783,144,594 (▲5,101,214,282)	▲4,471,026,000 (▲4,969,461,000)
補填財源						
損益勘定留保資金	4,963,121,056 (4,963,121,056)	4,304,122,697 (4,304,122,697)	4,210,264,937 (4,210,264,937)	4,004,016,218 (4,004,016,218)	3,784,347,291 (3,784,347,291)	3,972,875,000 (3,972,875,000)
建設改良積立金	598,425,340 (598,425,340)	1,000,000,000 (1,000,000,000)	1,000,000,000 (1,000,000,000)	1,000,000,000 (1,000,000,000)	1,000,000,000 (1,000,000,000)	500,000,000 (500,000,000)
資本的収支調整額	260,204,978 (260,204,978)	261,095,685 (261,095,685)	333,439,159 (333,439,159)	384,746,437 (384,746,437)	316,866,991 (316,866,991)	496,586,000 (496,586,000)

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 令和4年度から「水道建設改良事業費」を「水道改良事業費」に名称変更している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
平成29	30	令和元	2	3	4(予算)	平成29	30	令和元	2	3	4(予算)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	102.4	67.1	138.7	165.6	73.4	292.1
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(102.1)	(67.8)	(137.0)	(166.1)	(73.1)	(292.2)
3.8	—	—	2.4	6.4	2.5	115.6	皆減	—	皆増	193.4	116.7
(3.8)	(—)	(—)	(2.4)	(6.4)	(2.5)	(115.6)	(皆減)	(—)	(皆増)	(193.4)	(116.7)
10.2	11.7	8.1	5.0	7.0	2.5	39.5	76.9	95.4	102.7	102.7	102.7
(10.2)	(11.6)	(8.0)	(5.0)	(7.0)	(2.5)	(39.5)	(76.9)	(95.4)	(102.7)	(102.7)	(102.7)
62.4	40.0	72.3	69.0	73.4	87.8	144.6	43.0	250.8	158.0	78.0	349.8
(62.2)	(39.5)	(72.3)	(68.8)	(73.3)	(87.8)	(144.6)	(43.0)	(250.8)	(158.0)	(78.0)	(349.8)
1.2	12.0	—	3.6	3.4	0.6	94.3	675.0	皆減	皆増	68.0	54.0
(1.2)	(11.9)	(—)	(3.6)	(3.3)	(0.6)	(94.3)	(675.0)	(皆減)	(皆増)	(68.0)	(54.0)
19.0	31.6	16.7	14.3	7.3	5.3	95.1	111.4	73.3	142.0	37.3	214.2
(19.2)	(32.4)	(16.8)	(14.3)	(7.3)	(5.4)	(93.8)	(114.4)	(70.9)	(141.2)	(37.5)	(214.0)
3.3	3.8	2.8	1.3	2.6	1.0	83.7	76.4	101.5	78.0	144.7	111.2
(3.3)	(3.7)	(2.8)	(1.3)	(2.6)	(1.0)	(83.7)	(76.4)	(101.5)	(78.0)	(144.7)	(111.2)
0.0	0.8	0.1	4.3	0.1	—	21.8	4,097.9	12.6	9,369.3	1.3	皆減
(0.0)	(0.9)	(0.1)	(4.7)	(0.1)	(—)	(21.8)	(4,097.9)	(12.7)	(9,477.5)	(1.3)	(皆減)
—	0.0	0.0	—	—	0.2	皆減	皆増	991.2	皆減	—	皆増
(—)	(0.0)	(0.0)	(—)	(—)	(0.2)	(皆減)	(皆増)	(917.7)	(皆減)	(—)	(皆増)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	103.9	90.6	103.3	107.7	89.9	135.4
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(104.0)	(91.1)	(104.2)	(108.2)	(89.4)	(136.5)
52.9	60.1	61.5	62.1	56.6	66.9	104.7	102.9	105.8	108.8	82.0	160.1
(54.7)	(61.8)	(63.5)	(64.2)	(58.8)	(68.8)	(104.6)	(102.9)	(107.0)	(109.4)	(81.9)	(159.8)
—	—	—	—	—	40.9	—	—	—	—	—	皆増
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(41.9)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
28.4	23.4	28.9	23.8	21.8	—	117.6	74.9	127.5	88.7	82.3	皆減
(29.3)	(24.1)	(29.8)	(24.6)	(22.6)	(—)	(117.6)	(74.7)	(129.0)	(89.2)	(82.2)	(皆減)
9.3	10.0	10.5	13.7	12.1	—	93.3	96.8	109.0	140.3	79.4	皆減
(9.6)	(10.2)	(10.8)	(14.2)	(12.6)	(—)	(93.2)	(96.9)	(110.1)	(141.7)	(79.3)	(皆減)
14.5	24.4	21.2	24.0	22.0	24.8	95.8	153.0	89.6	122.2	82.3	153.0
(15.0)	(25.2)	(22.0)	(24.9)	(22.9)	(25.7)	(95.7)	(153.2)	(90.8)	(122.7)	(82.2)	(153.2)
0.7	2.2	0.9	0.5	0.7	1.2	55.5	277.7	39.7	67.1	120.1	227.4
(0.7)	(2.3)	(0.9)	(0.5)	(0.7)	(1.2)	(55.2)	(280.8)	(39.5)	(67.6)	(120.6)	(228.3)
47.1	39.9	38.5	37.9	43.3	32.8	103.0	76.8	99.7	106.1	102.7	102.6
(45.3)	(38.2)	(36.5)	(35.8)	(41.2)	(30.9)	(103.0)	(76.8)	(99.7)	(106.1)	(102.7)	(102.6)
0.1	0.1	—	—	0.1	0.0	皆増	85.6	皆減	—	皆増	37.4
(0.1)	(0.1)	(—)	(—)	(0.1)	(0.0)	(皆増)	(85.6)	(皆減)	(—)	(皆増)	(37.4)
—	—	—	—	—	0.2	—	—	—	—	—	皆増
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0.2)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
—	—	—	—	—	—	104.3	95.4	98.2	96.0	95.6	93.5
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(104.3)	(95.6)	(99.6)	(97.2)	(94.7)	(97.4)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 貸借対照比較

(1) 資産の部

科目	年度	金額 (円)				
	平成29	30	令和元	2	3	4(当初予算)
固定資産	90,770,807,531	90,107,083,200	89,599,177,383	89,372,150,821	88,524,119,652	91,072,031,000
有形固定資産	90,486,947,672	89,873,673,092	89,400,350,464	89,226,862,965	88,432,378,159	91,033,948,000
土地	7,094,336,569	7,100,163,857	7,099,873,176	7,102,923,143	7,102,981,090	7,287,368,000
建物	3,933,288,399	3,810,222,268	3,669,257,817	3,799,427,193	3,812,068,229	3,684,774,000
構築物	67,278,443,964	66,743,756,613	66,670,825,521	66,853,456,427	66,650,025,689	67,500,524,000
機械及び装置	11,358,534,730	11,280,303,088	11,021,030,324	10,802,308,754	10,236,098,512	10,295,679,000
車両運搬具	23,467,210	22,965,752	19,770,688	20,420,704	21,372,994	20,386,000
工具、器具及び備品	173,099,297	286,908,555	246,312,456	198,631,704	166,919,808	202,086,000
建設仮勘定	625,777,503	629,352,959	673,280,482	449,695,040	442,911,837	2,043,131,000
無形固定資産	255,859,859	205,410,108	170,826,919	117,287,856	63,741,493	10,083,000
水利権	249,397,762	199,518,211	149,638,660	99,759,109	49,879,558	1,000
電話加入権	3,611,097	3,611,097	3,611,097	3,611,097	3,611,097	3,611,000
地上権	2,851,000	2,280,800	1,710,600	1,140,400	570,200	0
ソフトウェア	—	—	15,866,562	12,777,250	9,680,638	6,471,000
投資その他の資産	28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000
水源基金出資金	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000
地方公共団体金融機構出資金	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000
破産更生債権等	—	—	—	—	—	20,289,000
貸倒引当金	—	—	—	—	—	▲20,289,000
流動資産	11,653,022,141	11,847,675,908	11,481,309,243	10,934,125,364	11,356,709,916	11,047,842,000
現金・預金	10,090,513,763	10,104,966,916	9,858,205,837	9,154,534,181	9,678,779,702	9,577,896,000
未収金	1,434,992,946	1,508,052,120	1,358,955,406	1,463,993,402	1,263,149,451	1,345,953,000
未収金	1,458,992,946	1,530,052,120	1,379,955,406	1,482,993,402	1,276,149,451	1,358,953,000
貸倒引当金	▲24,000,000	▲22,000,000	▲21,000,000	▲19,000,000	▲13,000,000	▲13,000,000
貯蔵品	108,836,617	106,571,872	109,143,000	103,862,781	100,389,763	121,518,000
保管預り有価証券	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000
前払金	16,203,815	125,610,000	152,530,000	209,260,000	311,916,000	0
資産合計	102,423,829,672	101,954,759,108	101,080,486,626	100,306,276,185	99,880,829,568	102,119,873,000

注1 令和4年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
平成29	30	令和元	2	3	4(予算)	平成29	30	令和元	2	3	4(予算)
88.6	88.4	88.6	89.1	88.6	89.2	99.1	99.3	99.4	99.7	99.1	102.9
88.3	88.2	88.4	89.0	88.5	89.1	99.1	99.3	99.5	99.8	99.1	102.9
6.9	7.0	7.0	7.1	7.1	7.1	100.1	100.1	100.0	100.0	100.0	102.6
3.8	3.7	3.6	3.8	3.8	3.6	96.5	96.9	96.3	103.5	100.3	96.7
65.7	65.5	66.0	66.6	66.7	66.1	99.5	99.2	99.9	100.3	99.7	101.3
11.1	11.1	10.9	10.8	10.2	10.1	97.0	99.3	97.7	98.0	94.8	100.6
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	112.5	97.9	86.1	103.3	104.7	95.4
0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	87.1	165.7	85.9	80.6	84.0	121.1
0.6	0.6	0.7	0.4	0.4	2.0	109.7	100.6	107.0	66.8	98.5	461.3
0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	84.5	80.3	83.2	68.7	54.3	15.8
0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	83.3	80.0	75.0	66.7	50.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	皆増	80.0	75.0	66.7	50.0	皆減
—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	皆増	80.5	75.8	66.8
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
—	—	—	—	—	0.0	—	—	—	—	—	皆増
—	—	—	—	—	▲0.0	—	—	—	—	—	皆増
11.4	11.6	11.4	10.9	11.4	10.8	100.3	101.7	96.9	95.2	103.9	97.3
9.9	9.9	9.8	9.1	9.7	9.4	102.9	100.1	97.6	92.9	105.7	99.0
1.4	1.5	1.3	1.5	1.3	1.3	87.9	105.1	90.1	107.7	86.3	106.6
1.4	1.5	1.4	1.5	1.3	1.3	87.9	104.9	90.2	107.5	86.1	106.5
▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	92.2	91.7	95.5	90.5	68.4	100.0
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	95.5	97.9	102.4	95.2	96.7	121.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	—	25.8	775.2	121.4	137.2	149.1	皆減
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.2	99.5	99.1	99.2	99.6	102.2

(2) 負債・資本の部

科目	年度	金額 (円)					
	平成29	30	令和元	2	3	4(当初予算)	
固定負債		38,202,981,972	36,173,237,852	34,301,022,397	32,696,334,231	30,954,520,032	32,058,922,000
企業債		36,128,092,893	34,027,354,565	32,229,119,907	30,809,645,908	29,070,007,766	30,216,029,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債		36,128,092,893	34,027,354,565	32,229,119,907	30,809,645,908	29,070,007,766	30,216,029,000
引当金		2,074,889,079	2,145,883,287	2,071,902,490	1,886,688,323	1,884,512,266	1,842,893,000
退職給付引当金		1,394,899,588	1,637,842,805	1,751,861,965	1,755,123,798	1,884,512,266	1,842,893,000
修繕引当金		679,989,491	508,040,482	320,040,525	131,564,525	0	0
流動負債		4,214,380,334	4,368,458,809	4,294,458,983	4,491,580,150	4,430,493,688	4,735,236,000
企業債		2,418,327,616	2,404,738,328	2,554,084,658	2,619,511,900	2,671,772,142	2,712,729,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債		2,418,327,616	2,404,738,328	2,554,084,658	2,619,511,900	2,671,772,142	2,712,729,000
未払金		1,607,619,387	1,744,067,246	1,524,472,698	1,663,186,119	1,549,165,083	1,814,204,000
預り金		31,129,331	55,511,155	54,659,627	52,860,131	57,427,463	52,860,000
預り有価証券		2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000
前受金		0	2,674,080	0	0	0	0
引当金		154,829,000	158,993,000	158,767,000	153,547,000	149,654,000	152,968,000
賞与引当金		154,829,000	158,993,000	158,767,000	153,547,000	149,654,000	152,968,000
繰延収益		15,964,520,808	15,677,193,171	15,227,004,238	14,969,874,743	14,604,551,460	14,417,057,000
長期前受金		35,399,308,307	35,802,422,227	36,011,895,982	36,218,668,930	36,516,395,199	37,189,788,000
国庫補助金		5,092,066,112	5,068,347,312	5,049,985,601	5,072,031,211	5,132,038,906	5,339,949,000
県費補助金		62,029,561	61,464,152	60,685,320	60,177,915	59,764,131	60,125,000
他会計補助金		3,649,797,723	3,728,168,676	3,803,598,462	3,873,078,058	3,951,807,880	4,052,506,000
工事負担金		14,534,386,932	14,695,065,938	14,760,119,106	14,908,467,198	14,925,301,709	15,198,641,000
補償金		3,643,319	3,643,319	3,643,319	3,643,319	3,643,319	3,643,000
受贈財産評価額		9,992,775,498	10,155,566,882	10,218,310,895	10,147,426,436	10,258,711,974	10,312,522,000
庁舎建設負担金		314,663,390	314,663,390	314,663,390	314,663,390	314,663,390	314,663,000
庁舎改良負担金		259,639,293	261,182,149	261,901,053	282,107,869	282,661,490	283,152,000
その他長期前受金		1,490,306,479	1,514,320,409	1,538,988,836	1,557,073,534	1,587,802,400	1,624,587,000
収益化累計額		▲19,434,787,499	▲20,125,229,056	▲20,784,891,744	▲21,248,794,187	▲21,911,843,739	▲22,772,731,000
国庫補助金		▲2,509,719,206	▲2,603,705,474	▲2,696,207,463	▲2,784,458,373	▲2,873,960,316	▲3,001,030,000
県費補助金		▲42,750,791	▲43,363,908	▲43,749,275	▲44,353,253	▲44,997,616	▲46,373,000
他会計補助金		▲1,840,572,279	▲1,950,679,486	▲2,057,481,347	▲2,156,258,460	▲2,253,167,329	▲2,364,340,000
工事負担金		▲8,560,296,094	▲8,797,812,800	▲9,006,996,765	▲9,220,246,297	▲9,440,421,049	▲9,792,768,000
補償金		▲3,072,591	▲3,098,411	▲3,124,230	▲3,150,045	▲3,175,861	▲3,200,000
受贈財産評価額		▲5,456,514,208	▲5,669,640,328	▲5,879,737,652	▲5,952,421,392	▲6,161,556,447	▲6,380,323,000
庁舎建設負担金		▲202,515,273	▲208,179,213	▲213,843,154	▲219,507,095	▲225,171,036	▲230,833,000
庁舎改良負担金		▲212,288,758	▲212,289,189	▲217,062,651	▲170,401,289	▲178,543,977	▲186,154,000
その他長期前受金		▲607,058,299	▲636,460,247	▲666,689,207	▲697,997,983	▲730,850,108	▲767,710,000
負債合計		58,381,883,114	56,218,889,832	53,822,485,618	52,157,789,124	49,989,565,180	51,211,215,000
資本金		35,515,249,963	36,905,460,873	38,584,824,823	40,318,445,420	42,027,909,866	42,156,595,000
剰余金		8,526,696,595	8,830,408,403	8,673,176,185	7,830,041,641	7,863,354,522	8,752,063,000
資本剰余金		1,082,426,830	1,082,426,830	1,082,426,830	1,082,426,830	1,082,426,830	1,082,427,000
国庫補助金		16,361,439	16,361,439	16,361,439	16,361,439	16,361,439	16,362,000
他会計補助金		871,300	871,300	871,300	871,300	871,300	871,000
受贈財産評価額		1,065,194,091	1,065,194,091	1,065,194,091	1,065,194,091	1,065,194,091	1,065,194,000
利益剰余金		7,444,269,765	7,747,981,573	7,590,749,355	6,747,614,811	6,780,927,692	7,669,636,000
建設改良積立金		5,372,141,367	5,145,598,855	5,068,617,623	4,920,255,758	4,081,078,365	3,581,079,000
当年度未処分利益剰余金		2,072,128,398	2,602,382,718	2,522,131,732	1,827,359,053	2,699,849,327	4,088,557,000
資本合計		44,041,946,558	45,735,869,276	47,258,001,008	48,148,487,061	49,891,264,388	50,908,658,000
負債・資本合計		102,423,829,672	101,954,759,108	101,080,486,626	100,306,276,185	99,880,829,568	102,119,873,000

注1 令和4年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
平成29	30	令和元	2	3	4(予算)	平成29	30	令和元	2	3	4(予算)
37.3	35.5	33.9	32.6	31.0	31.4	96.4	94.7	94.8	95.3	94.7	103.6
35.3	33.4	31.9	30.7	29.1	29.6	95.6	94.2	94.7	95.6	94.4	103.9
35.3	33.4	31.9	30.7	29.1	29.6	95.6	94.2	94.7	95.6	94.4	103.9
2.0	2.1	2.0	1.9	1.9	1.8	113.9	103.4	96.6	91.1	99.9	97.8
1.4	1.6	1.7	1.7	1.9	1.8	122.3	117.4	107.0	100.2	107.4	97.8
0.7	0.5	0.3	0.1	—	—	100.0	74.7	63.0	41.1	皆減	—
4.1	4.3	4.2	4.5	4.4	4.6	87.1	103.7	98.3	104.6	98.6	106.9
2.4	2.4	2.5	2.6	2.7	2.7	75.6	99.4	106.2	102.6	102.0	101.5
2.4	2.4	2.5	2.6	2.7	2.7	75.6	99.4	106.2	102.6	102.0	101.5
1.6	1.7	1.5	1.7	1.6	1.8	110.3	108.5	87.4	109.1	93.1	117.1
0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	98.3	178.3	98.5	96.7	108.6	92.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
—	0.0	—	—	—	—	—	皆増	皆減	—	—	—
0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	103.8	102.7	99.9	96.7	97.5	102.2
0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	103.8	102.7	99.9	96.7	97.5	102.2
15.6	15.4	15.1	14.9	14.6	14.1	98.5	98.2	97.1	98.3	97.6	98.7
34.6	35.1	35.6	36.1	36.6	36.4	101.1	101.1	100.6	100.6	100.8	101.8
5.0	5.0	5.0	5.1	5.1	5.2	100.3	99.5	99.6	100.4	101.2	104.1
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	99.0	99.1	98.7	99.2	99.3	100.6
3.6	3.7	3.8	3.9	4.0	4.0	102.7	102.1	102.0	101.8	102.0	102.5
14.2	14.4	14.6	14.9	14.9	14.9	100.6	101.1	100.4	101.0	100.1	101.8
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
9.8	10.0	10.1	10.1	10.3	10.1	101.7	101.6	100.6	99.3	101.1	100.5
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	98.7	100.6	100.3	107.7	100.2	100.2
1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	102.2	101.6	101.6	101.2	102.0	102.3
▲19.0	▲19.7	▲20.6	▲21.2	▲21.9	▲22.3	103.5	103.6	103.3	102.2	103.1	103.9
▲2.5	▲2.6	▲2.7	▲2.8	▲2.9	▲2.9	103.9	103.7	103.6	103.3	103.2	104.4
▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	101.6	101.4	100.9	101.4	101.5	103.1
▲1.8	▲1.9	▲2.0	▲2.1	▲2.3	▲2.3	106.2	106.0	105.5	104.8	104.5	104.9
▲8.4	▲8.6	▲8.9	▲9.2	▲9.5	▲9.6	102.5	102.8	102.4	102.4	102.4	103.7
▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	100.8	100.8	100.8	100.8	100.8	100.8
▲5.3	▲5.6	▲5.8	▲5.9	▲6.2	▲6.2	103.8	103.9	103.7	101.2	103.5	103.6
▲0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.2	102.9	102.8	102.7	102.6	102.6	102.5
▲0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.2	101.7	100.0	102.2	78.5	104.8	104.3
▲0.6	▲0.6	▲0.7	▲0.7	▲0.7	▲0.8	104.8	104.8	104.7	104.7	104.7	105.0
57.0	55.1	53.2	52.0	50.0	50.1	96.2	96.3	95.7	96.9	95.8	102.4
34.7	36.2	38.2	40.2	42.1	41.3	102.0	103.9	104.6	104.5	104.2	100.3
8.3	8.7	8.6	7.8	7.9	8.6	110.2	103.6	98.2	90.3	100.4	111.3
1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
7.3	7.6	7.5	6.7	6.8	7.5	111.8	104.1	98.0	88.9	100.5	113.1
5.2	5.0	5.0	4.9	4.1	3.5	107.6	95.8	98.5	97.1	82.9	87.7
2.0	2.6	2.5	1.8	2.7	4.0	124.2	125.6	96.9	72.5	147.7	151.4
43.0	44.9	46.8	48.0	50.0	49.9	103.5	103.8	103.3	101.9	103.6	102.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.2	99.5	99.1	99.2	99.6	102.2

4. 費用構成比較

項目	年度					
	平成29	30	令和元	2	3	4(当初予算)
職員給与費	2,182,109,195 (2,183,777,149)	2,117,701,982 (2,119,313,170)	2,034,740,063 (2,036,551,619)	1,786,877,281 (1,788,750,825)	1,832,932,676 (1,834,719,756)	1,676,950,000 (1,678,776,000)
給料	879,537,238 (879,537,238)	862,056,276 (862,056,276)	842,605,505 (842,605,505)	845,038,680 (845,038,680)	854,440,920 (854,440,920)	841,573,000 (841,573,000)
手当	409,762,572 (411,430,526)	384,132,765 (385,743,953)	364,394,500 (366,206,056)	343,206,694 (345,080,238)	350,418,556 (352,205,636)	351,386,000 (353,212,000)
賞与引当金繰入額	137,586,000 (137,586,000)	140,039,000 (140,039,000)	138,102,000 (138,102,000)	133,150,000 (133,150,000)	129,736,000 (129,736,000)	105,039,000 (105,039,000)
報酬	1,637,402 (1,637,402)	4,906,800 (4,906,800)	5,079,879 (5,079,879)	— (—)	— (—)	— (—)
退職給付費	473,498,187 (473,498,187)	460,919,851 (460,919,851)	424,586,501 (424,586,501)	202,411,224 (202,411,224)	243,425,623 (243,425,623)	110,406,000 (110,406,000)
法定福利費	280,087,796 (280,087,796)	265,647,290 (265,647,290)	259,971,678 (259,971,678)	263,070,683 (263,070,683)	254,911,577 (254,911,577)	268,546,000 (268,546,000)
委託料	830,747,779 (897,207,597)	1,037,421,139 (1,120,414,826)	1,162,800,125 (1,271,811,796)	1,110,780,964 (1,221,859,058)	1,143,996,035 (1,258,395,635)	1,190,022,000 (1,309,100,000)
修繕費	520,547,882 (555,462,622)	352,002,658 (387,720,648)	354,027,415 (397,675,934)	396,561,490 (447,451,911)	478,939,952 (530,185,997)	709,392,000 (770,695,000)
動力費	644,650,040 (696,222,043)	689,781,097 (744,963,583)	706,835,466 (768,798,508)	590,265,485 (649,292,032)	584,166,872 (642,583,559)	728,630,000 (801,499,000)
薬品費	145,619,898 (157,269,489)	130,175,689 (140,589,744)	140,849,413 (153,438,119)	135,980,141 (149,577,867)	130,703,998 (143,774,205)	152,104,000 (167,316,000)
資本費	5,207,535,705 (5,207,535,705)	5,106,420,425 (5,106,420,425)	5,007,531,922 (5,007,531,922)	4,975,522,877 (4,975,522,877)	4,906,284,768 (4,906,284,768)	4,706,051,000 (4,706,051,000)
減価償却費	4,405,731,381 (4,405,731,381)	4,370,974,406 (4,370,974,406)	4,329,119,538 (4,329,119,538)	4,350,897,697 (4,350,897,697)	4,333,896,092 (4,333,896,092)	4,182,203,000 (4,182,203,000)
企業債利息	801,804,324 (801,804,324)	735,446,019 (735,446,019)	678,412,384 (678,412,384)	624,625,180 (624,625,180)	572,388,676 (572,388,676)	523,848,000 (523,848,000)
その他経費	544,922,643 (956,807,788)	471,181,180 (861,754,061)	463,442,417 (797,157,602)	461,400,987 (765,605,298)	383,744,504 (845,689,472)	428,918,000 (664,563,000)
合計	10,076,133,142 (10,654,282,393)	9,904,684,170 (10,481,176,457)	9,870,226,821 (10,432,965,500)	9,457,389,225 (9,998,059,868)	9,460,768,805 (10,161,633,392)	9,592,067,000 (10,098,000,000)

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
平成29	30	令和元	2	3	4(予算)	平成29	30	令和元	2	3	4(予算)
21.7	21.4	20.6	18.9	19.4	17.5	103.7	97.0	96.1	87.8	102.6	91.5
(20.5)	(20.2)	(19.5)	(17.9)	(18.1)	(16.6)	(103.7)	(97.0)	(96.1)	(87.8)	(102.6)	(91.5)
8.7	8.7	8.5	8.9	9.0	8.8	102.0	98.0	97.7	100.3	101.1	98.5
(8.3)	(8.2)	(8.1)	(8.5)	(8.4)	(8.3)	(102.0)	(98.0)	(97.7)	(100.3)	(101.1)	(98.5)
4.1	3.9	3.7	3.6	3.7	3.7	103.4	93.7	94.9	94.2	102.1	100.3
(3.9)	(3.7)	(3.5)	(3.5)	(3.5)	(3.5)	(103.4)	(93.8)	(94.9)	(94.2)	(102.1)	(100.3)
1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.1	103.8	101.8	98.6	96.4	97.4	81.0
(1.3)	(1.3)	(1.3)	(1.3)	(1.3)	(1.0)	(103.8)	(101.8)	(98.6)	(96.4)	(97.4)	(81.0)
0.0	0.0	0.1	—	—	—	23.8	299.7	103.5	皆減	—	—
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(—)	(—)	(—)	(23.8)	(299.7)	(103.5)	(皆減)	(—)	(—)
4.7	4.7	4.3	2.1	2.6	1.2	106.0	97.3	92.1	47.7	120.3	45.4
(4.4)	(4.4)	(4.1)	(2.0)	(2.4)	(1.1)	(106.0)	(97.3)	(92.1)	(47.7)	(120.3)	(45.4)
2.8	2.7	2.6	2.8	2.7	2.8	108.0	94.8	97.9	101.2	96.9	105.3
(2.6)	(2.5)	(2.5)	(2.6)	(2.5)	(2.7)	(108.0)	(94.8)	(97.9)	(101.2)	(96.9)	(105.3)
8.2	10.5	11.8	11.7	12.1	12.4	98.4	124.9	112.1	95.5	103.0	104.0
(8.4)	(10.7)	(12.2)	(12.2)	(12.4)	(13.0)	(98.4)	(124.9)	(113.5)	(96.1)	(103.0)	(104.0)
5.2	3.6	3.6	4.2	5.1	7.4	99.6	67.6	100.6	112.0	120.8	148.1
(5.2)	(3.7)	(3.8)	(4.5)	(5.2)	(7.6)	(99.4)	(69.8)	(102.6)	(112.5)	(118.5)	(145.4)
6.4	7.0	7.2	6.2	6.2	7.6	109.0	107.0	102.5	83.5	99.0	124.7
(6.5)	(7.1)	(7.4)	(6.5)	(6.3)	(7.9)	(109.0)	(107.0)	(103.2)	(84.5)	(99.0)	(124.7)
1.4	1.3	1.4	1.4	1.4	1.6	102.2	89.4	108.2	96.5	96.1	116.4
(1.5)	(1.3)	(1.5)	(1.5)	(1.4)	(1.7)	(102.2)	(89.4)	(109.1)	(97.5)	(96.1)	(116.4)
51.7	51.6	50.7	52.6	51.9	49.1	99.4	98.1	98.1	99.4	98.6	95.9
(48.9)	(48.7)	(48.0)	(49.8)	(48.3)	(46.6)	(99.4)	(98.1)	(98.1)	(99.4)	(98.6)	(95.9)
43.7	44.1	43.9	46.0	45.8	43.6	100.9	99.2	99.0	100.5	99.6	96.5
(41.4)	(41.7)	(41.5)	(43.5)	(42.6)	(41.4)	(100.9)	(99.2)	(99.0)	(100.5)	(99.6)	(96.5)
8.0	7.4	6.9	6.6	6.1	5.5	91.8	91.7	92.2	92.1	91.6	91.5
(7.5)	(7.0)	(6.5)	(6.2)	(5.6)	(5.2)	(91.8)	(91.7)	(92.2)	(92.1)	(91.6)	(91.5)
5.4	4.8	4.7	4.9	4.1	4.5	102.0	86.5	98.4	99.6	83.2	111.8
(9.0)	(8.2)	(7.6)	(7.7)	(8.3)	(6.6)	(98.6)	(90.1)	(92.5)	(96.0)	(110.5)	(78.6)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	101.0	98.3	99.7	95.8	100.0	101.4
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.7)	(98.4)	(99.5)	(95.8)	(101.6)	(99.4)

5. 給水原価構成比較

年度 項目	金 額									
	平成29		30		令和元		2		3	
	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)								
職員給与費	2,182,109,195 (2,183,777,149)	36.51 (36.54)	2,117,701,982 (2,119,313,170)	35.57 (35.60)	2,034,740,063 (2,036,551,619)	34.51 (34.54)	1,786,877,281 (1,788,750,825)	30.03 (30.06)	1,832,932,676 (1,834,719,756)	31.14 (31.17)
給料	879,537,238 (879,537,238)	14.72 (14.72)	862,056,276 (862,056,276)	14.48 (14.48)	842,605,505 (842,605,505)	14.29 (14.29)	845,038,680 (845,038,680)	14.20 (14.20)	854,440,920 (854,440,920)	14.52 (14.52)
手当	409,762,572 (411,430,526)	6.86 (6.88)	384,132,765 (385,743,953)	6.45 (6.48)	364,394,500 (366,206,056)	6.18 (6.21)	343,206,694 (345,080,238)	5.77 (5.80)	350,418,556 (352,205,636)	5.95 (5.98)
賞与引当金	137,586,000	2.30	140,039,000	2.35	138,102,000	2.34	133,150,000	2.24	129,736,000	2.20
繰入額	(137,586,000)	(2.30)	(140,039,000)	(2.35)	(138,102,000)	(2.34)	(133,150,000)	(2.24)	(129,736,000)	(2.20)
報酬	1,637,402 (1,637,402)	0.03 (0.03)	4,906,800 (4,906,800)	0.08 (0.08)	5,079,879 (5,079,879)	0.09 (0.09)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
退職給付費	473,498,187 (473,498,187)	7.92 (7.92)	460,919,851 (460,919,851)	7.74 (7.74)	424,586,501 (424,586,501)	7.20 (7.20)	202,411,224 (202,411,224)	3.40 (3.40)	243,425,623 (243,425,623)	4.14 (4.14)
法定福利費	280,087,796 (280,087,796)	4.69 (4.69)	265,647,290 (265,647,290)	4.46 (4.46)	259,971,678 (259,971,678)	4.41 (4.41)	263,070,683 (263,070,683)	4.42 (4.42)	254,911,577 (254,911,577)	4.33 (4.33)
委託料	830,747,779 (897,207,597)	13.90 (15.01)	1,037,421,139 (1,120,414,826)	17.43 (18.82)	1,162,800,125 (1,271,811,796)	19.72 (21.57)	1,110,780,964 (1,221,859,058)	18.67 (20.53)	1,143,996,035 (1,258,395,635)	19.44 (21.38)
修繕費	520,547,882 (555,462,622)	8.71 (9.29)	352,002,658 (387,720,648)	5.91 (6.51)	354,027,415 (397,675,934)	6.01 (6.75)	396,561,490 (447,451,911)	6.66 (7.52)	478,939,952 (530,185,997)	8.14 (9.01)
動力費	644,650,040 (696,222,043)	10.79 (11.65)	689,781,097 (744,963,583)	11.59 (12.51)	706,835,466 (768,798,508)	11.99 (13.04)	590,265,485 (649,292,032)	9.92 (10.91)	584,166,872 (642,583,559)	9.92 (10.92)
薬品費	145,619,898 (157,269,489)	2.44 (2.63)	130,175,689 (140,589,744)	2.19 (2.36)	140,849,413 (153,438,119)	2.39 (2.60)	135,980,141 (149,577,867)	2.29 (2.51)	130,703,998 (143,774,205)	2.22 (2.44)
資本金	4,388,649,787 (4,388,649,787)	73.43 (73.43)	4,302,041,522 (4,302,041,522)	72.26 (72.26)	4,209,426,266 (4,209,426,266)	71.40 (71.40)	4,195,578,271 (4,195,578,271)	70.51 (70.51)	4,143,194,401 (4,143,194,401)	70.39 (70.39)
減価償却費	4,405,731,381 (4,405,731,381)	73.72 (73.72)	4,370,974,406 (4,370,974,406)	73.42 (73.42)	4,329,119,538 (4,329,119,538)	73.43 (73.43)	4,350,897,697 (4,350,897,697)	73.12 (73.12)	4,333,896,092 (4,333,896,092)	73.63 (73.63)
長期前受金 戻入	▲818,885,918 (▲818,885,918)	▲13.70 (▲13.70)	▲804,378,903 (▲804,378,903)	▲13.51 (▲13.51)	▲798,105,656 (▲798,105,656)	▲13.54 (▲13.54)	▲779,944,606 (▲779,944,606)	▲13.11 (▲13.11)	▲763,090,367 (▲763,090,367)	▲12.96 (▲12.96)
企業債利息	801,804,324 (801,804,324)	13.42 (13.42)	735,446,019 (735,446,019)	12.35 (12.35)	678,412,384 (678,412,384)	11.51 (11.51)	624,625,180 (624,625,180)	10.50 (10.50)	572,388,676 (572,388,676)	9.72 (9.72)
その他経費	506,704,329 (918,490,010)	8.48 (15.37)	449,070,766 (839,530,130)	7.54 (14.10)	431,814,397 (765,305,023)	7.32 (12.98)	416,222,267 (720,074,945)	6.99 (12.10)	365,866,727 (827,590,203)	6.22 (14.06)
その他経費	539,801,230 (951,586,911)	9.03 (15.92)	469,708,566 (860,167,930)	7.89 (14.45)	456,435,323 (789,925,948)	7.74 (13.40)	456,375,343 (760,228,021)	7.67 (12.78)	380,852,292 (842,575,768)	6.47 (14.31)
長期前受金 戻入	▲33,096,901 (▲33,096,901)	▲0.55 (▲0.55)	▲20,637,800 (▲20,637,800)	▲0.35 (▲0.35)	▲24,620,925 (▲24,620,925)	▲0.42 (▲0.42)	▲40,153,076 (▲40,153,076)	▲0.67 (▲0.67)	▲14,985,565 (▲14,985,565)	▲0.25 (▲0.25)
合計 (給水原価)	9,219,028,910 (9,797,078,697)	154.25 (163.92)	9,078,194,853 (9,654,573,623)	152.49 (162.17)	9,040,493,145 (9,603,007,265)	153.34 (162.89)	8,632,265,899 (9,172,584,909)	145.07 (154.15)	8,679,800,661 (9,380,443,756)	147.46 (159.37)
1m ³ あたりの 供給単価	— (—)	176.51 * 171.76 (190.63) (* 185.50)	— (—)	176.35 * 171.94 (190.45) (* 185.69)	— (—)	175.69 * 171.55 (190.92) (* 186.41)	— (—)	155.62 * 152.54 (171.18) (* 167.79)	— (—)	173.16 * 169.25 (190.48) (* 186.17)
差益(▲差損)	— (—)	22.26 * 17.51 (26.71) (* 21.58)	— (—)	23.86 * 19.45 (28.28) (* 23.52)	— (—)	22.35 * 18.21 (28.03) (* 23.52)	— (—)	10.55 * 7.47 (17.03) (* 13.64)	— (—)	25.70 * 21.79 (31.11) (* 26.80)
年間有収水量	59,766,609 m ³		59,533,620 m ³		58,955,411 m ³		59,506,176 m ³		58,860,529 m ³	

注1 原価費用＝経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費)－長期前受金戻入

注2 1m³あたりの給水原価＝原価費用÷年間有収水量

注3 1m³あたりの供給単価＝(給水収益＋給水負担金)÷年間有収水量

注4 1m³あたりの供給単価の欄中(*)は、給水負担金収入分を控除した額を示す。

注5 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注6 1m³あたりの原価・構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)					前 年 度 比 (%)				
平成29	30	令和元	2	3	平成29	30	令和元	2	3
23.7 (22.3)	23.3 (22.0)	22.5 (21.2)	20.7 (19.5)	21.1 (19.6)	103.9 (103.9)	97.4 (97.4)	97.0 (97.0)	87.0 (87.0)	103.7 (103.7)
9.5 (9.0)	9.5 (8.9)	9.3 (8.8)	9.8 (9.2)	9.8 (9.1)	102.2 (102.2)	98.4 (98.4)	98.7 (98.7)	99.4 (99.4)	102.3 (102.3)
4.4 (4.2)	4.2 (4.0)	4.0 (3.8)	4.0 (3.8)	4.0 (3.8)	103.6 (103.6)	94.0 (94.2)	95.8 (95.8)	93.4 (93.4)	103.1 (103.1)
1.5 (1.4)	1.5 (1.4)	1.5 (1.4)	1.5 (1.5)	1.5 (1.4)	104.1 (104.1)	102.2 (102.2)	99.6 (99.6)	95.7 (95.7)	98.2 (98.2)
0.0 (0.0)	0.1 (0.0)	0.1 (0.1)	— (—)	— (—)	25.0 (25.0)	266.7 (266.7)	112.5 (112.5)	皆減 (皆減)	— (—)
5.1 (4.8)	5.1 (4.8)	4.7 (4.4)	2.3 (2.2)	2.8 (2.6)	106.2 (106.2)	97.7 (97.7)	93.0 (93.0)	47.2 (47.2)	121.8 (121.8)
3.0 (2.9)	2.9 (2.8)	2.9 (2.7)	3.0 (2.9)	2.9 (2.7)	108.3 (108.3)	95.1 (95.1)	98.9 (98.9)	100.2 (100.2)	98.0 (98.0)
9.0 (9.2)	11.4 (11.6)	12.9 (13.2)	12.9 (13.3)	13.2 (13.4)	98.7 (98.6)	125.4 (125.4)	113.1 (114.6)	94.7 (95.2)	104.1 (104.1)
5.6 (5.7)	3.9 (4.0)	3.9 (4.1)	4.6 (4.9)	5.5 (5.7)	99.8 (99.6)	67.9 (70.1)	101.7 (103.7)	110.8 (111.4)	122.2 (119.8)
7.0 (7.1)	7.6 (7.7)	7.8 (8.0)	6.8 (7.1)	6.7 (6.9)	109.2 (109.2)	107.4 (107.4)	103.5 (104.2)	82.7 (83.7)	100.0 (100.1)
1.6 (1.6)	1.4 (1.5)	1.6 (1.6)	1.6 (1.6)	1.5 (1.5)	102.5 (102.3)	89.8 (89.7)	109.1 (110.2)	95.8 (96.5)	96.9 (97.2)
47.6 (44.8)	47.4 (44.6)	46.6 (43.8)	48.6 (45.7)	47.7 (44.2)	99.3 (99.3)	98.4 (98.4)	98.8 (98.8)	98.8 (98.8)	99.8 (99.8)
47.8 (45.0)	48.1 (45.3)	47.9 (45.1)	50.4 (47.4)	49.9 (46.2)	101.1 (101.1)	99.6 (99.6)	100.0 (100.0)	99.6 (99.6)	100.7 (100.7)
▲8.9 (▲8.4)	▲8.9 (▲8.3)	▲8.8 (▲8.3)	▲9.0 (▲8.5)	▲8.8 (▲8.1)	101.0 (101.0)	98.6 (98.6)	100.2 (100.2)	96.8 (96.8)	98.9 (98.9)
8.7 (8.2)	8.1 (7.6)	7.5 (7.1)	7.2 (6.8)	6.6 (6.1)	92.0 (92.0)	92.0 (92.0)	93.2 (93.2)	91.2 (91.2)	92.6 (92.6)
5.5 (9.4)	4.9 (8.7)	4.8 (8.0)	4.8 (7.8)	4.2 (8.8)	100.4 (97.7)	88.9 (91.7)	97.1 (92.1)	95.5 (93.2)	89.0 (116.2)
5.9 (9.7)	5.2 (8.9)	5.0 (8.2)	5.3 (8.3)	4.4 (9.0)	103.3 (99.4)	87.4 (90.8)	98.1 (92.7)	99.1 (95.4)	84.4 (112.0)
▲0.4 (▲0.3)	▲0.2 (▲0.2)	▲0.3 (▲0.3)	▲0.5 (▲0.4)	▲0.2 (▲0.2)	189.7 (189.7)	63.6 (63.6)	120.0 (120.0)	159.5 (159.5)	37.3 (37.3)
100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	101.1 (100.8)	98.9 (98.9)	100.6 (100.4)	94.6 (94.6)	101.6 (103.4)
—	—	—	—	—	99.5 * (99.5) *	99.9 * (99.9) *	100.1 * (100.2) *	99.6 * (89.7) *	88.6 * (111.3) *
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	99.8	99.6	99.0	100.9	98.9

6. 経営分析

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
負荷率	%	91.49	90.47	93.51	92.11	93.19	$= \frac{171,152}{183,655} \times 100$	$\frac{1}{1} \text{日平均給水量} \times 100$ $\frac{1}{1} \text{日最大給水量}$
施設利用率	%	57.67	57.21	56.55	56.92	55.49	$= \frac{171,152}{308,450} \times 100$	$\frac{1}{1} \text{日平均給水量} \times 100$ $\frac{1}{1} \text{日給水能力}$
最大稼働率	%	63.03	63.23	60.47	61.79	59.54	$= \frac{183,655}{308,450} \times 100$	$\frac{1}{1} \text{日最大給水量} \times 100$ $\frac{1}{1} \text{日給水能力}$
配水管使用効率	m ³ /m	19.15	18.93	18.69	18.68	18.15	$= \frac{62,470,415}{3,441,084.0}$	$\frac{\text{年間総給水量}}{\text{年導送配水管延長}}$
固定資産使用効率	m ³ /万円	7.19	7.18	7.15	7.18	7.06	$= \frac{62,470,415}{8,843,238}$	$\frac{\text{年間総給水量}}{\text{有形固定資産}}$
職員1人当たり 給水人口	人	2,465	2,558	2,564	2,621	2,659	$= \frac{571,700}{215}$	$\frac{\text{給水人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$
職員1人当たり 有収水量	m ³	255,413	264,594	263,194	271,718	273,770	$= \frac{58,860,529}{215}$	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$
職員1人当たり 営業収益	千円	45,352	47,090	46,791	42,843	47,934	$= \frac{10,305,804}{215}$	$\frac{\text{営業収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$

7. 経営指標

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
経常収支比率	%	114.62	116.17	115.41	108.79	117.99	$= \frac{11,159,292,000}{9,457,877,000} \times 100$	$\frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$
料金回収率	%	111.35	112.76	111.87	105.15	114.77	$= \frac{9,962,127,000}{8,679,801,000} \times 100$	$\frac{\text{給水収益}}{\text{経常費用} - \text{受託工事費} - \text{附帯事業費} - \text{材料及び不用品売却原価} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$
有形固定資産 減価償却率	%	55.10	56.04	56.98	57.67	58.68	$= \frac{114,887,152,000}{195,773,637,000} \times 100$	$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産帳簿原価}} \times 100$
管路経年化率	%	18.92	19.01	18.84	19.91	25.02	$= \frac{860.82}{3,441.07} \times 100$	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
管路更新率	%	0.71	0.84	0.90	0.81	0.74	$= \frac{25.53}{3,441.07} \times 100$	$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$

8. 財務分析

(1) 構成比率

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
固定資産構成比率	%	88.62	88.38	88.64	89.10	88.63	$= \frac{88,524,119,652}{99,880,829,568} \times 100$	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延資産}} \times 100$
固定負債構成比率	%	37.30	35.48	33.93	32.60	30.99	$= \frac{30,954,520,032}{99,880,829,568} \times 100$	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債} + \text{資本} + \text{繰延収益}} \times 100$
自己資本構成比率	%	58.59	60.24	61.82	62.93	64.57	$= \frac{64,495,815,848}{99,880,829,568} \times 100$	$\frac{\text{資本} + \text{繰延収益}}{\text{負債} + \text{資本} + \text{繰延収益}} \times 100$

(2) 財務比率

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
固定資産対 長期資本比率	%	92.43	92.34	92.57	93.28	92.74	$= \frac{88,524,119,652}{95,450,335,880} \times 100$	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本} + \text{繰延収益} + \text{固定負債}} \times 100$
固定比率	%	151.27	146.72	143.39	141.59	137.26	$= \frac{88,524,119,652}{64,495,815,848} \times 100$	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本} + \text{繰延収益}} \times 100$
流動比率	%	276.51	271.21	267.35	243.44	256.33	$= \frac{11,356,709,916}{4,430,493,688} \times 100$	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
当座比率	%	273.48	265.84	261.20	236.41	246.97	$= \frac{10,941,929,153}{4,430,493,688} \times 100$	$\frac{\text{現金} \cdot \text{預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$
現金比率	%	239.43	231.32	229.56	203.82	218.46	$= \frac{9,678,779,702}{4,430,493,688} \times 100$	$\frac{\text{現金} \cdot \text{預金}}{\text{流動負債}} \times 100$

(3) 回転率

分析項目	年度 単位	年度					令和3年度 算出基礎	算出方法
		平成29	30	令和元	2	3		
総資本回転率	回	0.10	0.10	0.10	0.09	0.10	$= \frac{10,305,803,740}{100,093,552,877}$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計})/2}$
自己資本回転率	回	0.18	0.17	0.17	0.15	0.16	$= \frac{10,305,803,740}{63,807,088,826}$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本})/2}$
固定資産回転率	回	0.12	0.12	0.12	0.10	0.12	$= \frac{10,305,803,740}{88,948,135,237}$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産})/2}$
流動資産回転率	回	0.91	0.90	0.90	0.84	0.92	$= \frac{10,305,803,740}{11,145,417,640}$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産})/2}$
未収金回転率	回	6.81	7.09	7.20	6.55	7.47	$= \frac{10,305,803,740}{1,379,571,427}$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金})/2}$
減価償却率	%	5.04	5.04	5.03	5.05	5.08	$= \frac{4,333,896,092}{85,280,511,720} \times 100$	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{建設仮勘定} - \text{電話加入権} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$

※ 自己資本=資本+繰延収益

(4) 収益率

分析項目	年度 単位	年度					令和3年度 算出基礎	算出方法
		平成29	30	令和元	2	3		
総資本利益率	%	1.43	1.57	1.50	0.82	1.70	$= \frac{1,699,849,327}{100,093,552,877} \times 100$	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計})/2} \times 100$
総収益対総費用比率	%	114.63	116.18	115.42	108.75	117.97	$= \frac{11,160,618,132}{9,460,768,805} \times 100$	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
営業収益対営業費用比率	%	114.52	115.62	114.15	106.32	116.01	$= \frac{10,305,803,740}{8,883,252,106} \times 100$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$

(5) その他

分析項目	年度 単位	年度					令和3年度 算出基礎	算出方法
		平成29	30	令和元	2	3		
利子負担率	%	2.08	2.02	1.95	1.87	1.80	$= \frac{572,388,676}{31,741,779,908} \times 100$	$\frac{\text{支払利子負債}}{\text{有利子負債}} \times 100$
企業債償還元金対減価償却費比率	%	88.66	68.20	68.77	72.47	73.88	$= \frac{2,627,177,900}{3,555,820,160} \times 100$	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{減価償却費} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$
企業債償還元金対料金収入比率	%	30.69	23.63	23.84	28.19	26.37	$= \frac{2,627,177,900}{9,962,126,752} \times 100$	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{給水収入}} \times 100$
企業債利息対料金収入比率	%	7.81	7.18	6.71	6.88	5.75	$= \frac{572,388,676}{9,962,126,752} \times 100$	$\frac{\text{企業債利息}}{\text{給水収入}} \times 100$
企業債元利償還元金対料金収入比率	%	38.50	30.81	30.55	35.07	32.12	$= \frac{3,199,566,576}{9,962,126,752} \times 100$	$\frac{\text{企業債元利償還元金}}{\text{給水収入}} \times 100$
職員給与対料金収入比率	%	21.26	20.69	20.12	19.69	18.40	$= \frac{1,832,932,676}{9,962,126,752} \times 100$	$\frac{\text{職員給与}}{\text{給水収入}} \times 100$
累積欠損金比率	%	-	-	-	-	-	$= \frac{0}{10,305,803,740} \times 100$	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
不良債務比率	%	-	-	-	-	-	$= \frac{0}{10,305,803,740} \times 100$	$\frac{(\text{流動負債} - \text{建設改良費等の財源に充てた企業債等}) - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$

9. 企業債に関する調べ

(単位：円)

項 目		金 額
1. 令和2年度末 残高	(A)	33,429,157,808
2. 令和3年度 借入額	(B)	939,800,000
3. 令和3年度 償還額	(C)	2,627,177,900
4. 令和3年度末 残高	(D) = (A) + (B) - (C)	31,741,779,908
5. (D)の借入先内訳	財 務 省	12,562,271,513
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	19,179,508,395
6. (D)の利率別内訳	(1) 1.0%未満	5,131,215,746
	(2) 1.0%以上 2.0%未満	12,359,677,048
	(3) 2.0%以上 3.0%未満	13,324,112,676
	(4) 3.0%以上 4.0%未満	576,900,066
	(5) 4.0%以上 5.0%未満	349,874,372

第7章 料金制度等

1. 水道料金の変遷

年月日	専 用					給 水 料				
大正8 (創設)	放 任 給 水 料					計 量 給 水 料				
	専用栓 1家内2栓以下 1人1か月 0.1円 1栓加えるごと 0.02円					専用栓0.18m ³ 0.01円 動力用0.18m ³ 0.02円 湯屋0.18m ³ 0.006円 庭園用0.18m ³ 0.03円 私設共用0.18m ³ 0.008円 船舶用0.18m ³ 0.35円				
大正 13.1.1	量 水 器 口 径 別 料 金									
	13mm	16mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	125mm	150mm
	基本水量11m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋0.03円 その他0.06円									
昭和 20.3.28	0.90	0.95	1.00	1.15	1.65	2.15	2.65	3.65	4.65	5.65
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋0.05円 その他0.10円									
昭和 21.4.1	1.25	1.35	1.45	1.60	2.30	3.00	3.70	5.00	6.50	8.00
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋0.10円 その他0.20円									
昭和 21.10.1	2.50	2.70	3.00	3.50	5.00	6.00	7.50	10.00	15.00	20.00
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋0.20円 その他0.40円									
昭和 22.4.1	5.00	5.40	6.00	7.00	10.00	12.00	15.00	20.00	30.00	40.00
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋0.40円 その他0.60円									
昭和 22.10.1	7.50	8.00	9.00	10.00	15.00	18.00	22.50	30.00	45.00	60.00
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋1.00円 その他1.50円									
昭和 23.6.23	15.00	16.00	18.00	20.00	30.00	36.00	45.00	60.00	90.00	120.00
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 3.00円									
昭和 24.1.1	30.00	32.00	36.00	40.00	60.00	72.00	90.00	120.00	180.00	240.00
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	基本水量10m ³ 基本料金60.00円, 超過料金1m ³ 8.00円									
昭和 26.4.1	20.00	—	30.00	50.00	70.00	150.00	230.00	310.00	400.00	450.00
	円	—	円	円	円	円	円	円	円	円
	基本水量10m ³ 基本料金75円, 超過料金1m ³ 10円									
昭和 28.4.1	20	—	30	50	70	150	230	310	400	450
	円	—	円	円	円	円	円	円	円	円
	基本水量10m ³ 基本料金90円, 超過料金1m ³ 12円									
昭和 33.4.1	量 水 器 使 用 料 廃 止									
	基本料金1か月10m ³ まで110円 超過料金1か月1m ³ 13円									
昭和 36.4.1	基本料金1か月10m ³ まで150円 超過料金1か月1m ³ 18円									
昭和 43.12.1 改定率 52.1%	専 用 給 水 装 置 (一 般 用)									
	基本料金 1か月 150円									
	従量料金 5m ³ までの分					1m ³ につき 5円				
	5m ³ を超え10m ³ までの分					1m ³ につき10円				
	10m ³ を超え20m ³ までの分					1m ³ につき25円				
20m ³ を超え30m ³ までの分					1m ³ につき30円					
30m ³ を超える分					1m ³ につき34円					

特 別 栓	共 用 栓	消火栓
	共用栓使用で次の各号に該当するときは、その料金は専用栓の料金による。(大正13.1.1) 1. 賃貸価格1か月15円以上を納めるもの 2. 直接国税年額15円以上を納めるもの 3. 家屋税年額15円以上を納めるもの	
基本水量5 [㎥] 超過料金1 [㎥] 0.12円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金5 [㎥] 0.30円 超過料金1 [㎥] 0.03円	演習1回につき 2円
基本水量5 [㎥] 超過料金1 [㎥] 0.25円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金5 [㎥] 0.45円 超過料金1 [㎥] 0.05円	演習1回につき 2円
基本水量5 [㎥] 超過料金1 [㎥] 0.50円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金5 [㎥] 1.00円 超過料金1 [㎥] 0.10円	演習1回につき 2円
基本水量5 [㎥] 超過料金1 [㎥] 1.00円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金5 [㎥] 2.00円 超過料金1 [㎥] 0.20円	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量5 [㎥] 超過料金1 [㎥] 1.50円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金5 [㎥] 4.00円 超過料金1 [㎥] 0.40円	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量5 [㎥] 超過料金1 [㎥] 3.00円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金10 [㎥] 20.00円 超過料金1 [㎥] 2.00円	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量5 [㎥] 超過料金1 [㎥] 5.00円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金10 [㎥] 20.00円 超過料金1 [㎥] 2.00円	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量10 [㎥] 100円 超過料金1 [㎥] 12円 (量水器使用料徴収)	基本料金5 [㎥] 30円 超過料金1 [㎥] 4円 (量水器使用料徴収)	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量10 [㎥] 125円 超過料金1 [㎥] 15円 (量水器使用料徴収)	基本料金5 [㎥] 45円 超過料金1 [㎥] 6円 (量水器使用料徴収)	使用時間 5分ごとに 60円
基本水量10 [㎥] 150円 超過料金1 [㎥] 18円 (量水器使用料徴収)	基本料金5 [㎥] 55円 超過料金1 [㎥] 8円 (量水器使用料徴収)	使用時間 5分ごとに 100円
(特 別 用)	共 用 栓	私設消火栓
基本料金10 [㎥] 180円 超過料金1 [㎥] 20円	基本料金5 [㎥] 60円 超過料金1 [㎥] 10円 使用水量10 [㎥] を超えたとき1 [㎥] につき13円	5分ごとに 300円
基本料金10 [㎥] 250円 超過料金1 [㎥] 28円	基本料金5 [㎥] 80円 超過料金1 [㎥] 14円 使用水量10 [㎥] を超えたとき1 [㎥] につき18円	5分ごとに 300円
基本料金 250円 従量料金 10 [㎥] までの分 1 [㎥] につき17円 10 [㎥] を超える分 1 [㎥] につき47円	基本料金 80円 従量料金 5 [㎥] までの分 1 [㎥] につき 5円 5 [㎥] を超え10 [㎥] までの分 1 [㎥] につき24円 10 [㎥] を超え20 [㎥] までの分 1 [㎥] につき25円 20 [㎥] を超え30 [㎥] までの分 1 [㎥] につき30円 30 [㎥] を超える分 1 [㎥] につき34円	使用水量 1 [㎥] につき 50円

昭和 47.8.1 改定率 44.7%	一 般 用								
	基本料金								
	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm以上	
	200円	300円	400円	700円	1,800円	2,700円	3,300円	6,500円	
	・公衆浴場用水 1 m ³ につき35円								
昭和 50.12.1 改定率 66.39%	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	
	基本料金	310円	490円	660円	1,500円	3,000円	7,000円	13,000円	
	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 10円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 45円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 70円 30m ³ を超える分 1m ³ について 100円		50m ³ までの分 1m ³ について 75円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 90円 100m ³ を超える分 1m ³ について 110円		1m ³ について 110円			
昭和 53.10.1 改定率 23.23%	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	
	基本料金	360円	610円	820円	1,900円	4,000円	9,000円	16,000円	
	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 15円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 50円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 90円 30m ³ を超える分 1m ³ について 125円		50m ³ までの分 1m ³ について 95円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 110円 100m ³ を超える分 1m ³ について 130円		1m ³ について 135円			
昭和 56.4.1 改定率 27.98%	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	
	基本料金	420円	760円	1,060円	2,680円	5,600円	12,500円	23,300円	
	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 20円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 65円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 115円 30m ³ を超える分 1m ³ について 160円		50m ³ までの分 1m ³ について 125円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 140円 100m ³ を超える分 1m ³ について 170円		1m ³ について 175円			
昭和 59.9.1 改定率 35.31%	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
	基本料金	560円	960円	1,320円	1,960円	3,410円	6,820円	15,840円	30,070円
	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 30円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 85円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 160円 30m ³ を超える分 1m ³ について 215円		50m ³ までの分 1m ³ について 170円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 190円 100m ³ を超える分 1m ³ について 235円		1m ³ について 235円			

		共 用			私 設 消 火 栓
従量料金 ・ 一般用水 10m ³ までの分 1m ³ につき 10円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ につき 30円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ につき 40円 30m ³ を超える分 1m ³ につき 59円		基本料金 100円 従量料金 10m ³ までの分 1m ³ につき 20円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ につき 30円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ につき 40円 30m ³ を超える分 1m ³ につき 59円			使用時間5分間 ごとに 1,000円
	共 用	公 衆 浴 場 用			公 設 プ ール 用
150mm以上	一世帯について	13mm	20mm	25mm以上	一般用に同じ
34,000円	210円	310円	490円	660円	
	10m ³ までの分 1m ³ について 20円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 45円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 70円 30m ³ を超える分 1m ³ について 100円	200m ³ までの分 1m ³ について 35円 200m ³ を超える分 1m ³ について 50円			500m ³ までの分 1m ³ について 55円 500m ³ を超える分 1m ³ について 75円 私 設 消 火 栓 使用時間5分間 ごとに 1,500円
	共 用	公 衆 浴 場 用			公 設 プ ール 用
150mm以上	一世帯について	13mm	20mm	25mm以上	一般用に同じ
43,000円	260円	360円	610円	820円	
	10m ³ までの分 1m ³ について 25円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 50円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 90円 30m ³ を超える分 1m ³ について 125円	1m ³ について 40円			1m ³ について 80円 私 設 消 火 栓 使用時間5分間 ごとに 1,500円
	共 用	公 衆 浴 場 用			私 設 消 火 栓
150mm以上	一世帯について	13mm	20mm	25mm以上	1個について 1,000円
62,000円	320円	420円	760円	1,060円	
	10m ³ までの分 1m ³ について 30円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 65円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 115円 30m ³ を超える分 1m ³ について 160円	1m ³ について 45円			使用時間5分まで ごとに 2,000円
	共 用	公 衆 浴 場 用			私 設 消 火 栓
150mm以上	一世帯について	一般用に同じ			1個について 1,200円
78,710円	560円				
	10m ³ までの分 1m ³ について 30円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 85円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 160円 30m ³ を超える分 1m ³ について 215円	1m ³ について 55円			使用時間5分まで ごとに 2,000円

平成 3.4.1	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
	基本料金	670円	1,160円	1,570円	2,320円	4,120円	8,200円	18,850円	35,850円
	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 40円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 105円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 185円 30m ³ を超える分 1m ³ について 245円		50m ³ までの分 1m ³ について 200円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 220円 100m ³ を超える分 1m ³ について 270円			1m ³ について 270円		
改定率 18.49%									
平成 7.1.1	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
	基本料金	700円	1,220円	1,680円	2,500円	4,460円	8,790円	20,460円	38,970円
	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 45円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 120円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 210円 30m ³ を超える分 1m ³ について 275円		50m ³ までの分 1m ³ について 220円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 245円 100m ³ を超える分 1m ³ について 300円			1m ³ について 300円		
改定率 10.83% (税込改定率 14.16%)									
	消 費 税	3 % を 転 嫁							
平成 9.4.1	消 費 税	5 % を 転 嫁							
平成 26.4.1	消 費 税	8 % を 転 嫁							
令和 元.10.1	消 費 税	10 % を 転 嫁							

現行料金に係る注記

注1 料金は、1か月について上表に定める種別、用途及び口径別等の区別に従い、基本料金と、使用があるときは、その端数を切り捨てた額)である。

注2 上記に該当しない料金は使用水量に1m³について435円を乗じて算出した額に100分の110を乗じ

注3 月の中途において、水道の使用を開始・廃止等したときの基本料金は、日割りにより算定する。

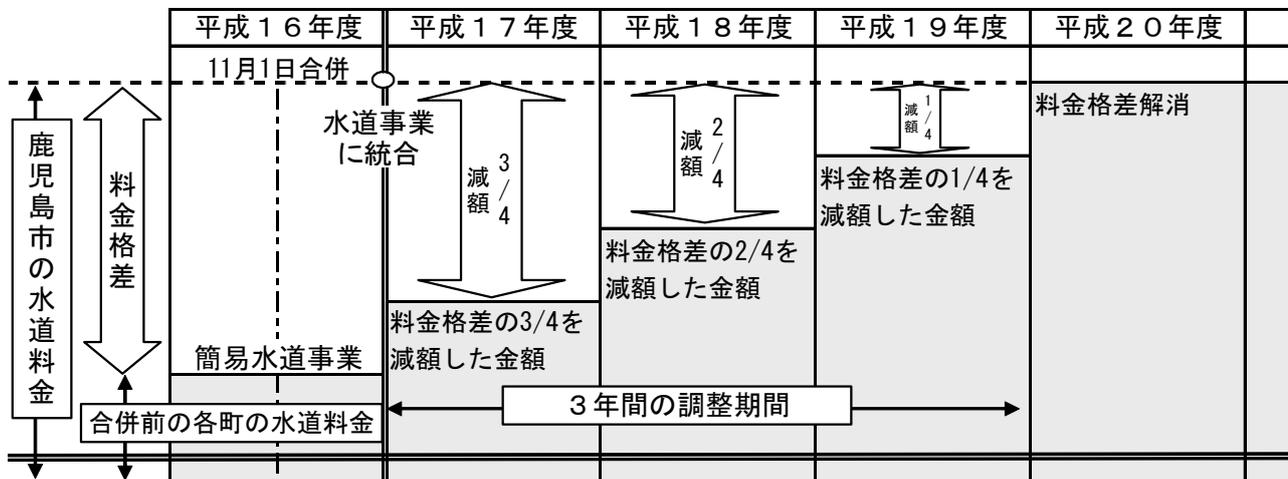
	共 用	公 衆 浴 場 用	私 設 消 火 栓
150mm以上	1 世帯について	一般用に同じ	1 個について 1,400円
93,570円	670円		
	10m ³ までの分 1m ³ について 40円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 105円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 185円 30m ³ を超える分 1m ³ について 245円	1m ³ について 65円	使用時間5分までごとに 2,000円
	共 用	公 衆 浴 場 用	私 設 消 火 栓
150mm以上	1 世帯について	一般用に同じ	1 個について 1,500円
102,370円	700円		
	10m ³ までの分 1m ³ について 45円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 120円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 210円 30m ³ を超える分 1m ³ について 275円	1m ³ について 70円	使用時間5分までごとに 2,200円

水量等に応じて算出した従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数
得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2. 平成16年11月1日に合併した5地域に係る水道料金の段階的調整

【水道料金の段階的調整について】

平成16年11月1日に合併した5地域の簡易水道事業については、平成17年4月1日に水道事業に統合されている。水道料金については、水道事業への統合により負担が増加する使用者に対して、平成17年度から平成19年度までの間に限り、段階的調整を行い平成20年度に料金格差を解消した。



※ 鹿児島市の水道料金が安くなる場合は、そのまま適用されます。

【事業統合前水道料金表】

(1) 吉田地域

種別	一般用									特別用
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	125mm	
基本料金	400円	700円	1,100円	1,600円	2,700円	4,200円	9,300円	15,500円	23,500円	一般用に同じ
水量料金	1m ³ ～5m ³		1m ³ 当たり		70円		1m ³ につき220円			
	6m ³ ～10m ³		1m ³ 当たり		90円					
	11m ³ ～20m ³		1m ³ 当たり		100円					
	21m ³ ～30m ³		1m ³ 当たり		110円					
	31m ³ ～40m ³		1m ³ 当たり		120円					
	41m ³ ～50m ³		1m ³ 当たり		130円					
	51m ³ ～100m ³		1m ³ 当たり		150円					
	101m ³ ～		1m ³ 当たり		170円					

- ・一般用とは一般家庭、学校、官公署、その他特別用以外で使用するもの。
- ・特別用とは仮事務所又は工事用水等臨時的に使用するもの。

注1 水道料金＝(基本料金＋水量料金)×1.05 [10円未満切り捨て]

(2) 桜島地域

口径別	13mm	20mm	25mm	30mm以上
基本料金	336円	897円	1,223円	1,550円
従量料金	1m ³ ～10m ³ 1m ³ につき 91円	1m ³ ～50m ³ 1m ³ につき 112円	1m ³ ～50m ³ 1m ³ につき 120円	1m ³ ～100m ³ 1m ³ につき 128円
	11m ³ ～50m ³ 1m ³ につき 99円	51m ³ ～ 1m ³ につき 120円	51m ³ ～ 1m ³ につき 128円	101m ³ ～ 1m ³ につき 140円
	51m ³ ～ 1m ³ につき 106円			
	上記に該当しないものの料金は1m ³ 当たり360円			

注1 水道料金＝基本料金＋従量料金 [10円未満切り捨て]

(3) 喜入地域

水 道 使 用 料										
給水種別	一般用			営業用			船舶用		臨時用	
基本料金	250円			320円			—		1,100円	
従量料金	1m ³ につき 75円			1m ³ につき 105円			1m ³ につき 140円		1m ³ につき 105円	
計 量 器 使 用 料										
口 径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	150mmを 超えるもの
使用料金 (1個1か月につき)	100円	200円	250円	300円	400円	1,500円	2,000円	2,500円	4,000円	随時町長 が定める

注1 水道料金=(基本料金+従量料金+計量器使用料)×1.05 [10円未満四捨五入]

(4) 松元地域

基本料金	5m ³ まで	700円
超過料金	6m ³ 以上10m ³ まで	1m ³ につき 110円
	11m ³ 以上30m ³ まで	1m ³ につき 130円
	31m ³ 以上	1m ³ につき 200円

注1 水道料金=(基本料金+超過料金)×1.05 [10円未満切り捨て]

(5) 郡山地域

基本料金	1戸当たり	700円
水量料金	5m ³ まで	1m ³ 当たり 60円
	5m ³ を超え10m ³ まで	1m ³ 当たり 90円
	10m ³ を超え20m ³ まで	1m ³ 当たり 100円
	20m ³ を超え30m ³ まで	1m ³ 当たり 110円
	30m ³ を超え40m ³ まで	1m ³ 当たり 120円
	40m ³ を超え50m ³ まで	1m ³ 当たり 130円
	50m ³ を超える分	1m ³ 当たり 160円

注1 水道料金=(基本料金+水量料金)×1.05 [10円未満切り捨て]

3. 給水負担金の変遷

口径 改定年月日	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm
昭和 47. 10. 1	10,000円	20,000円	30,000円	—	100,000円
昭和 50. 12. 1 (改定率 155.43%)	25,000円	60,000円	95,000円	—	270,000円
昭和 53. 10. 1 (改定率 87.92%)	47,000円	110,000円	170,000円	—	520,000円
昭和 56. 4. 1 (改定率 34.45%)	62,000円 (93,000円)	140,000円 (210,000円)	230,000円 (345,000円)	—	680,000円 (1,020,000円)
昭和 59. 9. 1 (改定率 11.56%)	70,000円 (105,000円)	160,000円 (240,000円)	250,000円 (375,000円)	390,000円 (585,000円)	760,000円 (1,140,000円)
平成 7. 1. 1	消費税 3 % を転嫁				
平成 9. 4. 1	消費税 5 % を転嫁				
平成 26. 4. 1	消費税 8 % を転嫁				
令和 元. 10. 1	消費税 10 % を転嫁				

現行給水負担金に係る注記

注1 給水装置を新設した場合の給水負担金は、上表の口径の区分に応じて定めた額に、100分の110

注2 給水装置を改造した場合の給水負担金は、当該改造の工事により設置されるメーターについて出した額を差し引いた額である。

50mm	75mm	100mm	150mm以上	備 考
200,000円	500,000円	1,000,000円	管理者が別に定める額	
530,000円	1,300,000円	2,500,000円	管理者が別に定める額	
1,000,000円	2,500,000円	4,800,000円	管理者が別に定める額	
1,300,000円 (1,950,000円)	3,300,000円 (4,950,000円)	6,400,000円 (9,600,000円)	管理者が別に定める額	()内は受水槽の設置を伴う場合の金額である。
1,400,000円 (2,100,000円)	3,600,000円 (5,400,000円)	7,100,000円 (10,650,000円)	管理者が別に定める額	()内は受水槽の設置を伴う場合の金額である。

を乗じて得た額である。

上記の方法で算出した額から当該改造の工事前に設置されていたメーターについて上記の方法等で算

第3編 公共下水道事業

第1章 総説

1. 沿革

本市の下水道事業計画は、大正2年の市議会において上水道施設計画とともに論議されたのが始まりで、早くからその必要性は上水道と同等に認められながらも、財政的理由により水道建設が先に行われ、下水道についてはその後しばしば調査計画されながらその実現をみななかった。

第二次世界大戦下の空襲により、市街地の9割が焼土と化した本市は、徹底的な区画整理を断行する機会を得たものの、下水道に関しては雨水排除が主眼とされて、一般家庭、工場等から排出される汚水排除を含む下水道の具体的計画が策定されるまでには至らなかった。

第1次計画（昭和27～37年度）は、昭和25年に下水道建設の緊要性が論議され、ようやく建設計画が具体化したため、昭和26年度予算に調査費を計上し、昭和27年5月7日下水道築造の認可を受け、同年9月17日工事に着手した。まず、繁華街の山之口町を中心とする中央地区、城南地区など甲突川以北の汚水管布設を行うとともに、甲突川天保山橋下流左岸に高級処理（活性汚泥法）による終末処理場（沖ノ村汚水処理場、のちに錦江処理場に改称）の建設に着手し、昭和30年11月29日に同処理場は通水式が挙行され処理を開始した。

本市は、終末処理場をもつ公共下水道としては、全国で戦後最も早く工事に着手がなされ、戦前戦後を通じて全国7番目の公共下水道のある都市となった。

下水の排除方法は、雨水と汚水を分割して排除する分流式を採用した。これは合流式の下水道が巨額の建設費を必要とすること、及び本市の土質がシラス土壌で水の洗掘に対して非常に弱いため、多雨気候の本市の場合は、降雨により側溝水路等へ流入する土砂類の量も多く、これが合流式による地下埋設管に流入するとその排除に要する費用も膨大なものになることなどから、本市の場合は、合流式よりも分流式の方が経済的効用面において勝っていると判断したためである。また、本市の市街地は、海岸線に沿った比較的細長い平坦部に形成されており、地表の勾配は山麓から海岸に向かって緩傾斜を成しているため、雨水の排除については道路や側溝、水路等の排水施設を整備することによって浸水の防止を図ることができる。更に昭和21年に着手した戦災復興土地区画整理事業の進捗に伴い、道路、側溝、水路等は整備され、従来豪雨のたびごとに受けていた浸水被害は次第に減少した。これに反して、市街地中心部への人口集中により汚水、特にし尿の処理が困難になってきたため、下水道事業に対する市民の関心は、し尿処理にその焦点が移ってきていたのである。

次に、第2次計画（昭和27～44年度）は、昭和35年10月5日処理区域を拡大するために変更計画の認可を得て、汚水管布設を中央・城南地区から北は上町方面へ、南は甲突川を横断して荒田・中洲地区へと進める一方、錦江処理場の整備拡充を行った。

第3次計画（昭和27～46年度）は、国の第2次下水道整備5箇年計画に基づき、昭和43年4月19日計画変更を行い、第2次計画に引き続き鴨池・城西地区へ汚水管布設を進めた。

第4次計画（昭和27～46年度）は、市街地周辺部に造成された大規模住宅団地（城山、緑ヶ丘、伊敷、原良等）の下水道を緊急に整備するため、昭和45年2月16日に事業計画を変更し、これらと新市街地の下水道とを接続した。また、鹿児島臨海工業地帯2号用地に立地する工場等の排水を処理するため、特定公共下水道として昭和46年11月25日から建設が進められていた2号用地処理場が翌年完成し、昭和47年8月1日に処理を開始した。その後、下水道法の一部改正により、昭和47年9月19日第4次計画の一部変更（昭和27～50年度）で公共下水道としての認可を得た。

第5次計画（昭和27～55年度）は、新都市計画法の施行（昭和44年6月14日）に伴い、昭和47年12月7日変更認可を得て、昭和48年1月5日脇田川河口左岸の南部処理場脇田分場の建設に着手し、翌年3月1日に処理を開始した。また、昭和50年7月31日には日本下水道事業団に委託して鹿児島臨海工業地帯2号用地に南部処理場の建設に着手し、昭和54年7月2日、これより先に着工していた甲突川天保山橋左岸と同処理場を結ぶ南部幹線（一部仮設配管）を使用して処理を開始した。同時に慈眼寺団地の区域を処理区域に編入し、昭和48年1月8日同団地の処理場等の移管を受けた。（公共下水道接続に伴い昭和61年8月1日に廃止）その後、昭和55年11月12日に一部変更認可（昭和27～60年度）を得て、谷山第一地区土地区画整理事業区域と星ヶ峯ニュータウンを認可区域に編入した。

第6次計画（昭和27～62年度）は、昭和54年度の基本計画の見直しに伴い、処理区域の拡大を図り、特に千年団地、桜ヶ丘団地、武岡ハイランド等開発行為による大型団地を区域に編入し、昭和58年7月1日に変更認可を得て、下水道の整備を行った。

第7次計画（昭和27～平成2年度）は、昭和61年6月19日に変更認可を得て、谷山市街地を主とする市南部地域と、吉野町、坂元町、田上町、中山町等の市街地周辺地域の整備を進めた。また、1号用地を処理区域に編入するとともに、鹿児島開発事業団から昭和63年10月1日に1号用地処理場の移管を受け、谷山処理場の沈砂池、ポンプ設備の完成と同時に谷山処理区の一部の汚水を1号用地処理場へ圧送し、処理を行った。また、錦江処理場の汚泥を南部処理場で処理するため、昭和61年度から圧送施設の工事をを行い、昭和63年4月1日に運用を開始した。

第8次計画（昭和27～平成7年度）は、平成3年3月18日に認可を得て、宇宿中間地区土地区画整理事業区域及び坂元地区や実方地区を認可区域に編入し、面的整備を行った。また、大峯団地、伊敷ニュータウン、西郷団地、花野団地、皇徳寺ニュータウン等開発行為による大型団地を認可区域に編入した。

第9次計画（昭和27～平成12年度）は、平成7年1月19日に認可を得て、坂之上地区及び吉野地区土地区画整理事業区域を認可区域に編入するとともに、鹿児島港本港区埋立地区や星ヶ峯ニュータウンの一部等開発行為による団地の区域を編入し、さらに平成10年8月28日に一部変更認可（昭和27～平成16年度）を得て、土地区画整理事業の谷山第二地区及びその周辺地区、臨海部埋立1号用地A区地先等を編入した。また、坂之上地区等の処理区域の拡大に伴って、汚水量が増加してきたため、平成8年度から谷山処理場の建設に着手し、平成12年5月1日に処理を開始した。

第10次計画（昭和27～平成23年度）は、平成17年1月31日に認可を得て、星ヶ峯南地区、南皇徳寺台地区、明ヶ窪地区、武岡台地区、鴨池台ビュータウン等開発行為による団地の区域を認可区域に編入し、また、平成20年12月11日に一部変更認可（昭和27～平成23年度）を得て、下水道総合浸水対策緊急事業に伴う雨水ポンプ場及び管渠を事業計画に位置付け、整備を行った。なお、処理場の統廃合を進めるために、平成18年度から着手した、谷山処理場の4池目、5池目の増設及び谷山幹線の整備が完了したことから、平成22年3月31日に錦江処理場の甲系と2号用地処理場を廃止した。また、谷山処理場の汚泥を南部処理場で処理するため、平成19年度から圧送施設の工事をを行い、平成22年2月10日に運用を開始した。

第11次計画（昭和27～平成29年度）は、平成22年10月1日に認可を得て、吉野地区、清和地区、光山地区及びマリポートかごしま1期1工区等の区域を認可区域に編入した。また、処理場の統廃合を進めるため、平成22年度から着手した、谷山処理場の6池目、7池目の増設及び谷山幹線、1号用地幹線の整備が完了し、平成28年3月22日に運用を開始したことから、平成28年3月31日に南部処理場脇田分場と1号用地処理場を廃止した。さらに、平成26年10月31日に一部変更計画（昭和27～平成29年度）の県知事の同意を得て、谷山第三地区土地区画整理事業区域等を事業計画区域に編入した。

第12次計画（昭和27～令和6年度）は、平成29年12月7日に県知事の同意を得て、マリポート（2工区）等の区域を事業計画区域に編入した。その後、令和元年12月25日に一部変更計画（昭和27～令和6年度）の県知事の同意を得て、吉野第二地区土地区画整理事業区域等を事業計画区域に編入した。また、処理場の統廃合を進めるため、平成28年度から着手した谷山幹線の整備が完了し、令和2年12月23日に運用を開始したことから、令和4年2月28日に錦江処理場を廃止した。これまで段階的に進めてきた処理場の統廃合は、錦江処理場の廃止により、6処理場から南部処理場及び谷山処理場の2処理場体制となった。

下水汚泥の処分は、資源として再利用するため全量堆肥化を目指し、昭和54年12月31日から鹿児島臨海工業地帯1号用地に下水汚泥堆肥化場の建設を行い、昭和56年4月24日に運転を開始し、堆肥化製品は緑農地還元を行っている。

公共下水道の事業運営形態は、汚水に関しては、水道局において建設当初（昭和27年度）から地方公営企業法を適用しており、当初は水道事業特別会計の中に包含していたが、昭和42年度からは独立した公共下水道事業特別会計の下で運営されている。また、雨水に関しては、令和2年度から市長事務部局（一般会計）より移管され、地方公営企業法を適用している。

令和3年度末の整備状況（汚水）は、処理区域面積7,105ha、処理区域内人口469,000人で、事業計画区域面積7,467haに対して95.2%、行政区域内人口589,963人に対して79.5%の普及率となっている。

整備計画推移

区分 計画	認可年月 (協議年月)	着手年月	完成(予定) 年 月	計画排水 及び 処理面積 (ha)	計画排水 及び 処理人口 (人)	排除方式	計 画 処 理 水 量			
							1日最大 (m ³)	1日平均 (m ³)	1人1日最大 (ℓ)	1人1日平均 (ℓ)
第1次 計画	昭和 27年5月	昭和 27年9月	昭和 38年3月	300	70,000	分流式	18,900	12,600	270	180
第2次 計画 (変更)	昭和 35年10月	—	昭和 45年3月	650	140,000	〃	37,800	25,200	270	180
第3次 計画 (変更)	昭和 43年4月	—	昭和 47年3月	850	160,000	〃	56,000	38,400	350	240
第4次 計画 (変更)	昭和 45年2月	—	昭和 47年3月	1,210	200,000	〃	70,000	48,000	350	240
第4次 計画 (一部変更)	昭和 47年9月	—	昭和 51年3月	1,468.2	200,000	〃	81,000	56,400	350	240
第5次 計画 (変更)	昭和 47年12月	—	昭和 56年3月	3,278.2	380,000	〃	200,400	140,960	500	350
第5次 計画 (一部変更)	昭和 55年11月	—	昭和 61年3月	3,529	405,000	〃	212,900	149,710	500	350
第6次 計画 (変更)	昭和 58年7月	—	昭和 63年3月	4,450	400,000	〃	222,000	185,800	555	465
第7次 計画 (変更)	昭和 61年6月	—	平成 3年3月	5,670	455,000	〃	268,900	226,460	555	465
第8次 計画 (変更)	平成 3年3月	—	平成 8年3月	6,430	470,000	〃	277,100	233,050	555	464
第9次 計画 (変更)	平成 7年1月	—	平成 13年3月	6,920	505,000	〃	283,700	238,550	555	464
第9次 計画 (一部変更)	平成 10年8月	—	平成 17年3月	7,013	518,000	〃	290,100	243,970	529	442
第10次 計画 (変更)	平成 17年1月	—	平成 24年3月	7,098	496,000	〃	256,300	210,900	517	425
第11次 計画 (変更)	平成 22年10月	—	平成 30年3月	7,345	496,000	〃	256,300	210,910	517	425
第11次 計画 (一部変更)	平成 26年10月	—	平成 30年3月	7,387	499,000	〃	257,800	212,200	517	425
第12次 計画 (変更)	平成 29年12月	—	令和 7年3月	7,399	468,000	〃	212,200	174,600	453	373
第12次 計画 (一部変更)	令和 元年12月	—	令和 7年3月	7,467	472,000	〃	214,200	176,300	454	374

2. 事業計画

[鹿児島市公共下水道事業 第12次変更計画(一部変更)]

区 分		第 1 2 次 変 更 計 画(一部変更)			
目 標 年 度		令和6年度			
排 除 方 法		分 流 式			
計 画 区 域 面 積		7,467 ha			
汚 水	計 画 処 理 区 域 内 人 口	472,000 人			
	計 画 1 人 1 日 最 大 汚 水 量	454 ℓ			
	計 画 1 日 最 大 汚 水 量	214,200 m ³ /日			
	処 理 方 法	高 級 処 理			
	処 理 場	南 部 処 理 場 谷 山 処 理 場			
水	ポ ン プ 場	上 町 中 継 ポ ン プ 場 大 明 ヶ 丘 中 継 ポ ン プ 場 野 呂 迫 中 継 ポ ン プ 場 吉 野 中 継 ポ ン プ 場			
雨 水	ポ ン プ 場	鴨 池 第 1 雨 水 ポ ン プ 場 鴨 池 第 2 雨 水 ポ ン プ 場 真 砂 雨 水 ポ ン プ 場 甲 突 第 1 雨 水 ポ ン プ 場 錦 江 雨 水 ポ ン プ 場 東 清 見 第 2 雨 水 ポ ン プ 場 東 清 見 第 3 雨 水 ポ ン プ 場 東 塩 屋 第 2 雨 水 ポ ン プ 場 東 塩 屋 第 3 雨 水 ポ ン プ 場 東 塩 屋 第 4 雨 水 ポ ン プ 場 西 塩 屋 第 2 雨 水 ポ ン プ 場 甲 突 雨 水 ポ ン プ 場 東 清 見 第 1 雨 水 ポ ン プ 場 東 塩 屋 第 1 雨 水 ポ ン プ 場 西 塩 屋 第 1 雨 水 ポ ン プ 場 桜 川 第 1 雨 水 ポ ン プ 場 桜 川 第 2 雨 水 ポ ン プ 場 下 荒 田 雨 水 ポ ン プ 場			
事 業 費 (平成30～令和6年度)		汚 水	雨 水	計	
		125.9億円	118.3億円	244.2億円	
		国庫補助	45.1億円	40.0億円	85.1億円
		起 債	71.8億円	75.6億円	147.4億円
	市 費	9.0億円	2.7億円	11.7億円	

3. 令和3年度事業概要

(総括)

公共下水道事業においては、市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全のため、適正かつ合理的な運営と健全な経営を図るとともに、下水道施設の建設改良を行い、処理区域の拡大と水洗化の促進に努めた。

(業務量)

本年度末の処理件数は 25 万 8,939 件で、前年度末に比べて 2,006 件 (0.78%) の増、処理人口は 46 万 1,400 人で 1,900 人 (0.41%) の減、年間総有収水量は 5,391 万 7,001 m³で、前年度に比べて 45 万 2,673 m³ (0.83%) の減となった。

なお、有収率は 89.15%となった。

また、行政区域内人口に対する下水道の整備率は 79.50 %で、前年度末に比べて 0.03 ポイントの減となり、処理区域内の水洗化率は 98.38 %となった。

(建設改良事業)

本年度は、下水道建設事業においては 18 億 494 万 7,574 円を投じて、汚水管路施設として吉野地区並びに土地区画整理事業区域などに汚水管を延長 7,308.00m布設するとともに、南部処理場の機械設備の更新などを行った。

下水道改良事業においては、10 億 8,687 万 5,827 円を投じて、汚水管を延長 7,036.07m改良するとともに、南部処理場の機械設備の改良などを行った。

雨水整備事業においては、6 億 5,273 万 5,194 円を投じて、雨水管きょ延長 549.10mの改良などを行った。

(経営状況)

決算の結果、総収益は 98 億 1,178 万 8,093 円、総費用は 92 億 8,961 万 8,876 円となり、5 億 2,216 万 9,217 円の純利益が生じた。この純利益が当年度末処分利益剰余金となった。

総収益は、雨水処理負担金や長期前受金戻入が減少したことなどから、前年度に比べて 4 億 1,366 万 1,238 円 (4.05%) の減となった。

総費用は、管きょ費は増加したものの、処理費や減価償却費が減少したことなどから、前年度に比べて 4 億 3,538 万 1,895 円 (4.48%) の減となった。

第2章 排水

1. 事業の推移

項目			年度				
			平成24	25	26	27	
行政区域内	面積	ha	54,721	54,721	54,757	54,755	
	世帯数	世帯	269,029	271,017	272,681	274,655	
	人口(A)	人	605,883	605,695	604,697	603,779	
処理区域内	面積	ha	6,900	6,927	6,959	6,976	
	世帯数	世帯	219,300	221,500	223,300	225,200	
	人口(B)	人	476,800	477,800	477,900	477,900	
処理 (水洗化)	世帯数	世帯	214,800	217,000	219,000	221,000	
	人口(C)	人	466,500	467,600	468,300	468,700	
処理件数		件	240,305	242,743	244,536	246,329	
普及率	対行政区域	整備率(B/A)	%	78.7	78.9	79.0	79.2
		水洗化率(C/A)	%	77.0	77.2	77.4	77.6
	対処理区域	水洗化率(C/B)	%	97.8	97.9	98.0	98.1
年間総処理水量		m ³	63,646,876	61,644,670	62,401,971	64,062,467	
1日最大 処理水量	月日	—	6月27日	9月4日	6月27日	6月25日	
	水量	m ³	241,676	210,016	220,489	257,885	
1日最大 処理水量 (晴天時)	月日	—	6月22日	9月5日	8月6日	7月7日	
	水量	m ³	206,529	187,234	200,018	233,386	
1日最小 処理水量	月日	—	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	
	水量	m ³	139,005	144,753	144,143	144,369	
1日平均処理水量		m ³	174,375	168,890	170,964	175,034	
1人1日最大処理水量		ℓ	519	449	471	550	
1人1日最小処理水量		ℓ	298	310	308	308	
1人1日平均処理水量		ℓ	374	361	365	373	
年間総有収水量		m ³	57,362,514	57,001,003	55,911,302	55,907,563	
有収率		%	90.1	92.5	89.6	87.3	
処理能力		m ³ /日	228,200	228,200	228,200	221,800	
汚水管延長		m	2,095,722	2,112,802	2,126,621	2,136,549	
雨水管延長		m	255,646	257,016	258,394	260,711	

注1 処理件数は、下水道条例第20条の2を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯ごとに

注2 1日平均処理水量＝年間総処理水量÷年間総日数

注3 1人1日最大処理水量＝1日最大処理水量÷1日最大処理水量の属する月の処理人口

注4 1人1日最小処理水量＝1日最小処理水量÷1日最小処理水量の属する月の処理人口

注5 1人1日平均処理水量＝1日平均処理水量÷(年間延べ処理人口÷12月)

※注3～注5の数値については、「2. 処理人口・処理水量」を参照

28	29	30	令和元	2	3	4 (当初予算)
54,755	54,758	54,758	54,758	54,761	54,761	54,761
272,002	273,542	275,287	276,840	279,079	281,718	—
597,375	596,319	594,943	593,474	592,995	589,963	589,400
6,992	7,032	7,049	7,061	7,087	7,105	7,117
223,200	225,000	226,700	228,200	230,500	233,300	—
472,000	472,600	471,800	471,100	471,600	469,000	470,300
219,100	221,100	223,100	224,600	226,700	229,800	—
462,900	463,700	463,600	463,000	463,300	461,400	462,000
248,679	250,559	252,583	254,819	256,933	258,939	260,400
79.0	79.3	79.3	79.4	79.5	79.5	79.8
77.5	77.8	77.9	78.0	78.1	78.2	78.4
98.1	98.1	98.3	98.3	98.2	98.4	98.2
63,394,262	61,153,499	60,276,180	60,128,354	61,293,763	60,479,876	59,543,000
7月10日	9月22日	7月7日	7月3日	7月6日	8月17日	—
230,875	208,211	215,255	271,548	261,016	261,254	—
7月5日	4月19日	7月10日	7月6日	7月29日	8月23日	—
191,930	181,563	189,664	200,756	190,098	195,292	185,300
1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	5月3日	1月1日	—
143,857	140,780	139,836	139,171	136,880	140,994	—
173,683	167,544	165,140	164,285	167,928	165,698	163,100
492	450	464	585	563	564	—
310	304	301	301	295	305	—
372	362	356	354	362	358	—
55,855,189	55,616,359	55,018,761	54,358,376	54,369,674	53,917,001	53,523,000
88.1	90.9	91.3	90.4	88.7	89.1	89.9
221,800	221,800	221,800	221,800	221,800	202,800	202,800
2,148,450	2,160,282	2,172,529	2,178,060	2,193,105	2,202,400	—
261,674	262,664	264,043	264,844	264,876	265,064	—

排水設備が設置されているとみなして換算した数値である。

2. 处理人口・处理水量

項目		月		4	5	6	7	8
		単位						
行政区域内	世帯数	世帯		280,213	280,310	280,328	280,391	280,313
	人口	人		593,428	593,328	593,195	593,239	593,152
処理区域内	世帯数	世帯		231,500	231,500	231,500	231,500	231,400
	人口	人		472,000	471,900	471,700	471,600	471,500
処理 (水洗化)	世帯数	世帯		227,800	227,800	227,800	227,900	227,800
	人口	人		463,800	463,600	463,400	463,400	463,300
処 理 件 数			件	257,344	258,134	258,755	258,822	258,827
処 理 水 量			m ³	4,777,298	5,172,917	5,231,872	5,218,143	5,773,252
1 日 最 大 処 理 水 量	月 日	—		4月15日	5月21日	6月4日	7月1日	8月17日
	水 量	m ³		163,679	196,392	210,896	176,417	261,254
1 日 最 大 処 理 水 量 (晴天時)	月 日	—		4月15日	5月29日	6月30日	7月7日	8月23日
	水 量	m ³		163,679	171,272	177,256	171,920	195,292
1 日 最 小 処 理 水 量	月 日	—		4月4日	5月3日	6月27日	7月23日	8月1日
	水 量	m ³		149,926	151,949	158,516	160,290	158,439
1 日 平 均 処 理 水 量			m ³	159,243	166,868	174,396	168,327	186,234
1 人 1 日 最 大 処 理 水 量			ℓ	353	424	455	381	564
1 人 1 日 最 小 処 理 水 量			ℓ	323	328	342	346	342
1 人 1 日 平 均 処 理 水 量			ℓ	343	360	376	363	402
有 収 水 量			m ³	4,242,620	4,621,160	4,348,461	4,620,553	4,373,685

9	10	11	12	1	2	3	計
280,232	280,342	280,243	280,193	279,969	281,093	281,718	—
592,986	593,075	592,963	592,902	592,484	591,017	589,963	—
231,400	231,400	231,300	231,300	231,100	232,400	233,300	—
471,300	471,300	471,100	471,000	470,700	469,100	469,000	—
227,700	227,800	227,700	227,700	227,500	228,900	229,800	—
463,200	463,100	463,000	462,900	462,600	461,300	461,400	—
259,001	259,093	258,952	258,937	258,832	258,832	258,939	—
5,029,076	5,082,261	4,900,126	5,095,216	4,916,955	4,384,941	4,897,819	60,479,876
9月14日	10月22日	11月11日	12月17日	1月7日	2月9日	3月26日	8月17日
185,822	170,849	171,342	173,171	167,415	163,878	168,441	261,254
9月24日	10月19日	11月17日	12月28日	1月7日	2月17日	3月8日	8月23日
171,037	168,892	166,811	171,508	167,415	161,347	165,495	195,292
9月25日	10月17日	11月21日	12月26日	1月1日	2月6日	3月20日	1月1日
159,065	154,772	154,855	157,298	140,994	146,462	146,490	140,994
167,636	163,944	163,338	164,362	158,611	156,605	157,994	165,698
401	369	370	374	362	355	365	564
343	334	334	340	305	317	317	305
362	354	353	355	343	339	342	358
4,631,786	4,323,343	4,658,104	4,408,366	4,772,377	4,473,040	4,443,506	53,917,001

3. 処理場別処理水量

施設名 \ 月	4	5	6	7	8	9
錦江処理場	0	0	0	0	0	0
南部処理場	3,465,930	3,762,710	3,786,890	3,779,520	4,201,640	3,633,460
谷山処理場	1,311,368	1,410,207	1,444,982	1,438,623	1,571,612	1,395,616
計	4,777,298	5,172,917	5,231,872	5,218,143	5,773,252	5,029,076

4. 水質濃度別有収水量(水質料金適用分)

年度 \ 項目	水質濃度区画 (BOD+SS)					
	300を超え 400まで	400を超え 500まで	500を超え 600まで	600を超え 700まで	700を超え 800まで	
令和3	件数(件)	0	0	0	0	0
	水量(m ³)	0	0	0	0	0
	料金(円)	0	0	0	0	0

注1 平成18年度以降は水質料金対象事業所なし。

注2 料金は消費税込額である。

(単位：m³)

10	11	12	1	2	3	合 計
0	0	0	0	0	0	0
3,677,300	3,563,950	3,695,200	3,553,350	3,168,860	3,555,690	43,844,500
1,404,961	1,336,176	1,400,016	1,363,605	1,216,081	1,342,129	16,635,376
5,082,261	4,900,126	5,095,216	4,916,955	4,384,941	4,897,819	60,479,876

800を超え 900まで	900を超え 1,000まで	1,000を超え 1,100まで	1,100を超え るもの	合 計
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0

5. 用途別件数及び有収水量

用途			年度			30		
			平成29			30		
大分類	中分類	小分類	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位
生活用水	一般家庭用	家事用	1,047,007	30,483,332	14.56	1,057,580	30,487,939	14.41
		共同住宅用	325,546	7,258,399	11.15	326,911	7,192,919	11.00
		小計	1,372,553	37,741,731	13.75	1,384,491	37,680,858	13.61
	家事兼営業用	家事兼営業用	16,716	627,560	18.77	16,623	612,180	18.41
	複合ビル用	複合ビル用	9,363	314,299	16.78	9,356	310,902	16.62
	公衆浴場用	公衆浴場用	236	2,347,125	4,972.72	228	2,208,171	4,842.48
	計			1,398,868	41,030,715	14.67	1,410,698	40,812,111
都市生活動用水	官公署・学校用	官公署用	2,401	775,458	161.49	2,418	739,651	152.95
		学校用	2,310	900,584	194.93	2,341	885,662	189.16
		公共用	3,286	300,711	45.76	3,304	297,004	44.95
		水道施設用	66	895	6.78	66	1,009	7.64
		小計	8,063	1,977,648	122.64	8,129	1,923,326	118.30
	事務所用	事務所用	23,841	832,800	17.47	23,918	815,905	17.06
	病院用	病院用	4,827	2,351,263	243.55	4,817	2,277,427	236.39
	営業用	娯楽用	599	217,675	181.70	577	212,354	184.02
		旅館用	919	1,421,156	773.21	908	1,420,375	782.14
		飲食店用	14,114	1,378,298	48.83	13,922	1,350,973	48.52
		その他	47,978	4,521,749	47.12	48,369	4,594,815	47.50
		小計	63,610	7,538,878	59.26	63,776	7,578,517	59.42
	工場用	工場用	2,909	1,885,055	324.00	2,848	1,611,475	282.91
	計			103,250	14,585,644	70.63	103,488	14,206,650
合計			1,502,118	55,616,359	18.51	1,514,186	55,018,761	18.17

注1 件数は、下水道条例第20条の2を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯ごとに排水設備が

注2 原単位欄の数値は、有収水量を件数の2倍で除している。

注3 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

(単位：件、m³)

令和元			2			3			構成比(%) (3年度)	
件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量
1,066,776	30,432,411	14.26	1,075,788	31,624,336	14.70	1,088,519	31,385,151	14.42	70.11	58.21
328,828	7,208,120	10.96	332,498	7,490,647	11.26	333,723	7,327,292	10.98	21.49	13.59
1,395,604	37,640,531	13.49	1,408,286	39,114,983	13.89	1,422,242	38,712,443	13.61	91.60	71.80
16,434	599,482	18.24	16,297	586,386	17.99	16,211	563,253	17.37	1.04	1.04
9,370	309,086	16.49	9,555	281,215	14.72	9,421	270,866	14.38	0.61	0.50
213	1,973,318	4,632.20	216	1,932,617	4,473.65	210	1,904,804	4,535.25	0.01	3.53
1,421,621	40,522,417	14.25	1,434,354	41,915,201	14.61	1,448,084	41,451,366	14.31	93.26	76.88
2,347	716,808	152.71	2,185	701,620	160.55	2,104	700,511	166.47	0.14	1.30
2,720	862,733	158.59	2,761	806,332	146.02	2,547	808,106	158.64	0.16	1.50
3,287	280,144	42.61	3,290	269,253	40.92	3,289	261,341	39.73	0.21	0.48
66	1,757	13.31	66	834	6.32	66	756	5.73	0.00	0.00
8,420	1,861,442	110.54	8,302	1,778,039	107.08	8,006	1,770,714	110.59	0.52	3.28
24,071	795,077	16.52	24,193	752,526	15.55	24,280	727,401	14.98	1.56	1.35
4,850	2,267,171	233.73	4,845	2,189,692	225.97	4,863	2,187,419	224.90	0.31	4.06
564	206,201	182.80	541	160,892	148.70	538	145,408	135.14	0.03	0.27
900	1,366,635	759.24	896	930,816	519.43	911	1,004,176	551.14	0.06	1.86
13,690	1,295,354	47.31	13,471	1,016,933	37.75	13,329	969,516	36.37	0.86	1.80
48,928	4,527,457	46.27	49,094	4,214,285	42.92	49,820	4,232,873	42.48	3.21	7.85
64,082	7,395,647	57.70	64,002	6,322,926	49.40	64,598	6,351,973	49.17	4.16	11.78
2,826	1,516,622	268.33	2,842	1,411,290	248.29	2,849	1,428,128	250.64	0.18	2.65
104,249	13,835,959	66.36	104,184	12,454,473	59.77	104,596	12,465,635	59.59	6.74	23.12
1,525,870	54,358,376	17.81	1,538,538	54,369,674	17.67	1,552,680	53,917,001	17.36	100.00	100.00

設置されているものとみなして換算した数値を示す。

6. 水量区画別件数及び有収水量

水量区画		年度	平成29	30	令和元	2	3
一 般 用	0m ³ ～10m ³	件数(件)	1,274,256	1,307,791	1,330,918	1,317,196	1,363,953
		水量(m ³)	7,172,033	7,321,106	7,401,353	7,362,471	7,566,168
		料金(円)	849,439,181	870,203,877	888,461,072	892,170,007	920,966,217
	11m ³ ～30m ³	件数(件)	1,561,211	1,557,462	1,560,826	1,581,010	1,574,231
		水量(m ³)	27,466,945	27,383,823	27,339,637	28,097,786	27,800,953
		料金(円)	2,466,551,195	2,458,961,415	2,469,958,293	2,571,320,870	2,543,406,951
	31m ³ ～50m ³	件数(件)	141,324	137,127	134,343	154,165	144,764
		水量(m ³)	5,070,743	4,925,568	4,820,369	5,536,983	5,193,003
		料金(円)	503,179,012	488,968,262	481,435,012	559,796,328	524,764,784
	51m ³ ～100m ³	件数(件)	21,188	20,860	20,561	20,211	19,318
		水量(m ³)	1,439,680	1,420,274	1,397,244	1,349,916	1,298,083
		料金(円)	171,802,869	169,558,199	167,780,557	163,464,554	157,400,035
	101m ³ ～200m ³	件数(件)	10,527	10,402	10,309	9,778	9,560
		水量(m ³)	1,470,257	1,460,393	1,446,599	1,374,035	1,342,895
		料金(円)	213,106,909	212,007,115	211,274,983	203,222,207	198,594,868
	201m ³ ～500m ³	件数(件)	7,534	7,474	7,091	6,586	6,257
		水量(m ³)	2,308,934	2,282,954	2,171,022	2,025,434	1,923,128
		料金(円)	404,757,613	399,960,792	382,868,953	361,872,872	343,556,696
501m ³ ～1000m ³	件数(件)	2,302	2,327	2,353	2,051	2,119	
	水量(m ³)	1,577,190	1,591,765	1,617,589	1,418,852	1,453,021	
	料金(円)	309,961,104	312,766,546	319,983,181	284,338,261	290,876,380	
1001m ³ 以上	件数(件)	2,236	2,195	2,121	1,824	1,923	
	水量(m ³)	6,763,452	6,424,707	6,191,245	5,271,580	5,434,946	
	料金(円)	1,507,467,025	1,429,963,536	1,386,239,021	1,194,379,686	1,230,172,657	
小計	件数(件)	3,020,578	3,045,638	3,068,522	3,092,821	3,122,125	
	水量(m ³)	53,269,234	52,810,590	52,385,058	52,437,057	52,012,197	
	料金(円)	6,426,264,908	6,342,389,742	6,308,001,072	6,230,564,785	6,209,738,588	
公衆浴場用	件数(件)	473	460	429	431	420	
	水量(m ³)	2,347,125	2,208,171	1,973,318	1,932,617	1,904,804	
	料金(円)	20,494,482	19,288,353	17,353,121	17,208,855	16,959,454	
計	件数(件)	3,021,051	3,046,098	3,068,951	3,093,252	3,122,545	
	水量(m ³)	55,616,359	55,018,761	54,358,376	54,369,674	53,917,001	
	料金(円)	6,446,759,390	6,361,678,095	6,325,354,193	6,247,773,640	6,226,698,042	

注 件数は「基本料金件数」、水量は「有収水量」、料金は「水量料金(税込)」を示す。

種別件数(件)	1種	2,934,615	2,960,129	2,982,907	3,007,259	3,036,428
	2種	86,436	85,969	86,044	85,993	86,117

水量料金(円)	6,446,759,390	6,361,678,095	6,325,354,193	6,247,773,640	6,226,698,042
水質料金(円)	0	0	0	0	0
計(下水道使用料)(円)	6,446,759,390	6,361,678,095	6,325,354,193	6,247,773,640	6,226,698,042

第3章 業 務

1. 下水道使用料調定状況

(単位：件、円)

項目 年度	納付制		口座振替制		合 計	
	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数	金額
平成29	221,892 18.4	1,487,695,166 23.1	987,182 81.6	4,959,064,224 76.9	1,209,074	6,446,759,390 (5,969,221,658)
30	227,181 18.6	1,473,380,333 23.2	993,841 81.4	4,888,297,762 76.8	1,221,022	6,361,678,095 (5,890,442,681)
令和元	231,967 18.9	1,448,977,578 22.9	998,383 81.1	4,876,376,615 77.1	1,230,350	6,325,354,193 (5,820,679,164)
2	235,182 19.0	1,422,264,354 22.8	1,002,759 81.0	4,825,509,286 77.2	1,237,941	6,247,773,640 (5,679,794,219)
3	240,319 19.2	1,386,906,067 22.3	1,010,948 80.8	4,839,791,975 77.7	1,251,267	6,226,698,042 (5,660,634,584)

注 ()内は、消費税抜額である。

2. 下水道使用料収納状況

(単位：件、円)

項目 年度	前年度末 未 収		当 年 度 調 定		当 年 度 収 納		不納欠損		当年度末 未 収	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成29	152,088	780,495,892	1,209,074	6,446,759,390	1,203,842	6,445,323,651	3,734	11,255,372	153,586 (105,502)	770,676,259 (596,853,744)
30	153,586	770,676,259	1,221,022	6,361,678,095	1,218,790	6,369,367,118	3,304	7,260,638	152,514 (106,420)	755,726,598 (585,395,297)
令和元	152,514	755,726,598	1,230,350	6,325,354,193	1,231,677	6,311,438,858	2,596	5,838,799	148,591 (107,431)	763,803,134 (603,538,544)
2	148,591	763,803,134	1,237,941	6,247,773,640	1,240,924	6,296,577,400	1,892	3,585,283	143,716 (107,851)	711,414,091 (571,030,881)
3	143,716	711,414,091	1,251,267	6,226,698,042	1,251,299	6,238,373,357	2,046	6,514,966	141,638 (108,840)	693,223,810 (570,524,832)

注1 当年度収納は、過年度分の収納を含む。

注2 ()は、翌年度4月納入期限の3月調定分(納期未到来) ※2月調定のうち毎月口座振替分(4月振替分)を含む。

【収納方法別内訳】

(単位：件、円)

項目 年度	金融機関窓口		口座振替		水道局窓口		コンビニ等		合 計	
	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数 構成比(%)	金額 構成比(%)	件数	金額
平成29	35,394 2.9	1,005,429,950 15.6	949,727 78.9	4,843,037,626 75.1	25,006 2.1	82,122,112 1.3	193,715 16.1	514,733,963 8.0	1,203,842	6,445,323,651
30	34,500 2.8	967,140,578 15.2	957,018 78.5	4,785,878,750 75.1	26,708 2.2	87,684,770 1.4	200,564 16.5	528,663,020 8.3	1,218,790	6,369,367,118
令和元	33,063 2.7	936,163,439 14.8	962,697 78.2	4,747,477,950 75.2	30,192 2.5	95,754,682 1.5	205,725 16.7	532,042,787 8.4	1,231,677	6,311,438,858
2	31,869 2.6	888,158,342 14.1	973,819 78.5	4,765,622,427 75.7	26,306 2.1	86,835,035 1.4	208,930 16.8	555,961,596 8.8	1,240,924	6,296,577,400
3	30,522 2.4	836,959,045 13.4	983,695 78.6	4,762,812,592 76.3	23,415 1.9	78,400,362 1.3	213,667 17.1	560,201,358 9.0	1,251,299	6,238,373,357

注 構成比は、端数の四捨五入のため個々の和が100と異なることがある。

3. 受益者負担金収入状況

(単位：件、円)

項目 年度	賦課件数	調定額	徴収額
平成29	341	13,759,921	13,354,900
30	606	23,791,727	23,384,471
令和元	431	17,876,565	17,570,678
2	165	10,247,067	9,977,095
3	390	14,500,965	14,253,703

4. 排水設備

(単位：件)

項目 年度	工 事 件 数 (完 成)					改 造	撤 去	合 計
	新 設				小 計			
	新 築	浄化槽改造	汲取改造					
平成29	1,595	292	19	1,906	2,311	198	4,415	
30	1,557	442	14	2,013	2,472	250	4,735	
令和元	1,386	169	11	1,566	2,538	184	4,288	
2	1,172	141	10	1,323	2,486	171	3,980	
3	1,158	255	19	1,432	2,218	214	3,864	

5. 水洗便所改造資金融資あっ旋・助成金制度

(1) 水洗便所改造資金 融資あっ旋制度

令和4年3月31日現在

融資あっ旋制度	設備	限度額	利率	内 容
	浄化槽便所	30万円※	無利子	処理開始の日から1年以内に公共下水道へ接続する場合
			1.50%	処理開始の日から1年を超え3年以内に公共下水道へ接続する場合
			2.00%	処理開始の日から3年を超えた日以後に公共下水道へ接続する場合
	くみ取り便所		無利子	処理開始の日から3年以内に公共下水道へ接続する場合
2.00%			処理開始の日から3年を超えた日以後に公共下水道へ接続する場合	

※ 2か所以上の便所がある場合には、便所1か所増える毎に15万円を加算した額以内（いずれも工事に要した費用の範囲で、1万円単位とします。）

(2) 水洗便所改造資金 助成金制度

令和4年3月31日現在

助成金制度	設備	助成金額	内 容
	浄化槽便所	浄化槽1基につき 1万7千円	処理開始の日から1年以内に公共下水道へ接続する場合
	くみ取り便所	便槽1槽につき 1万7千円	処理開始の日から3年以内に公共下水道へ接続する場合

注 融資あっ旋制度と助成金制度との併用はできない。

(3) 制度実績

融資あっ旋制度

(単位：戸、千円)

年度	項目 区分	融資の実行	
		戸数	金額
平成29	無利子	3	670
	1.50%	0	0
	1.95%	1	300
	計	4	970
30	無利子	6	1,440
	1.50%	0	0
	2.00%	0	0
	計	6	1,440
令和元	無利子	7	2,090
	1.50%	1	290
	2.00%	1	320
	計	9	2,700
2	無利子	1	300
	1.50%	0	0
	1.95%	0	0
	計	1	300
3	無利子	4	1,090
	1.50%	0	0
	2.00%	0	0
	計	4	1,090

助成金制度

(単位：戸、千円)

年度	項目 区分	助成金の交付	
		戸数	金額
平成29	浄化槽	129	2,193
	くみ取り	3	51
	計	132	2,244
30	浄化槽	209	3,553
	くみ取り	2	34
	計	211	3,587
令和元	浄化槽	84	1,428
	くみ取り	4	68
	計	88	1,496
2	浄化槽	41	697
	くみ取り	0	0
	計	41	697
3	浄化槽	126	2,142
	くみ取り	2	34
	計	128	2,176

6. 低宅地汚水ポンプ施設設置補助金制度

(1) 制度概要

令和4年3月31日現在

補助金制度	交付対象者	補助金の額	交付対象経費
	公共下水道の処理区域内にある低宅地の既存家屋に汚水ポンプ施設を設置しようとする者	〈補助の割合〉 交付対象経費の5分の4相当額 〈1件当たりの限度額〉 55万円	汚水ポンプ施設の設定工事

(2) 制度実績

(単位：件、千円)

年度	平成29	30	令和元	2	3
件数	0	1	0	0	0
補助金	0	550	0	0	0

7. 個人住宅雨水貯留施設等設置助成金制度

(1) 制度概要

令和4年3月31日現在

助成金制度	交付対象者	助成金の額	交付対象経費
	公共下水道事業計画区域内の個人住宅に雨水貯留施設及び雨水浸透施設を設置しようとする者	〈助成の割合〉 交付対象経費の3分の2相当額 〈1個当たりの限度額〉 貯留タイプ 3万8千円 浸透タイプ 2万2千円	雨水貯留施設及び雨水浸透施設の設置工事

(2) 制度実績

(単位：件、個、千円)

項目	年度	
	令和2	3
件数	316	0
個数	615	0
助成金	20,098	0

※令和3年度は休止事業

8. 電力使用状況

(1) 電力使用量

(単位：kWh)

施設名	年度				
	平成29	30	令和元	2	3
錦江処理場	2,615,520	2,666,880	2,780,745	2,524,574	520,319
南部処理場(2号用地処理場を含む)	18,642,416	18,472,068	18,827,096	18,750,526	18,381,193
1号用地処理場	790,188	779,628	773,494	781,059	783,409
谷山処理場	5,292,780	5,251,116	5,267,759	5,372,598	5,972,886
下水汚泥堆肥化場	1,904,034	1,880,118	1,777,068	1,691,093	1,873,121
大明ヶ丘中継ポンプ場	168,570	164,916	166,512	165,084	164,910
上町中継ポンプ場	289,218	293,376	294,056	282,018	238,089
野呂迫中継ポンプ場	—	—	—	1,429	10,222
吉野中継ポンプ場※	(26,403)	(20,598)	(14,635)	15,329	19,514
その他ポンプ所	101,191	92,950	87,110	79,140	76,594
計	29,803,917	29,601,052	29,973,840	29,662,850	28,040,257

※令和2年度より「吉野第一中継ポンプ所」から名称変更。令和元年度までは、その他ポンプ所を含む。

(2) 電力料

(単位：円)

施設名	年度				
	平成29	30	令和元	2	3
錦江処理場	42,504,946	45,768,450	46,495,931	36,882,480	9,754,345
南部処理場(2号用地処理場を含む)	272,021,676	291,185,301	307,827,948	253,395,500	240,840,570
1号用地処理場	13,821,664	14,476,043	14,727,643	12,524,310	12,099,219
谷山処理場	81,835,521	87,375,826	89,387,750	78,223,091	84,192,639
下水汚泥堆肥化場	28,327,074	30,168,714	28,754,015	25,676,511	28,155,791
大明ヶ丘中継ポンプ場	3,739,645	4,100,460	4,041,591	3,203,733	2,788,233
上町中継ポンプ場	4,730,407	5,195,471	5,271,042	4,557,954	3,897,650
野呂迫中継ポンプ場	—	—	—	311,367	483,612
吉野中継ポンプ場※	(635,668)	(564,000)	(459,231)	463,159	562,731
その他ポンプ所	3,672,676	3,660,984	3,613,731	3,254,320	3,300,078
計	450,653,609	481,931,249	500,119,651	418,492,425	386,074,868

※令和2年度より「吉野第一中継ポンプ所」から名称変更。令和元年度までは、その他ポンプ所を含む。

9. 薬品使用状況

(1) 薬品購入量

(単位：kg)

薬品名 / 施設名		年度				
		平成29	30	令和元	2	3
次亜塩素酸ナトリウム	錦江処理場	41,460	41,540	36,820	28,720	0
	南部処理場	355,600	367,880	443,070	367,260	358,660
	谷山処理場	113,410	108,600	113,320	129,850	163,100
	計	510,470	518,020	593,210	525,830	521,760
消石灰	南部処理場	1,315,100	1,433,490	1,327,670	1,422,830	1,396,620
塩化第二鉄	南部処理場	1,277,610	1,343,290	1,297,070	1,321,120	1,297,290
高分子凝集剤	南部処理場	90,300	95,490	81,225	85,290	84,450
	1号用地処理場	5,640	4,890	4,440	3,840	5,175
	計	95,940	100,380	85,665	89,130	89,625
消臭剤	南部処理場	22,170	22,190	22,150	24,720	24,700
ポリ硫酸第二鉄	谷山処理場	41,630	64,550	70,770	64,610	63,640
起泡助剤	南部処理場	2,412	3,006	2,682	3,132	3,402

(2) 薬品費

(単位：円)

薬品名 / 施設名		年度				
		平成29	30	令和元	2	3
次亜塩素酸ナトリウム	錦江処理場	2,283,613	2,288,020	2,046,813	1,611,192	0
	南部処理場	19,586,449	20,262,833	24,610,406	20,603,286	20,120,826
	谷山処理場	6,246,620	5,981,683	6,306,394	7,284,585	9,149,910
	計	28,116,682	28,532,536	32,963,613	29,499,063	29,270,736
消石灰	南部処理場	45,449,851	50,748,665	48,465,325	52,431,283	51,465,445
塩化第二鉄	南部処理場	60,987,985	64,123,286	62,481,018	64,232,850	63,074,235
高分子凝集剤	南部処理場	99,769,482	104,077,483	93,139,415	98,841,102	99,862,124
	1号用地処理場	1,882,180	1,770,303	1,714,863	1,553,145	2,243,752
	計	101,651,662	105,847,786	94,854,278	100,394,247	102,105,876
消臭剤	南部処理場	11,732,364	11,806,128	12,026,500	13,714,778	13,755,170
ポリ硫酸第二鉄	谷山処理場	1,007,819	2,081,777	2,777,463	2,629,627	2,590,148
起泡助剤	南部処理場	1,302,480	1,657,065	1,542,419	1,853,478	2,046,565
その他	水質分析用薬品外	2,920,470	2,367,804	1,977,340	1,478,481	1,838,859
合計		253,169,313	267,165,047	257,087,956	266,233,807	266,147,034

10. 下水污泥処分状況

(1) 脱水ケーキ量

(単位：t)

項目		年度					
		平成29	30	令和元	2	3	
南 処 理 場 部 系	脱水ケーキ量		39,112.23	40,186.87	40,241.54	39,205.31	38,629.52
	内 訳	堆肥化	39,112.23	40,186.87	40,241.54	39,205.31	38,629.52
		その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1 号 用 地 処 理 場 系	脱水ケーキ量		2,286.23	1,946.18	1,482.60	1,276.14	1,514.84
	内 訳	堆肥化	2,286.23	1,946.18	1,482.60	1,276.14	1,514.84
		その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	脱水ケーキ量		41,398.46	42,133.05	41,724.14	40,481.45	40,144.36
	内 訳	堆肥化	41,398.46	42,133.05	41,724.14	40,481.45	40,144.36
		その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(2) 有効利用量

(単位：t)

項目		年度					
		平成29	30	令和元	2	3	
サ ツ マ ソ イ ル (堆 肥 化 製 品)	有効利用量		10,675.109	10,043.263	10,386.136	7,921.512	8,001.199
	内 訳	販売量	10,636.905	10,010.425	10,361.930	7,896.570	7,979.755
		その他	38.204	32.838	24.206	24.942	21.444

11. 水質試験成績表(放流水)

項目	施設名 単位	錦江処理場	南部処理場	谷山処理場	下水道法 技術上の基準
カドミウム	mg/L	-	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下
シアン	mg/L	-	0.1 未満	0.1 未満	1 以下
有機燐	mg/L	-	0.1 未満	0.1 未満	1 以下
鉛	mg/L	-	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
六価クロム	mg/L	-	0.01 未満	0.01 未満	0.5 以下
砒素	mg/L	-	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
総水銀	mg/L	-	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下
アルキル水銀	mg/L	-	不検出 ^{※2}	不検出 ^{※2}	検出されないこと
P C B	mg/L	-	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下
トリクロロエチレン	mg/L	-	0.002 未満	0.002 未満	0.1 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	-	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下
ジクロロメタン	mg/L	-	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下
四塩化炭素	mg/L	-	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	0.02 未満	0.02 未満	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	0.04 未満	0.04 未満	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	0.001 未満	0.001 未満	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
チウラム	mg/L	-	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下
シマジン	mg/L	-	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下
チオベンカルブ	mg/L	-	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下
ベンゼン	mg/L	-	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
セレン	mg/L	-	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
ほう素	mg/L	-	1 未満	1 未満	10 ^{※3} (河川) 230 ^{※3} (海域) 以下
ふっ素	mg/L	-	0.8 未満	0.8 未満	8 ^{※3} (河川) 15 ^{※3} (海域) 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	-	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下
アンモニア,アンモニウム,亜硝酸及び硝酸	mg/L	-	9.3	9.9	100 以下
水素イオン濃度 (pH)	—	-	6.8	7.0	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	-	3.8	3.2	15 以下
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	-	8.4	8.6	25以下(平均 20) ※谷山処理場のみ
浮遊物質 (SS)	mg/L	-	2	2	40以下 (谷山処理場のみ40以下、平均 30)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	-	5 未満	5 未満	鉱油類 5 動植物油脂類 30 以下
フェノール	mg/L	-	0.05 未満	0.05 未満	5 以下
銅	mg/L	-	0.01 未満	0.01 未満	3 以下
亜鉛	mg/L	-	0.03	0.04	2 以下
溶解性鉄	mg/L	-	0.1 未満	0.1 未満	10 以下
溶解性マンガン	mg/L	-	0.1 未満	0.1 未満	10 以下
クロム	mg/L	-	0.01 未満	0.01 未満	2 以下
大腸菌群数	個/cm ³	-	30 未満	30 未満	3,000 以下
全窒素	mg/L	-	12.5	23.1	120以下 (平均 60)
全りん	mg/L	-	0.71	0.24	16以下 (平均8)
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	-	0.00006	-	10 以下

注1 上記数値は、令和3年度の平均値を示す。

注2 「不検出」とは、定められた分析法で見つけることができる最低の値未満のこと。

注3 河川放流：錦江処理場、南部処理場

海域放流：谷山処理場

処理区域と主要施設位置図



凡例 (令和3年度末現在)	
	処理区域
	事業計画区域
	全体計画整備予定区域
	処理場、中継ポンプ場及び下水污泥堆肥化場
	雨水ポンプ場
	市街化区域界
	主要な管渠
	国道及び有料道路

※ 1号用地処理場の水処理施設については平成27年度に廃止、錦江処理場は令和4年2月28日に廃止。

※この図面は概略図です。

第4章 施設の概要

1. 終末処理場・汚泥堆肥化場・污水ポンプ場施設概要

- (1) 錦江処理場 *令和3年度廃止
 所在地 鹿児島市錦江町5番3号
 敷地面積 14,315 m²
 処理開始 昭和30年11月29日
 処理能力 19,000 m³/日
 処理方法 活性汚泥法

主要施設	数量	概要
沈砂池	1池	鉄筋コンクリート造 幅2m 長10m 高段
	1池	鉄筋コンクリート造 幅2m 長10m 低段
污水ポンプ井	1池	鉄筋コンクリート造 幅6m 長4m 深4.09m 高段用
	1池	鉄筋コンクリート造 幅4m 長4m 深4.65m 低段用
污水ポンプ	6台	立軸渦巻斜流ポンプ
	1台	水中污水ポンプ
反応タンク	3池	鉄筋コンクリート造 乙系統 幅6m 長68m 深4.5m
	1池	鉄筋コンクリート造 乙系統 幅6m 長64m 深4.5m
最終沈殿池	8池	鉄筋コンクリート造 乙系統 中央流入垂直流式
塩素混和池	1池	鉄筋コンクリート造 乙系統 長方形回流式
塩素滅菌設備	1式	乙系統 次亜ソタンク, 次亜ソ注入ポンプ
汚泥圧送設備	2台	スクリーポンプ
送風機設備	4台	乙系統 電動機直結多段ターボブロワ
電気設備	1式	受変電設備, 動力設備, 計装設備, 発電機設備, 照明設備, 通信設備, 中央監視設備
本館	1棟	鉄筋コンクリート造 地上1階 14m×39.5m
		地上2階 14m×31.5m
		地上3階 14m×26.0m
		地上4階 14m×4.55m
処理水再利用設備	1基	鋼板製重力式多層砂ろ過器
脱臭設備	2基	乙系統 脱臭装置
	1基	前処理 脱臭装置
乙系統水処理上屋	1棟	鉄筋コンクリート及びプレキャストコンクリート造
		地上1階 38.34m×56.10m
		28.44m×66.19m
		地上2階 33.70m×13.35m
地上3階 33.70m×13.35m		
第一機械室	1棟	木造平屋 18.20m×12.25m
第二機械室	1棟	鉄筋コンクリート造 地下1階 9.0m×23.5m
		地上1階 9.0m×25.8m

(2) 南部処理場

所在地 鹿児島市南栄二丁目13番地
敷地面積 92,238 m²
処理開始 昭和54年7月2日
処理能力 149,600 m³/日
処理方法 標準活性汚泥法

主要施設	数量	概要
沈砂池	4池	鉄筋コンクリート造 幅2.5m 長15m
汚水ポンプ	6台	立軸渦巻斜流ポンプ
予備エアレーションタンク	1池	鉄筋コンクリート造 幅3.2m 長211.1m 深3.2m
最初沈殿池	22池	鉄筋コンクリート造 幅8.2m 長24.0m 深2.5m
反応タンク	22池	鉄筋コンクリート造 幅8.35m 長47.3m 深6.0m
最終沈殿池	22池	鉄筋コンクリート造 幅上層6.0m 下層8.4m 2階層式 上層24.1m 下層22.4m 有効水深2.5m
塩素混和池	1池	鉄筋コンクリート造 幅4.0m 長180.0m 深2.7m
塩素滅菌設備	1式	次亜ソタンク, 次亜ソ注入ポンプ
塩素滅菌機室	1棟	鉄筋コンクリート造 18.0m×14.0m
汚泥濃縮タンク	4池 1基 3基	重力式濃縮タンク有効径10.8m 有効水深3.0m 加圧浮上式濃縮タンク 常圧浮上式濃縮装置
脱水設備	4台 2台	加圧脱水機 204m ² (2m×2m×32室) スクリーブレス脱水機 (φ1,000)
送風機設備	4台 2台	電動機直結多段ターボブロワ 歯車増速式単段ターボブロワ
脱臭設備	1式	脱臭機, ダクト
管理本館 (沈砂池, ポンプ室を含む)	1棟	鉄筋コンクリート造 地下2階 30.0m×51.6m (沈砂池他) 地下1階 30.0m×51.6m (ポンプ室他) 地上1階 30.0m×51.6m 地上2階 30.0m×51.6m 地上3階 30.0m×34.8m 地上R階 12.0m×27.6m
電気設備	1式	受変電設備, 動力設備, 計装設備, 発電機設備, 照明設備, 通信設備, 中央監視制御設備
処理水再利用設備	1式	急速ろ過装置, オートストレーナー
放流渠等	1式	鉄筋コンクリート造 1.8m×1.8m 延長201.2m 1.8m×1.8m } × } 延長196.5m 1.5m×1.5m
雑用水棟	1棟	鉄筋コンクリート造 地下1階 25.2m×29.8m 地上1階(鉄骨造) 23.0m×25.2m 6.9m×12.3m 5.4m×6.8m
汚泥し渣処理設備	1式	ドラムスクリーン, スクリーブレス
汚泥処理棟	1棟	鉄筋コンクリート造 地下1階 30.0m×54.0m 地上1階 30.0m×54.0m 地上2階 30.0m×54.0m 地上3階 30.0m×54.0m 地上4階 30.0m×54.0m

主要施設	数量	概要	要
汚泥濃縮棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 19.5m×52.5m 地上1階 19.5m×52.5m 地上2階 19.5m×52.5m
送風機棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下2階 12.0m×42.0m 地下1階 12.0m×42.0m 地上1階 12.0m×54.0m 地上2階 12.0m×18.0m 地上3階 12.0m×18.0m
計量器室	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 12.8m×14.4m 地上1階 12.8m×2.6m
水処理上屋	1棟	鉄筋コンクリート造	地上1階 182.15m×44.9m 地上2階 26.55m×22.0m 8.85m×22.0m 17.70m×27.5m
階段棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 8.9m×6.4m 3.65m×2.5m 2.4m×5.2m 地上1階 14.0m×6.6m 4.5m×2.2m 9.1m×6.6m 2.15m×2.15m
汚泥し渣処理棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 12.35m×47.0m 5.5m×13.0m 地上1階 16.65m×9.65m

(3) 谷山処理場

所在地 鹿児島市谷山港三丁目2番地5
敷地面積 45,000 m²
処理開始 平成12年5月1日
処理能力 53,200 m³/日
処理方法 標準活性汚泥法

主要施設	数量	概要	要
沈砂池	3池	鉄筋コンクリート造	幅 2.0m 長11.0m
汚水ポンプ	5台	立軸渦巻斜流ポンプ	
最初沈殿池	7池	鉄筋コンクリート造	幅 7.3m 長22.3m 深3.0m
反応タンク	7池	鉄筋コンクリート造	幅7.35m 長44.2m 深8.1m
最終沈殿池	7池	鉄筋コンクリート造	幅 7.3m 長43.0m 深3.0m
塩素混和池	1池	鉄筋コンクリート造	幅 2.8m 長122.9m 深2.7m
塩素滅菌設備	1式	次亜ソタンク, 次亜ソ注入ポンプ	
汚泥濃縮設備	1池 1台	重力式濃縮タンク	有効径10.0m 有効水深3.0m 遠心濃縮機
送風機設備	4台	歯車増速式単段ターボブロワ	
汚泥圧送設備	2台	吸込スクリュウ付汚泥ポンプ	
電気設備	1式	受変電設備, 動力設備, 計装設備, 発電機設備, 照明設備, 中央監視制御設備(1号用地処理場に設置)	
処理水再利用設備	1式	オートストレーナー, 移床式上向流砂ろ過器, 給水ユニット	
汚泥し渣処理設備	1式	スクリーン, スクリュープレス	
沈砂池ポンプ棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下2階 45.15m×24.20m 地下1階 45.15m×24.20m 中地下1階 12.52m×24.20m 地上1階 16.62m×24.72m
送風機棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 11.35m×26.35m 地上1階 25.57m×26.62m 地上2階 7.26m×7.50m 地上3階 14.26m×26.62m
雑用水棟 (塩素滅菌機室を含む)	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 26.30m×20.30m 地上1階 12.62m×20.62m
脱臭設備	1式	土壌脱臭床, 脱臭ファン, ダクト	
水処理上屋 (換気ファン室, 水処理電気室)	2棟	鉄筋コンクリート造	地上1階 25.62m×5.69m
し渣処理棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 9.00m×17.80m 地上1階 8.82m×16.72m
汚泥圧送棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 9.50m×9.00m 地上1階 9.50m×9.00m

(4) 1号用地処理場

所在地 鹿児島市谷山港三丁目2番地1
敷地面積 49,495 m²
処理開始 昭和63年10月1日
処理能力 12,000 m³/日
処理方法 回転円板法と接触酸化法
水処理施設(※)については平成27年度廃止

主要施設	数量	概要	要
※曝気沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造	幅3.0m 長 4.0m
※汚水ポンプ	4台	水中汚水ポンプ	
※調整池	2池	鉄筋コンクリート造	幅5.0m 長 35.0m 深4.0m 6列
※回転円板池	4池	鉄筋コンクリート造	幅4.0m 長 7.7m 深1.9m 5段
※中和池	2池	鉄筋コンクリート造	幅4.5m 長 4.5m 深2.5m
※中間沈殿池	4池	鉄筋コンクリート造	幅4.0m 長 23.0m 深3.0m
※接触酸化池	8池	鉄筋コンクリート造	幅3.2m 長28.55m 深4.0m
※最終沈殿池	8池	鉄筋コンクリート造	幅5.0m 長 27.0m 深2.5m
塩素混和池	1池	鉄筋コンクリート造	幅2.0m 長 15.0m 深2.0m 3水路
※汚泥調整槽	1槽	鉄筋コンクリート造	幅6.0m 長 10.0m 深4.2m
※汚泥濃縮タンク	2槽	鉄筋コンクリート造	幅6.0m 長 6.0m 深4.0m
汚泥消化タンク	2槽	鉄筋コンクリート造	有効径18.0m 有効水深8.5m
汚泥脱水機	3台	遠心脱水機	5.0m ³ /時
管理棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 12.2m×22.8m 地上1階 12.4m×27.4m 地上2階 12.4m×27.4m
プロワ棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 4.5m×28.0m 地上1階 18.0m×28.0m
※沈砂池ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造	地下2階 10.0m×20.0m 地下1階 10.0m×20.0m 地上1階 10.5m×6.5m
汚泥処理設備電気室	1棟	鉄筋コンクリート造	地上1階 6.0m×12.0m

(5) 下水汚泥堆肥化場

所在地 鹿児島市谷山港三丁目2番地4
敷地面積 16,500 m²
運転開始 昭和56年4月24日
処理方法 無添加コンポスト方式

主要施設	数量	概要	要
混合汚泥ヤード	1式	鉄骨構造(スレート葺,平屋)	300m ²
受入れホッパーヤード	1式	鉄骨構造(スレート葺,平屋)	300m ² , 450m ²
発酵槽	1式	鉄筋コンクリート造一部鋼板使用	容量1,000m ³
発酵ヤード	1式	鉄筋コンクリート造,鉄骨構造(スレート葺,平屋)	2,012m ²
後熟ヤード	1式	鉄骨構造(スレート葺,平屋)	900m ²
電気室	1式	鉄骨構造(スレート葺,平屋)	400m ²
事務室	1式	鉄骨構造(スレート葺,平屋)	200m ²
製品ヤード	1式	鉄骨構造(スレート葺,平屋)	400m ²
脱臭設備	1式	脱臭ファン,ダクト,土壌脱臭床,水洗浄塔,生物脱臭装置,活性炭吸着装置	

(6) 上町中継ポンプ場

所在地 鹿児島市祇園之洲町2番地
敷地面積 2,006 m²
運転開始 昭和57年9月1日
揚水能力 17.7 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造 地下2階 6.50m×12.00m 地下1階 26.50m×12.00m 地上1階 24.20m×12.00m
破砕機	2台	細断機
汚水ポンプ	4台	立軸槽外型ポンプ, 渦巻ポンプ (内1台予備)
電気設備	1式	受変電設備, 動力設備, 計装設備, 発電機設備, 照明設備
脱臭設備	1式	脱臭ファン, ダクト, 土壌脱臭床

(7) 大明ヶ丘中継ポンプ場

所在地 鹿児島市大明丘一丁目5番5号
敷地面積 857 m²
運転開始 昭和49年10月1日
揚水能力 5.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造 地上1階 16.35m×8.40m 地上2階 10.70m×8.40m
破砕機	2台	細断機
汚水ポンプ	3台	渦巻ポンプ (内1台予備)
電気設備	1式	受変電設備, 動力設備, 計装設備, 発電機設備, 照明設備

(8) 野呂迫中継ポンプ場

所在地 鹿児島市下田町821番1 (野呂迫排水ポンプ所内)
敷地面積 104 m²
運転開始 令和2年4月1日
揚水能力 0.6 m³/分

主要施設	数量	概要
マンホール	3槽	φ1,800×7.00m×2槽, φ1,800×5.80m×1槽
汚水ポンプ	2台	フライホイール内蔵型, 水中汚水汚物用ポンプ (内1台予備)
電気設備	1式	ポンプ制御盤

(9) 吉野中継ポンプ場

所在地 鹿児島市吉野町2873番1
敷地面積 547 m²
運転開始 令和2年4月1日
揚水能力 0.9 m³/分

主要施設	数量	概要
マンホール	1槽	φ12,000×3.00m
汚水ポンプ	2台	フライホイール内蔵型, 水中汚水汚物用ポンプ (内1台予備)
電気設備	1式	ポンプ制御盤

2. 汚水管布設状況

管種 口径	ビニル管					下水道用遠心力ダクタイル鋳鉄管				
	2年度末 総延長	3年度			3年度末 総延長	2年度末 総延長	3年度			3年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
50mm	123.250				123.250	28.250				28.250
75mm	6.300				6.300					
100mm	416,931.230	2,873.500	432.550	217.490	420,019.790	1,375.940				1,375.940
125mm	248.800				248.800					
150mm	127,398.040	1,609.570	180.200	29.190	129,158.620	5,403.300				5,403.300
200mm	793,662.140	3,881.050	777.100	42.350	798,277.940	11,315.040				11,315.040
250mm	182,658.500	365.550			183,024.050	235.200				235.200
300mm	15,833.910	48.250			15,882.160	1,052.950				1,052.950
350mm	9,951.790				9,951.790	68.050				68.050
400mm	3,467.210				3,467.210	116.550				116.550
450mm	2,201.630				2,201.630					
500mm	810.950				810.950					
600mm	412.630				412.630	546.610				546.610
700mm										
800mm										
900mm										
1000mm										
1100mm										
1200mm										
1350mm										
1500mm										
1650mm										
1800mm										
2000mm										
2200mm										
2400mm										
計	1,553,706.380	8,777.920	1,389.850	289.030	1,563,585.120	20,141.890				20,141.890

管種 口径	陶管					更生陶管				
	2年度末 総延長	3年度			3年度末 総延長	2年度末 総延長	3年度			3年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
50mm										
75mm										
100mm	976.050				976.050	32.450				32.450
125mm										
150mm	2,513.860			231.750	2,282.110	886.450	1.000			887.450
200mm	172,398.780			1,544.650	170,854.130	11,507.000	1,481.650			12,988.650
250mm	152,606.910			2,976.150	149,630.760	41,505.950	2,675.750		13.200	44,168.500
300mm	685.700			144.550	541.150	6,746.250	144.550			6,890.800
350mm	994.950				994.950	157.800				157.800
400mm										
450mm										
500mm										
600mm										
700mm										
800mm										
900mm										
1000mm										
1100mm										
1200mm										
1350mm										
1500mm										
1650mm										
1800mm										
2000mm										
2200mm										
2400mm										
計	330,176.250			4,897.100	325,279.150	60,835.900	4,302.950		13.200	65,125.650

(単位：m)

管種 口径	レジンコンクリート管				強化プラスチック複合管					
	2年度末 総延長	3年度			3年度末 総延長	2年度末 総延長	3年度			3年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
50mm										
75mm										
100mm										
125mm										
150mm										
200mm						13.650				13.650
250mm	303.900				303.900	15.350				15.350
300mm	455.450				455.450					
350mm						33.150				33.150
400mm										
450mm										
500mm						59.650				59.650
600mm	18.170				18.170	606.000				606.000
700mm						417.450				417.450
800mm	212.650				212.650	75.800				75.800
900mm										
1000mm										
1100mm										
1200mm										
1350mm										
1500mm										
1650mm										
1800mm										
2000mm										
2200mm										
2400mm										
計	990.170				990.170	1,221.050				1,221.050

(単位：m)

管種 口径	ポリエチレン管				合計					
	2年度末 総延長	3年度			3年度末 総延長	2年度末 総延長	3年度			3年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
50mm						151.500				151.500
75mm	442.150				442.150	448.450				448.450
100mm	352.950				352.950	419,668.620	2,873.500	432.550	217.490	422,757.180
125mm						248.800				248.800
150mm	678.300	77.850			756.150	136,896.750	1,688.420	180.200	260.940	138,504.430
200mm	34.550				34.550	1,042,411.970	5,589.300	777.100	1,818.250	1,046,960.120
250mm						411,531.470	3,949.100		3,946.900	411,533.670
300mm						37,483.980	542.300		494.050	37,532.230
350mm						23,100.940				23,100.940
400mm						25,835.020	93.450		93.450	25,835.020
450mm						7,983.150	105.300		105.300	7,983.150
500mm						4,775.590				4,775.590
600mm						9,672.620				9,672.620
700mm						13,085.200				13,085.200
800mm						17,227.370				17,227.370
900mm						8,821.840				8,821.840
1000mm						4,388.850				4,388.850
1100mm						7,550.100				7,550.100
1200mm						3,144.530				3,144.530
1350mm						2,963.470				2,963.470
1500mm						2,408.950				2,408.950
1650mm						3,801.100				3,801.100
1800mm						604.720				604.720
2000mm						2,058.930				2,058.930
2200mm						248.180				248.180
2400mm						6,593.820	50.200		50.200	6,593.820
計	1,507.950	77.850			1,585.800	2,193,105.920	14,891.570	1,389.850	6,986.580	2,202,400.760

3. 雨水ポンプ場施設概要

(1) 鴨池第1雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市鴨池二丁目
敷地面積 0.025 ha
運転開始 平成22年3月
揚水能力 42.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造
ポンプ	2台	水中ポンプ 約21.0m ³ /分/台
受電設備	1式	低圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約62.5KVA

(2) 鴨池第2雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市鴨池二丁目
敷地面積 0.015 ha
運転開始 平成23年3月
揚水能力 24.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造
ポンプ	2台	水中ポンプ 約12.0m ³ /分/台
受電設備	1式	低圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約85KVA

(3) 真砂雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市鴨池新町及び真砂町
敷地面積 0.025 ha
運転開始 平成22年3月
揚水能力 120.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造
ポンプ	2台	水中ポンプ 約60.0m ³ /分/台
受電設備	1式	高圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約150KVA

(4) 甲突第1雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市甲突町
敷地面積 0.030 ha
運転開始 平成22年3月
揚水能力 24.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造
ポンプ	2台	水中ポンプ 約12.0m ³ /分/台
受電設備	1式	低圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約37.5KVA

(5) 錦江雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市錦江町
敷地面積 0.008 ha
運転開始 平成12年7月
揚水能力 12.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造
ポンプ	2台	水中ポンプ 約6.0m ³ /分/台
受電設備	1式	低圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約40KVA

(6) 甲突雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市甲突町
敷地面積 0.013 ha
運転開始 平成12年8月
揚水能力 90.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造
ポンプ	2台	水中ポンプ 約45.0m ³ /分/台
受電設備	1式	高圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約80KVA

(7) 下荒田雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市下荒田一丁目
敷地面積 0.024 ha
運転開始 平成24年2月
揚水能力 36.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造 (電気、機械室)
ポンプ	2台	水中ポンプ 約18.0m ³ /分/台
受電設備	1式	低圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約62.5KVA

(8) 塩屋雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市甲突町
敷地面積 一 ha
運転開始 平成13年3月
揚水能力 57.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造
ポンプ	2台	水中ポンプ 約28.5m ³ /分/台
受電設備	1式	低圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約80.0KVA

(9) 東清見第1雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市谷山中央二丁目
敷地面積 0.008 ha
運転開始 平成14年3月
揚水能力 12.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造（電気、機械室）
ポンプ	2台	水中ポンプ 約6.0m ³ /分/台
受電設備	1式	低圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約37.0KVA

(10) 東清見第2雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市谷山中央二丁目
敷地面積 0.013 ha
運転開始 平成21年8月
揚水能力 6.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ	1台	水中ポンプ 約6.0m ³ /分/台
受電設備	1式	低圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約20.0KVA

(11) 東清見第3雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市谷山中央二丁目
敷地面積 0.070 ha
運転開始 平成22年3月
揚水能力 36.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ	2台	水中ポンプ 約18.0m ³ /分/台
受電設備	1式	低圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約37.5KVA

(12) 東塩屋第1雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市谷山中央三丁目
敷地面積 0.089 ha
運転開始 平成10年7月
揚水能力 87.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	2棟	鉄筋コンクリート造（電気、機械室） 鉄骨造（ポンプ室）
ポンプ	2台	水中ポンプ 約43.5m ³ /分/台
受電設備	1式	高圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約150.0KVA

(13) 東塩屋第2雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市谷山中央三丁目
敷地面積 0.036 ha
運転開始 平成23年3月
揚水能力 60.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造
ポンプ	2台	水中ポンプ 約30.0m ³ /分/台
受電設備	1式	低圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約100.0KVA

(14) 東塩屋第3雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市谷山中央三丁目
敷地面積 0.001 ha
運転開始 平成23年3月
揚水能力 0.6 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ	2台	水中ポンプ 約0.3m ³ /分/台
受電設備	1式	低圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約20.0KVA

(15) 東塩屋第4雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市谷山中央三丁目
敷地面積 0.001 ha
運転開始 平成22年9月
揚水能力 6.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ	2台	水中ポンプ 約3.0m ³ /分/台
受電設備	1式	低圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約20.0KVA

(16) 西塩屋第1雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市谷山中央四丁目
敷地面積 0.065 ha
運転開始 平成16年3月
揚水能力 48.6 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造 (電気、機械室)
ポンプ	2台	水中ポンプ 約24.3m ³ /分/台
受電設備	1式	高圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約100.0KVA

(17) 西塩屋第2雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市谷山中央四丁目
敷地面積 0.001 ha
運転開始 平成23年3月
揚水能力 6.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ	2台	水中ポンプ 約3.0m ³ /分/台
受電設備	1式	低圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約20.0KVA

(18) 桜川第1雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市小松原二丁目
敷地面積 0.009 ha
運転開始 平成23年3月
揚水能力 12.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ	2台	水中ポンプ 約6.0m ³ /分/台
受電設備	1式	低圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約37.5KVA

(19) 桜川第2雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市東谷山三丁目
敷地面積 0.013 ha
運転開始 平成24年3月
揚水能力 12.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ	2台	水中ポンプ 約6.0m ³ /分/台
受電設備	1式	低圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約37.5KVA

(20) 和田雨水ポンプ場

所在地 鹿児島市卸本町
敷地面積 ー ha
運転開始 平成10年7月
揚水能力 87.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造
ポンプ	2台	水中ポンプ 約43.5m ³ /分/台
受電設備	1式	高圧受電
自家発電設備	1式	発電容量 約150.0KVA

4. 雨水管きょ施設布設状況

(1) 雨水管きょ延長

(単位：m)

令和2年度末	令和3年度			令和3年度末
	布設	受贈	撤去	
264,876.06	549.10	0	360.30	265,064.86

(2) 水路数

(単位：水路)

令和2年度末	令和3年度		令和3年度末
	新設	廃止	
528	2	0	530

第5章 工 事

1. 建設改良工事

(1) 下水道建設事業

()は完成予定年月日

区 分	令和3年度施行内容	令和3年度事業費	着工年月日	完成年月日	備 考
汚水管路施設	管径：100mm～250mm 延長：7,308.00m	696,526,430 円	R2.11.20	R4.3.31	
上町中継ポンプ場	遠方監視制御設備更新	37,298,320 円	R2.9.25	R3.12.23	
南部処理場	汚泥濃縮設備更新 水処理散気設備更新 終沈低圧配電設備更新 送風機設備更新 汚水ポンプ設備更新 照明変圧器等設備更新	917,353,820 円	R元.10.9	(R6.1.31)	
谷山処理場	汚水ポンプ設備更新 計装設備更新 沈砂池流入・流出ゲート設備更新	128,558,362 円	R元.9.4	R4.1.31	
調査設計等	実施設計等	25,210,642 円	R2.6.11	R4.1.11	
合 計		1,804,947,574 円			

(2) 下水道改良事業

区 分	令和3年度施行内容	令和3年度事業費	着工年月日	完成年月日	備 考
汚水管路施設	管径：100mm～2,400mm 延長：7,036.07m	938,423,714 円	R3.3.26	R4.3.28	
大明ヶ丘中継ポンプ場	空気調和設備改良	8,220,379 円	R3.11.5	R4.3.15	
南部処理場	初沈汚泥掻寄機等改良 空気調和設備改良 クレーン設備改良	43,605,100 円	R3.6.18	R4.3.15	
谷山処理場	終沈汚泥掻寄機等改良	17,733,637 円	R3.5.21	R3.11.1	
下水汚泥堆肥化場	脱臭設備改良	24,323,470 円	R3.11.19	R4.3.18	
調査設計等	実施設計等	54,569,527 円	R3.6.25	R4.3.15	
合 計		1,086,875,827 円			

(3) 雨水整備事業

区 分	令和3年度施行内容	令和3年度事業費	着工年月日	完成年月日	備 考
雨水管きょ施設	管径：□800mm×700mm～3300mm×3200mm 延長：549.10m	607,019,378 円	R2.9.25	R4.3.25	
調査設計等	実施設計等	45,636,066 円	R3.6.1	R4.3.22	
その他	土木積算システム導入業務委託	79,750 円	R3.4.1	R3.4.28	
合 計		652,735,194 円			

(4) 営業設備費

種 別	品 名	数 量	金 額	備 考
機 械 及 び 装 置	小型無停電電源装置	1 台	638,000 円	
車 両 運 搬 具	キ ャ ブ バ ン	3 台	3,097,342 円	
工 具 , 器 具 及 び 備 品	ドラフトチャンバー	2 台	6,215,000 円	
	汚 水 調 査 カ メ ラ (本管用φ200mm～350mm)	1 式	3,212,000 円	
	水 道 局 W A N 用 器 ク ラ イ ア ン ト 機 器	23 台	3,044,724 円	
	マンホール墜落防止・ レスキューシステム	2 台	1,166,000 円	
	低 温 恒 温 器	2 台	940,500 円	
	窓 口 支 援 シ ス テ ム 機 器	1 式	915,200 円	
	電 気 冷 蔵 庫	2 台	514,800 円	
	自 動 採 水 器	1 台	506,000 円	
	タ ブ レ ッ ト 一 式	2 台	354,200 円	
	電 動 ホ イ ス ト	1 台	176,000 円	
	耕 運 機	1 台	165,000 円	
	可 搬 式 水 中 ポ ン プ	1 台	141,680 円	
合 計		—	21,086,446 円	

(5) ソフトウェア

品 名	数 量	金 額	備 考
土木積算システム(ソフトウェア)	1 台	23,100 円	

総 合 計	3,565,668,141 円
-------	-----------------

2. 汚水管路施設補修工事

項目 年度	汚水管路 破損等件数		汚水管路 移設件数 (件)	汚水管路 清掃延長 (m)	マンホール調整		汚水ます調整	
	緊急修繕 (件)	計画修繕 (件)			鉄蓋取替有り (箇所)	鉄蓋取替無し (箇所)	鉄蓋取替有り (箇所)	鉄蓋取替無し (箇所)
平成29	36	124	20	76,700	432	106	37	12
30	34	108	27	83,762	599	88	25	6
令和元	40	101	33	84,006	606	99	26	3
2	62	89	25	82,683	582	112	12	3
3	51	137	10	80,152	514	53	18	4

第6章 財務

1. 損益計算比較

科目	年度					
	平成29	30	令和元	2	3	4(当初予算)
収入	8,133,046,472 (8,611,628,908)	7,981,892,468 (8,454,060,670)	7,933,926,709 (8,439,627,765)	10,225,449,331 (10,794,378,956)	9,811,788,093 (10,379,460,455)	9,816,561,000 (10,382,421,000)
営業収益	6,002,841,896 (6,480,554,695)	5,924,982,466 (6,396,391,933)	5,852,080,730 (6,356,942,574)	6,382,974,508 (6,951,155,908)	6,144,988,975 (6,711,252,523)	6,186,964,000 (6,752,030,000)
下水道収益	5,969,221,658 (6,446,759,390)	5,890,442,681 (6,361,678,095)	5,820,679,164 (6,325,354,193)	5,679,794,219 (6,247,773,640)	5,660,634,584 (6,226,698,042)	5,648,394,000 (6,213,234,000)
雨水処理負担金	— (—)	— (—)	— (—)	674,784,559 (674,784,559)	454,363,516 (454,363,516)	508,431,000 (508,431,000)
その他営業収益	33,620,238 (33,795,305)	34,539,785 (34,713,838)	31,401,566 (31,588,381)	28,395,730 (28,597,709)	29,990,875 (30,190,965)	30,139,000 (30,365,000)
営業外収益	2,127,920,887 (2,128,716,791)	2,056,158,456 (2,056,863,387)	2,080,066,023 (2,080,867,046)	3,842,196,299 (3,842,918,017)	3,646,840,875 (3,647,953,111)	3,629,003,000 (3,629,797,000)
受取利息	3,098,685 (3,098,685)	2,361,201 (2,361,201)	3,190,124 (3,190,124)	1,610,108 (1,610,108)	515,463 (515,463)	383,000 (383,000)
補償金	2,819,451 (2,819,451)	365,703 (365,703)	735,907 (735,907)	274,489 (274,489)	2,703,224 (2,703,224)	1,253,000 (1,253,000)
国庫補助金	9,012,000 (9,012,000)	15,500,000 (15,500,000)	74,819,150 (74,819,150)	53,478,500 (53,478,500)	68,920,950 (68,920,950)	98,944,000 (98,944,000)
他会計負担金	10,460,000 (10,460,000)	10,656,000 (10,656,000)	8,756,000 (8,756,000)	9,942,000 (9,942,000)	7,896,000 (7,896,000)	7,764,000 (7,764,000)
他会計補助金	631,823,947 (631,823,947)	518,026,000 (518,026,000)	527,045,000 (527,045,000)	541,771,000 (541,771,000)	482,384,000 (482,384,000)	454,884,000 (454,884,000)
堆肥化製品販売収益	12,706,217 (13,722,714)	11,961,187 (12,918,081)	11,722,763 (12,779,067)	8,765,137 (9,641,650)	8,837,461 (9,721,207)	12,786,000 (14,071,000)
長期前受金戻入	1,451,255,970 (1,451,255,970)	1,487,654,489 (1,487,654,489)	1,450,697,432 (1,450,697,432)	3,223,523,586 (3,223,523,586)	3,066,425,887 (3,066,425,887)	3,050,470,000 (3,050,470,000)
雑収益	6,744,617 (6,524,024)	9,633,876 (9,381,913)	3,099,647 (2,844,366)	2,831,479 (2,676,684)	9,157,890 (9,386,380)	2,519,000 (2,028,000)
特別利益	2,283,689 (2,357,422)	751,546 (805,350)	1,779,956 (1,818,145)	278,524 (305,031)	19,958,243 (20,254,821)	594,000 (594,000)
過年度損益修正益	924,523 (998,256)	739,593 (792,441)	477,375 (515,564)	278,524 (305,031)	2,998,105 (3,294,683)	0 (0)
その他特別利益	1,359,166 (1,359,166)	11,953 (12,909)	1,302,581 (1,302,581)	0 (0)	16,960,138 (16,960,138)	594,000 (594,000)
支出	7,558,013,039 (7,940,497,776)	7,443,929,067 (7,745,882,357)	7,675,415,254 (8,032,650,673)	9,725,000,771 (10,115,034,697)	9,289,618,876 (9,659,521,063)	9,657,823,000 (9,987,000,000)
営業費用	7,003,778,094 (7,182,812,217)	6,930,454,048 (7,124,991,866)	7,195,552,818 (7,435,856,914)	8,817,165,202 (9,086,648,286)	8,577,662,112 (8,836,523,613)	8,982,499,000 (9,272,788,000)
管きょう費	383,217,376 (403,782,557)	289,265,067 (312,868,712)	356,840,102 (390,975,164)	319,728,059 (354,627,282)	446,715,510 (481,411,530)	467,503,000 (503,008,000)
処理費	2,201,555,759 (2,346,048,637)	2,226,898,422 (2,378,317,177)	2,389,532,990 (2,575,533,707)	2,307,738,885 (2,500,598,864)	2,177,997,527 (2,359,421,996)	2,430,489,000 (2,634,348,000)
業務費	230,861,424 (240,079,524)	253,760,603 (267,099,939)	209,302,084 (223,977,677)	228,642,530 (231,749,702)	215,328,260 (231,746,202)	219,970,000 (236,685,000)
排水費	115,330,427 (115,676,216)	98,800,948 (99,133,229)	95,612,869 (95,984,718)	96,534,403 (96,921,571)	92,868,059 (93,282,775)	100,393,000 (100,864,000)
総係費	647,659,188 (652,071,363)	551,484,356 (557,328,157)	681,653,681 (686,774,556)	407,387,957 (415,730,405)	380,231,767 (389,290,781)	367,804,000 (374,085,000)
雨水費	— (—)	— (—)	— (—)	198,418,658 (215,075,752)	199,739,288 (216,588,628)	239,364,000 (259,093,000)
減価償却費	3,360,753,758 (3,360,753,758)	3,326,748,102 (3,326,748,102)	3,370,683,184 (3,370,683,184)	5,172,493,950 (5,172,493,950)	5,024,819,621 (5,024,819,621)	5,006,691,000 (5,006,691,000)
資産減耗費	64,400,162 (64,400,162)	183,496,550 (183,496,550)	91,927,908 (91,927,908)	86,220,760 (86,220,760)	39,962,080 (39,962,080)	150,285,000 (158,014,000)
営業外費用	548,918,706 (752,051,939)	512,767,275 (620,130,016)	477,204,663 (594,013,005)	791,038,252 (911,461,618)	709,321,686 (820,184,986)	665,182,000 (703,059,000)
支払利息及び手数料	543,781,777 (543,781,777)	504,633,374 (504,633,374)	468,116,864 (468,116,864)	748,211,506 (748,211,506)	684,948,949 (684,948,949)	631,227,000 (631,227,000)
消費税及び地方消費税	0 (205,231,800)	0 (110,001,700)	0 (123,253,900)	0 (141,179,400)	0 (131,552,600)	0 (66,656,000)
雑支出	5,136,929 (3,038,362)	8,133,901 (5,494,942)	9,087,799 (2,642,241)	42,826,746 (22,070,712)	24,372,737 (3,683,437)	33,955,000 (5,176,000)
特別損失	5,316,239 (5,633,620)	707,744 (760,475)	2,657,773 (2,780,754)	116,797,317 (116,924,793)	2,635,078 (2,812,464)	1,961,000 (2,153,000)
固定資産売却損	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
過年度損益修正損	4,302,188 (4,619,569)	707,744 (760,475)	1,646,059 (1,769,040)	1,649,317 (1,776,793)	1,978,078 (2,155,464)	1,961,000 (2,153,000)
その他特別損失	1,014,051 (1,014,051)	0 (0)	1,011,714 (1,011,714)	115,148,000 (115,148,000)	657,000 (657,000)	0 (0)
予備費	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	8,181,000 (9,000,000)
当年度純利益	575,033,433	537,963,401	258,511,455	500,448,560	522,169,217	158,738,000
▲当年度純損失						
その他未処分利益	0	0	0	0	0	0
剰余金変動額						
当年度未処分利益剰余金	575,033,433	537,963,401	258,511,455	500,448,560	522,169,217	158,738,000
▲当年度未処分欠損金						
当年度経常利益	578,065,983	537,919,599	259,389,272	616,967,353	504,846,052	168,286,000
▲当年度経常損失						

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 営業外収益雑収益税抜欄には、消費税及び地方消費税の納税計算上生じた差額が含まれる。

注3 営業外費用雑支出税抜欄には、特定収入等にかかる消費税及び地方消費税が含まれる。

注4 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注5 令和2年度より、公共下水道事業(雨水)に地方公営企業法を適用している。

なお、雨水に関する支出は、全て雨水に関する収入(公費など)で賄われている。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
平成29	30	令和元	2	3	4(予算)	平成29	30	令和元	2	3	4(予算)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	97.2	98.1	99.4	128.9	96.0	100.0
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(97.4)	(98.2)	(99.8)	(127.9)	(96.2)	(100.0)
73.8	74.2	73.8	62.4	62.6	63.0	99.5	98.7	98.8	109.1	96.3	100.7
(75.3)	(75.7)	(75.3)	(64.4)	(64.7)	(65.0)	(99.5)	(98.7)	(99.4)	(109.3)	(96.5)	(100.6)
73.4	73.8	73.4	55.5	57.7	57.5	99.6	98.7	98.8	97.6	99.7	99.8
(74.9)	(75.2)	(74.9)	(57.9)	(60.0)	(59.8)	(99.6)	(98.7)	(99.4)	(98.8)	(99.7)	(99.8)
—	—	—	6.6	4.6	5.2	—	—	—	皆増	67.3	111.9
(—)	(—)	(—)	(6.3)	(4.4)	(4.9)	(—)	(—)	(—)	(皆増)	(67.3)	(111.9)
0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	93.4	102.7	90.9	90.4	105.6	100.5
(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(93.4)	(102.7)	(91.0)	(90.5)	(105.6)	(100.6)
26.2	25.8	26.2	37.6	37.2	37.0	91.4	96.6	101.2	184.7	94.9	99.5
(24.7)	(24.3)	(24.7)	(35.6)	(35.1)	(35.0)	(91.4)	(96.6)	(101.2)	(184.7)	(94.9)	(99.5)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	77.5	76.2	135.1	50.5	32.0	74.3
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(77.5)	(76.2)	(135.1)	(50.5)	(32.0)	(74.3)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	134.1	13.0	201.2	37.3	984.8	46.4
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(134.1)	(13.0)	(201.2)	(37.3)	(984.8)	(46.4)
0.1	0.2	0.9	0.5	0.7	1.0	13.1	172.0	482.7	71.5	128.9	143.6
(0.1)	(0.2)	(0.9)	(0.5)	(0.7)	(1.0)	(13.1)	(172.0)	(482.7)	(71.5)	(128.9)	(143.6)
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	101.3	101.9	82.2	113.5	79.4	98.3
(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(101.3)	(101.9)	(82.2)	(113.5)	(79.4)	(98.3)
7.8	6.5	6.6	5.3	4.9	4.6	85.0	82.0	101.7	102.8	89.0	94.3
(7.3)	(6.1)	(6.2)	(5.0)	(4.6)	(4.4)	(85.0)	(82.0)	(101.7)	(102.8)	(89.0)	(94.3)
0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	93.6	94.1	98.0	74.8	100.8	144.7
(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(93.6)	(94.1)	(98.9)	(75.4)	(100.8)	(144.7)
17.8	18.6	18.3	31.5	31.3	31.1	98.2	102.5	97.5	222.2	95.1	99.5
(16.9)	(17.6)	(17.2)	(29.9)	(29.5)	(29.4)	(98.2)	(102.5)	(97.5)	(222.2)	(95.1)	(99.5)
0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	78.6	142.8	32.2	91.3	323.4	27.5
(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(81.1)	(143.8)	(30.3)	(94.1)	(350.7)	(21.6)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	60.2	32.9	236.8	15.6	7,165.7	3.0
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.0)	(59.1)	(34.2)	(225.8)	(16.8)	(6,640.3)	(2.9)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	28.7	80.0	64.5	58.3	1,076.4	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(—)	(29.2)	(79.4)	(65.1)	(59.2)	(1,080.1)	(皆減)
0.0	0.0	0.0	—	0.2	0.0	236.9	0.9	10,897.5	皆減	皆増	3.5
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(—)	(0.2)	(0.0)	(236.9)	(0.9)	(10,090.5)	(皆減)	(皆増)	(3.5)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	97.7	98.5	103.1	126.7	95.5	104.0
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(97.5)	(97.5)	(103.7)	(125.9)	(95.5)	(103.4)
92.7	93.1	93.7	90.7	92.3	93.0	98.3	99.0	103.8	122.5	97.3	104.7
(90.5)	(92.0)	(92.6)	(89.8)	(91.5)	(92.8)	(98.2)	(99.2)	(104.4)	(122.2)	(97.2)	(104.9)
5.1	3.9	4.6	3.3	4.8	4.8	94.9	75.5	123.4	89.6	139.7	104.7
(5.1)	(4.0)	(4.9)	(3.5)	(5.0)	(5.0)	(94.6)	(77.5)	(125.0)	(90.7)	(135.8)	(104.5)
29.1	29.9	31.1	23.7	23.4	25.2	104.6	101.2	107.3	96.6	94.4	111.6
(29.5)	(30.7)	(32.1)	(24.7)	(24.4)	(26.4)	(104.7)	(101.4)	(108.3)	(97.1)	(94.4)	(111.7)
3.1	3.4	2.7	2.4	2.3	2.3	103.9	109.9	82.5	109.2	94.2	102.2
(3.0)	(3.4)	(2.8)	(2.4)	(2.4)	(2.4)	(103.7)	(111.3)	(83.9)	(109.4)	(94.6)	(102.1)
1.5	1.3	1.2	1.0	1.0	1.0	103.0	85.7	96.8	101.0	96.2	108.1
(1.5)	(1.3)	(1.2)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(103.0)	(85.7)	(96.8)	(101.0)	(96.2)	(108.1)
8.6	7.4	8.9	4.2	4.1	3.8	97.7	85.2	123.6	59.8	93.3	96.7
(8.2)	(7.2)	(8.5)	(4.1)	(4.0)	(3.7)	(97.8)	(85.5)	(123.2)	(60.5)	(93.6)	(96.1)
—	—	—	2.0	2.2	2.5	—	—	—	皆増	100.7	119.8
(—)	(—)	(—)	(2.1)	(2.2)	(2.6)	(—)	(—)	(—)	(皆増)	(100.7)	(119.6)
44.5	44.7	43.9	53.2	54.1	51.8	97.5	99.0	101.3	153.5	97.1	99.6
(42.3)	(42.9)	(42.0)	(51.1)	(52.0)	(50.1)	(97.5)	(99.0)	(101.3)	(153.5)	(97.1)	(99.6)
0.9	2.5	1.2	0.9	0.4	1.6	37.0	284.9	50.1	93.8	46.3	376.1
(0.8)	(2.4)	(1.1)	(0.9)	(0.4)	(1.6)	(34.8)	(284.9)	(50.1)	(93.8)	(46.3)	(395.4)
7.3	6.9	6.2	8.1	7.6	6.9	90.9	93.4	93.1	165.8	89.7	93.8
(9.5)	(8.0)	(7.4)	(9.0)	(8.5)	(7.0)	(91.2)	(82.5)	(95.8)	(153.4)	(90.0)	(85.7)
7.2	6.8	6.1	7.7	7.4	6.5	91.6	92.8	92.8	159.8	91.5	92.2
(6.8)	(6.5)	(5.8)	(7.4)	(7.1)	(6.3)	(91.6)	(92.8)	(92.8)	(159.8)	(91.5)	(92.2)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(2.6)	(1.4)	(1.5)	(1.4)	(1.4)	(0.7)	(90.7)	(53.6)	(112.0)	(114.5)	(93.2)	(50.7)
0.1	0.1	0.1	0.4	0.3	0.4	51.3	158.3	111.7	471.3	56.9	139.3
(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.2)	(0.0)	(0.1)	(71.8)	(180.9)	(48.1)	(835.3)	(16.7)	(140.5)
0.1	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	74.7	13.3	375.5	4,394.6	2.3	74.4
(0.1)	(0.0)	(0.0)	(1.2)	(0.0)	(0.0)	(74.0)	(13.5)	(365.7)	(4,204.8)	(2.4)	(76.6)
—	—	—	—	—	—	皆減	—	—	—	—	—
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆減)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	65.5	16.5	232.6	100.2	119.9	99.1
(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(65.4)	(16.5)	(232.6)	(100.4)	(121.3)	(99.9)
0.0	—	0.0	1.2	0.0	—	237.7	皆減	皆増	11,381.5	0.6	皆減
(0.0)	(—)	(0.0)	(1.1)	(0.0)	(—)	(237.7)	(皆減)	(皆増)	(11,381.5)	(0.6)	(皆減)
—	—	—	—	—	0.1	—	—	—	—	—	皆増
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2. 資本的収支比較

科目	年度	金 額					(円)
	平成29	30	令和元	2	3	4(当初予算)	
収入	1,799,147,105 (1,799,147,105)	2,468,404,881 (2,468,404,881)	2,309,339,908 (2,309,339,908)	4,019,904,246 (4,019,904,246)	4,458,257,672 (4,458,529,369)	5,364,556,000 (5,364,736,000)	
国庫補助金	564,783,000 (564,783,000)	615,549,000 (615,549,000)	709,747,850 (709,747,850)	840,005,500 (840,005,500)	1,091,665,050 (1,091,665,050)	1,075,777,000 (1,075,777,000)	
他会計負担金	— (—)	— (—)	— (—)	1,379,148,441 (1,379,148,441)	1,428,877,484 (1,428,877,484)	1,876,400,000 (1,876,400,000)	
他会計補助金	28,613,053 (28,613,053)	13,979,000 (13,979,000)	2,898,000 (2,898,000)	3,035,000 (3,035,000)	3,179,000 (3,179,000)	2,466,000 (2,466,000)	
企業債	1,096,000,000 (1,096,000,000)	1,561,600,000 (1,561,600,000)	1,490,500,000 (1,490,500,000)	1,680,600,000 (1,680,600,000)	1,910,300,000 (1,910,300,000)	2,317,800,000 (2,317,800,000)	
受益者負担金	13,759,921 (13,759,921)	23,791,727 (23,791,727)	17,876,565 (17,876,565)	10,247,067 (10,247,067)	14,500,965 (14,500,965)	30,243,000 (30,243,000)	
工事負担金	94,917,122 (94,917,122)	252,834,000 (252,834,000)	87,791,000 (87,791,000)	106,736,000 (106,736,000)	9,588,364 (9,860,000)	59,640,000 (59,640,000)	
固定資産売却代金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	612 (673)	1,794,000 (1,974,000)	
分担金	1,074,009 (1,074,009)	651,154 (651,154)	526,493 (526,493)	132,238 (132,238)	146,197 (146,197)	436,000 (436,000)	
支出	3,593,782,225 (3,735,354,915)	4,733,406,348 (4,967,237,985)	4,220,735,487 (4,432,053,626)	6,021,406,380 (6,284,533,645)	6,391,817,605 (6,688,405,327)	7,527,951,000 (7,888,000,000)	
建設改良費	2,008,004,461 (2,149,564,831)	3,148,769,243 (3,382,096,022)	2,578,479,560 (2,789,728,043)	2,902,626,096 (3,158,290,058)	3,269,178,352 (3,565,668,141)	4,197,345,000 (4,556,757,000)	
下水道建設事業費	1,474,673,220 (1,576,439,512)	2,201,926,701 (2,363,488,135)	1,712,164,231 (1,845,738,400)	1,638,566,629 (1,784,138,478)	1,656,054,398 (1,804,947,574)	1,669,794,000 (1,810,145,000)	
下水道改良事業費	520,067,421 (558,999,459)	886,307,159 (953,428,739)	841,711,622 (917,182,195)	856,419,312 (936,628,637)	992,870,896 (1,086,875,827)	883,998,000 (966,783,000)	
雨水整備事業費	— (—)	— (—)	— (—)	396,813,755 (425,613,903)	601,062,561 (652,735,194)	1,598,848,000 (1,730,647,000)	
営業設備費	10,775,500 (11,637,540)	58,047,063 (62,690,828)	23,981,627 (26,185,368)	10,826,400 (11,909,040)	19,190,497 (21,109,546)	44,705,000 (49,182,000)	
リース資産購入費	2,488,320 (2,488,320)	2,488,320 (2,488,320)	622,080 (622,080)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
企業債償還金	1,585,623,764 (1,585,623,764)	1,578,326,371 (1,578,326,371)	1,641,459,357 (1,641,459,357)	3,044,147,254 (3,044,147,254)	3,121,659,919 (3,121,659,919)	3,324,143,000 (3,324,143,000)	
庁舎改良負担金	154,000 (166,320)	6,310,734 (6,815,592)	796,570 (866,226)	74,633,030 (82,096,333)	979,334 (1,077,267)	0 (0)	
その他資本的支出	0 (0)	100,000 (100,000)					
予備費	— (—)	6,363,000 (7,000,000)					
収支差引	▲1,794,635,120 (▲1,936,207,810)	▲2,265,001,467 (▲2,498,833,104)	▲1,911,395,579 (▲2,122,713,718)	▲2,001,502,134 (▲2,264,629,399)	▲1,933,559,933 (▲2,229,875,958)	▲2,163,395,000 (▲2,523,264,000)	
補填							
損益勘定留保資金	(1,840,110,111)	(2,328,618,192)	(1,974,248,081)	(178,895,699)	(2,032,105,783)	(2,308,563,000)	
建設改良積立金	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
財源							
資本的収支調整額	(96,097,699)	(170,214,912)	(148,465,637)	(2,085,733,700)	(197,770,175)	(214,701,000)	
繰越工事資金	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 繰越工事資金は、過年度からの繰越財源と次年度への繰越財源を相殺した額である。

注4 令和2年度より、公共下水道事業(雨水)に地方公営企業法を適用している。
なお、雨水に関する支出は、全て雨水に関する収入(公費など)で賄われている。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
平成29	30	令和元	2	3	4(予算)	平成29	30	令和元	2	3	4(予算)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	140.0	137.2	93.6	174.1	110.9	120.3
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(140.0)	(137.2)	(93.6)	(174.1)	(110.9)	(120.3)
31.4	24.9	30.7	20.9	24.5	20.1	113.0	109.0	115.3	118.4	130.0	98.5
(31.4)	(24.9)	(30.7)	(20.9)	(24.5)	(20.1)	(113.0)	(109.0)	(115.3)	(118.4)	(130.0)	(98.5)
—	—	—	34.3	32.1	35.0	—	—	—	皆増	103.6	131.3
(—)	(—)	(—)	(34.3)	(32.0)	(35.0)	(—)	(—)	(—)	(皆増)	(103.6)	(131.3)
1.6	0.6	0.1	0.1	0.1	0.0	64.9	48.9	20.7	104.7	104.7	77.6
(1.6)	(0.6)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(64.9)	(48.9)	(20.7)	(104.7)	(104.7)	(77.6)
60.9	63.3	64.5	41.8	42.8	43.2	157.4	142.5	95.4	112.8	113.7	121.3
(60.9)	(63.3)	(64.5)	(41.8)	(42.8)	(43.2)	(157.4)	(142.5)	(95.4)	(112.8)	(113.7)	(121.3)
0.8	1.0	0.8	0.3	0.3	0.6	77.0	172.9	75.1	57.3	141.5	208.6
(0.8)	(1.0)	(0.8)	(0.3)	(0.3)	(0.6)	(77.0)	(172.9)	(75.1)	(57.3)	(141.5)	(208.6)
5.3	10.2	3.8	2.7	0.2	1.1	360.3	266.4	34.7	121.6	9.0	622.0
(5.3)	(10.2)	(3.8)	(2.7)	(0.2)	(1.1)	(360.3)	(266.4)	(34.7)	(121.6)	(9.2)	(604.9)
—	—	—	—	0.0	0.0	皆減	—	—	—	皆増	293,137.3
(—)	(—)	(—)	(—)	(0.0)	(0.0)	(皆減)	(—)	(—)	(—)	(皆増)	(293,313.5)
0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	87.4	60.6	80.9	25.1	110.6	298.2
(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(87.4)	(60.6)	(80.9)	(25.1)	(110.6)	(298.2)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	101.5	131.7	89.2	142.7	106.2	117.8
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(102.4)	(133.0)	(89.2)	(141.8)	(106.4)	(117.9)
55.9	66.5	61.1	48.2	51.1	55.8	123.9	156.8	81.9	112.6	112.6	128.4
(57.5)	(68.1)	(62.9)	(50.3)	(53.3)	(57.8)	(124.2)	(157.3)	(82.5)	(113.2)	(112.9)	(127.8)
41.0	46.5	40.6	27.2	25.9	22.2	113.3	149.3	77.8	95.7	101.1	100.8
(42.2)	(47.6)	(41.6)	(28.4)	(27.0)	(22.9)	(113.5)	(149.9)	(78.1)	(96.7)	(101.2)	(100.3)
14.5	18.7	19.9	14.2	15.5	11.7	172.8	170.4	95.0	101.7	115.9	89.0
(15.0)	(19.2)	(20.7)	(14.9)	(16.3)	(12.3)	(173.5)	(170.6)	(96.2)	(102.1)	(116.0)	(89.0)
—	—	—	6.6	9.4	21.2	—	—	—	皆増	151.5	266.0
(—)	(—)	(—)	(6.8)	(9.8)	(21.9)	(—)	(—)	(—)	(皆増)	(153.4)	(265.1)
0.3	1.2	0.6	0.2	0.3	0.6	67.5	538.7	41.3	45.1	177.3	233.0
(0.3)	(1.3)	(0.6)	(0.2)	(0.3)	(0.6)	(67.5)	(538.7)	(41.8)	(45.5)	(177.3)	(233.0)
0.1	0.1	0.0	—	—	—	100.0	100.0	25.0	皆減	—	—
(0.1)	(0.1)	(0.0)	(—)	(—)	(—)	(100.0)	(100.0)	(25.0)	(皆減)	(—)	(—)
44.1	33.3	38.9	50.6	48.8	44.2	82.7	99.5	104.0	185.5	102.5	106.5
(42.4)	(31.8)	(37.0)	(48.4)	(46.7)	(42.1)	(82.7)	(99.5)	(104.0)	(185.5)	(102.5)	(106.5)
0.0	0.1	0.0	1.2	0.0	—	21.8	4,097.9	12.6	9,369.3	1.3	皆減
(0.0)	(0.1)	(0.0)	(1.3)	(0.0)	(—)	(21.8)	(4,097.9)	(12.7)	(9,477.5)	(1.3)	(皆減)
—	—	—	—	—	0.0	—	—	—	—	—	皆増
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0.0)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
—	—	—	—	—	0.1	—	—	—	—	—	皆増
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
—	—	—	—	—	—	79.6	126.2	84.4	104.7	96.6	111.9
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(81.9)	(129.1)	(84.9)	(106.7)	(98.5)	(113.2)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 貸借対照比較

(1) 資産の部

科目	年度	金 額					(円)
		平成29	30	令和元	2	3	
固定資産		82,748,212,220	82,569,809,465	81,739,714,189	121,308,808,184	119,576,940,272	120,295,866,000
有形固定資産		82,470,433,724	82,298,398,775	81,474,502,190	120,979,904,694	119,267,867,889	120,007,051,000
土地		3,732,489,647	3,732,489,647	3,732,559,547	3,978,484,351	3,984,446,404	3,978,484,000
建物		2,043,433,119	1,890,316,565	1,802,915,131	1,951,126,874	1,817,532,313	1,692,061,000
構築物		66,978,749,211	66,011,115,516	64,694,782,432	104,150,016,397	102,369,292,953	102,146,270,000
機械及び装置		9,092,580,204	9,385,788,060	9,758,337,999	10,284,676,504	10,323,174,861	10,467,862,000
車両運搬具		8,430,100	8,408,361	10,844,127	12,072,856	11,331,096	20,072,000
工具、器具及び備品		31,564,675	104,545,050	96,316,760	78,357,653	72,099,052	73,743,000
リース資産		2,880,000	576,000	0	0	0	0
建設仮勘定		580,306,768	1,165,159,576	1,378,746,194	525,170,059	689,991,210	1,628,559,000
無形固定資産		269,778,496	263,410,690	257,211,999	320,903,490	301,072,383	280,815,000
施設利用権		268,682,496	262,314,690	249,902,561	311,207,739	293,054,019	274,040,000
電話加入権		1,096,000	1,096,000	1,096,000	2,084,000	2,084,000	2,157,000
ソフトウェア		—	—	6,213,438	7,611,751	5,934,364	4,618,000
投資その他の資産		8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
地方公共団体 金融機構出資金		8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
破産更生債権等		—	—	—	—	—	19,244,000
貸倒引当金		—	—	—	—	—	▲19,244,000
流動資産		6,208,982,751	6,487,930,070	6,496,388,735	7,105,496,143	7,296,617,602	7,095,762,000
現金・預金		5,188,141,976	5,584,474,082	5,610,273,122	5,930,151,013	6,199,410,948	6,198,194,000
未収金		823,226,917	870,762,130	804,331,755	1,039,691,272	787,962,796	892,504,000
未収金		835,405,917	882,075,130	815,579,755	1,049,057,272	794,989,796	898,563,000
貸倒引当金		▲12,179,000	▲11,313,000	▲11,248,000	▲9,366,000	▲7,027,000	▲6,059,000
貯蔵品		5,063,858	5,063,858	5,063,858	5,063,858	5,063,858	5,064,000
前払金		192,550,000	27,630,000	76,720,000	130,590,000	304,180,000	0
資産合計		88,957,194,971	89,057,739,535	88,236,102,924	128,414,304,327	126,873,557,874	127,391,628,000

注1 令和4年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 令和2年度より、公共下水道事業(雨水)に地方公営企業法を適用している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
平成29	30	令和元	2	3	4(予算)	平成29	30	令和元	2	3	4(予算)
93.0	92.7	92.6	94.5	94.2	94.4	98.4	99.8	99.0	148.4	98.6	100.6
92.7	92.4	92.3	94.2	94.0	94.2	98.4	99.8	99.0	148.5	98.6	100.6
4.2	4.2	4.2	3.1	3.1	3.1	100.0	100.0	100.0	106.6	100.1	99.9
2.3	2.1	2.0	1.5	1.4	1.3	92.2	92.5	95.4	108.2	93.2	93.1
75.3	74.1	73.3	81.1	80.7	80.2	98.5	98.6	98.0	161.0	98.3	99.8
10.2	10.5	11.1	8.0	8.1	8.2	98.9	103.2	104.0	105.4	100.4	101.4
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	95.0	99.7	129.0	111.3	93.9	177.1
0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	102.8	331.2	92.1	81.4	92.0	102.3
0.0	0.0	—	—	—	—	55.6	20.0	皆減	—	—	—
0.7	1.3	1.6	0.4	0.5	1.3	92.2	200.8	118.3	38.1	131.4	236.0
0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	95.6	97.6	97.6	124.8	93.8	93.3
0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	95.5	97.6	95.3	124.5	94.2	93.5
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	103.5	100.0	100.0	190.1	100.0	103.5
—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	皆増	122.5	78.0	77.8
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
—	—	—	—	—	0.0	—	—	—	—	—	皆増
—	—	—	—	—	▲0.0	—	—	—	—	—	皆増
7.0	7.3	7.4	5.5	5.8	5.6	121.8	104.5	100.1	109.4	102.7	97.2
5.8	6.3	6.4	4.6	4.9	4.9	124.5	107.6	100.5	105.7	104.5	100.0
0.9	1.0	0.9	0.8	0.6	0.7	103.7	105.8	92.4	129.3	75.8	113.3
0.9	1.0	0.9	0.8	0.6	0.7	103.5	105.6	92.5	128.6	75.8	113.0
▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	90.5	92.9	99.4	83.3	75.0	86.2
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.2	0.0	0.1	0.1	0.2	—	145.9	14.3	277.7	170.2	232.9	皆減
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.7	100.1	99.1	145.5	98.8	100.4

(2) 負債・資本の部

科目	年度	金 額 (円)					
	平成29	30	令和元	2	3	4(当初予算)	
固定負債	26,506,776,988	26,248,758,382	26,128,102,319	40,562,913,754	39,102,509,360	38,757,924,000	
企業債	25,178,627,096	24,925,060,911	24,685,405,095	39,208,339,020	37,816,332,276	37,506,541,000	
建設改良費等の財源に充てるための企業債	25,178,627,096	24,925,060,911	24,685,405,095	39,208,339,020	37,816,332,276	37,506,541,000	
リース債務	576,000	0	0	0	0	0	
引当金	1,327,573,892	1,323,697,471	1,442,697,224	1,354,574,734	1,286,177,084	1,251,383,000	
退職給付引当金	798,650,093	966,016,041	1,274,134,757	1,343,548,995	1,286,177,084	1,251,383,000	
修繕引当金	528,923,799	357,681,430	168,562,467	11,025,739	0	0	
流動負債	2,484,014,440	2,768,550,776	2,448,034,282	4,085,648,117	4,035,943,678	4,305,166,000	
企業債	1,404,619,543	1,641,459,357	1,730,155,816	3,121,659,919	3,302,306,744	3,355,954,000	
建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,404,619,543	1,641,459,357	1,730,155,816	3,121,659,919	3,302,306,744	3,355,954,000	
リース債務	2,304,000	576,000	0	0	0	0	
未払金	974,802,729	1,022,906,982	611,999,460	837,388,856	623,210,607	825,364,000	
預り金	8,470,168	10,600,437	13,377,006	24,764,342	15,103,327	24,764,000	
引当金	93,818,000	93,008,000	92,502,000	101,835,000	95,323,000	99,084,000	
賞与引当金	93,818,000	93,008,000	92,502,000	101,835,000	95,323,000	99,084,000	
繰延収益	31,526,802,193	31,062,865,626	30,423,820,217	53,797,826,680	53,239,086,763	53,924,646,000	
長期前受金	71,104,551,633	71,741,035,027	72,231,746,272	98,615,600,768	100,890,034,446	104,832,501,000	
国庫補助金	37,328,683,938	37,563,829,850	37,919,529,356	44,925,996,939	45,727,258,245	47,748,262,000	
国庫負担金	6,965,603	6,965,603	6,965,603	6,965,603	6,965,603	6,966,000	
県費補助金	490,955,381	486,942,639	484,551,495	581,710,537	578,886,430	581,686,000	
他会計負担金	—	—	—	14,753,262,142	16,172,064,664	18,049,508,000	
他会計補助金	2,073,461,357	2,058,571,047	2,052,802,425	2,046,654,301	2,039,223,811	2,051,917,000	
工事負担金	13,927,439,873	14,150,063,774	14,225,288,186	14,316,393,175	14,322,363,692	14,382,711,000	
分担金	7,852,673	8,458,168	8,946,248	9,067,021	9,200,341	10,146,000	
補償金	28,970,000	28,970,000	28,970,000	28,970,000	28,970,000	28,970,000	
受贈財産評価額	14,034,139,893	14,212,675,587	14,267,307,144	18,703,123,436	18,750,021,356	18,685,729,000	
受益者負担金	3,195,774,634	3,215,475,269	3,231,215,596	3,239,486,176	3,252,084,091	3,282,635,000	
その他長期前受金	10,308,281	9,083,090	6,170,219	3,971,438	2,996,213	3,971,000	
収益化累計額	▲39,577,749,440	▲40,678,169,401	▲41,807,926,055	▲44,817,774,088	▲47,650,947,683	▲50,907,855,000	
国庫補助金	▲21,741,047,623	▲22,235,110,500	▲22,736,934,146	▲23,602,481,320	▲24,405,473,700	▲25,604,122,000	
国庫負担金	▲2,999,898	▲3,125,272	▲3,250,646	▲3,376,020	▲3,501,395	▲3,626,000	
県費補助金	▲321,518,566	▲328,657,889	▲335,995,732	▲345,252,361	▲352,458,569	▲364,698,000	
他会計負担金	—	—	—	▲1,187,212,134	▲2,322,541,500	▲3,451,456,000	
他会計補助金	▲1,222,975,035	▲1,242,087,107	▲1,272,757,797	▲1,300,852,597	▲1,318,600,137	▲1,354,486,000	
工事負担金	▲6,856,776,675	▲7,100,423,755	▲7,351,033,782	▲7,601,875,724	▲7,856,082,568	▲8,115,846,000	
分担金	▲513,652	▲655,290	▲807,908	▲969,218	▲1,132,753	▲1,318,000	
補償金	▲21,157,123	▲21,678,582	▲22,200,042	▲22,721,502	▲23,242,962	▲23,763,000	
受贈財産評価額	▲7,847,312,310	▲8,127,721,196	▲8,411,444,035	▲9,024,030,803	▲9,581,912,099	▲10,141,904,000	
受益者負担金	▲1,553,655,698	▲1,610,080,881	▲1,667,640,263	▲1,725,229,546	▲1,783,155,599	▲1,842,815,000	
その他長期前受金	▲9,792,860	▲8,628,929	▲5,861,704	▲3,772,863	▲2,846,401	▲3,821,000	
負債合計	60,517,593,621	60,080,174,784	58,999,956,818	98,446,388,551	96,377,539,801	96,987,736,000	
資本金	23,625,486,281	24,200,519,714	24,738,483,115	24,996,994,570	25,497,443,130	25,497,443,000	
剰余金	4,814,115,069	4,777,045,037	4,497,662,991	4,970,921,206	4,998,574,943	4,906,449,000	
資本剰余金	2,765,963,446	2,765,963,446	2,766,033,346	2,997,354,456	3,003,287,536	2,997,917,000	
国庫補助金	954,832,389	954,832,389	954,832,389	954,832,389	954,832,389	954,833,000	
他会計負担金	—	—	—	231,321,110	231,321,110	231,883,000	
受贈財産評価額	1,811,131,057	1,811,131,057	1,811,200,957	1,811,200,957	1,817,134,037	1,811,201,000	
利益剰余金	2,048,151,623	2,011,081,591	1,731,629,645	1,973,566,750	1,995,287,407	1,908,532,000	
建設改良積立金	1,473,118,190	1,473,118,190	1,473,118,190	1,473,118,190	1,473,118,190	1,473,118,000	
当年度末処分利益剰余金	575,033,433	537,963,401	258,511,455	500,448,560	522,169,217	435,414,000	
資本合計	28,439,601,350	28,977,564,751	29,236,146,106	29,967,915,776	30,496,018,073	30,403,892,000	
負債・資本合計	88,957,194,971	89,057,739,535	88,236,102,924	128,414,304,327	126,873,557,874	127,391,628,000	

注1 令和4年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 令和2年度より、公共下水道事業(雨水)に地方公営企業法を適用している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
平成29	30	令和元	2	3	4(予算)	平成29	30	令和元	2	3	4(予算)
29.8	29.5	29.6	31.6	30.8	30.4	98.5	99.0	99.5	155.2	96.4	99.1
28.3	28.0	28.0	30.5	29.8	29.4	98.1	99.0	99.0	158.8	96.4	99.2
28.3	28.0	28.0	30.5	29.8	29.4	98.1	99.0	99.0	158.8	96.4	99.2
0.0	—	—	—	—	—	20.0	皆減	—	—	—	—
1.5	1.5	1.6	1.1	1.0	1.0	106.5	99.7	109.0	93.9	95.0	97.3
0.9	1.1	1.4	1.0	1.0	1.0	111.3	121.0	131.9	105.4	95.7	97.3
0.6	0.4	0.2	0.0	—	—	100.0	67.6	47.1	6.5	皆減	—
2.8	3.1	2.8	3.2	3.2	3.4	114.1	111.5	88.4	166.9	98.8	106.7
1.6	1.8	2.0	2.4	2.6	2.6	99.1	116.9	105.4	180.4	105.8	101.6
1.6	1.8	2.0	2.4	2.6	2.6	99.1	116.9	105.4	180.4	105.8	101.6
0.0	0.0	—	—	—	—	100.0	25.0	皆減	—	—	—
1.1	1.1	0.7	0.7	0.5	0.6	148.2	104.9	59.8	136.8	74.4	132.4
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	113.0	125.2	126.2	185.1	61.0	164.0
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	101.3	99.1	99.5	110.1	93.6	103.9
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	101.3	99.1	99.5	110.1	93.6	103.9
35.4	34.9	34.5	41.9	42.0	42.3	97.7	98.5	97.9	176.8	99.0	101.3
79.9	80.6	81.9	76.8	79.5	82.3	100.6	100.9	100.7	136.5	102.3	103.9
42.0	42.2	43.0	35.0	36.0	37.5	100.7	100.6	100.9	118.5	101.8	104.4
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	99.0	99.2	99.5	120.1	99.5	100.5
—	—	—	11.5	12.7	14.2	—	—	—	皆増	109.6	111.6
2.3	2.3	2.3	1.6	1.6	1.6	100.7	99.3	99.7	99.7	99.6	100.6
15.7	15.9	16.1	11.1	11.3	11.3	100.6	101.6	100.5	100.6	100.0	100.4
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	114.7	107.7	105.8	101.3	101.5	110.3
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15.8	16.0	16.2	14.6	14.8	14.7	100.5	101.3	100.4	131.1	100.3	99.7
3.6	3.6	3.7	2.5	2.6	2.6	100.4	100.6	100.5	100.3	100.4	100.9
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	78.5	88.1	67.9	64.4	75.4	132.5
▲44.5	▲45.7	▲47.4	▲34.9	▲37.6	▲40.0	103.0	102.8	102.8	107.2	106.3	106.8
▲24.4	▲25.0	▲25.8	▲18.4	▲19.2	▲20.1	102.6	102.3	102.3	103.8	103.4	104.9
▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	104.4	104.2	104.0	103.9	103.7	103.6
▲0.4	▲0.4	▲0.4	▲0.3	▲0.3	▲0.3	101.4	102.2	102.2	102.8	102.1	103.5
—	—	—	▲0.9	▲1.8	▲2.7	—	—	—	皆増	195.6	148.6
▲1.4	▲1.4	▲1.4	▲1.0	▲1.0	▲1.1	102.1	101.6	102.5	102.2	101.4	102.7
▲7.7	▲8.0	▲8.3	▲5.9	▲6.2	▲6.4	103.7	103.6	103.5	103.4	103.3	103.3
▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	131.7	127.6	123.3	120.0	116.9	116.4
▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	102.5	102.5	102.4	102.3	102.3	102.2
▲8.8	▲9.1	▲9.5	▲7.0	▲7.6	▲8.0	103.7	103.6	103.5	107.3	106.2	105.8
▲1.7	▲1.8	▲1.9	▲1.3	▲1.4	▲1.4	103.8	103.6	103.6	103.5	103.4	103.3
▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	78.5	88.1	67.9	64.4	75.4	134.2
68.0	67.5	66.9	76.7	76.0	76.1	98.7	99.3	98.2	166.9	97.9	100.6
26.6	27.2	28.0	19.5	20.1	20.0	102.7	102.4	102.2	101.0	102.0	100.0
5.4	5.4	5.1	3.9	3.9	3.9	98.9	99.2	94.2	110.5	100.6	98.2
3.1	3.1	3.1	2.3	2.4	2.4	100.0	100.0	100.0	108.4	100.2	99.8
1.1	1.1	1.1	0.7	0.8	0.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
—	—	—	0.2	0.2	0.2	—	—	—	皆増	100.0	100.2
2.0	2.0	2.1	1.4	1.4	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.3	99.7
2.3	2.3	2.0	1.5	1.6	1.5	97.6	98.2	86.1	114.0	101.1	95.7
1.7	1.7	1.7	1.1	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.6	0.6	0.3	0.4	0.4	0.3	91.8	93.6	48.1	193.6	104.3	83.4
32.0	32.5	33.1	23.3	24.0	23.9	102.1	101.9	100.9	102.5	101.8	99.7
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.7	100.1	99.1	145.5	98.8	100.4

4. 費用構成比較

項目	年度					
	平成29	30	令和元	2	3	4(当初予算)
職員給与費	1,255,327,529 (1,256,249,652)	1,074,582,458 (1,075,464,780)	1,203,900,813 (1,204,909,235)	970,543,229 (971,578,396)	881,662,759 (882,626,942)	902,664,000 (903,655,000)
給料	485,963,038 (485,963,038)	446,251,317 (446,251,317)	452,516,429 (452,516,429)	489,159,754 (489,159,754)	476,706,569 (476,706,569)	447,077,000 (447,077,000)
手当	214,299,088 (215,221,211)	182,908,258 (183,790,580)	188,838,171 (189,846,593)	200,619,401 (201,654,568)	188,944,247 (189,908,430)	182,732,000 (183,723,000)
賞与引当金繰入額	75,842,000 (75,842,000)	72,883,000 (72,883,000)	72,511,000 (72,511,000)	77,455,000 (77,455,000)	72,186,000 (72,186,000)	55,124,000 (55,124,000)
報酬	1,635,600 (1,635,600)	1,635,600 (1,635,600)	1,635,600 (1,635,600)	— (—)	— (—)	— (—)
退職給付費	324,829,553 (324,829,553)	235,319,632 (235,319,632)	350,364,929 (350,364,929)	49,737,519 (49,737,519)	2,522,999 (2,522,999)	73,653,000 (73,653,000)
法定福利費	152,758,250 (152,758,250)	135,584,651 (135,584,651)	138,034,684 (138,034,684)	153,571,555 (153,571,555)	141,302,944 (141,302,944)	144,078,000 (144,078,000)
委託料	962,603,997 (1,039,612,313)	1,102,710,755 (1,190,927,612)	1,272,701,123 (1,387,852,686)	1,345,008,147 (1,479,508,958)	1,290,869,920 (1,419,956,908)	1,317,565,000 (1,449,382,000)
修繕費	496,853,336 (536,601,600)	348,255,852 (389,815,689)	360,747,368 (413,163,258)	442,939,294 (502,987,492)	570,217,769 (628,342,115)	666,221,000 (732,864,000)
動力費	417,271,861 (450,653,609)	446,232,638 (481,931,249)	459,665,107 (500,119,651)	380,447,660 (418,492,425)	350,977,153 (386,074,868)	464,010,000 (510,414,000)
薬品費	234,416,031 (253,169,313)	247,375,044 (267,165,047)	235,955,356 (257,087,956)	242,030,930 (266,233,807)	241,951,850 (266,147,034)	254,335,000 (279,769,000)
資本費	3,904,535,535 (3,904,535,535)	3,831,381,476 (3,831,381,476)	3,838,800,048 (3,838,800,048)	5,920,705,456 (5,920,705,456)	5,709,768,570 (5,709,768,570)	5,637,918,000 (5,637,918,000)
減価償却費	3,360,753,758 (3,360,753,758)	3,326,748,102 (3,326,748,102)	3,370,683,184 (3,370,683,184)	5,172,493,950 (5,172,493,950)	5,024,819,621 (5,024,819,621)	5,006,691,000 (5,006,691,000)
企業債利息	543,781,777 (543,781,777)	504,633,374 (504,633,374)	468,116,864 (468,116,864)	748,211,506 (748,211,506)	684,948,949 (684,948,949)	631,227,000 (631,227,000)
その他経費	287,004,750 (499,675,754)	393,390,844 (509,196,504)	303,645,439 (430,717,839)	423,326,055 (555,528,163)	244,170,855 (366,604,626)	415,110,000 (472,998,000)
合計	7,558,013,039 (7,940,497,776)	7,443,929,067 (7,745,882,357)	7,675,415,254 (8,032,650,673)	9,725,000,771 (10,115,034,697)	9,289,618,876 (9,659,521,063)	9,657,823,000 (9,987,000,000)

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 令和2年度より、公共下水道事業(雨水)に地方公営企業法を適用している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
平成29	30	令和元	2	3	4(予算)	平成29	30	令和元	2	3	4(予算)
16.6	14.4	15.7	10.0	9.5	9.3	101.2	85.6	112.0	80.6	90.8	102.4
(15.8)	(13.9)	(15.0)	(9.6)	(9.1)	(9.0)	(101.2)	(85.6)	(112.0)	(80.6)	(90.8)	(102.4)
6.4	6.0	5.9	5.0	5.1	4.6	102.1	91.8	101.4	108.1	97.5	93.8
(6.1)	(5.8)	(5.6)	(4.8)	(4.9)	(4.5)	(102.1)	(91.8)	(101.4)	(108.1)	(97.5)	(93.8)
2.8	2.5	2.5	2.1	2.0	1.9	103.0	85.4	103.2	106.2	94.2	96.7
(2.7)	(2.4)	(2.4)	(2.0)	(2.0)	(1.8)	(103.0)	(85.4)	(103.3)	(106.2)	(94.2)	(96.7)
1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.6	104.0	96.1	99.5	106.8	93.2	76.4
(1.0)	(0.9)	(0.9)	(0.8)	(0.7)	(0.6)	(104.0)	(96.1)	(99.5)	(106.8)	(93.2)	(76.4)
0.0	0.0	0.0	—	—	—	100.0	100.0	100.0	皆減	—	—
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(—)	(—)	(—)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(皆減)	(—)	(—)
4.3	3.2	4.6	0.5	0.0	0.8	95.2	72.4	148.9	14.2	5.1	2,919.3
(4.1)	(3.0)	(4.4)	(0.5)	(0.0)	(0.7)	(95.2)	(72.4)	(148.9)	(14.2)	(5.1)	(2,919.3)
2.0	1.8	1.8	1.6	1.5	1.5	108.7	88.8	101.8	111.3	92.0	102.0
(1.9)	(1.8)	(1.7)	(1.5)	(1.5)	(1.4)	(108.7)	(88.8)	(101.8)	(111.3)	(92.0)	(102.0)
12.7	14.8	16.6	13.8	13.9	13.6	101.3	114.6	115.4	105.7	96.0	102.1
(13.1)	(15.4)	(17.3)	(14.6)	(14.7)	(14.5)	(101.3)	(114.6)	(116.5)	(106.6)	(96.0)	(102.1)
6.6	4.7	4.7	4.6	6.1	6.9	101.3	70.1	103.6	122.8	128.7	116.8
(6.8)	(5.0)	(5.1)	(5.0)	(6.5)	(7.3)	(101.3)	(72.6)	(106.0)	(121.7)	(124.9)	(116.6)
5.5	6.0	6.0	3.9	3.8	4.8	106.8	106.9	103.0	82.8	92.3	132.2
(5.7)	(6.2)	(6.2)	(4.1)	(4.0)	(5.1)	(106.8)	(106.9)	(103.8)	(83.7)	(92.3)	(132.2)
3.1	3.3	3.1	2.5	2.6	2.6	103.6	105.5	95.4	102.6	100.0	105.1
(3.2)	(3.4)	(3.2)	(2.6)	(2.8)	(2.8)	(103.6)	(105.5)	(96.2)	(103.6)	(100.0)	(105.1)
51.7	51.5	50.0	60.9	61.5	58.4	96.6	98.1	100.2	154.2	96.4	98.7
(49.2)	(49.5)	(47.8)	(58.5)	(59.1)	(56.5)	(96.6)	(98.1)	(100.2)	(154.2)	(96.4)	(98.7)
44.5	44.7	43.9	53.2	54.1	51.8	97.5	99.0	101.3	153.5	97.1	99.6
(42.3)	(42.9)	(42.0)	(51.1)	(52.0)	(50.1)	(97.5)	(99.0)	(101.3)	(153.5)	(97.1)	(99.6)
7.2	6.8	6.1	7.7	7.4	6.5	91.6	92.8	92.8	159.8	91.5	92.2
(6.8)	(6.5)	(5.8)	(7.4)	(7.1)	(6.3)	(91.6)	(92.8)	(92.8)	(159.8)	(91.5)	(92.2)
3.8	5.3	4.0	4.4	2.6	4.3	72.1	137.1	77.2	139.4	57.7	170.0
(6.3)	(6.6)	(5.4)	(5.5)	(3.8)	(4.7)	(78.3)	(101.9)	(84.6)	(129.0)	(66.0)	(129.0)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	97.7	98.5	103.1	126.7	95.5	104.0
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(97.5)	(97.5)	(103.7)	(125.9)	(95.5)	(103.4)

5. 汚水処理原価構成比較

項目	年度		金額								
	平成29		30		令和元		2		3		
	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)	
職員給与費	1,255,327,529 (1,256,249,652)	22.57 (22.59)	1,074,582,458 (1,075,464,780)	19.53 (19.55)	1,203,900,813 (1,204,909,235)	22.15 (22.17)	920,359,816 (921,370,284)	16.93 (16.95)	845,560,100 (846,498,667)	15.68 (15.70)	
給料	485,963,038 (485,963,038)	8.74 (8.74)	446,251,317 (446,251,317)	8.11 (8.11)	452,516,429 (452,516,429)	8.32 (8.32)	467,098,136 (467,098,136)	8.59 (8.59)	457,212,684 (457,212,684)	8.48 (8.48)	
手当	214,299,088 (215,221,211)	3.85 (3.87)	182,908,258 (183,790,580)	3.32 (3.34)	188,838,171 (189,846,593)	3.47 (3.49)	193,183,604 (194,194,072)	3.55 (3.57)	181,269,680 (182,208,247)	3.36 (3.38)	
賞与引当金 繰入額	75,842,000 (75,842,000)	1.36 (1.36)	72,883,000 (72,883,000)	1.32 (1.32)	72,511,000 (72,511,000)	1.33 (1.33)	74,881,000 (74,881,000)	1.38 (1.38)	69,118,263 (69,118,263)	1.28 (1.28)	
報酬	1,635,600 (1,635,600)	0.03 (0.03)	1,635,600 (1,635,600)	0.03 (0.03)	1,635,600 (1,635,600)	0.03 (0.03)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
退職給付費	324,829,553 (324,829,553)	5.84 (5.84)	235,319,632 (235,319,632)	4.28 (4.28)	350,364,929 (350,364,929)	6.45 (6.45)	36,629,224 (36,629,224)	0.67 (0.67)	2,522,999 (2,522,999)	0.05 (0.05)	
法定福利費	152,758,250 (152,758,250)	2.75 (2.75)	135,584,651 (135,584,651)	2.46 (2.46)	138,034,684 (138,034,684)	2.54 (2.54)	148,567,852 (148,567,852)	2.73 (2.73)	135,436,474 (135,436,474)	2.51 (2.51)	
委託料	962,603,997 (1,039,612,313)	17.31 (18.69)	1,102,710,755 (1,190,927,612)	20.04 (21.65)	1,272,701,123 (1,387,852,686)	23.41 (25.53)	1,269,143,101 (1,396,057,408)	23.34 (25.68)	1,186,704,395 (1,305,374,831)	22.01 (24.21)	
修繕費	496,853,336 (536,601,600)	8.93 (9.65)	348,255,852 (389,815,689)	6.33 (7.09)	360,747,368 (413,163,258)	6.64 (7.60)	361,472,365 (413,373,871)	6.65 (7.60)	516,111,506 (568,825,226)	9.57 (10.55)	
動力費	417,271,861 (450,653,609)	7.50 (8.10)	446,232,638 (481,931,249)	8.11 (8.76)	459,665,107 (500,119,651)	8.46 (9.20)	380,447,660 (418,492,425)	7.00 (7.70)	350,977,153 (386,074,868)	6.51 (7.16)	
薬品費	234,416,031 (253,169,313)	4.21 (4.55)	247,375,044 (267,165,047)	4.50 (4.86)	235,955,356 (257,087,956)	4.34 (4.73)	242,030,930 (266,233,807)	4.45 (4.90)	241,951,850 (266,147,034)	4.49 (4.94)	
資本費	減価償却費	3,360,753,758 (3,360,753,758)	60.43 (60.43)	3,326,748,102 (3,326,748,102)	60.47 (60.47)	3,370,683,184 (3,370,683,184)	62.01 (62.01)	3,392,411,773 (3,392,411,773)	62.40 (62.40)	3,355,806,658 (3,355,806,658)	62.24 (62.24)
長期前受金 戻入	▲806,438,479 (▲806,438,479)	▲14.50 (▲14.50)	▲787,996,213 (▲787,996,213)	▲14.32 (▲14.32)	▲781,090,670 (▲781,090,670)	▲14.37 (▲14.37)	▲778,734,898 (▲778,734,898)	▲14.32 (▲14.32)	▲753,231,388 (▲753,231,388)	▲13.97 (▲13.97)	
企業債利息	543,781,777 (543,781,777)	9.78 (9.78)	504,633,374 (504,633,374)	9.17 (9.17)	468,116,864 (468,116,864)	8.61 (8.61)	431,215,082 (431,215,082)	7.93 (7.93)	397,302,093 (397,302,093)	7.37 (7.37)	
小計	3,098,097,056 (3,098,097,056)	55.70 (55.70)	3,043,385,263 (3,043,385,263)	55.32 (55.32)	3,057,709,378 (3,057,709,378)	56.25 (56.25)	3,044,891,957 (3,044,891,957)	56.00 (56.00)	2,999,877,363 (2,999,877,363)	55.64 (55.64)	
一般会計 補助金	▲631,823,947 (▲631,823,947)	▲11.36 (▲11.36)	▲518,026,000 (▲518,026,000)	▲9.42 (▲9.42)	▲527,045,000 (▲527,045,000)	▲9.70 (▲9.70)	▲541,771,000 (▲541,771,000)	▲9.96 (▲9.96)	▲482,384,000 (▲482,384,000)	▲8.95 (▲8.95)	
計	2,466,273,109 (2,466,273,109)	44.34 (44.34)	2,525,359,263 (2,525,359,263)	45.90 (45.90)	2,530,664,378 (2,530,664,378)	46.56 (46.56)	2,503,120,957 (2,503,120,957)	46.04 (46.04)	2,517,493,363 (2,517,493,363)	46.69 (46.69)	
その他経費	262,864,023 (475,217,646)	4.73 (8.54)	332,933,840 (448,686,769)	6.05 (8.16)	265,097,243 (392,046,662)	4.88 (7.21)	240,181,124 (371,209,788)	4.42 (6.83)	191,263,881 (329,373,060)	3.55 (6.11)	
その他経費	281,688,511 (494,042,134)	5.06 (8.88)	392,683,100 (508,436,029)	7.14 (9.24)	300,987,666 (427,937,085)	5.54 (7.87)	265,831,107 (396,859,771)	4.89 (7.30)	202,554,770 (340,663,949)	3.76 (6.32)	
長期前受金 戻入	▲18,824,488 (▲18,824,488)	▲0.34 (▲0.34)	▲59,749,260 (▲59,749,260)	▲1.09 (▲1.09)	▲35,890,423 (▲35,890,423)	▲0.66 (▲0.66)	▲25,649,983 (▲25,649,983)	▲0.47 (▲0.47)	▲11,290,889 (▲11,290,889)	▲0.21 (▲0.21)	
合計 (処理原価)	6,727,433,833 (7,109,601,189)	120.96 (127.83)	6,595,475,850 (6,897,376,409)	119.88 (125.36)	6,855,776,388 (7,212,888,826)	126.12 (132.69)	6,458,526,953 (6,831,629,540)	118.79 (125.65)	6,332,446,248 (6,702,171,049)	117.45 (124.31)	
補助金控除後合計 (処理原価)	6,095,609,886 (6,477,777,242)	109.60 (116.47)	6,077,449,850 (6,379,350,409)	110.46 (115.95)	6,328,731,388 (6,685,843,826)	116.43 (123.00)	5,916,755,953 (6,289,858,540)	108.82 (115.69)	5,850,062,248 (6,219,787,049)	108.50 (115.36)	
1m ³ あたりの 使用料単価	— (—)	107.33 (115.91)	— (—)	107.06 (115.63)	— (—)	107.08 (116.36)	— (—)	104.47 (114.91)	— (—)	104.99 (115.49)	
差益(▲差損)	— (—)	▲13.63 * ▲2.27 (▲11.92) (* ▲0.56)	— (—)	▲12.82 * ▲3.40 (▲9.73) (* ▲0.32)	— (—)	▲19.04 * ▲9.35 (▲16.33) (* ▲6.64)	— (—)	▲14.32 * ▲4.35 (▲10.74) (* ▲0.78)	— (—)	▲12.46 * ▲3.51 (▲8.82) (* 0.13)	
年間有収水量	55,616,359 m ³		55,018,761 m ³		54,358,376 m ³		54,369,674 m ³		53,917,001 m ³		

注1 原価費用＝経常費用(公費負担分を除く)－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価)－長期前受金戻入(うち公費負担分)

注2 1m³あたりの汚水処理原価＝原価費用÷年間有収水量

注3 1m³あたりの使用料単価＝下水道収益÷年間有収水量

注4 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注5 1m³あたりの原価・構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注6 差益(▲差損)の欄中(*)は、補助金控除後合計との差益(▲差損)を示す。

構 成 比 (%)					前 年 度 比 (%)				
平成29	30	令和元	2	3	平成29	30	令和元	2	3
18.7 (17.7)	16.3 (15.6)	17.6 (16.7)	14.3 (13.5)	13.4 (12.6)	101.6 (101.7)	86.5 (86.5)	113.4 (113.4)	76.4 (76.5)	92.6 (92.6)
7.2 (6.8)	6.8 (6.5)	6.6 (6.3)	7.2 (6.8)	7.2 (6.8)	102.6 (102.6)	92.8 (92.8)	102.6 (102.6)	103.2 (103.2)	98.7 (98.7)
3.2 (3.0)	2.8 (2.7)	2.8 (2.6)	3.0 (2.8)	2.9 (2.7)	103.5 (103.5)	86.2 (86.3)	104.5 (104.5)	102.3 (102.3)	94.6 (94.7)
1.1 (1.1)	1.1 (1.1)	1.1 (1.0)	1.2 (1.1)	1.1 (1.0)	103.8 (103.8)	97.1 (97.1)	100.8 (100.8)	103.8 (103.8)	92.8 (92.8)
0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	— (—)	— (—)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	皆減 (皆減)	— (—)
4.8 (4.6)	3.6 (3.4)	5.1 (4.9)	0.6 (0.5)	0.0 (0.0)	95.6 (95.6)	73.3 (73.3)	150.7 (150.7)	10.4 (10.4)	7.5 (7.5)
2.3 (2.2)	2.1 (2.0)	2.0 (1.9)	2.3 (2.2)	2.1 (2.0)	109.1 (109.1)	89.5 (89.5)	103.3 (103.3)	107.5 (107.5)	91.9 (91.9)
14.3 (14.6)	16.7 (17.3)	18.6 (19.2)	19.6 (20.4)	18.7 (19.5)	101.7 (101.7)	115.8 (115.8)	116.8 (117.9)	99.7 (100.6)	94.3 (94.3)
7.4 (7.5)	5.3 (5.7)	5.3 (5.7)	5.6 (6.0)	8.1 (8.5)	101.6 (101.7)	70.9 (73.5)	104.9 (107.2)	100.2 (100.0)	143.9 (138.8)
6.2 (6.3)	6.8 (7.0)	6.7 (6.9)	5.9 (6.1)	5.5 (5.8)	107.1 (107.1)	108.1 (108.1)	104.3 (105.0)	82.7 (83.7)	93.0 (93.0)
3.5 (3.6)	3.8 (3.9)	3.4 (3.6)	3.7 (3.9)	3.8 (4.0)	104.0 (104.1)	106.9 (106.8)	96.4 (97.3)	102.5 (103.6)	100.9 (100.8)
50.0 (47.3)	50.4 (48.2)	49.2 (46.7)	52.5 (49.7)	53.0 (50.1)	97.9 (97.9)	100.1 (100.1)	102.5 (102.5)	100.6 (100.6)	99.7 (99.7)
▲12.0 (▲11.3)	▲11.9 (▲11.4)	▲11.4 (▲10.8)	▲12.1 (▲11.4)	▲11.9 (▲11.2)	95.8 (95.8)	98.8 (98.8)	100.3 (100.3)	99.7 (99.7)	97.6 (97.6)
8.1 (7.7)	7.6 (7.3)	6.8 (6.5)	6.7 (6.3)	6.3 (5.9)	92.0 (92.0)	93.8 (93.8)	93.9 (93.9)	92.1 (92.1)	92.9 (92.9)
46.0 (43.6)	46.1 (44.1)	44.6 (42.4)	47.1 (44.6)	47.4 (44.8)	97.4 (97.4)	99.3 (99.3)	101.7 (101.7)	99.6 (99.6)	99.4 (99.4)
▲9.4 (▲8.9)	▲7.9 (▲7.5)	▲7.7 (▲7.3)	▲8.4 (▲7.9)	▲7.6 (▲7.2)	85.3 (85.3)	82.9 (82.9)	103.0 (103.0)	102.7 (102.7)	89.9 (89.9)
36.7 (34.7)	38.3 (36.6)	36.9 (35.1)	38.8 (36.6)	39.8 (37.6)	101.0 (101.0)	103.5 (103.5)	101.4 (101.4)	98.9 (98.9)	101.4 (101.4)
3.9 (6.7)	5.0 (6.5)	3.9 (5.4)	3.7 (5.4)	3.0 (4.9)	68.3 (76.1)	127.9 (95.6)	80.7 (88.4)	90.6 (94.7)	80.3 (89.5)
4.2 (6.9)	6.0 (7.4)	4.4 (5.9)	4.1 (5.8)	3.2 (5.1)	72.3 (78.7)	141.1 (104.1)	77.6 (85.2)	88.3 (92.8)	76.9 (86.6)
▲0.3 (▲0.3)	▲0.9 (▲0.9)	▲0.5 (▲0.5)	▲0.4 (▲0.4)	▲0.2 (▲0.2)	485.7 (485.7)	320.6 (320.6)	60.6 (60.6)	71.2 (71.2)	44.7 (44.7)
100.0 (100.0)	98.2 (98.0)	99.1 (98.1)	105.2 (105.8)	94.2 (94.7)	98.9 (98.9)				
90.6 (91.1)	92.1 (92.5)	92.3 (92.7)	91.6 (92.1)	92.4 (92.8)	99.7 (99.4)	100.8 (99.6)	105.4 (106.1)	93.5 (94.1)	99.7 (99.7)
—	—	—	—	—	100.0 (100.0)	99.7 (99.8)	100.0 (100.6)	97.6 (98.8)	100.5 (100.5)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	99.6	98.9	98.8	100.0	99.2

6. 経営分析

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
負荷率	%	80.47	76.72	60.50	64.34	63.42	$= \frac{165,698}{261,254} \times 100$	$\frac{1}{1}$ 日平均処理水量 $\times 100$ $\frac{1}{1}$ 日最大処理水量
施設利用率	%	75.54	74.45	74.07	75.71	81.71	$= \frac{165,698}{202,800} \times 100$	$\frac{1}{1}$ 日平均処理水量 $\times 100$ $\frac{1}{1}$ 日処理能力
最大稼働率	%	93.87	97.05	122.43	117.68	128.82	$= \frac{261,254}{202,800} \times 100$	$\frac{1}{1}$ 日最大処理水量 $\times 100$ $\frac{1}{1}$ 日処理能力
污水管使用効率	m ³ /m	28.31	27.74	27.61	27.95	27.46	$= \frac{60,479,876}{2,202,400}$	年間総処理水量 污水管延長
固定資産使用効率 (雨水に係る分を除く)	m ³ /万円	7.42	7.32	7.38	7.78	7.56	$= \frac{60,479,876}{7,995,712}$	年間総処理水量 有形固定資産
職員1人当たり 処理人口 (雨水に係る分を除く)	人	3,832	3,962	4,061	3,798	3,910	$= \frac{461,400}{118}$	処理人口 損益勘定所属職員数
職員1人当たり 有収水量 (雨水に係る分を除く)	m ³	459,639	470,246	476,828	445,653	456,924	$= \frac{53,917,001}{118}$	年間総有収水量 損益勘定所属職員数
職員1人当たり 営業収益	千円	49,610	50,641	51,334	50,659	50,369	$= \frac{6,144,989}{122}$	営業収益 損益勘定所属職員数

7. 経営指標

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
経常収支比率	%	107.65	107.23	103.38	106.42	105.44	$= \frac{9,791,830,000}{9,286,984,000} \times 100$	営業収益 + 営業外収益 $\times 100$ 営業費用 + 営業外費用
経費回収率	%	99.11	98.18	93.23	97.02	97.44	$= \frac{5,660,635,000}{5,809,358,000} \times 100$	使用料収入 $\times 100$ 汚水処理費用
有形固定資産 減価償却率	%	53.91	54.89	55.95	46.63	48.14	$= \frac{106,361,637,000}{220,955,067,000} \times 100$	減価償却累計額 $\times 100$ 償却資産帳簿原価
管渠老朽化率	%	4.81	5.35	5.26	6.07	9.69	$= \frac{238.95}{2,467.00} \times 100$	法定耐用年数を経過した管渠延長 下水道布設延長 $\times 100$
管渠改善率	%	0.19	0.26	0.27	0.27	0.31	$= \frac{7.54}{2,467.00} \times 100$	改善(更新・改良・修繕)管渠延長 下水道布設延長 $\times 100$

8. 財務分析

(1) 構成比率

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
固定資産構成比率	%	93.02	92.71	92.64	94.47	94.25	$= \frac{119,576,940,272}{126,873,557,874} \times 100$	固定資産 $\times 100$ 固定資産 + 流動資産 + 繰延資産
固定負債構成比率	%	29.80	29.47	29.61	31.59	30.82	$= \frac{39,102,509,360}{126,873,557,874} \times 100$	固定負債 $\times 100$ 負債資本合計
自己資本構成比率	%	67.41	67.42	67.61	65.23	66.00	$= \frac{83,735,104,836}{126,873,557,874} \times 100$	資本 + 繰延収益 $\times 100$ 負債資本合計

(2) 財務比率

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
固定資産対 長期資本比率	%	95.69	95.69	95.28	97.57	97.35	$= \frac{119,576,940,272}{122,837,614,196} \times 100$	固定資産 $\times 100$ 資本 + 繰延収益 + 固定負債
固定比率	%	137.99	137.52	137.01	144.82	142.80	$= \frac{119,576,940,272}{83,735,104,836} \times 100$	固定資産 $\times 100$ 資本 + 繰延収益
流動比率	%	249.96	234.34	265.37	173.91	180.79	$= \frac{7,296,617,602}{4,035,943,678} \times 100$	流動資産 $\times 100$ 流動負債
当座比率	%	242.00	233.16	262.03	170.59	173.13	$= \frac{6,987,373,744}{4,035,943,678} \times 100$	現金・預金 + (未収金 - 貸倒引当金) $\times 100$ 流動負債
現金比率	%	208.86	201.71	229.17	145.15	153.60	$= \frac{6,199,410,948}{4,035,943,678} \times 100$	現金・預金 $\times 100$ 流動負債

(3) 回転率

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
総資本回転率	回	0.07	0.07	0.07	0.06	0.05	$= \frac{6,144,988,975}{127,643,931,101}$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計})/2}$
自己資本回転率	回	0.10	0.10	0.10	0.09	0.07	$= \frac{6,144,988,975}{83,750,423,646}$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本})/2}$
固定資産回転率	回	0.07	0.07	0.07	0.06	0.05	$= \frac{6,144,988,975}{120,442,874,228}$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産})/2}$
流動資産回転率	回	1.06	0.93	0.90	0.94	0.85	$= \frac{6,144,988,975}{7,201,056,873}$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産})/2}$
未収金回転率	回	7.31	6.90	6.89	6.85	6.66	$= \frac{6,144,988,975}{922,023,534}$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金})/2}$
減価償却率	%	4.11	4.11	4.21	4.24	4.19	$= \frac{5,024,819,621}{119,917,238,279} \times 100$	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{建設仮勘定} - \text{電話加入権} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$

※ 自己資本＝資本＋繰延収益

(4) 収益率

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
総資本利益率	%	0.65	0.60	0.29	0.46	0.41	$= \frac{522,169,217}{127,643,931,101} \times 100$	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計})/2} \times 100$
総収益対総費用比率	%	107.61	107.23	103.37	105.15	105.62	$= \frac{9,811,788,093}{9,289,618,876} \times 100$	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
営業収益対 営業費用比率	%	85.71	85.49	81.33	72.39	71.64	$= \frac{6,144,988,975}{8,577,662,112} \times 100$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$

(5) その他

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
利子負担率	%	2.05	1.90	1.77	1.77	1.67	$= \frac{684,948,949}{41,118,639,020} \times 100$	$\frac{\text{支払利息}}{\text{有利子負債}} \times 100$
企業債償還元金対 減価償却費比率 (雨水に係る分を除く)	%	83.04	85.82	85.49	88.39	89.46	$= \frac{1,760,330,729}{1,967,790,378} \times 100$	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{減価償却費} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$
企業債償還元金対 料金収入比率 (雨水に係る分を除く)	%	26.56	26.79	28.20	30.46	31.10	$= \frac{1,760,330,729}{5,660,634,584} \times 100$	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{下水道収益}} \times 100$
企業債利息対 料金収入比率 (雨水に係る分を除く)	%	9.11	8.57	8.04	7.59	7.02	$= \frac{397,302,093}{5,660,634,584} \times 100$	$\frac{\text{企業債利息}}{\text{下水道収益}} \times 100$
企業債元利償還元 対料金収入比率 (雨水に係る分を除く)	%	35.67	35.36	36.24	38.05	38.12	$= \frac{2,157,632,822}{5,660,634,584} \times 100$	$\frac{\text{企業債元利償還元金}}{\text{下水道収益}} \times 100$
職員給与費対 料金収入比率 (雨水に係る分を除く)	%	21.03	18.24	20.68	16.20	14.94	$= \frac{845,560,100}{5,660,634,584} \times 100$	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{下水道収益}} \times 100$
累積欠損金比率	%	—	—	—	—	—	$= \frac{0}{6,144,988,975} \times 100$	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
不良債務比率	%	—	—	—	—	—	$= \frac{0}{6,144,988,975} \times 100$	$\frac{(\text{流動負債} - \text{建設改良費等の財源に充てた企業債等}) - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$

9. 企業債に関する調べ

(単位：円)

項 目	金 額	事 業 区 分		
		汚 水	雨 水	
1. 令和2年度末 残高 (A)	42,329,998,939	26,071,305,095	16,258,693,844	
2. 令和3年度 借入額 (B)	1,910,300,000	1,555,500,000	354,800,000	
3. 令和3年度 償還額 (C)	3,121,659,919	1,760,330,729	1,361,329,190	
4. 令和3年度末 残高 (D) = (A) + (B) - (C)	41,118,639,020	25,866,474,366	15,252,164,654	
5. (D)の借入先内訳	財 務 省	13,864,232,833	7,174,677,730	6,689,555,103
	郵便貯金・簡易生命 保険管理機構	6,445,207,386	2,894,570,838	3,550,636,548
	地方公共団体 金融機構	20,325,374,901	15,797,225,798	4,528,149,103
	鹿児島銀行	483,823,900	0	483,823,900
6. (D)の利率別内訳	(1) 1.0%未満	11,046,352,709	8,292,015,036	2,754,337,673
	(2) 1.0%以上 2.0%未満	12,364,453,090	8,454,969,486	3,909,483,604
	(3) 2.0%以上 3.0%未満	16,702,316,692	8,620,841,229	8,081,475,463
	(4) 3.0%以上 4.0%未満	567,667,383	238,773,553	328,893,830
	(5) 4.0%以上 5.0%未満	437,849,146	259,875,062	177,974,084

第7章 料金制度等

1. 下水道使用料の変遷

【昭和30年4月1日制定】

区 分	内 容	金 額
第 一 種 (多量の汚水を 排出するもの)	(イ) 銀行、会社、工場、事務所その他これに類するもので世帯でないもの 1か月人員1人について	10円
	(ロ) 官公署、学校、幼稚園、劇場、寄席、映画館その他これに類するもの 1か月職員・生徒の数又は定員50人及びその端数ごとに	200円
	(ハ) 公衆浴場業 1か月営業用家屋1㎡につき ただし、営業時間1日12時間を超えるとときは5割増とする。	12円
	(ニ) 工場廃液その他特に処理を要するものについては、その性質濃度を 参酌して、汚水量10㎡又はその端数ごとに50円の範囲内で使用料 を増徴する。	
第 二 種 (前各種に該当 しないもの)	1か月人員につき ただし、次の職業に従事するときは、その従事人員に対する使用料 は各倍額を徴収する。 病院、旅館、飲食店、バー、理美容業、醸造業、百貨店、駅その他 必要と認めるもの	30円

【昭和35年4月1日改正】

汚水の種別	排除汚水量（1㎡未満は1㎡として計算）	金 額
一 般 汚 水	100㎡までは 1㎡について	10円
	101㎡以上 500㎡までは //	8円
	501㎡以上 1,000㎡までは //	6円
	1,001㎡以上は //	4円
公衆浴場汚水	1㎡について	2円
工場廃液その他 特に処理費用 を要する汚水	前各号によって算出された使用料の3倍以内において定める。	

【改定 昭和44年6月1日〔改定率:68.8%〕】

汚水の種別	排除汚水量（1㎡未満は1㎡として計算）	金 額
一 般 汚 水	50㎡までは 1㎡について	16円
	51㎡以上 100㎡までは //	17円
	101㎡以上 500㎡までは //	14円
	501㎡以上 1,000㎡までは //	12円
	1,001㎡以上は //	8円
公衆浴場汚水	1㎡について	4円
工場廃液その他 特に処理費用 を要する汚水	前各号によって算出された使用料の3倍以内において定める。	

【改定 昭和47年8月1日】

工場廃液	<p>ア. 排除汚水の濃度200までは排除汚水量 1 m³について24円</p> <p>イ. 排除汚水の濃度200を超えるものについては、濃度100(濃度100未満の端数は100とする。)増加するごとに排除汚水量 1 m³について 5 円を加算する。</p> <p>ウ. 化学的酸素要求量(COD)の数値が生物化学的酸素要求量(BOD)の数値を上回る場合又はその他の物質で特に処理費用を要する場合には、管理者が別に定める算式によるものとする。</p>
------	---

【改定 昭和50年12月1日〔改定率:下水道使用料 166.34%〕】

用 途	排 除 汚 水 量	1 m ³ 当たりの単価
一 般 用	30m ³ まで	28円
	30m ³ を超え 40m ³ まで	30円
	40m ³ を超え 50m ³ まで	32円
	50m ³ を超え 100m ³ まで	35円
	100m ³ を超え 500m ³ まで	47円
	500m ³ を超え 1,000m ³ まで	48円
	1,000m ³ を超えるもの	49円
公衆浴場用	—————	4円
<p>〔水質料金〕</p> <p>1か月の排除汚水量が500m³を超える特定事業場に係る使用料については、排除汚水の濃度300までのものにあつては、排除汚水量 1 m³について49円とし、排除汚水の濃度300を超えるものにあつては、濃度100(濃度100未満の端数は100とする。)増加するごとに排除汚水量 1 m³について 10円を加算する。</p> <p>(備考) 排除汚水の濃度(F)は次の算出した数値とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">F = B + S</p> <p style="margin-left: 40px;">B : 排除汚水の生物化学的酸素要求量 (単位 : 1 lにつき5日間mg)</p> <p style="margin-left: 40px;">S : 排除汚水の浮遊物質質量 (単位 : 1 lにつきmg)</p>		

【改定 昭和55年10月1日〔改定率:下水道使用料 87.49%〕】

用 途	汚 水 種 別	基 本 料 金		従 量 料 金	
		排除汚水量	金額	排 除 汚 水 量	金 額
一般用	第1種	10m ³ までの分	390円	10m ³ を超え 30m ³ までの分	1 m ³ について 50円
				30m ³ を超え 50m ³ までの分	65円
				50m ³ を超え 100m ³ までの分	75円
	第2種	10m ³ までの分	490円	100m ³ を超え 200m ³ までの分	95円
				200m ³ を超え 500m ³ までの分	105円
				500m ³ を超え 1,000m ³ までの分	110円
			1,000m ³ を超える分	115円	
公衆浴場用	第1種	10m ³ までの分	390円	10m ³ を超える分	1 m ³ について 5円
	第2種	10m ³ までの分	490円		

- (備考) 1 第1種とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。
- 2 第2種とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。
- 3 排除汚水の濃度が200を超え、1か月の排除汚水量が500m³を超えるものは、汚水の濃度に応じ下表の額(水質料金)を加算して徴収する。

汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)	汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)
200を超え300まで	15円	700を超え 800まで	90円
300を超え400まで	30円	800を超え 900まで	105円
400を超え500まで	45円	900を超え1,000まで	120円
500を超え600まで	60円	1,000を超え1,100まで	135円
600を超え700まで	75円	1,100を超えるもの	150円

【改定 昭和59年9月1日〔改定率:下水道使用料 42.53%〕】

用途	汚水種別	基本料金	従量料金		
			排除汚水量	金額	
一般用	第1種	330円	10m ³ までの分	1m ³ について	30円
			10m ³ を超え 30m ³ までの分	〃	65円
			30m ³ を超え 50m ³ までの分	〃	100円
	50m ³ を超え 100m ³ までの分		〃	105円	
	100m ³ を超え 200m ³ までの分		〃	135円	
	200m ³ を超え 500m ³ までの分		〃	150円	
第2種	420円	500m ³ を超え 1,000m ³ までの分	〃	155円	
		1,000m ³ を超える分	〃	165円	
公衆浴場用	第1種	330円	1m ³ について		6円
	第2種	420円			

- (備考) 1 第1種とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。
- 2 第2種とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。
- 3 排除汚水の濃度が300を超えるものは、汚水の濃度に応じ下表の額(水質料金)を加算して徴収する。

汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)	汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)
300を超え400まで	15円	800を超え 900まで	90円
400を超え500まで	30円	900を超え1,000まで	105円
500を超え600まで	45円	1,000を超え1,100まで	120円
600を超え700まで	60円	1,100を超えるもの	135円
700を超え800まで	75円		

【改定 平成7年1月1日〔改定率：下水道使用料 12.13% (税込改定率 15.49%), 消費税 3%を転嫁)】

用途	汚水種別	基本料金	従量料金		
			排除汚水量	金額	
一般用	第1種	350円	10m ³ までの分	1 m ³ について	35円
			10m ³ を超え 30m ³ までの分	〃	75円
			30m ³ を超え 50m ³ までの分	〃	110円
			50m ³ を超え 100m ³ までの分	〃	115円
	第2種	440円	100m ³ を超え 200m ³ までの分	〃	150円
			200m ³ を超え 500m ³ までの分	〃	165円
			500m ³ を超え 1,000m ³ までの分	〃	175円
			1,000m ³ を超える分	〃	185円
公衆浴場用	第1種	350円	1 m ³ について		7円
	第2種	440円			

- (備考) 1 第1種とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。
 2 第2種とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。
 3 排除汚水の濃度が300を超えるものは、汚水の濃度に応じ下表の額（水質料金）を加算して徴収する。

汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)	汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)
300を超え400まで	17円	800を超え 900まで	102円
400を超え500まで	34円	900を超え1,000まで	119円
500を超え600まで	51円	1,000を超え1,100まで	136円
600を超え700まで	68円	1,100を超えるもの	153円
700を超え800まで	85円		

【平成9年4月1日 消費税 5%を転嫁】

【改定 平成12年4月1日〔改定率：下水道使用料 15.59%〕】

用途	汚水種別	基本料金	従量料金		
			排除汚水量	金額	
一般用	第1種	390円	10m ³ までの分	1 m ³ について	41円
			10m ³ を超え 30m ³ までの分	〃	87円
			30m ³ を超え 50m ³ までの分	〃	128円
			50m ³ を超え 100m ³ までの分	〃	134円
	第2種	490円	100m ³ を超え 200m ³ までの分	〃	175円
			200m ³ を超え 500m ³ までの分	〃	192円
			500m ³ を超え 1,000m ³ までの分	〃	204円
			1,000m ³ を超える分	〃	215円
公衆浴場用	第1種	390円	1 m ³ について		8円
	第2種	490円			

- (備考) 1 第1種とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。
- 2 第2種とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。
- 3 排除汚水の濃度が300を超えるものは、汚水の濃度に応じ下表の額（水質料金）を加算して徴収する。

汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)	汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)
300を超え400まで	17円	800を超え 900まで	102円
400を超え500まで	34円	900を超え1,000まで	119円
500を超え600まで	51円	1,000を超え1,100まで	136円
600を超え700まで	68円	1,100を超えるもの	153円
700を超え800まで	85円		

【平成26年4月1日 消費税8%を転嫁】

現行料金に係る注記

注1 使用料は、1か月について上表に定める用途及び汚水種別の区分に従い、基本料金と、排除汚水量に応じて算出した従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）である。

注2 水質料金については、備考3の表で定める汚水の濃度の区分に従い排除汚水量に応じて算出した金額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を注1の使用量に加算する。

注3 月の中途において、公共下水道の使用を開始・廃止等したときの基本料金は、日割りにより算定する。

【令和元年10月1日 消費税10%を転嫁】

現行料金に係る注記

注1 使用料は、1か月について上表に定める用途及び汚水種別の区分に従い、基本料金と、排除汚水量に応じて算出した従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）である。

注2 水質料金については、備考3の表で定める汚水の濃度の区分に従い排除汚水量に応じて算出した金額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を注1の使用量に加算する。

注3 月の中途において、公共下水道の使用を開始・廃止等したときの基本料金は、日割りにより算定する。

2. 受益者負担金

- (1) 条例制度 鹿児島市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和47年7月1日施行）
- (2) 負担金額 土地面積1m²当たり131円（坪当たり約433円）
- (3) 納付方法 5年（年4回）の分割払い又は一括納付

3. 区域外流入分担金

- (1) 条例制度 鹿児島市公共下水道事業区域外流入分担金条例（平成21年4月1日施行）
- (2) 分担金額 土地面積1m²当たり131円（坪当たり約433円）
- (3) 納付方法 一括納付

第4編 工業用水道事業

第1章 総説

1. 沿革

喜入町では、若者が定着し、活力ある町づくりの一策として、町有林の一部に一倉工業団地の造成を行い、企業誘致の施策として、低廉豊富な工業用水を提供する目的で、昭和60年度にボーリング調査を行い、水源を確保した。昭和61年度には、工業用水道事業の届出書を通商産業大臣（現：経済産業大臣）に提出した。その届出書に基づいて、一般会計（町）の予算と鹿児島県からの補助金（工業団地基盤整備事業費補助金）で工業用水道施設の建設を開始し、昭和63年12月に工事が完了し、平成元年4月1日給水を開始した。給水開始当初の施設能力は、1,680 m³/日であり、契約水量は、給水開始当初は、330 m³/日であった。

※平成16年11月1日の本市と喜入町との合併に伴い、本市水道局の工業用水道事業となった。

2. 令和3年度事業概要

（総括）

工業用水道事業においては、一倉工業団地などの給水事業所への安定的な給水に努めた。

（業務量）

本年度末の給水事業所数は4箇所、前年度と同数、年間契約水量は22万2,650 m³で、前年度に比べて3万6,500 m³（19.61%）の増、年間総給水量及び年間総有収水量は23万4,827 m³で、前年度に比べて5万5,825 m³（31.19%）の増となった。

なお、有収率は100%となった。

（経営状況）

決算の結果、総収益は1,066万70円、総費用は678万3,585円となり、387万6,485円の純利益が生じた。この純利益が当年度未処分利益剰余金となった。

総収益は、営業収益の給水収益が増加したことなどから、前年度に比べて220万3,799円（26.06%）の増となった。

総費用は、原水及び浄水費が増加したことなどから、前年度に比べて102万8,671円（17.87%）の増となった。

第2章 給水

1. 事業の推移

項目 \ 年度		平成24	25	26	27	28
		単位				
給水事業所数	箇所	4	4	4	4	4
給水件数	件	4	4	4	4	4
年間契約水量	m ³	284,700	248,200	248,200	193,980	175,200
年間総給水量	m ³	204,584	212,929	186,695	133,876	137,315
1日平均給水量	m ³	561	583	511	366	376
年間総有収水量	m ³	204,584	212,929	186,695	133,876	137,315
年間総超過水量	m ³	1,089	3,826	1,823	843	1,401
施設能力	m ³ /日	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
配水池容量	m ³	300	300	300	300	300
配水管延長	m	1,413	1,413	1,413	1,413	1,413

2. 給水件数・給水量

項目 \ 月		4	5	6	7	8
		単位				
給水事業所数	箇所	4	4	4	4	4
給水件数	件	4	4	4	4	4
契約水量	m ³	18,300	18,910	18,300	18,910	18,910
給水量	m ³	18,979	16,659	19,107	20,887	19,296
1日平均給水量	m ³	633	537	637	674	622
有収水量	m ³	18,979	16,659	19,107	20,887	19,296
超過水量	m ³	1,525	0	1,648	2,837	1,253

29	30	令和元	2	3	4 (当初予算)
4	4	4	4	4	4
4	4	4	4	4	—
175,200	175,200	175,680	186,150	222,650	222,650
140,774	138,946	155,703	179,002	234,827	200,200
386	381	425	490	643	550
140,774	138,946	155,703	179,002	234,827	200,200
981	858	5,150	15,332	26,505	—
1,680	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
300	300	300	300	300	—
1,413	1,413	1,413	1,413	1,413	—

9	10	11	12	1	2	3	計
4	4	4	4	4	4	4	—
4	4	4	4	4	4	4	—
18,300	18,910	18,300	18,910	18,910	17,080	18,910	222,650
20,936	19,450	18,918	21,211	19,280	18,900	21,204	234,827
698	627	631	684	622	675	684	643
20,936	19,450	18,918	21,211	19,280	18,900	21,204	234,827
3,467	1,373	1,580	3,623	2,050	3,856	3,293	26,505

第3章 業 務

1. 工業用水道料金調定状況

(単位：件, 円)

年度	項目	納 付 制	
		件 数	金 額
平成29		48	6,693,543
30		48	6,684,643
令和元		48	7,067,282
2		48	8,296,734
3		48	10,525,431

注 平成27年度より消費税の免税事業者となっている。

2. 電力使用状況

年度	施設名 項目	一倉工水水源地	
		電力使用量 (kWh)	電力料 (円)
平成29		99,659	2,232,952
30		101,720	2,380,906
令和元		111,494	2,565,258
2		116,880	2,513,496
3		149,516	3,264,407

3. 水質検査結果表

項目	単位	系統
		一倉工業用水 (地下水)
水 温	℃	18.1
濁 度	度	0.1未満
pH 値	—	6.4

第4章 施設の概要

1. 施設概要

所在地 鹿兒島市喜入一倉町
 主要施設 一倉工水水源地
 施設能力 1,680 m³/日
 配水池 300 m³ (RC造)
 送水管 1,685 m
 配水管 1,413 m

2. 送・配水管布設状況

(1) 送水管

管種 口径	ダクタイル 鋳鉄管				硬質塩化ビニル管					
	2年度末 総延長	3年度			3年度末 総延長	2年度末 総延長	3年度			3年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
30mm										
40mm										
50mm										
75mm										
100mm										
125mm										
150mm	170.0				170.0	1,515.0				1,515.0
200mm										
250mm										
300mm										
400mm										
500mm										
600mm										
700mm										
1000mm										
計	170.0				170.0	1,515.0				1,515.0

(2) 配水管

管種 口径	ダクタイル 鋳鉄管				硬質塩化ビニル管					
	2年度末 総延長	3年度			3年度末 総延長	2年度末 総延長	3年度			3年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
13mm										
16mm										
20mm										
25mm										
30mm										
40mm										
50mm										
75mm						1,343.0				1,343.0
100mm										
150mm										
200mm	70.0				70.0					
250mm										
300mm										
400mm										
450mm										
500mm										
600mm										
700mm										
800mm										
900mm										
1000mm										
計	70.0				70.0	1,343.0				1,343.0

第5章 財務

1. 損益計算比較

科目	年度	金額 (円)					
		平成29	30	令和元	2	3	4(当初予算)
収入		6,898,783	6,903,591	7,266,215	8,456,271	10,660,070	8,702,000
営業収益		6,693,543	6,684,643	7,067,282	8,296,734	10,525,431	8,572,000
給水収益		6,693,543	6,684,643	7,067,282	8,296,734	10,525,431	8,572,000
営業外収益		205,240	218,948	198,933	159,537	134,639	130,000
受取利息		82,378	57,351	76,071	36,675	11,776	8,000
長期前受金戻入		122,862	161,557	122,862	122,862	122,863	122,000
雑収益		0	40	0	0	0	0
支出		6,073,675	6,399,017	6,027,602	5,754,914	6,783,585	8,500,000
営業費用		6,073,675	6,399,017	6,027,602	5,754,914	6,783,585	8,400,000
原水及び浄水費		3,940,655	4,458,848	4,243,258	3,980,839	5,272,549	6,872,000
業務費		10,548	10,608	10,740	10,824	10,824	12,000
総係費		93,852	99,177	101,833	93,446	127,114	141,000
減価償却費		2,028,620	1,671,771	1,671,771	1,669,805	1,373,098	1,375,000
資産減耗費		0	158,613	0	0	0	0
営業外費用		0	0	0	0	0	0
特別損失		0	0	0	0	0	0
予備費		—	—	—	—	—	100,000
当年度純利益		825,108	504,574	1,238,613	2,701,357	3,876,485	202,000
▲ 当年度純損失							
当年度経常利益		825,108	504,574	1,238,613	2,701,357	3,876,485	302,000
▲ 当年度経常損失							

注1 消費税の免税事業者であることから、会計処理を税込方式によっている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

2. 資本的収支比較

科目	年度	金額 (円)					
		平成29	30	令和元	2	3	4(当初予算)
収入		0	0	0	0	0	0
支出		0	0	0	0	0	0
建設改良費		0	0	0	0	0	0
建設改良事業費		0	0	0	0	0	0
収支差引		0	0	0	0	0	0
補填財源							
損益勘定留保資金		0	0	0	0	0	0
建設改良積立金		0	0	0	0	0	0
資本的収支調整額		0	0	0	0	0	0
繰越工事資金		0	0	0	0	0	0

注1 消費税の免税事業者であることから、会計処理を税込方式によっている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
平成29	30	令和元	2	3	4(予算)	平成29	30	令和元	2	3	4(予算)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.0	100.1	105.3	116.4	126.1	81.6
97.0	96.8	97.3	98.1	98.7	98.5	99.5	99.9	105.7	117.4	126.9	81.4
97.0	96.8	97.3	98.1	98.7	98.5	99.5	99.9	105.7	117.4	126.9	81.4
3.0	3.2	2.7	1.9	1.3	1.5	83.7	106.7	90.9	80.2	84.4	96.6
1.2	0.8	1.0	0.4	0.1	0.1	67.3	69.6	132.6	48.2	32.1	67.9
1.8	2.3	1.7	1.5	1.2	1.4	100.0	131.5	76.0	100.0	100.0	99.3
—	0.0	—	—	—	—	—	皆増	皆減	—	—	—
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	95.3	105.4	94.2	95.5	117.9	125.3
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.8	95.3	105.4	94.2	95.5	117.9	123.8
64.9	69.7	70.4	69.2	77.7	80.8	135.8	113.1	95.2	93.8	132.4	130.3
0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	100.0	100.6	101.2	100.8	100.0	110.9
1.5	1.5	1.7	1.6	1.9	1.7	99.5	105.7	102.7	91.8	136.0	110.9
33.4	26.1	27.7	29.0	20.2	16.2	60.2	82.4	100.0	99.9	82.2	100.1
—	2.5	—	—	—	—	—	皆増	皆減	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	1.2	—	—	—	—	—	皆増
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
平成29	30	令和元	2	3	4(予算)	平成29	30	令和元	2	3	4(予算)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 貸借対照比較

(1) 資産の部

科目	年度	金 額 (円)					
		平成29	30	令和元	2	3	4(当初予算)
固定資産		42,228,235	40,397,851	38,726,080	37,056,275	35,683,177	34,306,000
有形固定資産		42,228,235	40,397,851	38,726,080	37,056,275	35,683,177	34,306,000
建物		7,620,599	7,385,378	7,150,157	6,914,936	6,679,715	6,443,000
構築物		29,918,962	28,877,632	27,836,302	26,795,165	25,783,800	24,771,000
機械及び装置		4,688,674	4,134,841	3,739,621	3,346,174	3,219,662	3,092,000
流動資産		118,867,866	120,868,817	122,849,033	127,505,940	132,158,373	130,213,000
現金・預金		117,934,962	119,935,913	121,741,223	125,941,131	130,386,018	129,485,000
未収金		932,904	932,904	1,107,810	1,564,809	1,772,355	728,000
資産合計		161,096,101	161,266,668	161,575,113	164,562,215	167,841,550	164,519,000

注1 令和4年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

(2) 負債・資本の部

科目	年度	金 額 (円)					
		平成29	30	令和元	2	3	4(当初予算)
固定負債		373,900	0	0	0	0	0
引当金		373,900	0	0	0	0	0
修繕引当金		373,900	0	0	0	0	0
流動負債		738,593	940,043	132,737	541,344	67,057	437,000
未払金		364,593	566,143	132,737	541,344	67,057	437,000
引当金		374,000	373,900	0	0	0	0
修繕引当金		374,000	373,900	0	0	0	0
繰延収益		3,293,896	3,132,339	3,009,477	2,886,615	2,763,752	2,643,000
長期前受金		9,117,208	8,343,316	8,343,316	8,343,316	8,343,316	8,343,000
県費補助金		9,117,208	8,343,316	8,343,316	8,343,316	8,343,316	8,343,000
収益化累計額		▲5,823,312	▲5,210,977	▲5,333,839	▲5,456,701	▲5,579,564	▲5,700,000
県費補助金		▲5,823,312	▲5,210,977	▲5,333,839	▲5,456,701	▲5,579,564	▲5,700,000
負債合計		4,406,389	4,072,382	3,142,214	3,427,959	2,830,809	3,080,000
資本金		104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,951,000
剰余金		51,739,098	52,243,672	53,482,285	56,183,642	60,060,127	56,488,000
利益剰余金		51,739,098	52,243,672	53,482,285	56,183,642	60,060,127	56,488,000
利益積立金		9,590,000	9,590,000	9,590,000	9,590,000	9,590,000	9,590,000
建設改良積立金		41,323,990	42,149,098	42,653,672	43,892,285	46,593,642	46,593,000
当年度未処分利益剰余金		825,108	504,574	1,238,613	2,701,357	3,876,485	305,000
資本合計		156,689,712	157,194,286	158,432,899	161,134,256	165,010,741	161,439,000
負債・資本合計		161,096,101	161,266,668	161,575,113	164,562,215	167,841,550	164,519,000

注1 令和4年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
平成29	30	令和元	2	3	4(予算)	平成29	30	令和元	2	3	4(予算)
26.2	25.1	24.0	22.5	21.3	20.9	95.4	95.7	95.9	95.7	96.3	96.1
26.2	25.1	24.0	22.5	21.3	20.9	95.4	95.7	95.9	95.7	96.3	96.1
4.7	4.6	4.4	4.2	4.0	3.9	97.0	96.9	96.8	96.7	96.6	96.5
18.6	17.9	17.2	16.3	15.4	15.1	96.6	96.5	96.4	96.3	96.2	96.1
2.9	2.6	2.3	2.0	1.9	1.9	86.2	88.2	90.4	89.5	96.2	96.0
73.8	74.9	76.0	77.5	78.7	79.1	102.4	101.7	101.6	103.8	103.6	98.5
73.2	74.4	75.3	76.5	77.7	78.7	102.4	101.7	101.5	103.4	103.5	99.3
0.6	0.6	0.7	1.0	1.1	0.4	100.0	100.0	118.7	141.3	113.3	41.1
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.5	100.1	100.2	101.8	102.0	98.0

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
平成29	30	令和元	2	3	4(予算)	平成29	30	令和元	2	3	4(予算)
0.2	—	—	—	—	—	50.0	皆減	—	—	—	—
0.2	—	—	—	—	—	50.0	皆減	—	—	—	—
0.2	—	—	—	—	—	50.0	皆減	—	—	—	—
0.5	0.6	0.1	0.3	0.0	0.3	224.6	127.3	14.1	407.8	12.4	651.7
0.2	0.4	0.1	0.3	0.0	0.3	110.9	155.3	23.4	407.8	12.4	651.7
0.2	0.2	—	—	—	—	皆増	100.0	皆減	—	—	—
0.2	0.2	—	—	—	—	皆増	100.0	皆減	—	—	—
2.0	1.9	1.9	1.8	1.6	1.6	96.4	95.1	96.1	95.9	95.7	95.6
5.7	5.2	5.2	5.1	5.0	5.1	100.0	91.5	100.0	100.0	100.0	100.0
5.7	5.2	5.2	5.1	5.0	5.1	100.0	91.5	100.0	100.0	100.0	100.0
▲3.6	▲3.2	▲3.3	▲3.3	▲3.3	▲3.5	102.2	89.5	102.4	102.3	102.3	102.2
▲3.6	▲3.2	▲3.3	▲3.3	▲3.3	▲3.5	102.2	89.5	102.4	102.3	102.3	102.2
2.7	2.5	1.9	2.1	1.7	1.9	98.1	92.4	77.2	109.1	82.6	108.8
65.1	65.1	65.0	63.8	62.5	63.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
32.1	32.4	33.1	34.1	35.8	34.3	101.6	101.0	102.4	105.1	106.9	94.1
32.1	32.4	33.1	34.1	35.8	34.3	101.6	101.0	102.4	105.1	106.9	94.1
6.0	5.9	5.9	5.8	5.7	5.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
25.7	26.1	26.4	26.7	27.8	28.3	101.5	102.0	101.2	102.9	106.2	100.0
0.5	0.3	0.8	1.6	2.3	0.2	138.7	61.2	245.5	218.1	143.5	7.9
97.3	97.5	98.1	97.9	98.3	98.1	100.5	100.3	100.8	101.7	102.4	97.8
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.5	100.1	100.2	101.8	102.0	98.0

4. 費用構成比較

項目	年度					
	平成29	30	令和元	2	3	4(当初予算)
職員給与費	0	0	0	0	22,480	30,000
手当	0	0	0	0	22,480	30,000
委託料	783,961	789,677	835,559	1,048,753	782,929	991,000
修繕費	680,400	889,600	608,400	209,000	990,000	1,599,000
動力費	2,232,952	2,380,906	2,565,258	2,513,496	3,264,407	4,029,000
資本費	2,028,620	1,671,771	1,671,771	1,669,805	1,373,098	1,375,000
減価償却費	2,028,620	1,671,771	1,671,771	1,669,805	1,373,098	1,375,000
その他経費	347,742	667,063	346,614	313,860	350,671	476,000
合 計	6,073,675	6,399,017	6,027,602	5,754,914	6,783,585	8,500,000

注1 消費税の免税事業者であることから、会計処理を税込方式によっている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
平成29	30	令和元	2	3	4(予算)	平成29	30	令和元	2	3	4(予算)
—	—	—	—	0.3	0.4	—	—	—	—	皆増	133.5
—	—	—	—	0.3	0.4	—	—	—	—	皆増	133.5
12.9	12.3	13.9	18.2	11.5	11.7	108.2	100.7	105.8	125.5	74.7	126.6
11.2	13.9	10.1	3.6	14.6	18.8	皆増	130.7	68.4	34.4	473.7	161.5
36.8	37.2	42.6	43.7	48.1	47.4	115.6	106.6	107.7	98.0	129.9	123.4
33.4	26.1	27.7	29.0	20.2	16.2	60.2	82.4	100.0	99.9	82.2	100.1
33.4	26.1	27.7	29.0	20.2	16.2	60.2	82.4	100.0	99.9	82.2	100.1
5.7	10.4	5.8	5.5	5.2	5.6	99.1	191.8	52.0	90.6	111.7	135.7
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	95.3	105.4	94.2	95.5	117.9	125.3

5. 給水原価構成比較

項目	年度		金額							
	平成29		30		令和元		2		3	
	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)								
職員給与費	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	22,480	0.09
手当	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	22,480	0.09
委託料	783,961	4.45	789,677	4.49	835,559	4.62	1,048,753	5.20	782,929	3.14
修繕費	680,400	3.86	889,600	5.05	608,400	3.36	209,000	1.04	990,000	3.98
動力費	2,232,952	12.67	2,380,906	13.52	2,565,258	14.19	2,513,496	12.47	3,264,407	13.10
資本費	1,905,758	10.82	1,548,909	8.80	1,548,909	8.57	1,546,943	7.68	1,250,235	5.01
減価償却費	2,028,620	11.51	1,671,771	9.50	1,671,771	9.24	1,669,805	8.29	1,373,098	5.51
長期前受金戻入	▲122,862	▲0.70	▲122,862	▲0.70	▲122,862	▲0.68	▲122,862	▲0.61	▲122,863	▲0.50
その他経費	347,742	1.97	628,368	3.57	346,614	1.92	313,860	1.56	350,671	1.41
その他経費	347,742	1.97	667,063	3.79	346,614	1.92	313,860	1.56	350,671	1.41
長期前受金戻入	0	0.00	▲38,695	▲0.22	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計 (給水原価)	5,950,813	33.78	6,237,460	35.43	5,904,740	32.65	5,632,052	27.95	6,660,722	26.73
1m ³ あたりの 供給単価	—	37.99	—	37.97	—	39.08	—	41.18	—	42.24
差益(▲差損)	—	4.21	—	2.54	—	6.43	—	13.23	—	15.51
年間有収水量	176,181	m ³	176,058	m ³	180,830	m ³	201,482	m ³	249,155	m ³

注1 原価費用＝経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費)－長期前受金戻入

注2 工業用水道事業は責任使用水量制であるので、給水原価及び供給単価の算定に使用する年間有収水量には、基本使用水量

注3 1 m³あたりの給水原価＝原価費用÷年間有収水量

注4 1 m³あたりの供給単価＝給水収益÷年間有収水量

注5 消費税の免税事業者であることから、会計処理を税込方式によっている。

注6 1 m³あたりの原価・構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)					前 年 度 比 (%)				
平成29	30	令和元	2	3	平成29	30	令和元	2	3
—	—	—	—	0.3	—	—	—	—	皆増
—	—	—	—	0.3	—	—	—	—	皆増
13.2	12.7	14.2	18.6	11.7	108.5	100.9	102.9	112.6	60.4
11.4	14.3	10.3	3.7	14.9	皆増	130.8	66.5	31.0	382.7
37.5	38.2	43.5	44.6	49.0	115.8	106.7	105.0	87.9	105.1
32.0	24.8	26.2	27.5	18.7	58.9	81.3	97.4	89.6	65.2
34.1	26.8	28.3	29.7	20.6	60.4	82.5	97.3	89.7	66.5
▲2.1	▲2.0	▲2.1	▲2.2	▲1.9	100.0	100.0	97.1	89.7	82.0
5.8	10.1	5.9	5.6	5.3	99.0	181.2	53.8	81.3	90.4
5.8	10.7	5.9	5.6	5.3	99.0	192.4	50.7	81.3	90.4
—	▲0.6	—	—	—	—	皆増	皆減	—	—
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	95.4	104.9	92.2	85.6	95.6
—	—	—	—	—	99.8	99.9	102.9	105.4	102.6
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	99.8	99.9	102.7	111.4	123.7

と超過使用水量との合計水量を用いる。

6. 経営分析

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
施設利用率	%	22.98	22.68	25.30	29.17	38.27	$= \frac{643}{1,680} \times 100$	$\frac{1}{1} \times \frac{\text{日平均給水量}}{\text{日給水能力}} \times 100$
配水管使用効率	m ³ /m	45.44	44.85	50.26	57.78	75.80	$= \frac{234,827}{3,098}$	$\frac{\text{年間総給水量}}{\text{年導送配水管延長}}$
固定資産使用効率	m ³ /万円	33.34	34.39	40.21	48.31	65.81	$= \frac{234,827}{3,568}$	$\frac{\text{年間総給水量}}{\text{有形固定資産}}$

7. 経営指標

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
経常収支比率	%	113.58	107.89	120.54	146.93	157.16	$= \frac{10,660,000}{6,783,000} \times 100$	$\frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$
料金回収率	%	112.49	107.18	119.68	147.32	158.03	$= \frac{10,525,000}{6,660,000} \times 100$	$\frac{\text{給水収益}}{\text{経常費用} - \text{受託工事費} - \text{附帯事業費} - \text{材料及び不用品売却原価} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$
有形固定資産減価償却率	%	70.14	70.78	71.99	73.20	74.19	$= \frac{102,579,000}{138,262,000} \times 100$	$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産帳簿原価}} \times 100$
管路経年化率	%	—	—	—	—	—	$= \frac{0.00}{3,098.00} \times 100$	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
管路更新率	%	—	—	—	—	—	$= \frac{0.00}{3,098.00} \times 100$	$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$

8. 財務分析

(1) 構成比率

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
固定資産構成比率	%	26.21	25.05	23.97	22.52	21.26	$= \frac{35,683,177}{167,841,550} \times 100$	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延資産}} \times 100$
固定負債構成比率	%	0.23	—	—	—	—	$= \frac{0}{167,841,550} \times 100$	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$
自己資本構成比率	%	99.31	99.42	99.92	99.67	99.96	$= \frac{167,774,493}{167,841,550} \times 100$	$\frac{\text{資本} + \text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$

(2) 財務比率

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
固定資産対長期資本比率	%	26.33	25.20	23.99	22.59	21.27	$= \frac{35,683,177}{167,774,493} \times 100$	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本} + \text{繰延収益} + \text{固定負債}} \times 100$
固定比率	%	26.40	25.20	23.99	22.59	21.27	$= \frac{35,683,177}{167,774,493} \times 100$	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本} + \text{繰延収益}} \times 100$
流動比率	%	16,093.83	12,857.80	92,550.71	23,553.59	197,083.63	$= \frac{132,158,373}{67,057} \times 100$	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
当座比率	%	16,093.83	12,857.80	92,550.71	23,553.59	197,083.63	$= \frac{132,158,373}{67,057} \times 100$	$\frac{\text{現金} \cdot \text{預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$
現金比率	%	15,967.52	12,758.56	91,716.12	23,264.53	194,440.58	$= \frac{130,386,018}{67,057} \times 100$	$\frac{\text{現金} \cdot \text{預金}}{\text{流動負債}} \times 100$

(3) 回転率

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
総資本回転率	回	0.04	0.04	0.04	0.05	0.06	$= \frac{10,525,431}{166,201,883}$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計})/2}$
自己資本回転率	回	0.04	0.04	0.04	0.05	0.06	$= \frac{10,525,431}{165,897,682}$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本})/2}$
固定資産回転率	回	0.15	0.16	0.18	0.22	0.29	$= \frac{10,525,431}{36,369,726}$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産})/2}$
流動資産回転率	回	0.06	0.06	0.06	0.07	0.08	$= \frac{10,525,431}{129,832,157}$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産})/2}$
未収金回転率	回	7.17	7.17	6.93	6.21	6.31	$= \frac{10,525,431}{1,668,582}$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金})/2}$
減価償却率	%	4.58	3.97	4.14	4.31	3.71	$= \frac{1,373,098}{37,056,275} \times 100$	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{建設仮勘定} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$

※ 自己資本=資本+繰延収益

(4) 収益率

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
総資本利益率	%	0.51	0.31	0.77	1.66	2.33	$= \frac{3,876,485}{166,201,883} \times 100$	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計})/2} \times 100$
総収益対総費用比率	%	113.58	107.89	120.55	146.94	157.15	$= \frac{10,660,070}{6,783,585} \times 100$	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
営業収益対営業費用比率	%	110.21	104.46	117.25	144.17	155.16	$= \frac{10,525,431}{6,783,585} \times 100$	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$

(5) その他

分析項目	年度 単位	平成29	30	令和元	2	3	令和3年度 算出基礎	算出方法
累積欠損金比率	%	-	-	-	-	-	$= \frac{0}{10,525,431} \times 100$	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
不良債務比率	%	-	-	-	-	-	$= \frac{0}{10,525,431} \times 100$	$\frac{(\text{流動負債} - \text{建設改良費等の財源に充てた企業債等}) - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$

第6章 料金制度

1. 工業用水道料金

年月日	種別	金額
平成元年4月1日	基本料金	基本使用水量1立方メートルにつき 37円
	超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき 70円

(注) 平成16年11月1日付の市町村合併に伴い、喜入町工業用水道事業を鹿児島市工業用水道事業として引き継いだ。

【平成26年4月1日改正 内税方式を外税方式に改めるとともに、消費税8%を転嫁】

年月日	種別	金額
平成26年4月1日	基本料金	基本使用水量1立方メートルにつき 35円
	超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき 67円

【令和元年10月1日 消費税10%を転嫁】

現行料金に係る注記

(注) 料金は、上表に定める基本料金の額及び超過料金の額の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）である。

第5編 参考資料

1. 年度別降水量

年度		月				
		4	5	6	7	8
平成29		396.0	158.0	476.5	229.0	139.0
30		121.5	342.5	339.5	436.5	46.0
令和元		130.0	132.5	253.5	1,005.5	186.0
2	(A)	110.5	268.5	795.5	713.0	167.0
3	(B)	102.5	470.0	500.5	222.5	804.0
平年 (C)		194.9	205.2	570.0	365.1	224.3
比較増減	対前年 (B) - (A)	▲8.0	201.5	▲295.0	▲490.5	637.0
	対平年 (B) - (C)	▲92.4	264.8	▲69.5	▲142.6	579.7

注1 当月初日の0時から当月末日の24時までの観測値を当月の降水量とした。

注2 平年値は、1991年から2020年までの30年間の観測値の平均をもとに算出したものである。

2. 年度別降灰量

年度		月				
		4	5	6	7	8
平成29		0	11	2	0	0
30		39	173	803	62	79
令和元		3	47	3	0	2
2	(A)	0	19	71	0	0
3	(B)	42	16	0	1	0
比較増減	対前年 (B) - (A)	42	▲3	▲71	1	0

注 当月初日の9時から翌月初日の9時までの観測値を当月の降灰量とした。

(単位：mm)

9	10	11	12	1	2	3	計
337.5	141.5	110.5	29.0	96.0	97.5	158.5	2,369.0
368.5	53.5	92.0	245.0	34.5	158.0	169.0	2,406.5
86.5	100.5	73.5	140.5	86.5	160.5	138.0	2,493.5
337.5	75.5	96.0	29.0	45.5	86.5	151.5	2,876.0
200.0	21.0	130.0	48.0	45.0	23.0	186.0	2,752.5
222.9	104.6	102.5	93.2	78.3	112.7	161.0	2,434.7
▲137.5	▲54.5	34.0	19.0	▲0.5	▲63.5	34.5	▲123.5
▲22.9	▲83.6	27.5	▲45.2	▲33.3	▲89.7	25.0	317.8

(資料：鹿児島地方気象台)

(単位：g/m²)

9	10	11	12	1	2	3	計
92	55	2	0	3	0	20	185
19	2	8	10	0	17	10	1,222
115	143	69	54	75	21	3	535
2	2	5	14	3	11	19	146
3	0	0	0	0	0	0	62
1	▲2	▲5	▲14	▲3	▲11	▲19	▲84

(資料：鹿児島地方気象台)

3. 年度別気温

年度		月	4	5	6	7	8
平成29	最高		26.5	29.5	31.5	35.7	36.0
	最低		5.8	13.6	16.8	23.8	24.1
	平均		17.5	21.1	23.3	29.2	29.7
30	最高		28.5	30.3	33.2	35.7	36.3
	最低		7.8	10.2	17.4	23.8	25.0
	平均		18.5	21.7	24.7	28.6	29.6
令和元	最高		27.9	30.7	30.3	34.7	35.0
	最低		6.6	13.5	18.8	21.4	21.2
	平均		17.5	21.3	24.0	27.2	28.8
2 (A)	最高		23.9	29.9	34.4	35.5	37.0
	最低		7.2	13.4	19.0	19.5	24.5
	平均		15.7	21.7	25.0	26.8	29.8
3 (B)	最高		26.7	30.0	32.5	35.4	35.5
	最低		8.4	10.0	16.5	22.7	22.9
	平均		18.0	21.0	24.5	28.1	27.9
平年 (C)	平均		17.1	21.0	24.0	28.1	28.8
比較増減	対前年 (B) - (A)	最高	2.8	0.1	▲1.9	▲0.1	▲1.5
		最低	1.2	▲3.4	▲2.5	3.2	▲1.6
		平均	2.3	▲0.7	▲0.5	1.3	▲1.9
	対平年 (B) - (C)	平均	0.9	0.0	0.5	0.0	▲0.9

注1 当月初日の0時から当月末日の24時までの観測値を当月の気温とした。

注2 平年値は、1991年から2020年までの30年間の観測値の平均をもとに算出したものである。

4. 年度別日照時間

年度		月	4	5	6	7	8
平成29			170.0	215.6	138.8	199.3	230.3
30			227.7	160.8	123.3	200.6	235.2
令和元			198.0	195.9	125.3	138.7	161.4
2 (A)			233.3	177.5	116.5	123.8	265.4
3 (B)			184.6	127.0	130.3	166.7	164.4
平年 (C)			175.6	178.2	109.3	185.5	206.9
比較増減	対前年 (B) - (A)		▲48.7	▲50.5	13.8	42.9	▲101.0
	対平年 (B) - (C)		9.0	▲51.2	21.0	▲18.8	▲42.5

注1 日照時間とは直射日光が地表を照射した時間で、日照は「直達日射量が0.12kW/m²以上」とした。

注2 平年値は、1991年から2020年までの30年間の観測値の平均をもとに算出したものである。

(単位：℃)

9	10	11	12	1	2	3	年度最高
							年度最低
							年度平均
34.6	31.3	25.6	18.9	20.1	17.7	25.9	36.0
17.7	12.1	4.1	1.6	▲1.2	▲1.3	3.1	▲1.3
25.7	22.4	15.3	8.7	7.6	8.2	14.5	18.6
33.7	29.5	25.2	24.5	19.4	20.1	23.2	36.3
19.1	11.4	6.4	1.9	0.6	2.1	5.2	0.6
26.4	20.1	16.0	12.2	9.6	11.3	13.6	19.4
33.8	31.5	26.1	22.1	21.7	22.1	24.4	35.0
20.6	14.2	7.7	2.9	0.9	1.2	4.0	0.9
27.8	23.0	17.0	12.1	11.1	11.4	14.0	19.6
32.8	31.3	26.5	19.6	21.0	23.1	24.9	37.0
16.8	11.1	8.2	1.0	▲0.6	0.0	4.6	▲0.6
25.6	21.4	17.2	10.3	9.2	12.1	15.6	19.2
33.4	33.5	25.5	19.8	17.6	18.3	25.7	35.5
20.9	12.2	6.8	0.2	0.2	1.2	4.1	0.2
27.0	22.7	15.5	10.5	9.0	8.3	14.4	18.9
26.3	21.6	16.2	10.9	8.7	9.9	12.8	18.8
0.6	2.2	▲1.0	0.2	▲3.4	▲4.8	0.8	▲1.5
4.1	1.1	▲1.4	▲0.8	0.8	1.2	▲0.5	0.8
1.4	1.3	▲1.7	0.2	▲0.2	▲3.8	▲1.2	▲0.3
0.7	1.1	▲0.7	▲0.4	0.3	▲1.6	1.6	0.1

(資料：鹿児島地方気象台)

(単位：h)

9	10	11	12	1	2	3	計
148.7	142.9	143.5	145.0	144.1	139.7	180.5	1,998.4
152.7	194.5	188.4	103.7	155.7	105.6	185.6	2,033.8
203.2	177.3	195.6	128.9	125.4	159.6	163.6	1,972.9
115.6	219.4	170.9	170.4	157.0	161.6	172.6	2,084.0
192.5	236.2	169.2	176.5	137.3	130.0	153.7	1,968.4
176.4	184.0	157.7	143.2	132.6	139.3	163.2	1,951.9
76.9	16.8	▲1.7	6.1	▲19.7	▲31.6	▲18.9	▲115.6
16.1	52.2	11.5	33.3	4.7	▲9.3	▲9.5	16.5

(資料：鹿児島地方気象台)

5. 指定給水装置工事事業者・指定排水設備工事事業者数

項目	年度				
	平成29	30	令和元	2	3
指定給水装置工事事業者	357	359	365	364	355
指定排水設備工事事業者	254	257	256	257	256

注 各年度末の数

6. 事業年表

年	一般事項	水道・工業用水道	下水道
享保8年 (1723年)		当主島津継豊の命により冷水の湧水(現冷水第一水源地)を城内に引水、その余水を城下の一部に給水	
明治5年 (1872年)		7月 廃藩置県により冷水水道を県に移管	
明治22年	4月 鹿児島市制施行		
明治23年		2月 冷水水道施設及び維持管理を鹿児島県から鹿児島市に移管 5月 鹿児島市飲水水道修築保存法及び費用徴収規則を公布	
明治36年		10月 鹿児島市飲水水道規則を公布	
明治38年		4月 冷水第一水源地改修工事竣工 11月 城山配水池築造工事、冷水第二水源地改修工事竣工	
明治39年		11月 冷水水道改良工事竣工式	
明治40年		5月 鹿児島市飲水水道条例を公布	
明治44年	9月 伊敷村の一部(草牟田)西武田村の一部(武)を市域に編入		
大正2年 (1913年)		7月 近代水道布設のための上水道委員会設置 8月 鹿児島市水道使用条例の制定 9月 近代水道布設計画認可申請	
大正4年		3月 近代水道布設計画認可 4月 水道事務所を開設 9月 上之原配水池予定地で水道布設工事の起工式	
大正5年		1月 山下町(現裁判所付近)に鉄管検査所を開設	
大正8年	9月 水道課新設	10月 七窪水源地～上之原配水池間の通水試験 鹿児島市水道使用条例を公布 11月 上之原配水池で通水式、本市に近代水道が誕生	
大正9年	10月 伊敷村の一部(永吉、原良、玉里)を市域に編入		

年	一般事項	水道・工業用水道	下水道
大正10年 (1921年)		4月 鉄管検査所を二之丸市役所構内へ移転	
大正11年		3月 近代水道創設工事竣工水道事務所の廃止	
大正12年		12月 鹿児島市水道使用条例を公布	
大正13年		1月 水道使用料第1次改定	
大正14年		10月 南林寺町に鉄管検査所を移転	
昭和2年 (1927年)		10月 第24回全国上水協議会総会を鹿児島市公会堂で開催	
昭和9年	8月 中郡宇村、西武田村、吉野村を市域に編入		
昭和12年	6月 市庁舎落成		
昭和20年		4月 水道使用料第2次改定 8月 戦災により漏水率90%に達す	
昭和21年		4月 水道使用料第3次改定 10月 水道使用料第4次改定	
昭和22年		4月 水道使用料第5次改定 10月 水道使用料第6次改定	
昭和23年		6月 水道使用料第7次改定	
昭和24年		1月 水道使用料第8次改定 4月 吉野水道組合の水道施設を買収 水道会計が特別会計となる	
昭和25年	10月 伊敷村、東桜島村を市域に編入	4月 水道課新庁舎を南林寺町鉄管検査所構内に新築	
昭和26年	4月 組織整備により水道課に下水道係を設置	4月 水道使用料第9次改定	3月 下水道事業調査費100万円を予算計上 4月 第1次下水道整備計画認可申請
昭和27年	10月 初代管理者に緒方虎之助氏(助役兼任)組織整備により水道部発足	10月 地方公営企業法施行に伴い、水道事業に法の規定の全部を適用	5月 第1次下水道整備計画認可 9月 下水道築造工事に着手 10月 地方公営企業法施行に伴い、下水道事業(汚水)に法の規定の全部を適用 12月 中央公民館において公共下水道築造工事起工式
昭和28年	1月 企業会計制度を実施	4月 水道使用料第10次改定	11月 錦江処理場用地として甲突川河口左岸の公有水面造成に着工

年	一 般 事 項	水 道・工業用水道	下 水 道
昭和29年 (1954年)		4月 鹿児島市水道部指定水道工事店制度が発足	
昭和30年	7月 組織整備により次長制を新設、下水道係を下水道課に昇格		4月 鹿児島市下水道条例施行 10月 指定衛生工事店制度が発足 11月 公共下水道通水式(錦江処理場)
昭和33年	6月 第2代管理者に河野良雄氏(前水道部次長)次長制廃止	3月 水道法施行に伴い鹿児島市水道使用条例を廃止し鹿児島市給水条例を公布 4月 水道料金第11次改定	
昭和35年	7月 組織整備により水道部が水道局となる		4月 下水道使用料第1次改定
昭和36年		4月 水道料金第12次改定	
昭和40年		4月 河頭浄水場通水式	
昭和42年	4月 水道事業会計から公共下水道事業会計を分離 谷山市との合併 5月 第3代管理者に越場三郎氏(前建設部長)	4月 谷山市水道事業を合併、谷山市水道課は谷山営業所として発足 10月 指定水道・衛生工事店制度を統合	
昭和43年	4月 水道事業及び公共下水道事業経営審議会を設置	12月 水道料金第13次改定	
昭和44年	7月 吉野営業所営業開始	10月 第38回日本水道協会全国総会を鹿児島県体育館で開催	6月 下水道使用料第2次改定
昭和45年	8月 組織整備により企画室を設置		
昭和46年		4月 毎月検針を隔月検針制に変更 料金徴収は納付制または集金制となる 12月 平川簡易水道事業を廃止し、一部を水道事業に統合	
昭和47年		8月 水道料金第14次改定 10月 給水負担金制度の施行	8月 工場排水にかかる水質使用料の設定 2号用地処理場処理開始
昭和48年	7月 組織整備により局に総務部、水道部、下水道部を設置	4月 水道料金を毎月徴収制から隔月徴収制に変更 6月 水道料金の口座振替制を実施	4月 公共下水道事業受益者負担金制度の施行

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
昭和49年 (1974年)	4月 谷山営業所新庁舎落成 5月 水道局章の制定		3月 南部処理場脇田分場処理開始
昭和50年	7月 第4代管理者に原田徳郎氏(前環境保全局長)	3月 滝之神浄水場通水式 12月 水道料金第15次改定 給水負担金第1次改定	12月 下水道使用料第3次改定
昭和51年	6月 水道局庁舎落成式		
昭和53年		5月 濁水対策本部を設置 (6.23解散) 10月 水道料金第16次改定 給水負担金第2次改定	
昭和54年	7月 管理者に原田徳郎氏再任	5月 濁水対策本部を設置 (7.31解散)	10月 南部処理場通水式
昭和55年			10月 下水道使用料第4次改定
昭和56年		4月 水道料金第17次改定 給水負担金第3次改定 9月 万之瀬川導水について、万之瀬川流域水利用協議会、鹿児島県及び鹿児島市の間に「万之瀬川取水協定」を締結	4月 下水汚泥堆肥化場運転開始
昭和57年	8月 組織整備により企画室を総務部に吸収し、水道部に「浄水場」を設置、下水道部に「処理場」を設置 9月 水道史編さん準備室を設置		
昭和58年	7月 第5代管理者に福留達夫氏(前教育委員会次長)		
昭和59年		9月 水道料金第18次改定 (資金ベースから損益ベースへ移行) 給水負担金第4次改定	9月 下水道使用料第5次改定 (資金ベースから損益ベースへ移行)
昭和60年	7月 第6代管理者に山下清治氏(前経済局長)		
昭和62年	4月 集金委託業務の廃止		
昭和63年			10月 鹿児島開発事業団から1号用地処理場を移管
平成元年 (1989年)	4月 消費税課税(3%) 7月 第7代管理者に岩下勉氏(前経済局長)	6月 万之瀬川導水事業完成 平川浄水場通水式	
平成2年	4月 組織整備により総務部等の再編を行う		

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
平成3年 (1991年)		4月 水道料金第19次改定	
平成5年	1月 水道料金等管理システム (汎用コンピュータ)稼働 開始 ハンディーターミナルに よる検針開始 7月 第8代管理者に西小野昭 雄氏(前総務局長) 8月 集中豪雨により上下水道 施設に被害を受ける (8・6水害)		
平成6年	4月 長沙市の研修生を初めて 受け入れる 9月 福岡市の渇水に給水応援 隊(4人)を派遣		
平成7年	1月 阪神淡路大震災 4月 組織整備により料金課を 収納課と営業課に分課、 吉野・谷山営業所を廃止 し、事務所とする 受益者負担金管理システ ム稼働 7月 第9代管理者に中村忍氏 (前総務局長) 水道モニター制度発足 12月 九州九都市災害時相互応 援に関する協定締結	1月 水道料金第20次改定 (消費税3%転嫁を含む) 阪神・淡路大震災に給水応援 隊を派遣	1月 下水道使用料第6次改定 (消費税3%転嫁を含む)
平成8年	4月 業務手当の廃止、職員に よる休日受付業務の廃止 12月 市住民情報オンラインシ ステムと接続		
平成9年	4月 財務会計システム稼働 給与の口座振込の開始 消費税改訂(3%→5%)	4月 水道料金第21次改定 (消費税5%転嫁のみ) 10月 岡之原団地専用水道を編入	4月 下水道使用料第7次改定 (消費税5%転嫁のみ) 6月 社団法人日本下水道協会 の会長に赤崎義則市長が就任
平成10年	4月 指定工事店制度の改正 9月 水道局ホームページの開 設	6月 川辺ダム定礎式	6月 社団法人日本下水道協会 の会長に赤崎義則市長が再任 (平成12年6月迄)
平成11年	4月 排水設備工事責任技術者 の県統一登録制度等の開 始 7月 管理者に中村忍氏再任		

年	一 般 事 項	水 道・工業用水道	下 水 道
平成12年 (2000年)	4月 管工事協同組合と災害時における応急復旧に関する協定締結	6月 水道応急・維持管理センター開所	4月 下水道使用料第8次改定 5月 谷山処理場通水 9月 建設大臣賞 「甦る水 100選」の受賞
平成13年	4月 組織整備により総務部水道部の再編及び課の名称変更等を行う 6月 吉野・谷山事務所を廃止し、所管の業務を本局に一元化する 12月 鹿児島市下水道事業協同組合と災害時における応急復旧に関する協定締結		
平成14年	3月 水道局初の低公害車(天然ガス車)の導入 8月 低公害車(ハイブリッド車)の導入	8月 皇徳寺ニュータウン専用水道を編入	8月 皇徳寺ニュータウン下水道施設の移管を受ける
平成15年	7月 管理者に中村忍氏再任	4月 川辺ダム供用開始	9月 公共下水道事業基本構想の策定
平成16年	11月 吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町を市域に編入	11月 工業用水道事業の引継	
平成17年	6月 第10代管理者に園田太計夫氏(前建設局長) 9月 台風で被害を受けた宮崎市へ応援給水を実施	4月 平成16年11月1日に合併した5地域の簡易水道事業を水道事業へ統合	
平成18年	4月 給排水台帳ファイリングシステムを稼働 8月 県建設業協会及び管工事協同組合と災害時における応急復旧に関する協定締結	4月 給水条例一部改正条例の施行(消滅時効が完成した水道料金債権の5年での放棄)	
平成19年		4月 水道料金の口座振替者への毎月振替の開始 12月 七窪水源地が(社)土木学会の「選奨土木遺産」に認定	4月 下水道使用料の口座振替者への毎月振替の開始
平成20年		4月 水道料金のコンビニ収納の開始 10月 広報用としてペットボトル水製造(15,000本) 11月 乙女塚・婦ノ木連絡管の完成	4月 下水道使用料のコンビニ収納の開始
平成21年	6月 管理者に園田太計夫氏再任	4月 水道ビジョンを策定 11月 近代水道創設90周年記念写真展(市役所市民ホール)	4月 公共下水道事業区域外流入分担金制度の施行

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
平成22年 (2010年)		10月 奄美大島豪雨災害被災地に 応急資機材の輸送	3月 錦江処理場甲系・2号用地 処理場廃止
平成23年	3月 東日本大震災 6月 第11代管理者に松山芳英氏 (前総務局長)	3月 東日本大震災被災地(宮城 県宮城郡利府町)に給水応 援隊を派遣	
平成24年	3月 上下水道事業経営計画を策 定	10月 水道料金の基本料金日割計 算の開始	10月 下水道使用料の基本料金日 割計算の開始 8月 「水の再生工場探検」の開始
平成25年	4月 未収金の法的整理体制の強 化(2名増員)	3月 滝之神浄水場のろ過池等に 降灰対策として覆蓋を設置 4月 水道の布設工事監督者の配 置及び資格並びに水道技術 管理者の資格の基準に関す る条例の施行 7月 かごしまのおいしい水PR 事業(48,000本：かごしま 銘水めぐり 七窪の水・冷 水の水)	4月 公共下水道の構造の技術上 の基準等に関する条例の施 行 8月 「下水道展かごしま」の開始
平成26年	4月 新財務会計システム稼働 消費税改訂(5%→8%) 平成26年度予算・決算から 新会計基準の適用	4月 水道料金第22次改定 (消費税8%転嫁のみ) 工業用水道料金第1次改定 (内税方式から外税方式に 改め、消費税8%を転嫁し たのみ)	4月 下水道使用料第9次改定 (消費税8%転嫁のみ)
平成27年	1月 新水道料金等システム稼働 新受益者負担金管理システ ム稼働 3月 水道局ホームページのリ ニューアル 6月 管理者に松山芳英氏再任	3月 松元春山送水施設の完成	
平成28年	4月 熊本地震 10月 県建設業協会谷山支部と災 害時における応急復旧に関 する協定締結	3月 鉛製給水管取替事業の終了 4月 熊本地震被災地(熊本市、 宇城市、益城町、南阿蘇 村)に応急給水隊、応急復 旧隊等を派遣	3月 南部処理場脇田分場及び 1号用地処理場廃止 環境学習用小水力発電の運 転開始(南部処理場) 4月 熊本地震被災地(益城町)に 下水道災害復旧にかかる一 時調査隊を派遣 8月 熊本地震被災地(益城町)に 下水道災害復旧にかかる長 期職員派遣
平成29年	4月 第12代管理者に秋野博臣氏 (前企画財政局長) 上下水道管路情報システム 稼働	3月 簡易水道等編入事業の終了	

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
平成30年	4月 お客様料金センター開設 7月 平成30年7月豪雨	2月 河頭浄水場のろ過池等に降灰対策として覆蓋を設置 7月 平成30年7月豪雨被災地(江田島市)に応急給水隊を派遣 9月 水道料金のモバイル決済(P a y B)の開始	9月 下水道使用料のモバイル決済(P a y B)の開始
平成31年 (2019年)	4月 組織整備により営業課と収納課を廃止、料金課を新設	3月 水道ビジョンの見直し 2月 水道料金のモバイル決済(L I N E P a y)の開始	2月 下水道使用料のモバイル決済(L I N E P a y)の開始
令和元年 (2019年)	10月 消費税改訂(8%→10%)	8月 水道管路技術研修施設の完成 10月 水道料金第23次改定(消費税10%転嫁のみ) 工業用水道料金第2次改定(消費税10%転嫁のみ) 指定給水装置工事事業者制度の5年更新制導入 11月 水道100周年記念パネル展(市役所市民ギャラリー) 12月 水道100周年記念式典(みなみホール)	10月 下水道使用料第10次改定(消費税10%転嫁のみ)
令和2年 (2020年)	4月 組織整備により雨水整備室を新設	6月 コロナ禍による水道料金の基本料金免除を実施(4か月相当)	4月 地方公営企業法の適用に伴い、公共下水道事業(雨水)を市長事務部局から水道局へ移管
令和3年 (2021年)	4月 第13代管理者に鬼丸泰岳氏(前産業局長)	4月 かごしまのおいしい水PR事業(鹿児島中央駅東口駅前広場観光案内所にマイボトル用給水機を設置) 4月 水道料金のモバイル決済(P a y P a y)の開始	4月 下水道使用料のモバイル決済(P a y P a y)の開始
令和4年 (2022年)	3月 上下水道ビジョンを策定 第2期上下水道事業経営計画を策定		2月 錦江処理場廃止

7. 関係法令

(令和4年3月31日現在)

(1) 鹿児島市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

昭和42年4月29日

条例第113号

(事業の設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業を設置する。

(法の適用)

第2条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、別表第1に定めるとおりとする。

3 工業用水道事業の給水区域及び1日最大給水量は、別表第2に定めるとおりとする。

4 公共下水道事業の排水及び処理区域、排水及び処理人口並びに1日最大処理水量は、別表第3に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 法第7条ただし書の規定に基づき、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業を通じて水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）1人を置く。

2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

3 管理者は、水道局長とする。

第5条 削除

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項及び令第26条の3の規定に基づき、予算で定めなければならない資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が、30,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定に基づき、職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が30,000,000円以上のもの及び法律上本市の義務

に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1,500,000円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金額の最高額に1,500,000円を加えた額）以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第9条 管理者は、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前各号に掲げるもののほか、経営の状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができない場合においては、管理者はできるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

別表第1 水道事業

給水区域	給水人口	1日最大給水量
<p>鹿児島市の区域内並びに姶良市及び日置市の各一部。ただし、鹿児島市の次の区域を除く。</p> <p>西陵一丁目、西陵二丁目、西陵三丁目、西陵四丁目、西陵五丁目、西陵六丁目、西陵七丁目、西陵八丁目及び平田町の全部</p> <p>吉野町、小山田町、皆与志町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、五ヶ別府町、中山町、上福元町、下福元町、平川町、東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、桜島赤水町、桜島横山町、桜島小池町、桜島赤生原町、桜島武町、桜島藤野町、桜島西道町、桜島松浦町、桜島二俣町、桜島白浜町、新島町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町、上谷口町、福山町、直木町、入佐町、春山町、石谷町、四元町、郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町及び川田町の各一部</p>	586,200人	220,800立方メートル

別表第2 工業用水道事業

給水区域	1日最大給水量
喜入一倉町の一部	1,680立方メートル

別表第3 公共下水道事業

排水及び処理区域	排水及び処理人口	1日最大処理水量
<p>鹿児島市の区域内。ただし、次の区域を除く。</p> <p>犬迫町、小山田町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、下福元町、平川町、七ツ島二丁目、東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼岡一丁目、牟礼岡二丁目、牟礼岡三丁目、桜島赤水町、桜島横山町、桜島小池町、桜島赤生原町、桜島武町、桜島藤野町、桜島西道町、桜島松浦町、桜島二俣町、桜島白浜町、新島町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町、上谷口町、福山町、直木町、入佐町、春山町、石谷町、松陽台町、四元町、平田町、郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町及び川田町の全部</p> <p>岡之原町、花野光ヶ丘一丁目、花野光ヶ丘二丁目、緑ヶ丘町、川上町、下田町、吉野町、吉野二丁目、大明丘一丁目、坂元町、東坂元三丁目、東坂元四丁目、西坂元町、清水町、鼓川町、池之上町、稲荷町、上竜尾町、冷水町、長田町、平之町、照国町、城山町、新照院町、草牟田一丁目、草牟田二丁目、玉里町、玉里団地二丁目、永吉三丁目、明和一丁目、明和三丁目、明和四丁目、明和五丁目、原良町、原良四丁目、原良五丁目、原良六丁目、原良七丁目、常盤町、常盤一丁目、常盤二丁目、武二丁目、武三丁目、唐湊一丁目、唐湊二丁目、唐湊三丁目、田上台一丁目、郡元町、南郡元町、南新町、日之出町、紫原一丁目、紫原二丁目、紫原六丁目、田上町、田上一丁目、田上五丁目、田上六丁目、田上七丁目、田上八丁目、広木二丁目、西別府町、武岡一丁目、武岡四丁目、武岡五丁目、武岡六丁目、西陵一丁目、西陵五丁目、西陵七丁目、西陵八丁目、伊敷町、伊敷五丁目、伊敷六丁目、伊敷七丁目、伊敷八丁目、伊敷台四丁目、伊敷台七丁目、西伊敷二丁目、西伊敷四丁目、西伊敷五丁目、西伊敷六丁目、西伊敷七丁目、千年二丁目、下伊敷町、下伊敷二丁目、小野町、小野一丁目、小野二丁目、小野三丁目、小野四丁目、皆与志町、五ヶ別府町、皇徳寺台一丁目、皇徳寺台二丁目、皇徳寺台三丁目、皇徳寺台四丁目、皇徳寺台五丁目、星ヶ峯一丁目、星ヶ峯二丁目、星ヶ峯三丁目、星ヶ峯四丁目、星ヶ峯五丁目、山田町、中山町、中山一丁目、自由ヶ丘一丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘五丁目、東谷山六丁目、東谷山七丁目、上福元町、西谷山三丁目、西谷山四丁目、希望ヶ丘町、清和一丁目、清和三丁目、慈眼寺町、坂之上七丁目、坂之上八丁目、光山二丁目及び七ツ島一丁目の各一部</p>	472,000人	214,200立方メートル

(2) 鹿児島市給水条例

昭和43年11月29日

条例第43号

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 給水装置の新設等（第4条～第7条）
- 第3章 給水（第8条～第14条）
- 第4章 料金、給水負担金、工事負担金及び手数料（第15条～第27条の2）
- 第5章 管理（第28条～第34条）
- 第6章 貯水槽水道（第35条・第36条）
- 第7章 補則（第37条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、鹿児島市水道事業の給水についての料金及び給水装置の工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の定義）

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種別）

第3条 給水装置は、次の3種に区分する。

- (1) 専用給水装置（1世帯又は1か所で専ら使用するもの）
- (2) 共用給水装置（屋外に設置し、2世帯以上で共同して使用するもの）
- (3) 私設消火栓（消防用に使用するもの）

第2章 給水装置の新設等

（給水装置の新設等の申込み）

第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、修繕については、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（新設等の費用負担）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 給水装置工事の施行及び指定給水装置工事事業者の指定について必要な事項は、管理者が別に定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第6条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（管理人及び代表者）

第7条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が本市内に居住しないとき又は管理者が必要と認めるときは、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、本市内に居住する管理人を置かなければならない。

2 水道の利用者（以下「利用者」という。）は、共用給水装置を使用するとき又は管理者が必要と認めるときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、利用者のうちから代表者を選定しなければならない。

3 管理者は、第1項の管理人又は前項の代表者を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

第3章 給水

（給水の原則）

第8条 管理者は、非常災害、水道施設の損傷その他特別な理由又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

2 管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水を制限し、又は停止したために利用者、所有者、管理人又は代表者（以下「利用者等」という。）に損害が生じることがあつても、管理者はその責めを負わない。

（給水契約の申込み）

第8条の2 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(計量制の原則)

第9条 使用水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(メーターの設置及び保管)

第10条 メーターは、管理者が設置し、使用者等に保管させるものとする。

2 メーターの設置に要する費用は、管理者の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを所有者の負担とすることができる。

3 メーターは、給水装置又は受水槽から各戸の給水栓までの給水に用いる設備（以下「受水槽以下設備」という。）に設置し、その位置は、管理者が指定する。

4 共同住宅の各戸の給水装置又は受水槽以下設備へのメーターの設置は、所有者から申込みがあり、管理者が定める基準に適合していると認める場合に限り行うものとする。設置されたメーター（以下「各戸メーター」という。）の数若しくは口径の増加又は撤去についても、同様とする。

5 使用者等は、その保管するメーター及びその付近を常に清潔に、かつ、検針しやすい状態に保持しなければならない。

6 使用者等が、その責めに帰すべき理由により、管理者の設置したメーターを亡失し、又は損傷した場合には、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(私設消火栓の使用)

第11条 私設消火栓は、消火又は消防演習のほか、これを使用することができない。

2 私設消火栓を消防演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いのうえ、行わなければならない。

(使用者等の届出義務)

第12条 使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 給水装置の用途を変更するとき。
- (3) 私設消火栓を消防演習に使用するとき。

2 使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 代表者又は管理人を選定したとき。
- (2) 使用者等の氏名又は住所に変更があつたとき。
- (3) 私設消火栓を消火に使用したとき。
- (4) 共用給水装置の使用世帯数に変更があつたとき。

(使用者等の給水装置の管理責任)

第13条 使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないように善良な管理者の注意をもつて給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、使用者等の負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第14条 給水装置又は供給する水の水質について使用者等から検査の請求があつたときは、管理者は検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、請求者からその実費額を徴収する。

第4章 料金、給水負担金、工事負担金及び手数料

(料金の徴収)

第15条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者等から徴収する。

(料金)

第16条 料金は、1か月について次の表に掲げる種別、用途及び口径別等の区分に従い、基本料金と、使用水量等に応じて算出した従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

※次表略す(96ページ参照)

2 前項に該当しない料金は使用水量に1立方メートルについて435円を乗じて算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(料金表の適用)

第17条 共用給水装置の使用水量は、各世帯均等とみなす。

2 前条第1項の表に定める用途の適用基準については、管理者が別に定める。

3 メーターの設置されていない給水装置に係る料金は、当該給水装置の引込管の口径をメーターの口径とみなし、前条第1項の表を適用する。

(定例日)

第18条 管理者は、料金の算定の基準日として、使用者ごとに毎月の定例日を定める。

(料金の算定)

第19条 管理者は、隔月の定例日に使用水量を計量し、その使用水量をもつて、その計量した日の属する月分及びその前月分の料金を算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなす。

2 管理者は、必要と認めたときは、定例日以外の日の使用水量を計量し、その使用水量をもつて料金を算定することができる。

3 水道の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は臨時に水道を使用したときは、その都度、使用水量を計量し、その使用水量をもつて料金を算定する。

(特別な場合における料金の算定)

第20条 料金算定の基準となる月の中途において、水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの基本料金は、管理者が別に定めるところに

より日割りにより算定する。ただし、同一と認められる使用者が水道の使用の開始、休止等を繰り返す等の場合であつて、継続して使用していると管理者が認めるときは、この限りでない。

2 料金算定の基準となる月の中途において、給水装置の種別若しくは用途又はメーターの口径を変更したときの料金は、使用日数の多い方の種別若しくは用途又はメーターの口径の料金により算定する。ただし、その使用日数が同じであるときは、変更後の種別若しくは用途又はメーターの口径の料金により、これを算定する。

第21条 管理者は、共同住宅の各戸の使用者であつて、管理者の定める基準に適合しているものについては、当該共同住宅に設置されているメーターの口径の大きさにかかわらず、申請によつて各戸の使用者が使用する給水装置のメーターの口径の大きさを13ミリメートルとみなして料金を算定することができる。この場合における各戸の使用者の使用水量は、均等とみなす。

(使用水量の認定)

第22条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があつたとき。
- (2) 天災その他特別な理由により、メーターを検針することができないとき。
- (3) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (4) その他使用水量が不明のとき。

(料金の徴収方法)

第23条 料金は、納付制、口座振替制又は集金の方法により、隔月徴収する。ただし、管理者は、必要と認めたときは、毎月又は随時に、これを徴収することができる。

(徴収後の料金の増減)

第24条 料金徴収後、その料金に増減を生じたときは、その差額を追徴又は還付する。この場合、次回以後の料金で精算することができる。

(給水負担金)

第25条 給水装置の新設又は改造の工事（次項に規定する工事及び第3項に規定する各戸メーターの新設等に伴う工事を除く。）をしようとする者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該工事により給水装置に設置されるメーターについて当該各号に定める額に100分の110を乗じて得た額を給水負担金として納入しなければならない。

(1) 給水装置の新設 次表左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表右欄に定める額

メーターの口径	金額
13ミリメートル	70,000円
20ミリメートル	160,000円
25ミリメートル	250,000円
30ミリメートル	390,000円
40ミリメートル	760,000円
50ミリメートル	1,400,000円
75ミリメートル	3,600,000円
100ミリメートル	7,100,000円
150ミリメートル以上	管理者が別に定める額

- (2) 給水装置の改造 当該改造の工事により設置されるメーターに係る前号に定める額から当該改造の工事前に設置されていたメーターに係る前号又は次項第1号に定める額を差し引いた額
- 2 受水槽を設置しており、又は設置しようとする場合において、給水装置の新設又は改造の工事（次項に規定する各戸メーターの新設等に伴う工事を除く。）をしようとする者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該工事により給水装置に設置されるメーター（メーターに変更がないときは、現に設置されているメーター）について当該各号に定める額に100分の110を乗じて得た額を給水負担金として納入しなければならない。ただし、管理者が特に認める工事に係る給水負担金の額については、前項の規定による額とする。
- (1) 給水装置の新設 前項第1号の表左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表右欄に定める額に100分の150を乗じて得た額
- (2) 給水装置の改造 当該改造の工事により設置されるメーター（メーターに変更がないときは、現に設置されているメーター）に係る前号に定める額から当該改造の工事前に設置されていたメーターに係る前項第1号又は前号に定める額を差し引いた額
- 3 共同住宅の各戸メーターの新設、数若しくは口径の増加又は撤去（以下「各戸メーターの新設等」という。）の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に100分の110を乗じて得た額を給水負担金として納入しなければならない。
- (1) 各戸メーターの新設 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 給水装置の新設を伴う場合 当該新設される各戸メーターについて第1項第1号の表左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表右欄に定める額の合計額
- イ ア以外の場合 当該新設される各戸メーターに係るアに定める額から当該新設前に給水装置に設置されていたメーターに係る第1項第1号若しくは前項第1号に定める額又は設置されていた各戸メーターに係るアに定める額を差し引いた額
- (2) 各戸メーターの数又は口径の増加 当該増加後におけるすべての各戸メーターに係る前号アに定める額から当該増加前において設置されていた各戸メーターに係る前号アに定める額を差し引いた額
- (3) 各戸メーターの撤去 当該撤去後に給水装置に設置されるメーター（メーターに変更がないときは、現に設置されているメーター）に係る第1項第1号又は前項第1号に定める額から当該撤去前において設置されていた各戸メーターに係る第1号アに定める額を差し引いた額
- 4 前3項の給水負担金は、工事の申込み又は各戸メーターの新設等の申込みの際納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 5 既納の給水負担金は還付しない。ただし、工事着手前に申込みを取り消した場合には還付することがある。
- 6 メーターの設置のない給水装置の新設又は改造の工事に係る第1項及び第2項の給水負担金の算定においては、給水装置の引込管の口径をメーターの口径とみなす。
- （工事負担金）

第26条 管理者は、住宅団地の造成その他による新たな給水の申込みに応ずるため、配水管その

他の水道施設（以下「配水管等」という。）の設置されていない場合（配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場合を含む。）に新たな配水管等の設置を必要とするときは、当該工事申込者から工事負担金を徴収することができる。

2 工事負担金の額は、管理者が別に定めるところにより、当該配水管等の設置及び能力の増強に要する費用とこれらに付随する費用との合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 工事負担金は、前納しなければならない。

4 前条第5項の規定は、工事負担金について準用する。

（手数料）

第26条の2 管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申込者から申込みの際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 第6条第1項の規定による指定 1件につき 13,000円

(2) 第6条第2項の規定による設計審査（使用材料の確認を含む。） 次の表に掲げる額

メーターの口径	種別	給水装置の新設又は改造に係る設計審査	給水装置の修繕又は撤去に係る設計審査
20ミリメートル以下		1件につき 3,300円	1件につき 800円
25ミリメートル以上 40ミリメートル以下		1件につき 4,100円	
50ミリメートル以上		1件につき 4,900円	
備考 メーターの設置を伴わない給水管の新設又はメーターが設置されていない給水管の改造に係る設計審査にあつては、引込管の口径をメーターの口径とみなす。			

(3) 第6条第2項の規定による工事検査 次の表に掲げる額

メーターの口径	種別	給水装置の新設又は改造に係る工事検査	給水装置の修繕又は撤去に係る工事検査
20ミリメートル以下		1件につき 4,900円	1件につき 800円
25ミリメートル以上 40ミリメートル以下		1件につき 5,800円	
50ミリメートル以上		1件につき 6,600円	
備考 1 メーターの設置を伴わない給水管の新設又はメーターが設置されていない給水管の改造に係る工事検査にあつては、引込管の口径をメーターの口径とみなす。 2 給水装置の新設又は改造に係る工事検査のうち、現地確認を要しない工事検査については、1件につき800円とする。			

（料金等の減免）

第27条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納入しなければならない料金、給水負担金、工事負担金及び手数料を減額し、又は免除することができる。

（料金の支払請求権の放棄）

第27条の2 管理者は、料金の支払請求権のうち消滅時効が完成したものについて、消滅時効の援用がなく、かつ、当該消滅時効の起算日から5年を経過したときは、これを放棄することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査)

第28条 管理者は、水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を検査し、使用者等に適切な措置を指示することができる。

2 前項の措置に要する費用は、使用者等の負担とする。

(給水装置の変更)

第29条 管理者は、配水管の移転その他特別な理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、配水管の移転等の原因者において負担するものとする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第29条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水装置の切離し)

第30条 管理者は、次の各号の一に該当する場合において、水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 所有者が60日以上所在不明で、かつ、使用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態であつて、将来使用の見込みがないと認められるとき。

2 前項各号にあつては、所有者にその旨を通知し、通知を發した日から30日を経過したときは、給水装置を切り離すことができる。この場合、所有者の所在不明等の理由により通知することができないときは、公示をもつて通知に代えることができる。

(給水の停止)

第31条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用者に対して、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) この条例による管理者に対する納入金を納入しないとき。

(2) 正当な理由がなくて、第19条の計量又は第28条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を發しても、なおこれを改めないとき。

(過料)

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、50,000円以下の過料を科す

ることができる。

- (1) 第4条の承認を受けないで給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去を行つた者
- (2) 第6条第1項の指定を受けないで、給水装置工事（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）を施行した者
- (3) 正当な理由がなくて、第10条第1項のメーターの設置、第28条第1項の検査又は第31条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (4) 第10条第5項の管理義務を怠つたため、メーターを亡失し、又は損傷した者
- (5) 第11条の規定に違反した者
- (6) 第13条第1項の管理義務を怠つたため、水を汚染し、又は漏水させた者
- (7) 正当な理由がなくて、給水装置（メーターを含む。）を移動し、又は加工した者
- (8) 正当な理由がなくて、止水栓、制水弁等を開閉した者
- (9) 正当な理由がなくて、管理者の施した封かん、標識等を廃棄した者
（料金等を免れた者に対する過料）

第33条 市長は、詐欺その他不正な行為によつて料金又は第26条の2の手数料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

（貯水槽水道に関する管理者の責務）

第35条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（貯水槽水道の設置者の責務）

第36条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

（委任）

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(3) 鹿児島市下水道条例

昭和42年4月29日

条例第122号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 排水設備等の新設等（第3条～第7条）
- 第3章 公共下水道の使用（第8条～第15条）
- 第4章 使用料及び手数料（第16条～第25条）
- 第5章 雑則（第26条～第29条）
- 第6章 罰則（第30条～第32条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、鹿児島市（以下「市」という。）の公共下水道の管理及び使用について、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、法第2条の例によるものとする。

- (1) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備で、市の管理する公共下水道に汚水を流入させるため、これに直結して設けた排水管、排水渠その他の排水施設（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器等を含み、屎尿浄化槽を除く。）及び雨水を流入させるために設けた施設をいう。
- (2) 除害施設 法第12条第1項又は法第12条の11第1項に規定する除害施設をいう。
- (3) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (4) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (5) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道で、市が設置するものをいう。
- (6) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。

第2章 排水設備等の新設等

（排水設備の接続方法及び内径）

第3条 排水設備の新設又は改造（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共下水道の排水管、ます及びその他の排水施設（法第11条第1項の規定によ

り他人の排水設備を使用する場合又は同項の規定によらないでその排水設備の所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下「公共ます等」という。)で汚水を排除すべき施設に、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべき施設に固着させること。

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の定めるところにより行うこと。

(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるところによること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除するための排水管で延長3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人員(人)	150まで	150を超え300まで	300を超え600まで	600を超えるもの
円形管内径(ミリメートル)	100以上	150以上	200以上	250以上

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び排水渠の断面は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるところによること。ただし、一の敷地から排除される雨水を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積 (平方メートル)	排水管内径		排水渠断面	
	円形管内径 (ミリメートル)	半円管内径 (ミリメートル)	内のり (ミリメートル)	深さ (ミリメートル)
200まで	100以上	150以上	150以上	80以上
200を超え600まで	150以上	200以上	200以上	100以上
600を超えるもの	200以上	250以上	250以上	120以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第4条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定により、その設置について許可を受けるべき排水施設を除く。)の新設をしようとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 汚水は、公共ます等で汚水を排除すべき施設に、雨水は公共ます等で雨水を排除すべき施設に流入させるように設けること。

(2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(3) 陶器、コンクリート、れんが、その他の耐久性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置を講ぜられていること。

(排水設備等の設置及び管理)

第5条 排水設備又は排水施設(以下「排水設備等」という。)は、所有者、使用者又は占有者において設置し、及び管理するものとする。

2 所有者が本市内に居住しないとき又は管理者が必要と認めたときは、所有者は、この条例に定

める一切の事項を処理させるため、本市内に居住する者を管理人として選定するものとする。

3 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(排水設備等の工事の申込み)

第6条 排水設備等の新設等又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を得なければならない。

(排水設備等の工事の設計及び施行)

第7条 排水設備等の工事の設計及び施行は、管理者又は排水設備等の工事に関し技能を有する者として管理者が別に定める者が専属する事業者で管理者が指定したもの（以下「指定排水設備工事事業者」という。）が行う。

2 前項の規定により指定排水設備工事事業者が排水設備等の工事の設計及び施行をする場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 排水設備等の工事の設計及び施行並びに指定排水設備工事事業者の指定について必要な事項は、管理者が別に定める。

第3章 公共下水道の使用

(除害施設の計画等の届出)

第8条 除害施設の新設又は改良の工事を行おうとする者は、あらかじめその概要を明らかにする図書を添付した計画書を管理者に届け出なければならない。

2 前項の計画書及びこれに添付した図書に記載した事項を変更しようとする場合においてもあらかじめ変更する事項を管理者に届け出なければならない。

3 第1項の規定により届け出た除害施設の新設又は改良の工事が完了したときは、工事完了報告書を管理者に届け出なければならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。第11条において同じ。）を使用する者は、次の各号に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(3) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満

(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

2 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該下水について前項各号に掲げる項目に関し、当該各号に定める水質より緩やかな水質

の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る前項に規定する水質の基準は、前項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

(除害施設の設置)

第10条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 温度 45度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第11条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。ただし、第4号に掲げる項目について管理者が別に定めた場合は、この限りでない。

(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) 温度 45度未満

(3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(5) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満

(6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により、当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値

(尿尿の排除の制限)

第12条 使用者は、尿尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によつてこれをしなければならない。

(公共下水道の使用の制限等)

第13条 管理者は、公共下水道の使用について、著しくその施設の機能を妨げ、若しくは妨げるおそれがあり、又はその施設を損傷し、若しくは損傷するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて排水設備等の構造、使用の方法若しくは下水の水質を改善することを命じ、

又は排水設備等の使用若しくは当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。

(報告の徴収等)

第14条 管理者は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度において除害施設の設置者及び法第12条の2第1項に規定する特定施設の設置者に対し、事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

(使用の開始等の届出)

第15条 所有者、使用者又は管理人（以下「所有者等」という。）は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

2 所有者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 管理人を選定したとき。

(2) 所有者等の氏名又は住所に変更があつたとき。

3 法第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7の規定による届出をした者は、第1項の規定による届出をしたものとみなす。

第4章 使用料及び手数料

(使用料の徴収)

第16条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から、その排除汚水量に応じて下水道使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

(定例日)

第17条 管理者は、使用料の算定の基準日として、使用者ごとに毎月の定例日を定める。

(使用料の額)

第18条 使用料は、1か月について次の表に掲げる用途及び汚水種別の区分に従い、基本料金と、排除汚水量に応じて算出した従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

※次表略す（160ページ参照）

2 前項の規定にかかわらず、排除される汚水の水質が著しく悪いため、汚水の処理及び公共下水道の維持に特別の費用を要すると認められるもので、規程で定める汚水の水質のものについては、当該排除汚水量に1立方メートルについて153円の範囲内で規程で定める額を乗じて算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を同項の使用料に加算するものとする。

(使用料の算定)

第19条 管理者は、隔月の定例日に排除汚水量を算出し、その排除汚水量をもつて、その日の属する月分及びその前月分の使用料を算定する。この場合において、排除汚水量は、各月均等とみなす。

2 管理者は、必要があると認めたときは、定例日以外の日に排除汚水量を算出し、その排除汚水

量をもつて使用料を算定することができる。

- 3 公共下水道の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は臨時に使用したときは、その都度、排除汚水量を認定し、その排除汚水量をもつて使用料を算定する。

(特別な場合における使用料の算定)

第20条 使用料算定の基準となる月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの基本料金は、管理者が別に定めるところにより日割りにより算定する。ただし、同一と認められる使用者が公共下水道の使用の開始、休止等を繰り返す等の場合であつて、継続して使用していると管理者が認めるときは、この限りでない。

- 2 使用料算定の基準となる月の中途において、第18条第1項の表の用途又は汚水種別に変更があつたときの使用料は、その使用日数の多い用途又は汚水種別の使用料により、算定する。ただし、その使用日数が同じであるときは、変更後の用途又は汚水種別の使用料により、これを算定する。

第20条の2 管理者は、アパート・マンション等共同住宅の各世帯の使用者であつて、管理者の定める基準に適合しているものについては、申請によつて各世帯の使用者の排除汚水量を均等とみなして使用料を算定することができる。

(排除汚水量の算出方法)

第21条 排除汚水量の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道の水を使用して汚水を排除する場合は、水道の使用水量とする。ただし、2人以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用水量を確知することができないときは、その使用水量は均等とみなす。
- (2) 井戸等水道以外の水を使用して汚水を排除する場合は、水の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
- (3) 氷製造業その他これに類する営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い排除する汚水(第18条第2項の規定の適用を受ける特定事業場から排除される汚水を除く。)の量と著しく異なるものを営む使用者は毎月その月の排除汚水量及びその算出方法の根拠を記載した申告書をその月の定例日から7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前各号の規定にかかわらず、管理者はその申告書の記載事項を勘案してその使用者の排除汚水量を認定する。

(排水設備の用途等の変更等)

第21条の2 所有者等は、第18条第1項の表の用途又は汚水種別を変更するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- 2 使用者が専ら水道の水を使用して汚水を排除している場合において、新たに井戸等水道以外の水を使用して汚水を排除するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。現に井戸等水道以外の水を使用して汚水を排除している場合において、排除汚水量の認定方法又は既に認定

を受けている排除汚水量に変更を生ずるときもまた同様とする。

(資料の提出等)

第22条 管理者は、使用料を算定するために必要と認めるときは、使用者に対し適当な場所に排除汚水量を測定するための計量装置を設置させ、又は水質の測定結果を記録するための水質測定記録装置を設置させることができるほか、関係資料の提出を求めることができる。

(使用料の徴収方法)

第23条 使用料は、納付制、口座振替制又は集金の方法により、隔月徴収する。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、毎月又は随時に、これを徴収することができる。

(徴収後の使用料の増減)

第23条の2 使用料徴収後、その使用料に増減を生じたときは、その差額を追徴又は還付する。この場合、次回以後の使用料で精算することができる。

(使用料の前払い)

第24条 公共下水道を一時使用する場合において、管理者は、必要があると認めるときは、使用料の概算額を前払いさせることができる。

2 前項の使用料の概算額は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき又は管理者が必要と認めるときに精算する。

(手数料)

第24条の2 管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申込者から申込みの際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 第7条第1項の規定による指定 1件につき 14,000円

(2) 第7条第2項の規定による設計審査(使用材料の確認を含む。) 次の表に掲げる額

種別	排水設備等の新設又は改造に係る設計審査	排水設備等の撤去に係る設計審査
1日当たり設計排除汚水量		
10立方メートルまで	1件につき 3,300円	1件につき 800円
10立方メートルを超え50立方メートルまで	1件につき 5,800円	
50立方メートルを超えるもの	1件につき 15,700円	

(3) 第7条第2項の規定による工事検査 次の表に掲げる額

種別	排水設備等の新設又は改造に係る工事検査	排水設備等の撤去に係る工事検査
1日当たり設計排除汚水量		
10立方メートルまで	1件につき 5,300円	1件につき 800円
10立方メートルを超え50立方メートルまで	1件につき 10,700円	
50立方メートルを超えるもの	1件につき 18,200円	

備考 排水設備等の新設又は改造に係る工事検査のうち、現地確認を要しない工事検査については、1件につき800円とする。

(使用料等の減免)

第25条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によつて納入しなければならない使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

第5章 雑則

(行為の許可)

第26条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる図面を添付して管理者に申請しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(1) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。）を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置及び構造を表示した図面

(許可を要しない軽微な変更)

第27条 法第24条第1項の「条例で定める軽微な変更」は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設置した物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であつて、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(特別の必要による公共ます及び取付管の新設等)

第28条 管理者が使用者の特別の必要により公共下水道のます及び取付管の新設等を行つたときは、当該使用者は、管理者の定めるところにより、その新設等に要した費用の全部又は一部を負担しなければならない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第6章 罰則

(罰則)

第30条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、50,000円以下の過料を科することができる。

(1) 第6条の承認を受けないで排水設備等の工事を施行した者

(2) 第7条第1項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を設計し、又は施行した者

(3) 第8条第1項、第2項若しくは第3項又は第15条第1項の規定による届出を怠つた者

(4) 第10条、第11条又は第12条の規定に違反した者

(5) 第13条の命令に従わなかつた者

(6) 第14条又は第22条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠つた者

(7) 第6条の規定による申込み、第8条第1項、第2項若しくは第3項又は第15条第1項の規定による届出に係る資料、第21条第3号の規定による申告書又は第14条若しくは第22条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した者

(8) 第26条の規定による許可を受けなかつた者

(使用料等を免れた者に対する過料)

第31条 市長は、詐欺その他不正な行為によつて使用料又は第24条の2の手数料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

(4) 鹿児島市工業用水道事業給水条例

平成16年10月18日

条例第95号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 給水の申込み及び給水量の決定（第6条—第8条）

第3章 給水施設工事及び管理並びに費用の負担（第9条—第12条）

第4章 給水（第13条—第18条）

第5章 料金（第19条—第22条）

第6章 雑則（第23条・第24条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、鹿児島市工業用水道事業の給水についての料金その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水施設 鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに附属する給水用具のうち量水器までの部分をいう。
- (2) 使用者 基本使用水量の決定通知を受けた者をいう。
- (3) 基本使用水量 使用者に供給する1日当たりの水量をいう。
- (4) 超過使用水量 基本使用水量を超えて使用した水量をいう。

（給水の対象）

第3条 工業用水の供給は、1日15立方メートル以上の水量を使用する者に対して行う。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

（氏名等の変更）

第4条 使用者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第5条 使用者は、工業用水道の使用に関する一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は引き受けさせてはならない。ただし、管理者が承認したときは、この限りでない。

第2章 給水の申込み及び給水量の決定

（給水の申込み）

第6条 給水を受けようとする者は、1日の使用水量の予定を定めて給水の申込みをしなければな

らない。

(基本使用水量の決定)

第7条 前条の規定による申込みがあったときは、管理者は、速やかにその申込みをした者の基本使用水量を決定し、これを通知するものとする。ただし、給水能力その他の理由により給水することができないときは、その旨通知するものとする。

(基本使用水量の変更)

第8条 基本使用水量の変更については、前2条の規定を準用する。

2 基本使用水量は、年度の途中では変更しない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第3章 給水施設工事及び管理並びに費用の負担

(工事の申込み)

第9条 給水施設の新設、増設、改造又は撤去の工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 工事は、管理者が別に定める者が施行し、工事に要する費用は、使用者の負担とする。

3 第1項の規定により使用者が工事を行う場合においては、管理者の設計審査、材料検査及び工事完了検査を受けなければならない。

(給水施設の維持及び管理並びに費用の負担)

第10条 使用者は、善良なる管理者の注意をもって給水施設を管理し、給水に異状があると認めるときは、管理者に届け出て指示を受けなければならない。

2 管理者が必要と認めたときは、修繕その他の措置を命ずることができる。

3 第1項の指示又は前項の命令を受けて行った措置に要した費用は、使用者の負担とする。

(給水施設等の検査等)

第11条 管理者は、管理上必要と認めるときは、その職員に給水施設等を検査させ、使用者に必要な措置を執ることを命ずることができる。

2 前項の規定による給水施設等の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(配水管の設置に要する費用の負担)

第12条 給水の申込みによって新たに配水管の設置が必要となるときは、その設置に要する費用は、使用者の負担とする。

第4章 給水

(給水の原則)

第13条 管理者は、天災地変その他不可抗力の事由による場合又は工業用水道施設の維持若しくは改良工事等のため必要な場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

2 緊急の事由による場合のほか、給水を制限し、又は停止しようとするときは、あらかじめその区域及び期間を定めて、その都度使用者に予告するものとする。

3 第1項に掲げる場合において、給水を制限し、又は停止したために使用者に損害を生ずることがあっても、管理者は、その責めを負わないものとする。

(均等使用の原則)

第14条 使用者は、1日の使用水量を24時間で除して8時間に乗じた分の水量を貯水することができる受水槽を設置し、工業用水道を常時均等に使用するよう努めなければならない。

(使用の開始等)

第15条 使用者は、工業用水道の使用を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、使用廃止の届出があったとき又は使用廃止の状態にあると認めたときは、給水施設の撤去等の必要な措置を執ることができる。

3 前項の措置に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(使用水量の決定)

第16条 使用水量は、毎月定例日に量水器によって決定する。ただし、使用水量が量水器の故障等により測定することができないとき又は不明であるときは、管理者が認定する。

2 管理者は、使用水量を決定したときは、速やかに使用者に通知するものとする。

(量水器の検査)

第17条 使用者は、量水器に異状があると認めたときは、管理者に対し量水器の機能について検査すべきことを請求することができる。

2 管理者は、前項の検査に特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(水質)

第18条 工業用水の水質は、次の表に掲げる基準によるものとする。

項目	基準
水温	常温
濁度	20度以下
水素イオン濃度	ペーハー値6.0以上8.5以下

第5章 料金

(料金等)

第19条 料金は、次に定める基本料金の額及び超過料金の額の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1月ごとに使用者から徴収する。

※次表略す（180ページ参照）

2 料金の納付期限は、翌月の末日とする。

(延滞金)

第20条 管理者は、使用者が前条の料金を納付期限までに完納しないときは、納付期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の規定により督促状を發した場合においては、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じて未納額につき年14.6パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合で計算した延滞金を徴収する。

3 前項の延滞金は、10円未満の端数があるときは当該端数を切り捨て、総額が10円未満のときはこれを徴収しない。

（責任使用水量制）

第21条 第19条の規定による料金の算定においては、使用者の使用した水量が基本使用水量の1月分に満たない場合であっても、基本使用水量の1月分まで使用したものとみなす。ただし、料金算定の基礎となる1月の期間の途中で使用を開始し、休止し、又は廃止したときの料金の算定については、日割計算とする。

（料金の減免）

第22条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金を減額し、又は免除することができる。

第6章 雑則

（給水の停止）

第23条 第13条第1項の規定にかかわらず、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、管理者は、給水を停止することができる。

- (1) 詐欺その他不正な方法により、料金の徴収を免れようとしたとき。
- (2) 管理者の承認を受けずに量水器又は管理者の管理する制水弁等を操作したとき。
- (3) 第11条第1項の規定による職員の職務の執行を拒み、又はこれを妨げたとき。
- (4) 料金その他この条例により使用者が負担すべき費用の納付を2月以上遅延したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この条例に違反したとき。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

8. 中核市・九州県都一覧表

(1) 水道関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
函館市企業局	〒040-8541 函館市末広町5-14 TEL 0138(27)8741 FAX 0138(22)5075	中核市 平成17年 10月指定
旭川市水道局	〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目 TEL 0166(24)3160 FAX 0166(25)9500	中核市 平成12年 4月指定
青森市企業局	〒030-0841 青森市奥野1-2-1 TEL 017(734)4201 FAX 017(774)4913	中核市 平成18年 10月指定
八戸圏域水道企業団	〒039-1112 八戸市南白山台1-11-1 TEL 0178(70)7032 FAX 0178(70)7070	中核市 平成29年 1月指定
盛岡市上下水道局	〒020-0013 盛岡市愛宕町6-8 TEL 019(623)1411 FAX 019(623)1410	中核市 平成20年 4月指定
秋田市上下水道局	〒010-0945 秋田市川尻みよし町14-8 TEL 018(823)8434 FAX 018(824)7414	中核市 平成9年 4月指定
山形市上下水道部	〒990-0836 山形市南石関27 TEL 023(645)1177 FAX 023(644)0924	中核市 平成31年 4月指定
福島市水道局	〒960-8601 福島市五老内町3-1 TEL 024(535)1118 FAX 024(535)1133	中核市 平成30年 4月指定
郡山市上下水道局	〒963-8016 郡山市豊田町1-4 TEL 024(932)7644 FAX 024(939)5820	中核市 平成9年 4月指定
いわき市水道局	〒970-8026 いわき市平字童子町2-5 TEL 0246(22)9313 FAX 0246(21)4844	中核市 平成11年 4月指定
水戸市上下水道局	〒310-8610 水戸市中央1-4-1 TEL 029(231)4115 FAX 029(231)8396	中核市 令和2年 4月指定
宇都宮市上下水道局	〒320-8543 宇都宮市河原町1-41 TEL 028(633)3230 FAX 028(633)3264	中核市 平成8年 4月指定
前橋市水道局	〒371-0035 前橋市岩神町3-13-15 TEL 027(898)3011 FAX 027(234)5544	中核市 平成21年 4月指定
高崎市水道局	〒370-8501 高崎市高松町35-1 TEL 027(321)1282 FAX 027(326)4027	中核市 平成23年 4月指定
川越市上下水道局	〒350-0054 川越市三久保町20-10 TEL 049(223)3061 FAX 049(223)3078	中核市 平成15年 4月指定
川口市上下水道局	〒332-8501 川口市青木5-13-1 TEL 048(258)4132 FAX 048(256)4871	中核市 平成30年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
越谷・松伏水道企業団	〒343-8505 越谷市越ヶ谷3-5-22 TEL 048(966)3931 FAX 048(963)0706	中核市 平成27年 4月指定
柏市上下水道局	〒277-0025 柏市千代田1-2-32 TEL 04(7166)2191 FAX 04(7167)1165	中核市 平成20年 4月指定
横須賀市上下水道局	〒238-8550 横須賀市小川町11 TEL 046(822)9840 FAX 046(822)2442	中核市 平成13年 4月指定
富山市上下水道局	〒930-0859 富山市牛島本町2-1-20 TEL 076(432)8624 FAX 076(432)8635	中核市 平成8年 4月指定
金沢市企業局	〒920-0031 金沢市広岡3-3-30 TEL 076(220)2611 FAX 076(220)2679	中核市 平成8年 4月指定
福井市企業局	〒910-8522 福井市大手3-13-1 TEL 0776(20)5615 FAX 0776(27)2753	中核市 平成31年 4月指定
甲府市上下水道局	〒400-0046 甲府市下石田2-23-1 TEL 055(228)3319 FAX 055(237)4331	中核市 平成31年 4月指定
長野市上下水道局	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613 TEL 026(224)5070 FAX 026(224)5114	中核市 平成11年 4月指定
松本市上下水道局	〒390-0852 松本市島立1490-2 TEL 0263(48)6800 FAX 0263(47)2137	中核市 令和3年 4月指定
岐阜市上下水道事業部	〒500-8156 岐阜市祈年町4-1 TEL 058(259)7878 FAX 058(259)7522	中核市 平成8年 4月指定
豊橋市上下水道局	〒440-8502 豊橋市牛川町字下毛田29-1 TEL 0532(51)2702 FAX 0532(51)2708	中核市 平成11年 4月指定
岡崎市上下水道局	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 TEL 0564(23)6334 FAX 0564(23)6368	中核市 平成15年 4月指定
一宮市上下水道部	〒491-8501 一宮市本町2-5-6 TEL 0586(28)8620 FAX 0586(73)9252	中核市 令和3年 4月指定
豊田市上下水道局	〒471-8501 豊田市西町3-60 TEL 0565(34)6653 FAX 0565(36)5529	中核市 平成10年 4月指定
大津市企業局	〒520-8575 大津市御陵町3-1 TEL 077(528)2863 FAX 077(523)3399	中核市 平成21年 4月指定
豊中市上下水道局	〒560-0022 豊中市北桜塚4-11-18 TEL 06(6858)2921 FAX 06(6858)4883	中核市 平成24年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
吹田市水道部	〒564-8551 吹田市南吹田3-3-60 TEL 06(6384)1253 FAX 06(6384)1902	中核市 令和2年 4月指定
高槻市水道部	〒569-0067 高槻市桃園町4-15 TEL 072(674)7952 FAX 072(674)7949	中核市 平成15年 4月指定
枚方市上下水道局	〒573-1030 枚方市中宮北町20-3 TEL 072(848)4196 FAX 072(848)8255	中核市 平成26年 4月指定
八尾市水道局	〒581-0007 八尾市光南町1-4-30 TEL 072(923)6546 FAX 072(991)5991	中核市 平成30年 4月指定
寝屋川市上下水道局	〒572-0832 大阪市寝屋川市本町15-1 TEL 072(824)1177 FAX 072(824)3090	中核市 平成31年 4月指定
東大阪市上下水道局	〒578-0944 東大阪市若江西新町1-6-6 TEL 06(6724)1221 FAX 06(6721)2374	中核市 平成17年 4月指定
姫路市上下水道局	〒670-8501 姫路市安田4-1 TEL 079(221)2703 FAX 079(221)2706	中核市 平成8年 4月指定
尼崎市公営企業局	〒660-0051 尼崎市東七松町2-4-16 TEL 06(6489)7405 FAX 06(6489)7403	中核市 平成21年 4月指定
明石市水道局	〒673-8686 明石市中崎1-5-1 TEL 078(918)5064 FAX 078(911)4066	中核市 平成30年 4月指定
西宮市上下水道局	〒662-8567 西宮市六湛寺町8-28 TEL 0798(32)2233 FAX 0798(32)2278	中核市 平成20年 4月指定
奈良市企業局	〒630-8001 奈良市法華寺町264-1 TEL 0742(34)5200 FAX 0742(35)5029	中核市 平成14年 4月指定
和歌山市企業局	〒640-8511 和歌山市七番丁23 TEL 073(435)1124 FAX 073(435)1280	中核市 平成9年 4月指定
鳥取市水道局	〒680-1132 鳥取市国安210-3 TEL 0857(53)7953 FAX 0857(53)7802	中核市 平成30年 4月指定
松江市上下水道局	〒690-0826 松江市学園南1-17-24 TEL 0852(55)4888 FAX 0852(55)4890	中核市 平成30年 4月指定
倉敷市水道局	〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL 086(426)3654 FAX 086(427)7271	中核市 平成14年 4月指定
呉市上下水道局	〒737-0051 呉市中央6-2-9 TEL 0823(26)1604 FAX 0823(26)1656	中核市 平成28年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
福山市上下水道局	〒720-8526 福山市古野上町15-25 TEL 084(928)1529 FAX 084(922)6583	中核市 平成10年 4月指定
下関市上下水道局	〒750-8525 下関市春日町7-32 TEL 083(231)3121 FAX 083(231)3122	中核市 平成17年 10月指定
香川県広域水道企業団	〒760-8514 高松市番町1-8-15 TEL 087(826)6112 FAX 087(826)1132	中核市 平成11年 4月指定
松山市公営企業局	〒790-8590 松山市二番町4-4-6 TEL 089(998)9821 FAX 089(932)3325	中核市 平成12年 4月指定
高知市上下水道局	〒781-8010 高知市棧橋通3-31-11 TEL 088(821)9230 FAX 088(833)6549	中核市 平成10年 4月指定
久留米市企業局	〒839-8501 久留米市合川町2190-3 TEL 0942(30)8506 FAX 0942(30)8570	中核市 平成20年 4月指定
長崎市上下水道局	〒850-8563 長崎市桜町6-3 TEL 095(829)1203 FAX 095(829)1205	中核市 平成9年 4月指定
佐世保市水道局	〒857-0028 佐世保市八幡町4-8 TEL 0956(25)9660 FAX 0956(25)9685	中核市 平成28年 4月指定
大分市上下水道局	〒870-0045 大分市城崎町1-5-20 TEL 097(538)2404 FAX 097(535)1241	中核市 平成9年 4月指定
宮崎市上下水道局	〒880-8507 宮崎市鶴島3-252 TEL 0985(26)7580 FAX 0985(24)1047	中核市 平成10年 4月指定
那覇市上下水道局	〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1 TEL 098(941)7802 FAX 098(941)7821	中核市 平成25年 4月指定
福岡市水道局	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-28-15 TEL 092(483)3133 FAX 092(482)6918	九州県都 (政令指定都市)
熊本市上下水道局	〒862-8620 熊本市中央区水前寺6-2-45 TEL 096(381)4330 FAX 096(384)4135	九州県都 (政令指定都市)
佐賀市上下水道局	〒849-8558 佐賀市若宮3-6-60 TEL 0952(33)1330 FAX 0952(33)1315	九州県都

(2)下水道関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
函館市企業局	〒040-8541 函館市末広町5-14 TEL 0138(27)8741 FAX 0138(22)5075	中核市 平成17年 10月指定
旭川市水道局	〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目 TEL 0166(24)3160 FAX 0166(25)9500	中核市 平成12年 4月指定
青森市水道部	〒030-0841 青森市奥野1-2-1 TEL 017(718)1190 FAX 017(718)1193	中核市 平成18年 10月指定
八戸市環境部	〒031-0801 八戸市江陽3-1-111 TEL 0178(44)8254 FAX 0178(47)9065	中核市 平成29年 1月指定
盛岡市上下水道局	〒020-0013 盛岡市愛宕町6-8 TEL 019(623)1411 FAX 019(623)1410	中核市 平成20年 4月指定
秋田市上下水道局	〒010-0945 秋田市川尻みよし町14-8 TEL 018(823)8434 FAX 018(824)7414	中核市 平成9年 4月指定
山形市上下水道部	〒990-0836 山形市南石関27 TEL 023(645)1177 FAX 023(644)0924	中核市 平成31年 4月指定
福島市都市政策部	〒960-8601 福島市五老内町3-1 TEL 024(525)3789 FAX 024(534)8228	中核市 平成30年 4月指定
郡山市上下水道局	〒963-8016 郡山市豊田町1-4 TEL 024(932)7644 FAX 024(939)5820	中核市 平成9年 4月指定
いわき市生活環境部	〒970-8686 いわき市平字梅本21 TEL 0246(22)7519 FAX 0246(22)7572	中核市 平成11年 4月指定
水戸市上下水道局	〒310-8610 水戸市中央1-4-1 TEL 029(231)4115 FAX 029(231)8396	中核市 令和2年 4月指定
宇都宮市上下水道局	〒320-8543 宇都宮市河原町1-41 TEL 028(633)3230 FAX 028(633)3264	中核市 平成8年 4月指定
前橋市水道局	〒371-0035 前橋市岩神町3-13-15 TEL 027(898)3011 FAX 027(234)5544	中核市 平成21年 4月指定
高崎市下水道局	〒370-8501 高崎市高松町35-1 TEL 027(321)1263 FAX 027(325)8352	中核市 平成23年 4月指定
川越市上下水道局	〒350-0054 川越市三久保町20-10 TEL 049(223)3061 FAX 049(223)3078	中核市 平成15年 4月指定
川口市上下水道局	〒332-8501 川口市青木5-13-1 TEL 048(258)4132 FAX 048(256)4871	中核市 平成30年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
越谷市建設部	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1 TEL 048(963)9206 FAX 048(963)9198	中核市 平成27年 4月指定
船橋市建設局	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 TEL 047(436)2648 FAX 047(436)2647	中核市 平成15年 4月指定
柏市上下水道局	〒277-0025 柏市千代田1-2-32 TEL 04(7166)2191 FAX 04(7167)1165	中核市 平成20年 4月指定
八王子市水循環部	〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 TEL 042(620)7289 FAX 042(626)3019	中核市 平成27年 4月指定
横須賀市上下水道局	〒238-8550 横須賀市小川町11 TEL 046(822)9840 FAX 046(822)2442	中核市 平成13年 4月指定
富山市上下水道局	〒930-0859 富山市牛島本町2-1-20 TEL 076(432)8624 FAX 076(432)8635	中核市 平成8年 4月指定
金沢市企業局	〒920-0031 金沢市広岡3-3-30 TEL 076(220)2611 FAX 076(220)2679	中核市 平成8年 4月指定
福井市企業局	〒910-8522 福井市大手3-13-1 TEL 0776(20)5615 FAX 0776(27)2753	中核市 平成31年 4月指定
甲府市上下水道局	〒400-0046 甲府市下石田2-23-1 TEL 055(228)3319 FAX 055(237)4331	中核市 平成31年 4月指定
長野市上下水道局	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613 TEL 026(224)5070 FAX 026(224)5114	中核市 平成11年 4月指定
松本市上下水道局	〒390-0852 松本市島立1490-2 TEL 0263(48)6800 FAX 0263(47)2137	中核市 令和3年 4月指定
岐阜市上下水道事業部	〒500-8156 岐阜市祈年町4-1 TEL 058(259)7878 FAX 058(259)7522	中核市 平成8年 4月指定
豊橋市上下水道局	〒440-8502 豊橋市牛川町字下毛田29-1 TEL 0532(51)2702 FAX 0532(51)2708	中核市 平成11年 4月指定
岡崎市上下水道局	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 TEL 0564(23)6334 FAX 0564(23)6368	中核市 平成15年 4月指定
一宮市上下水道部	〒491-8501 一宮市本町2-5-6 TEL 0586(28)8620 FAX 0586(73)9252	中核市 令和3年 4月指定
豊田市上下水道局	〒471-8501 豊田市西町3-60 TEL 0565(34)6653 FAX 0565(36)5529	中核市 平成10年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
大津市企業局	〒520-8575 大津市御陵町3-1 TEL 077(528)2863 FAX 077(523)3399	中核市 平成21年 4月指定
豊中市上下水道局	〒560-0022 豊中市北桜塚4-11-18 TEL 06(6858)2921 FAX 06(6858)4883	中核市 平成24年 4月指定
吹田市下水道部	〒564-8550 吹田市泉町1-3-40 TEL 06(6384)2011 FAX 06(6368)9903	中核市 令和2年 4月指定
高槻市都市創造部	〒569-0067 高槻市桃園町2-1 TEL 072(674)7432 FAX 072(675)3252	中核市 平成15年 4月指定
枚方市上下水道局	〒573-1030 枚方市中宮北町20-3 TEL 072(848)4196 FAX 072(848)8255	中核市 平成26年 4月指定
八尾市下水道部	〒581-0003 八尾市本町1-1-1 TEL 072(924)3883 FAX 072(922)3587	中核市 平成30年 4月指定
寝屋川市上下水道局	〒572-0832 大阪市寝屋川市本町15-1 TEL 072(824)1177 FAX 072(824)3090	中核市 平成31年 4月指定
東大阪市上下水道局	〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 TEL 06(4309)3260 FAX 06(4309)3827	中核市 平成17年 4月指定
姫路市上下水道局	〒670-8501 姫路市安田4-1 TEL 079(221)2703 FAX 079(221)2706	中核市 平成8年 4月指定
尼崎市公営企業局	〒660-0051 尼崎市東七松町2-4-16 TEL 06(6489)7405 FAX 06(6489)7403	中核市 平成21年 4月指定
明石市都市局	〒674-0063 明石市大久保町八木742 TEL 078(934)9620 FAX 078(934)9622	中核市 平成30年 4月指定
西宮市上下水道局	〒662-8567 西宮市六湛寺町8-28 TEL 0798(32)2233 FAX 0798(32)2278	中核市 平成20年 4月指定
奈良市企業局	〒630-8001 奈良市法華寺町264-1 TEL 0742(34)5200 FAX 0742(35)5029	中核市 平成14年 4月指定
和歌山市企業局	〒640-8511 和歌山市七番丁23 TEL 073(435)1093 FAX 073(435)1276	中核市 平成9年 4月指定
鳥取市下水道部	〒680-0902 鳥取市秋里903 TEL 0857(30)8382 FAX 0857(20)3318	中核市 平成30年 4月指定
松江市上下水道局	〒690-0826 松江市学園南1-17-24 TEL 0852(55)4888 FAX 0852(55)4890	中核市 平成30年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
倉敷市環境リサイクル局	〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL 086(426)3581 FAX 086(425)5645	中核市 平成14年 4月指定
呉市上下水道局	〒737-0051 呉市中央6-2-9 TEL 0823(26)1604 FAX 0823(26)1656	中核市 平成28年 4月指定
福山市上下水道局	〒720-8526 福山市古野上町15-25 TEL 084(928)1529 FAX 084(922)6583	中核市 平成10年 4月指定
下関市上下水道局	〒750-8525 下関市春日町7-32 TEL 083(231)3121 FAX 083(231)3122	中核市 平成17年 10月指定
高松市都市整備局	〒760-8571 高松市番町1-8-15 TEL 087(839)2765 FAX 087(839)2776	中核市 平成11年 4月指定
松山市公営企業局	〒790-8590 松山市二番町4-4-6 TEL 089(998)9821 FAX 089(932)3325	中核市 平成12年 4月指定
高知市上下水道局	〒781-8010 高知市棧橋通3-31-11 TEL 088(821)9230 FAX 088(833)6549	中核市 平成10年 4月指定
久留米市企業局	〒839-8501 久留米市合川町2190-3 TEL 0942(30)8506 FAX 0942(30)8570	中核市 平成20年 4月指定
長崎市上下水道局	〒850-8563 長崎市桜町6-3 TEL 095(829)1203 FAX 095(829)1205	中核市 平成9年 4月指定
佐世保市水道局	〒857-0028 佐世保市八幡町4-8 TEL 0956(25)9660 FAX 0956(25)9685	中核市 平成28年 4月指定
大分市上下水道局	〒870-0045 大分市城崎町1-5-20 TEL 097(538)2404 FAX 097(535)1241	中核市 平成9年 4月指定
宮崎市上下水道局	〒880-8507 宮崎市鶴島3-252 TEL 0985(26)7580 FAX 0985(24)1047	中核市 平成10年 4月指定
那覇市上下水道局	〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1 TEL 098(941)7802 FAX 098(941)7821	中核市 平成25年 4月指定
福岡市道路下水道局	〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 TEL 092(711)4503 FAX 092(733)5596	九州県都 (政令指定都市)
熊本市上下水道局	〒862-8620 熊本市中央区水前寺6-2-45 TEL 096(381)4330 FAX 096(384)4135	九州県都 (政令指定都市)
佐賀市上下水道局	〒849-8558 佐賀市若宮3-6-60 TEL 0952(33)1330 FAX 0952(33)1315	九州県都

9. 関係団体一覧表

(1) 国関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等
厚生労働省	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 TEL 03(5253)1111
総務省	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 TEL 03(5253)5111
国土交通省	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館(分館) TEL 03(5253)8111
環境省	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 TEL 03(3581)3351
経済産業省 九州経済産業局	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館6・7階 TEL 092(482)5405 FAX 092(482)5960

(2) 県関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等
鹿児島県くらし保健福祉部 生活衛生課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 行政庁舎3階 TEL 099(286)2784 FAX 099(286)5562
鹿児島県土木部 河川課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 行政庁舎15階 TEL 099(286)3586 FAX 099(286)5625
鹿児島県土木部 生活排水対策室 (都市計画課内)	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 行政庁舎14階 TEL 099(286)3685 FAX 099(286)5633
鹿児島県工業用水道部 工業用水課	〒891-0133 鹿児島市平川町5681-1 TEL 099(230)0630 FAX 099(230)0631

(3) 市関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等
環境局資源循環部 資源政策課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1288 FAX 099(216)1292
環境局環境部 環境衛生課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1300 FAX 099(216)1292
健康福祉局保健部 生活衛生課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(803)6881 FAX 099(803)7026
建設局都市計画部 都市計画課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1378 FAX 099(216)1398
建設局道路部 道路建設課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1404 FAX 099(216)1400
建設局建設管理部 河川港湾課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1412 FAX 099(216)1414
消防局総務課	〒892-0816 鹿児島市山下町15-1 TEL 099(222)0280 FAX 099(224)8119

(4)その他

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等
(公社)日本水道協会	〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-9 TEL 03(3264)2281 FAX 03(3262)2244 (総務部) 03(3264)2205 (調査部)
(公社)日本水道協会 九州地方支部	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-28-15 福岡市水道局総務部総務課内 TEL 092(483)3104 FAX 092(482)1376
(公社)日本水道協会 鹿児島県支部	〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1-10 鹿児島市水道局総務部総務課内 TEL 099(213)8502 FAX 099(252)6728
鹿児島県水道協会	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課内 TEL 099(286)2790 FAX 099(286)5562
(公社)日本下水道協会	〒101-0047 東京都千代田区内神田2-10-12 内神田すいすいビル5～8階 TEL 03(6206)0260 (総務部) 03(6206)0679 (企画調査部) 03(6206)0369 (技術研究部) FAX 03(6206)0265 (総務部)
九州地方下水道協会	〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市道路下水道局計画部下水道企画課内 TEL 092(711)4428 FAX 092(733)5533
鹿児島県下水道協会	〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1-10 鹿児島市水道局総務部総務課内 TEL 099(213)8502 FAX 099(252)6728
地方共同法人日本下水道事業団	〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル3・7・8階 TEL 03(6361)7800 FAX 03(5805)1800
地方共同法人日本下水道事業団 鹿児島事務所	〒892-0846 鹿児島市加治屋町18-8 大樹生命鹿児島ビル8階 TEL 099(219)5155 FAX 099(219)5455

令和4年版 水道・公共下水道・工業用水道事業年報

令和4年9月

編集及び 〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1番10号
発行 鹿児島市水道局総務部経営管理課